沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・

平成 20 年 5 月 30 日修正
平成 21 年 6 月 10 日修正
平成 22 年 5 月 27 日修正
平成 23 年 5 月 26 日修正
平成 24 年 5 月 25 日修正
平成 25 年 3 月 21 日修正
（一般災害対策編へ編名変更）
（資料編へ編名変更）
（地震・津波災害対策編策定）
平成 26 年 3 月 20 日修正
平成 28 年 1 月 26 日修正
平成 30 年 3 月 26 日修正

西之表市地域防災計画

《一般災害対策編》

西之表市防災会議

【 目 次 】

≪一般災害対策編≫

第１章　総則

第１節　計画の目的等・・ 1
第２節　防災関係機関の業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第３節　市民及び事業所の基本的責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第４節　西之表市の地勢と災害の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
第５節　災害の想定・・ 7

第２章　災害予防計画

≪災害に強い施設等の整備状況≫
第１節　土砂災害等の防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第２節　高潮災害等の防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
第３節　防災構造化の推進・・ 15
第４節　建築物災害の防災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
第５節　公共施設の災害防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
第６節　防災研究の推進・・ 20
≪迅速かつ円滑な災害応急対策への備え≫
第７節　防災組織の整備・・ 21
第８節　通信・広報体制（機器等）の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
第９節　気象観測体制の整備・・ 28
第10節　消防体制の整備・・ 29
第11節　避難体制の整備・・ 32
第12節　救助・救急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
第13節　交通確保体制の整備・・ 43
第14節　輸送体制の整備・・ 46
第15節　その他の災害応急対策事前措置体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
第16節　複合災害対策体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
≪市民の防災活動の整備≫
第17節　市民の防災活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
第18節　防災訓練の効果的実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
第19節　自主防災組織の育成強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
第20節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
第21節　防災ボランティアの育成強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
第22節　企業防災の促進・・ 72
第23節　要配慮者の安全確保・・ 73

第３章　災害応急対策計画

≪活動体制の確立≫
第１節　応急活動体制の確立
第２節　情報伝達体制の確立 79
第３節　災害救助法の適用及び運用 85
第４節　広域応援体制 91
第５節　自衛隊の災害派遣 93
第６節　防災ボランティアと連携等 96
≪警戒避難期の応急対策≫ 100
第７節　気象警報等の収集・伝達
第８節　災害情報・被害情報の収集・伝達 101
第９節　広報 106
第10節　水防・土砂災害等の防止対策 113
第11節　消防活動 116
第12節　避難の勧告・指示（緊急）、誘導 116
第13節　救助・救急 119
第14節　交通・確保規制 129
第15節　緊急医療 133
第16節　要配慮者への緊急支援 136
≪事態安定期の応急対策≫
第17節　食糧の供給 138
第18節　応急給水 143
第19節　生活必需品の給与 145
第20節　医療 147
第21節　感染症予防、食品衛生、生活衛生対策 149
第22節　動物保護対策 151
第23節　し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 152
第24節　行方不明者の捜索、遺体の処理等 154
第25節　住宅の供給確保 156
第26節　文教対策 159
第27節　農林水産業災害の応急対策 161
≪社会基盤の応急対策≫
第28節　上水道施設の応急対策 162
第29節　道路・河川等の公共施設の応急対策 163
第30節　電力施設の応急対策 164

第４章　特殊災害

第１節　海上災害応急対策計画･･ 165

第５章　災害復旧・復興計画

≪公共土木施設等の災害復旧≫
第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進･･････････････････････････ 169
≪被災者の災害復旧・復興支援≫
第２節　被災者の生活確保･･ 170
第３節　被災者の融資措置･･ 174

第１章　総　　則

第１節　計画の目的等

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき西之表市の地域に係る災害対策に関して次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

⑴　西之表市地域の地勢と災害記録及びその特性、西之表市地域の防災に関し西之表市及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱並びに西之表市災害対策本部の組織、編成等に関する事項

⑵　災害危険地域の調査把握、防災施設及び物資の整備、防災教育及び訓練並びに防災組織の整備等の災害の計画

⑶　防災に関する組織、動員、気象警報等の伝達、災害情報の収集、避難、水防、地震災害計画、消防等の災害発生の防御計画及び食糧、衣料等の供給、医薬、救出等の応急救助計画その他災害の拡大を防止するための計画等、災害応急対策の計画等、災害応急対策、災害復旧・復興に関するもの

⑷　海上災害応急対策計画

⑸　災害の復旧・復興に関する計画

２　計画の概要

西之表市地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害、海上災害応急対策計画に係る「一般災害対策編」、地震災害・津波災害に係る「地震・津波災害対策編」と「資料編」から構成されるが、本計画は、このうち風水害等に係る「一般災害対策編」である。

３　その他の法令に基づく計画との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、防災行政を一元化するものではない。したがって、水防法（昭和 24 年法律第 193 号)、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号)、その他の法令に特別な定めがあるものについては、当該法などの定めるところにより、

その業務を処理するものとする。

４　計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加え修正するとともに、随時必要と認める理由が生じたときは、その都度速やかに修正するものとする。

５　計画の周知

この計画は、防災関係機関の職員に周知を図るとともに、計画のうち必要な事項については、災害対策基本法第 42 条第４項に定める公表のほか、市民に周知を図るものとする。

第２節　防災関係機関の業務の大綱

西之表市地域に係る防災に関し、西之表市及び市内公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

１　西之表市

⑴　西之表市防災会議に係る業務に関すること。
⑵　防災に関する施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
⑶　災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
⑷　災害の防御と拡大の防止対策に関すること。
⑸　り災者の救助、医療、防疫等の救助保護に関すること。
⑹　被災した市管理施設の応急対策に関すること。
⑺　災害時の交通輸送の確保に関すること。
⑻　災害時における文教、保健衛生対策に関すること。
⑼　被災者に対する融資等被災者復興の対策に関すること。
⑽　被災施設の復旧に関すること。
⑾　管内関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。
⑿　災害対策に係る隣接市町村間の相互応援協力に関すること。

２　鹿児島県

⑴　鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。
⑵　防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
⑶　災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
⑷　災害の防御と拡大の防止に関すること。
⑸　り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
⑹　被災した県管理施設の応急対策に関すること。
⑺　災害時の文教、保健衛生、警備対策に関すること。
⑻　災害対策要員の供給、あっせんに関すること。
⑼　災害時における交通輸送の確保に関すること。
⑽　被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること。
⑾　被災施設の復旧に関すること。
⑿　市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせんに関すること。
⒀　災害対策に係る「九州・山口９県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。

３　九州電力

⑴　電力施設の整備と防災管理に関すること。
⑵　災害時における電力供給確保に関すること。

⑶　被災施設の応急対策及び災害復旧対策に関すること。

４　鹿児島地方気象台

⑴　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報の発表及び通報に関すること。

⑵　地震情報の発表及び通報に関すること。

⑶　災害発生時における気象、地象、水象観測資料の提供に関すること。

⑷　防災気象知識の普及及び指導に関すること。

⑸　気象災害防止のための統計調査に関すること。

５　ＮＴＴ

災害時における電気通信サービスの確保に関すること。

６　西之表市商工会

被災事業者に対する資金の斡旋及び融資に関すること。

７　種子屋久農業協同組合

農作物に対する災害防止対策及び災害復旧対策に関すること。

８　種子島漁業協同組合

漁船の遭難防止対策に関すること。

９　種子島森林組合

⑴　森林及び原野に関する災害予防対策に関すること。

⑵　災害対策に必要な資材の払下げに関すること。

10　その他の公共的団体及び防災上重要施設の管理者

それぞれの業務に関する防災対策及び応急対策、災害復旧対策に関すること。

第３節　市民及び事業所の基本的責務

本節は、市民及び事業所の基本的責務を示す。市民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

１　市民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る。」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する。」共助が防災の基本である。

市民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食料、飲料水等の備蓄など自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、市民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

２　事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、自らの防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的債務を自覚し、自主防災組織、県、市及びその他の行政機関と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第４節　西之表市の地勢と災害の特性

１　位置

西之表市は、九州本土最南端の佐多岬から南東方向約 40km、鹿児島市から約 115km の海上にある種子島の北部に位置し、東・西・北は海に面し、南は中種子町と隣接している。本市は、南北の長さは 25.2km、東西の幅は 8.2km で、周囲は 63km、面積は 205.66k ㎡で、種子島の総面積の約 45％を占めている。

２　地勢

本市の地勢は、小さく曲がりくねった丘陵地が広く分布し、傾斜が急な険しい山岳地帯はなく、海抜 300m を出ていない。

河川としては、東海岸に川脇川、湊川、西京川、西海岸に甲女川等 8km 内外が主なものである。

３　地質

本市の地質は、種子島全域に広がる新生代古第三紀熊毛層群に属し、随所に洪積台地が発達している。

また、ほとんど砂岩からなっているが、場所によっては礫岩、頁岩、火成岩がみられ、東部の丘陵地は亜炭層を包含している。土質は、淡褐色の粘土と黒ボクが主となっている。海岸は、磯の発達が見られ、ところによっては小規模な海岸砂丘も存在している。

４　気象

⑴　気温

本市の年平均気温は 19.6℃で、黒潮の影響を受けて温暖な気候となっている。

月平均気温は、１月が 11.5℃と最も低く、最も高くなる８月には 27.9℃まで上昇する。

５月から 10 月までは月平均気温が 20 度を超え、夏の期間が長い。一方、冬の気温は 10℃以上あり、日の最低でも 0℃を下回ることはほとんどない。

⑵　降水量

本市の年平均降水量は 2,345.0mm で、全国平均の 1,718mm（国交省水資源部調べ）を上回っている。梅雨は５月末頃に入り７月初めごろ明け、台風は年に４～５回７月から 10 月にかけて来襲する。夏から秋にかけての雨は台風、雷雨に伴う一時的な豪雨が多く、水害を起こす原因となっている。

⑶　風速・風向

風速は、年平均風速 6.0m/s で、月別風速を見ると、12 月が 7.3m/s と強く、８月～10 月が 4.6～4.7m/s と弱い。

風向きは、年間を通して北西の風が最も多く、次いで西南西の風が多い。冬期には季節風により北西の風が強くなる。本市の気候は温暖気候に近い亜熱帯性気候だが、宿命ともいえる台風常襲地帯に当たるので、農作物の被る影響も大きくなっている。

第５節　災害の想定

本市においては、既往の災害のうち、風水害については最大規模であった平成 13 年（2001 年）9 月 2 日～8 日にかけての大雨（平成 13 年９月集中豪雨）と同程度の豪雨に加え、昭和 39 年（1964 年）8 月 24 日の台風第 20 号による暴風と同程度の台風による被害を想定災害として、予防計画及び応急対策計画並びに復旧・復興計画における目安として位置づける。

想定される最大被害の総括表

想定項目＼災害名 ＼年月日	平成 13 年集中豪雨 （平成 13 年 9 月 2 日～8 日）	台風第 20 号 （昭和 39 年 8 月 24 日）
気 象 概 況	・ 時間最大雨量 126mm（測候所）2 日 18 時 134mm（能　野）2 日 17 時 30 分 123mm（西之表）2 日 18 時 5 分 143mm（国　上）2 日 19 時 144mm（現　和）2 日 18 時 50 分 ・ 日降水量 341mm（測候所）2 日	・ 最大風速 57.5m／S
人 的 被 害	・ 行方不明者　1 ・ 死者　　1	－
建 物 等 被 害	・ 公共文教施設（土地）　8 校 ・ 農業施設　11 件 ・ 農地関係　1,389 箇所 ・ 林務関係　37 箇所 ・ 公共土木施設　325 箇所 ・ その他の公共施設　20 箇所 ・ 農産被害　17.2 ha ・ 林山被害　2.93ha ・ 畜産被害　4 頭 ・ 水産関係　4 箇所 ・ 商工被害　30 箇所 ・ その他被害　2 箇所 ・ 床上浸水　61 世帯 ・ 床下浸水　181 世帯	・ 家屋全壊 住家　188 戸 非住家　141 戸 公衆建物　10 棟 ・ 半壊 住家　126 戸 非住家 103 戸 公共建物　16 棟

第２章　災害予防計画

第１節　土砂災害等の防止対策の推進

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各防災事業を推進し、被害の未然での防止や、被害のおよぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

本市は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の風水害による斜面崩壊、農地災害等の被害が予想される。

このような災害を防止するため、従来推進されている各種防災事業を継続し、併せて風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、平成 13 年 4 月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

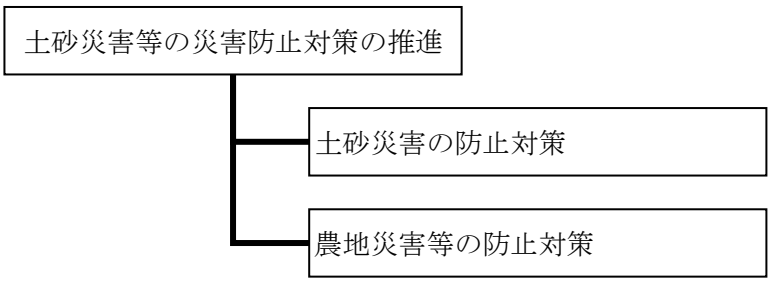

第１　土砂災害の防止対策

［総務課・建設課・農林水産課］

１　土砂災害防止事業の推進

本市は、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ等による土砂災害を受けやすい。

平成13年（2001年）9月の集中豪雨では地盤がゆるんだ多数の斜面で崩壊が生じ、これを直接的な要因とする人的被害が発生したほか、道路交通の不通箇所も多数生じた。

災害危険箇所別の斜面災害の防止事業の実施方策は、以下のとおりである。

⑴　山地災害危険箇所等

山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある山地災害危険地区を県の山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区の指定に基づき把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

ア　山腹崩壊危険地区

≪資料編　3-9 山腹崩壊危険地区≫

イ　山腹崩壊土砂流出危険地区

≪資料編　3-10 山腹崩壊土砂流出危険地区≫

⑵　土石流危険渓流

土石流の発生が予想される危険渓流等を県の土石流危険渓流（Ⅰ～Ⅲ）の指定に基づき把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

≪資料編　3-1 土石流危険渓流Ⅰ、3-2 土石流危険渓流Ⅱ、3-3 土石流危険渓流Ⅲ≫

⑶　急傾斜地崩壊危険箇所

がけ崩れの発生が予想される箇所を県の急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ～Ⅲ）の指定に基づき把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

≪資料編　3-4 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ、3-5 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ、3-6 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ≫

避難場所を最寄りの公民館その他の施設に一応指定してあるが、最終的には、避難計画による避難場所（老人福祉センター、勤労青少年ホーム、市民体育館、児童館、市民会館、各小・中学校）に避難するものとする。避難の誘導については、直接本人に連絡するものとするが、校区行政連絡員、行政連絡員、各消防分団長及び自主防災組織を通じさらに徹底した避難の誘導を図るものとする。

特に危険ながけの条件としては、がけの角度 30 度以上、高さ 5 メートル以上、人家 5 戸以上となっているが、崩れやすい条件は以下のとおりである。

ア　擁壁や、石垣に割れ目のあるところ（松畠）

イ　上部が覆いかぶさっているところ

ウ　湧水があったり、水が集まりやすいところ（浦田）

エ　近くで崩れたことのあるところ（大崎）

オ　がけすそを切り込んだようなところ（洲之崎）

カ　岩が土のようにボロボロになっているところ

キ　表土の厚いがけ（松畠）

ク　かたい岩でも割れ目の多いがけ

ケ　上部の排水が完備していないがけ

その他いろいろな要因が考えられるので、各危険地域に居住する住民は、特に注意しなければならない。

⑷　建築基準法に基づく災害危険区域

県の土石流危険渓流の指定（急傾斜地崩壊危険箇所と同一区域を指定）に基づき把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

⑸　土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

市は、県と連携し、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

ア　土砂災害警戒区域

市は、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域として県が指定した土砂災害警戒区域について、土砂災害防止法第7条に基づき各区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

≪資料編　3-7「土砂災害防止法」の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域≫

≪資料編　3-8土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域）指定一覧（箇所別）≫

イ　土砂災害特別警戒区域

市は、土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について県が行う基礎調査、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要配慮者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し知事は移転等の勧告が可能となる。

⑹　主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、所管において表示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、道路の実態、迂回路の把握に努める。

また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。（主要交通途絶予想箇所数については、「鹿児島県水防計画書」参照）

≪資料編　3-13災害時の道路状況≫

⑺　その他の災害危険箇所

各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても調査・把握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視・警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を行う。

ア　火災危険地域

市内における火災危険地域は、大字地区においてもかなりの密集地帯が散在しており、火災の未然防止については、地域住民各自が十分注意しなければならない。

≪資料編　3-11 火災危険地域≫

イ　落石危険箇所

≪資料編　3-12 落石危険箇所≫

ウ　危険物の貯蔵箇所

≪資料編　6-7 危険物の貯蔵箇所≫

２　砂防施設等の災害防止

砂防施設等（砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設及び林地荒廃防止施設等）の機能を確保するため、砂防施設等管理者及び住民等受益者は、日常の巡視や点検を行い、適切な維持管理に努め、砂防施設等管理者は必要に応じて、老朽化対策を推進する。

３　災害危険箇所等の調査の結果の周知

⑴　災害危険箇所の点検体制の確立

市は、熊毛支庁、西之表消防署、種子島警察署等関係防災機関の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、市民の参加を得て行うよう努める。

市民は、市民自身による災害危険箇所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに市（総務課又は建設課等）に通報する。

⑵　災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

ア　市は、災害危険箇所の内容を住民が十分認識するよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

イ　市独自に、新たに、把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に市民へ周知する。

⑶　災害危険箇所に係る緊急指定避難場所、指定避難所等防災情報の周知・徹底

市は、災害危険箇所に係る避難場所、避難所、避難路及び避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア　災害危険箇所、緊急指定避難場所、指定避難所、避難路及び避難方法を市地域防災計画に明示・位置づける。

イ　災害危険箇所の他、緊急指定避難場所、指定避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布を行う。

ウ　広報紙、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

４　災害危険箇所等の警戒避難体制の整備

⑴　災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

なお、市は、平素より山地災害危険箇所等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行うとともに、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

⑵　避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

市は、人家等に被害を与える恐れがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法等を定めた避難計画を作成する。

また、必要により地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

⑶　避難計画の整備

市は、特に、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に、避難計画を作成するものとする。

ア　災害危険箇所の概況把握

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

イ　住民への情報伝達方法の整備

市防災行政無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

ウ　指定緊急避難場所、指定避難所の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

≪資料編　5-1 指定緊急避難施設一覧、5-2 指定避難施設一覧≫

エ　避難誘導員等の指定

避難する際の誘導員を消防団員や、自主防災組織のリーダー等から定め、特に、地域の高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講ずる。

オ　避難勧告等の基準の設定

土砂災害警戒情報を避難勧告等の発令を基本とし、土砂災害警戒区域・危険箇所等の情報をもとに河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル１、２、３、４）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの土砂災害警戒判定メッシュ情報などを合わせて判断し、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別に対応した区域を示して住民の避難行動が開始されるよう基準を定めることに努める。

⑷　住民の自主的避難の指導

市は、土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するよう努めるものとする。避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等により地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、市及び各防災機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

⑸　避難訓練

市及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、斜面災害を想定した避難訓練を実施するよう努める。

第２　農地災害等の防止対策

［農林水産課］

１　農地保全施設の整備の推進

市は、県と連携して台風、大雨等による土砂崩壊・灌水等の被害から農地、農業用施設等を防護するため、ダム、ため池、排水機場、排水樋門等の農地防災・保全施設の整備を実施し、災害の発生防止に努める。

第２節　高潮災害等の防止対策の推進

［建設課］

１　高潮災害の防止対策

⑴　海岸保全施設の整備方策

台風の常習地帯である種子島では、台風の接近によって気圧が低下し、満潮時と重なると高潮が発生するおそれがある。これまで、高潮による大きな被害は報告されていないが、高潮・高波による浸水が始まってから屋外を移動することは危険であり、特に堤防などを越波する場合、海水は非常に強い勢いで浸入し、大きな破壊力を示すことがある。

市は、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設の整備を図る。

≪資料編　3-14 高潮危険地域≫

⑵　既存海岸保全施設の老朽度点検、改修

市は、従来の高潮、波浪等を念頭にした海岸保全施設整備事業を継続し、既存海岸保全施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

また、情報伝達手段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第３節　防災構造化の推進

市の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されてきた都市等の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施するよう努める。

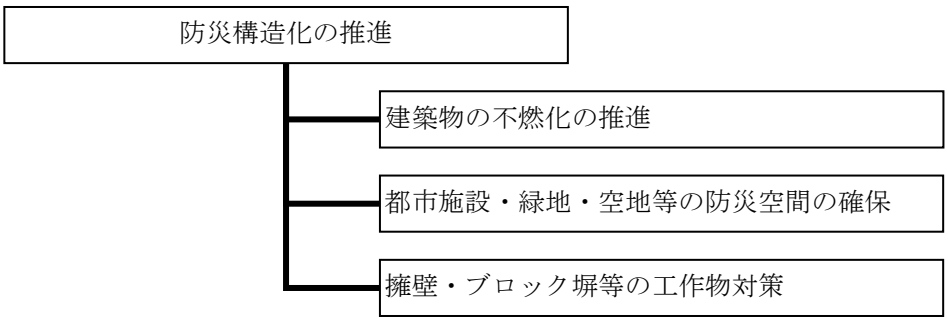

⑴　消火活動困難地域の解消

市は、県と連携して老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

⑵　消防水利・貯水槽等の整備

市は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足に努めるとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

⑶　その他の災害防止事業

市は、火災等に対するの効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

２　道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

⑴　道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

ア　道路の整備

道路は、市民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して、延焼遮断帯としての機能を発揮する。（延焼遮断帯機能の確保）

このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資するとともに、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

また、次の避難路については、場所又それ相当する安全な場所に通じ、迅速かつ安全な避難行動を確保するために、地域の状況に応じて新規道路整備、既設拡幅等により整備を行う。

≪資料　5-4 避難路一覧≫

イ　公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

市は、都市公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、オープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

≪資料　5-5 避難地一覧≫

ウ　防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

３　擁壁・ブロック塀等の工作物対策

［建設課］

⑴　擁壁の安全化

市は、道路部において擁壁を設置する場合においては、設計時に安全性を考慮しているが、道路防災点検等を行い、その結果に基づき、必要に応じて県と連携して補強・補修等の対策を講ずる。

宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

⑵　ブロック塀等の安全化

市は、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について、必要に応じて県と連携して安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

⑶　窓ガラス等落下物の安全化

市は、窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、必要に応じて県と連携して指導を実施する。

第４節　建築物災害の防災対策の推進

強風・豪雨・火災等による災害では、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。

このため、建築物の「構造耐火上の安全性」、「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより、建築物災害の防災対策を推進する。

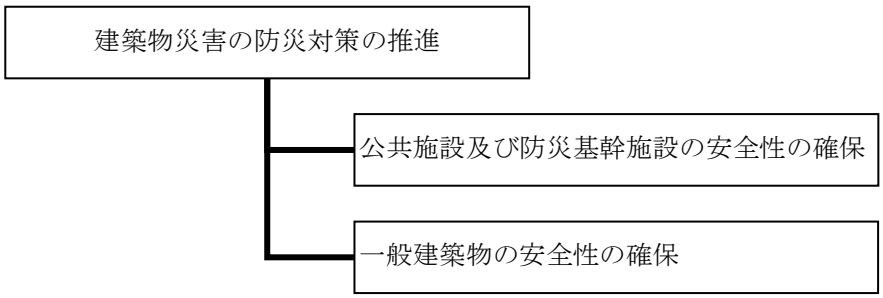

１　公共施設及び防災機関施設の安全性の確保

［建設課・財産監理課・教育委員会］

⑴　公共施設等の安全性の確保

市は、庁舎、学校、公民館、公営住宅等の所管施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性を確保する。

⑵　重要防災機関施設の安全性の確保

市の庁舎、県、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災機関施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるよう県及び関係機関と連携し、安全性を確保する。

２　一般建築物の安全性の確保

［総務課・建設課］

⑴　市民等への意識啓発

市は、市民に対し、次の意識啓発を実施する。

ア　建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及啓発を図るとともに、既存建築物については、改修時の相談に応じる。

イ　がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

第５節　公共施設の災害防止対策の推進

上水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港等の公共施設等は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及びライフライン事業者は、ライフライン施設や廃棄物処理施設について、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、適確な維持管理に努めるなど災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。

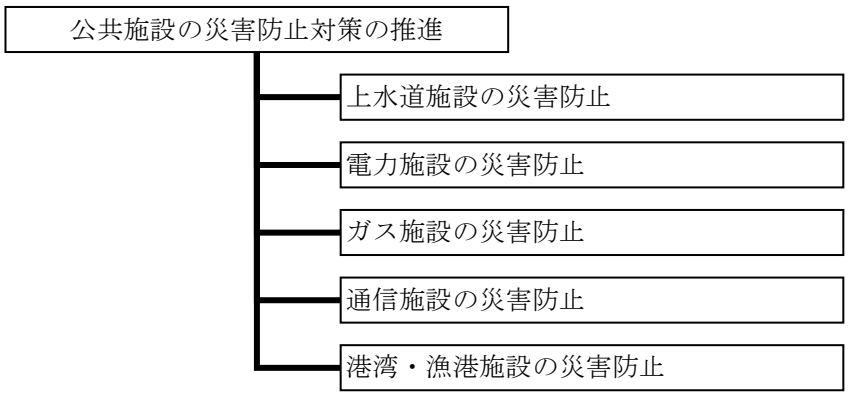

１　上水道施設の災害防止

［水道課・水道事業者］

⑴　災害に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、上水道事業者は、災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き、次の対策により、被害発生の抑制と影響の最小化を図り、災害に強い上水道施設の整備を推進する。

ア　水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化

イ　鋳鉄管等への敷設替えの推進

ウ　老朽化した水道施設、配水管、管路施設の点検・補修の推進

エ　水道施設の耐震化・停電対策の推進

オ　浸水のおそれがある水道施設における対策の推進

カ　土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進

キ　給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進

ク　系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進

⑵　復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の応急復旧に必要な資機材、被災者への応急給水に必要な施設等の整備を推進する。

２　電力施設の災害防止

九州電力株式会社は、鹿児島県地域防災計画に基づき、電力施設の災害防止の措置を講ずる。

≪鹿児島県地域防災計画　第 2 部第 1 章第 5 節第 3 電力施設の災害防止参照≫

３　ガス施設の災害防止

ガス事業者は、鹿児島県地域防災計画に基づき、ガス施設の災害防止の措置を講ずる。

≪鹿児島県地域防災計画　第 2 部第 1 章第 5 節第第 4 ガス施設の災害防止参照≫

４　通信施設の災害防止

西日本電信電話株式会社は、鹿児島県地域防災計画に基づき、通信施設の災害防止の措置を講ずる。

≪鹿児島県地域防災計画　第 2 部第 1 章第 5 節第 5 通信施設の災害防止参照≫

５　港湾・漁港施設の災害防止

［建設課］

⑴　拠点港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の点検や防災対策事業の計画的な実施に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

⑵　港湾・漁港施設の機能確保

港湾･漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすため、岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備に努め、災害時の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

≪資料編　6-1 港湾の状況、6-2 漁港の状況≫

第６節　防災研究の推進

［関係課・関係機関等］

市は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成に努める。

第７節　防災組織の整備

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、市内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

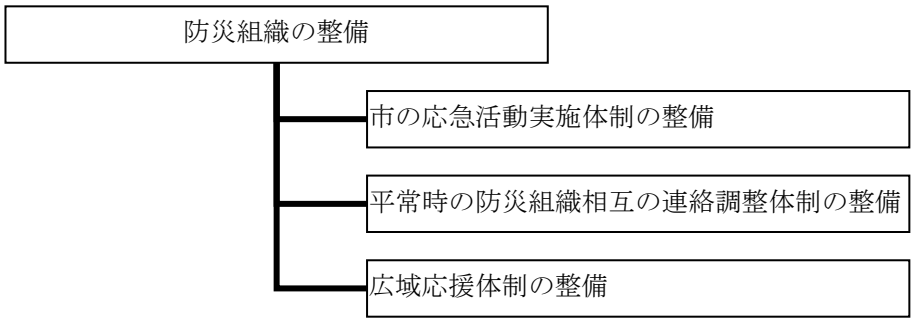

第１　市の応急活動実施体制の整備

［総務課］

１　職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

このため、市及び各防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。

（市の動員配備体制は、資料編　1-4「西之表市災害対策本部規定（別表）」参照）

⑴　迅速・確実な情報の収集・共有と連絡手段の確保

災害対策要員の確保を図るため、防災消防係職員の携帯電話に直接情報がメール送信される民間の気象情報サービス（緊急情報提供サービス）と契約し、いち早く情報を収集するとともに、携帯メール送信システム（あんしんめーるにしのおもて）や防災行政無線により情報の共有化を図り、参集体制を確保する。

⑵　警備員との連携による勤務時間外の連絡体制の確保

⑴の緊急情報提供サービスにより、時間場所を問わず気象情報等を入手するほか、市の警備員と事前に携帯電話等を中心とする連絡体制を確保することで、勤務時間外の体制を確保する。

⑶　マニュアルの整備

災害対策要員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアル作成に努める。

２　災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。

（市災害対策本部の設置方法は、第３章第１節「応急活動体制の確立」参照）

⑴　災害対策本部（本庁・災害対策本部室）運営マニュアルの作成

警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部（本庁・災害対策本部室）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

⑵　災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも２～３日分の水、食料、毛布等を備蓄する。

⑶　災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時に災害対策本部が的確な活動を行うため、平常時から次の点について確認・研修を行う。

ア　動員配備・参集方法

イ　本部の設営方法

ウ　防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

第２　平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

［総務課］

１　情報連絡体制の充実

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

（県災害対策本部と防災関係機関との協力系統図は、鹿児島県地域防災計画第３部第１章第１節「応急活動体制の確立」参照）

⑴　情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートの多重化、及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

⑵　勤務時間外での対応

市及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

２　防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。

⑴　日頃から情報交換を積極的に行う

市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

⑵　通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

３　自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な以下の事項について整備しておく。

⑴　連絡手続き等の明確化

市は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように、市地域防災計画に明示する。

⑵　自衛隊との連絡体制の整備

市は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第３　公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

［総務課］

１　市及び各防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努める。

２　特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

第４　広域応援体制の整備

［総務課］

１　九州地方整備局との広域応援協定等の締結

九州地方整備局とあらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

２　県及び他市町村等との相互応援体制の整備

市は、鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等に基づき、県及び県内の他市町村等に対して応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。また、県外の市町村等とも、あらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

≪資料編 8 応援協定等≫

第８節　通信・広報体制（機器等）の整備

風水害等の災害は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳（ふくそう）等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

本計画は、災害に関する予警報及び災害対応対策に必要な指示、命令等の受伝達を迅速、確実に行い通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期するものである。

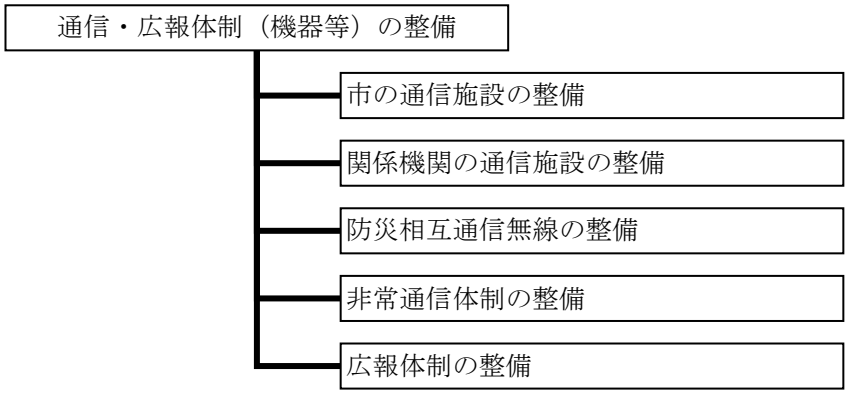

第１　市の通信施設の整備

［総務課］

１　通信施設の整備対策

市は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するために市防災行政無線（屋外拡声方式と戸別受信方式）、及び災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達ができる体制づくりを進める。

特に既存の市防災行政無線は老朽化が著しいほか、デジタル化への移行が求められており、早急な更新が必要である。従来の無線設備及び通信方式であるアナログを見直し、平成 31 年度までにデジタル通信方式への移行するともに戸別受信方式については、災害発生の危険性の高い、次のような災害危険箇所のある区域を重点に積極的に整備を進める。

⑴　急傾斜地崩壊危険箇所のある地区
⑵　地すべり危険箇所のある地区
⑶　土石流危険渓流のある地区
⑷　水防計画に定められた河川等の危険区域のある地区
⑸　山地災害危険地区のある地区
⑹　宅地造成工事規制区域のある地区
⑺　建築基準法に基づく危険区域のある地区
⑻　高潮危険のある地区

⑼　高齢化の進んでいる過疎地区

⑽　主要交通途絶予想箇所のある地区

⑾　その他、市地域防災計画に掲載されている災害危険箇所のある地区

２　通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

⑴　通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

⑵　通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる体制を整備する。

⑶　長時間対応可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

第２　防災相互通信無線の整備

［総務課］

１　通信施設の整備対策

市及び防災関係機関は、防災相互通信用無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信用無線の整備に努める。

また、孤立化が予想され、防災相互通信用無線が配備されていない地区等への早急な防災相互通信用無線の配備に努める。

２　通信施設の運用の充実

市及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

第３　非常通信体制の整備

［総務課］

１　非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を図るため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

非常通信を利用できる時期は、各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生の恐れがある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第 52 条の規定に基づき、非常通信の活用を図ることとなっている。

２　非常通信の普及啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について、普及啓発を行う。

第４　広報体制の整備

［総務課］

大規模な災害発生時に、放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオを通じて市民に提供するため、緊急情報提供システムを効果的に活用する。

また、インターネット（市ホームページ、ツイッター・フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト）や緊急速報（エリアメール等）、ワンセグ放送等の多様な通信メディアの活用体制の整備に努める。

第９節　気象観測体制の整備

［総務課・建設課］

風水害による被害を未然に防止し、又は軽減するためには、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用、提供等に積極的に協力するものとする。

１　気象観測体制の整備

⑴　鹿児島地方気象台における気象業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、台風・豪雨、高潮・津波災害に関する気象業務体制の整備・充実を図り、県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置する。市は、関係行政機関、県市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

⑵　市の気象観測体制の整備

現有の観測施設の十分な活用を行うとともに、県及び気象台から発表される情報等を収集する。

２　気象情報自動伝達システムの活用

市は、気象警報等や気象関連情報を自動的にFAX受信する気象情報自動伝達システムを活用し、風水害等の災害発生時等の警戒体制の確立に努める。

また、市は、気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を速やかに、主要な施設及び住民等（特に要配慮者施設）へ伝達する。

３　河川砂防情報システムの活用

市は、県の河川砂防情報システムの活用により、雨量データ及び雨量状況による危険度を示す危険度レベル１、２、３、４等土砂災害に関する情報を、インターネット等により、住民に対し情報提供するものとする。

第 10 節　消防体制の整備

風水害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制及び消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

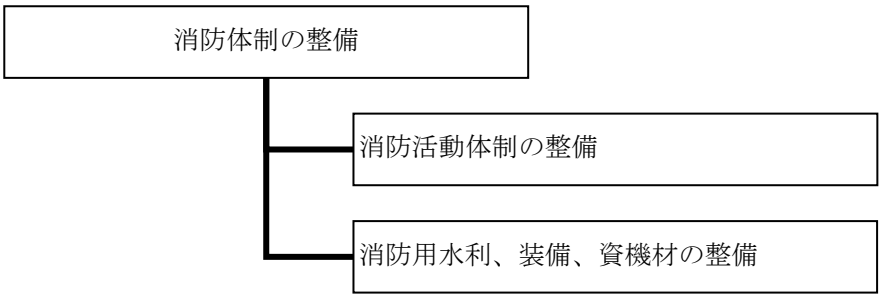

第１　消防活動体制の整備

［西之表消防署・総務課］

１　消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員）

⑴　本市における消防組織、団員数等

ア　熊毛地区消防組合消防本部の組織

消防長 ―― 次長 ―┬ 総務課長 ―― 総務係
　　　　　　　　　├ 警防課長 ―― 警防救助係・救急
　　　　　　　　　└ 予防課長 ―― 予防係・危険物係

イ　西之表消防署の組織

署　長 ―― 副署長 ―┬ 第１分隊
　　　　　　　　　　├ 第２分隊
　　　　　　　　　　└ 第３分隊

ウ　消防団の組織

≪資料編　4-1 消防分団≫

⑵　消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう熊毛地区消防組合と連携を図り、消防職員及び消防団員についてより高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

⑶　消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、全国的に団員数

の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

市は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

ア　消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

イ　消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

２　地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

⑴　一般家庭に対する出火防止の指導

市は、一般家庭内における出火を防止するため、自主防災組織等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

⑵　地域住民の初期消火体制の整備

市は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から、火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

３　事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

⑴　事業所に対する出火防止の指導

市は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

⑵　事業所の初期消火体制の整備

火災の発見時における応急措置要領を定めるとともに自主防災組織、自衛消防隊等の育成を図る。

また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第２　消防水利、装備、資機材の整備

［西之表消防署・総務課］

１　消防用水利の整備方策（耐震性貯水槽等）

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に、次の方策により水利を整備する。

⑴　消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用及び有効的な自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

⑵　畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用貯水池、給水栓を消火用水として活用する。

２　消防用装備・資機材の整備（装備・車両等）

⑴　消防機械保有状況

ア　消防施設の現況

西之表市における消防施設は、消防・水防活動に利用するものとする。

≪資料編　6-8 消防施設の現状≫

イ　消防施設の整備

消防庁通達で定められている「消防力の整備指針」に基づいて消防施設の整備を図るものとする。

ウ　救助用具の現況

≪資料編　6-9 救助用具の現状≫

エ　救助用具の整備

必要により逐次保有数の増加を図るものとする。

オ　救助用物資の備蓄

救助用物資の備蓄については、災害の実態と照らし、今後必要によりその整備を図るものとする。

⑵　消防用装備・資機材の整備方策

国の示す消防力の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用及び有効的な自己財源等の投入により整備の促進を図る。

３　通信手段・運用体制の整備（消防本部・団）

⑴　通信手段（消防・救急無線等）の整備

大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他消防機関部隊等との通信を確保するとともに、災害に強い衛星通信システムよる通信網の整備、高所カメラ早期支援情報の収集、部隊運用装置、消防・救急無線通信網による消防部隊の機能強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、次の機器等の整備の促進に努める。

ア　多重無線通信機

イ　衛星通信システム

ウ　早期支援情報収集装置

エ　震災対策用通信設備等（可搬無線機、携帯無線機、全国共通波（増波）基地局等）

⑵　通信・運用体制の整備

ア　熊毛地区消防組合における消防緊急通信指令システムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動命令の迅速化を図るほか、消防・緊急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。

イ　被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。

第 11 節　避難体制の整備

風水害等の災害時には、河川出水、斜面崩壊、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、風水害時等における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、避難行動要支援者の安全避難について留意する。

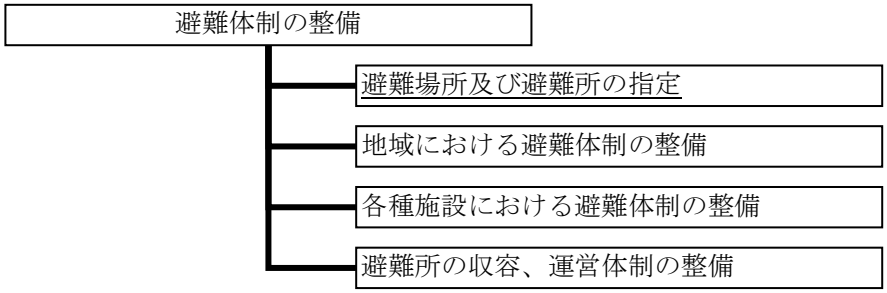

第１　避難場所及び避難所の指定等

［総務課・福祉事務所・教育委員会・関係機関］

１　避難場所及び避難所の指定

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等の指定に努め、住民への周知徹底を図る。

特に、浸水想定区域をその区域に含むときは、洪水予報用の伝達方法及び避難場所等について住民に周知するため、洪水ハザードマップの配布その他の必要な措置を講じておく。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

⑴　指定緊急避難場所

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものについて指定するよう努める。

なお、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

⑵　指定避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。主として要配慮者を滞在させることが想定さ

れる施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。

また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

≪資料編 5-3 福祉避難所施設一覧≫

なお、市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

２　避難所の整備

指定避難所となる施設については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

指定避難所において救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、指定避難所において長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

３　避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

第２　避難体制の整備

［総務課・福祉事務所・教育委員会］

１　避難の指示・誘導体制の整備

⑴　避難指示（緊急）等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア　市長の避難措置は、原則として避難の準備、避難の勧告、避難の指示の３段階に分け実施するが、状況により、段階を経ず直ちに避難の勧告、避難の指示を行う。

イ　市長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。

ウ　市長は、本計画を基礎に、関係機関の協力を得て、管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

なお、要配慮者関連施設について、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものは名称及び所在地を市地域防災計画に定める。

また、避難指示権者は、避難指示（緊急）等の実施について、法令等が定めるもののほか、本計画により行う。

⑵　避難指示（緊急）等の実施要領

ア　市長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ、市地域防災計画等において実施要領を定めておく。

イ　市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、関係市町村にも通知しなければならない。

ウ　市長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（危機管理防災課長及び各地域連絡協議会長）に報告しなければならない。

⑶　避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア　避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

イ　災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ　市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

エ　状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

２　自主避難体制の整備

土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報紙をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。また、住民においても、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見したり、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

３　避難指示（緊急）等の伝達方法の周知

⑴　避難指示（緊急）等の伝達は、本章第８節の「通信・広報体制（機器等）の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のように、あらかじめ、伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア　防災行政無線を利用して伝達する。

イ　自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ　サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ　広報車による呼びかけにより伝達する。

オ　テレビ・ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送、有線放送、電話等の利用により伝達する。

⑵　伝達方法等の周知

避難計画において、危険区域ごとに避難指示（緊急）等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険地域の住民に周知徹底を図る。

⑶　浸水想定区域における洪水予報等の伝達

浸水想定区域内の要配慮者関連施設については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

⑷　伝達方法の工夫

市は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

４　要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、次の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動に避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）や「避難行動要支援者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考にして、市は、「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取組む。

⑴　避難指示（緊急）等の伝達体制の確立

日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の掌握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示（緊急）等が確実に伝達できる手段・方法等を事前に定めておく。

なお、要配慮者関連施設について、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、市地域防災計画に、その名称及び所在地並びに利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるような洪水予報等の伝達方法を定めることが義務づけられている。（水防法第 15 条）

⑵　地域ぐるみの避難誘導体制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておく。

⑶　要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性に十分配慮する。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民

生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ＮＰＯ法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障がい者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮する。

第３　各種施設における避難体制の整備

［総務課・福祉事務所・健康保険課・教育委員会・施設管理者・関係機関等］

１　病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護用品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

⑴　避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示（緊急）や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

⑵　緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示（緊急）や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

⑶　防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態などに応じた避難訓練を自主防災組織等と連携して定期的に実施し、また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。

２　大規模店等不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

⑴　防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

⑵　組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておく。また、施設管理者は、日頃から、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

⑶　緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備に努める。

⑷　防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

３　学校における児童生徒の避難体制の整備

教育長は、管内の学校における児童生徒の避難体制を次の方法により整備する。

⑴　集団避難計画の作成

ア　教育長は、管内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ　避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも、生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ　災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

⑵　避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。市教育委員会の小中学校児童生徒の集団避難計画は、次のとおりとする。

ア　教育長は、災害の種別、程度を速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

イ　学校長は、教育長の指示のもとに又は、緊急を要する場合は臨機に児童生徒を安全な場所に避難させるものとする。

ウ　児童生徒が学校の管理外にある場合には、教育長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

エ　教育長の避難指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期等を考慮し、危険が迫っている学校から順次指示するものとする。

オ　児童生徒の避難順位は、低学年、疾病者を優先して行うものとする。

カ　避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。

⑶　避難誘導体制の強化

ア　避難指示を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速、確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ　学校長は、おおむね次の事項について計画し、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

(ｱ)　災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(ｲ)　避難場所の指定

(ｳ)　避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(ｴ)　児童生徒の携行品

(ｵ)　余裕がある場合の書類・備品等搬出計画

ウ　危険な校舎、高層建築の校舎については、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ　災害が学校内又は学校付近で発生した場合、学校長は速やかに関係機関に通報する。

オ　災害の種別、程度により児童生徒を帰宅させる場合は、次の方法による周知しておく。

地域担任教師の誘導を必要とする場合、地域ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（崖くずれ、危険橋、堤防等）の通行を避けること。

カ　児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。

キ　校長は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

ク　校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。

ケ　校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

⑷　避難場所

ア　教育長は、市防災計画を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めておく。

イ　学校が市防災計画に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡すこと。

第４　避難所の収容・運営体制の整備

［総務課・福祉事務所・教育委員会］

１　避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事又は知事から委任の通知を受けた市長が行う。市長は救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告するものとする。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、市長が実施する。また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底するものとし、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

また、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズ及び男女のニーズの違いを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

２　避難所の運営体制の整備

市は、避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに本来の施設管理者との連携のもとで、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」（平成19年12月鹿児島県）及び「避難所管理運営マニュアルモデル（平成20年8月鹿児島県）を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」の項目

○避難所をめぐる基本的な事項

○事前対策

○応急対策

○地域住民等自主運営組織による避難所の運営

○要配慮者対策

３　避難所の生活環境改善システムの整備

市は、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

４　避難所巡回パトロール体制の整備

市は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第 12 節　救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

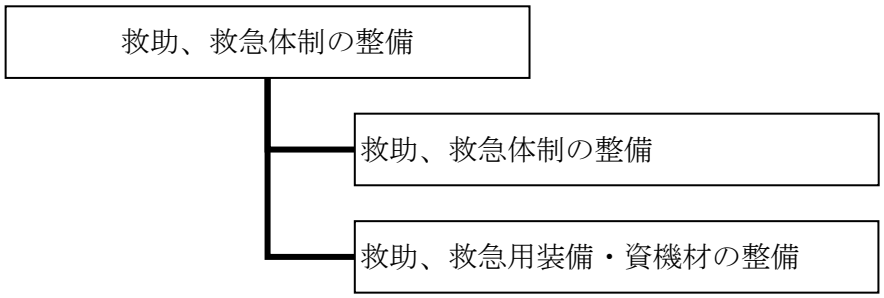

第１　救助・救急体制の整備

［西之表消防署・健康保険課］

１　関係機関等による救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救助・救急体制の整備に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

⑴　市（常備消防を含む。）の救助、救急体制の整備

ア　常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

イ　市の区域内で予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

ウ　土砂崩れ等で孤立が予想される地域については、「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と市町村との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

≪資料編　9-2 孤立化集落対策マニュアル≫

エ　救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

オ　傷病者の速やかな搬送を行うため、救急医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

カ　多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

キ　土砂崩れ等による生き埋め等からの救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と連携を図る。

⑵　警察機関の救出、救助体制の整備

市は、関係機関等と、日頃から、相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

⑶　海上保安部の救出・救助体制の整備

市は、関係機関等と、日頃から、相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

⑷　消防団の救出・救助体制の整備

日頃から、地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

⑸　自衛隊の救出・救助体制の整備

市は、関係機関等と、日頃から、相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

２　孤立化集落対策

孤立化が予想される地域については、「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と市との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

⑴　相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

⑵　通信機器の住民向け研修の充実

整備された衛星携帯電話や今後導入が予定される防災行政無線（デジタル）などは、集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

⑶　人工透析患者などの緊急搬送手段の確保

ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

⑷　非常用発電機の備蓄

停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

≪資料編　9-2 孤立化集落対策マニュアル、2-5 衛星携帯電話の整備状況≫

３　住民の救助、救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日頃から、県や市が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助、救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第２　救助、救急用装備・資機材の整備

［西之表消防署・総務課］

１　救助用装備・資機材等の整備方針

市（常備消防を含む）は、土砂崩れ等による生き埋め等の救出、救助事象に対応するため、消防署、消防団、自主防災組織等において、必要な救急用装備・資機材の整備を次のとおり図っていく。

関係機関	整　備　内　容
消防署	ア　高度救助用資機材 イ　高度救急用資機材 ウ　消防隊員用救助用資機材
消防団	ア　消防団員用救助用資機材 イ　消防団員用救急用資機材
自主防災組織	ア　簡易救助器具等 イ　防災資機材倉庫等

災害時に同時多発する救助、救急事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

２　救急用装備・資機材等の整備方針

市（消防機関を含む）は、災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

救急用装備・資機材等の整備

区分	整　備　内　容
車両	高規格救急車
救急資機材	高度救急資機材、非常用救急資機材、消防隊用救護資機材

第 13 節　交通確保体制の整備

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

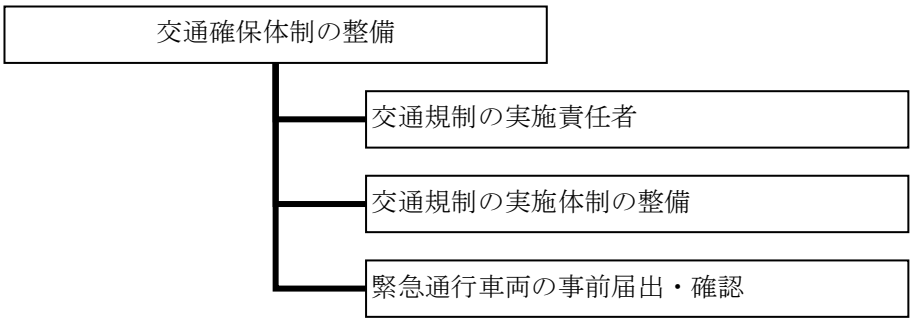

１　交通規制の実施責任

区　　分	実施責任者	範　　囲
道路管理者	国土交通大臣 （指定区間内の国道） 知事 （指定区間内を除く国道及び県道） 市長（市道）	（道路法第 46 条） ⑴　道路の損壊､決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合。 ⑵　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合。
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	（災害対策基本法第 76 条） ⑴　災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認められるとき。 （道路交通法第４条～第６条） ⑵　道路における危険を防止し、又はその他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 ⑶　道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合。
港湾管理者	知事 市長	（港湾法第 12 条第１項第４号の２） ⑴　水域施設（航路、泊地及び船だまり）の使用に関し必要な規制。 （港湾法第 12 条第１項第 10 号） ⑵　港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提供する者に対し、貨物の移動を円滑に行い、又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制する。
海上保安機関	海上保安本部長 海上保安部長 港長 海上保安官	（港則法第 37 条） ⑴　船舶交通の安全のため、必要があると認められるとき。 ⑵　海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認めるとき。 （海上保安庁法第 18 条） ⑶　海上における犯罪が正に行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき。

２　交通規制の実施体制の整備方針

区　　分	整備方針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために、次の項目について整備に努める。 ⑴　交通規制計画の作成 災害発生時の交通安全や緊急通行車両を確保を行うため、あるいは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 ⑵　交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 ⑶　関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。 ⑷　警備業協会との交通誘導業務等の協定締結 規制要因は、制服警察官を中心に編成するべきであるが災害発生時において警察官は、被害者等の救出・救助に重点を指向した活動を行う必要性が高いために、緊急交通路確保に関し、警備業協会と締結した「交通誘導業務等に関する業務協定」により、出動を要請する。 ⑸　装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。
港湾管理者及び海上保安機関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

３　緊急通行車両の事前届出・確認

［財産管理課］

市長は、市の保有する車両等で、災害対策基本法第50条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。

（事前届出は様式１）

様式１　緊急通行車両事前届出書及び届出済証

災害応急対策用

緊急通行車両事前届出書

平成　　年　　月　　日

鹿児島県公安委員会　殿

申請者住所
（電　話）
氏　名　　印

番号標に標示されている番号（登録番号）		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては，輸送人員又は品名）		
使用者	住　所	（　）　　局　　番
	氏　名	
出　発　地		

（注）この事前届出書は２部作成して，当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上，車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。

第A－　　号

災害応急対策用

緊急通行車両事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたこと証する。

平成　　年　　月　　日
鹿児島県公安委員会　印

（注）１　警戒宣言発令時又は災害発生時には，この届出済証を最寄りの警察本部，警察署（幹部派出所を含む），交通検問所等に提出して，所要の手続を受けてください。
２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を忘失し，滅失し，汚損し，破損した場合には，公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。
３　次に該当するときは，本届出済証を返還してください。
１　緊急通行車両に該当しなくなったとき。
２　緊急通行車両が廃車となったとき。
３　その他，緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

第 14 節　輸送体制の整備

風水害時には、被害者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

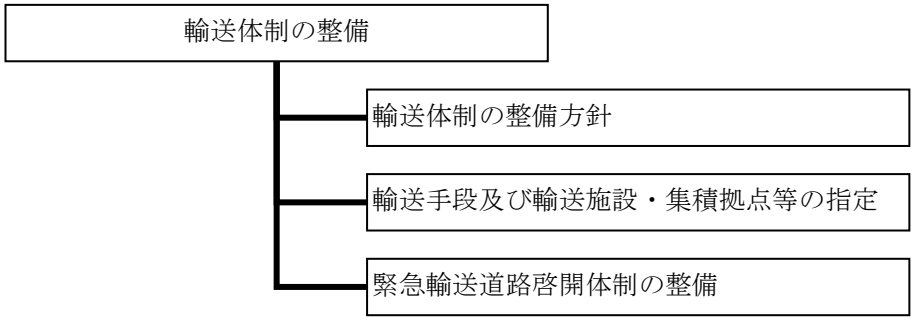

第１　輸送体制の整備方針

［財産管理課］

１　輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートの選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。

このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模・地区、輸送対象、輸送手段（車両、船艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

災害応急対策及び災害救助を実施するに必要な要員及び物資の輸送は、市長が行うものとする。

２　関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、県及び市をはじめ応急対策実施機関の輸送能力の不足が懸念される。

このため、日頃から次について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

⑴　輸送業者等と協力協定の締結を図る。

⑵　関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

第２　輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

［財産管理課］

１　輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

⑴　輸送手段の確保

災害時の被災者や救援物資、資機材等の輸送手段は、輸送対象の種類・数量・緊急度及び現地の交通

施設の状況を勘案して、次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。

ア　貨物自動車、乗合自動車等による輸送

イ　船舶等による輸送

ウ　航空機による輸送

エ　人力による輸送

⑵　所有車輌等の確保

市の災害対策上各対策部が必要とする車輌等の確保は、次の方法により行うものとする。

ア　被災時における車輌等の掌握、管理は、総務対策部財産管理班において行う。

イ　各対策部は、車輌等を必要とするときは、総務対策部財産管理班に配車を要請する。

ウ　総務対策部財産管理班は、各対策部より配車の要請があった場合、車輌の保有状況、対策の内容、緊急度等考慮の上使用車輌を決定し、要請部に通知する。

⑶　市有車輌、船舶以外の輸送力の確保

総務対策部財産管理班は、市有車輌等により災害対策の輸送力を確保できないときは、次により市有以外の輸送力確保に努めるものとする。

ア　自動車の確保

(ｱ)　自動車の確保は、次の順位により確保手続をとる。

a　公共団体の車輌

b　事業用の車輌

c　その他の自家用車輌

(ｲ)　市内で車輌確保が困難な場合は、隣接市町村（営業用のみ）に確保の協力又はあっせんの要請を行う。

イ　船舶の確保

(ｱ)　船舶の確保は、次の順位により確保手続をとる。

a　公共団体の船舶

b　営業用の船舶

c　その他の自家用船舶

(ｲ)　市内において船舶の確保が困難な場合は、隣接市町村・県又は九州海運局鹿児島支局に確保の協力又は斡旋の要請を行う。

(ｳ)　緊急に海上輸送を必要とするとき、又は(ｱ)、(ｲ)による輸送力の確保が困難なときは、海上保安本部（種子島海上保安署）の船舶の派遣を県（危機管理防災課）に要請依頼する。

ウ　航空機による輸送力の確保

海上･陸上の一般交通が途絶した場合等緊急に航空機による輸送が必要になったときは､第 24 節｢自衛隊派遣要請計画」による自衛隊航空機及び海上保安本部（種子島海上保安署）の航空機確保について県（危機管理防災課）に要請するものとする。

エ　人力による輸送力の確保

車輌・船舶等による輸送が不可能なときは、人夫等人力により輸送する。労務の確保は、住民の協

力（関係法律に基づく協力命令による協力を含む。）、職業安定所を通じての労務者の確保、自衛隊の災害派遣の要請等により確保を図る。

オ　自動車、船舶等の輸送条件

自動車、船舶等の調達に当たっては、次の事項を明示して要請する。

㈠　輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量

㈡　輸送を必要とする区間

㈢　輸送の予定日時

㈣　その他必要な事項

⑷　関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保をはかるために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておくものとする。

⑸　災害救助法による輸送

災害救助法による輸送は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

⑹　車輌、船舶等の現況

調達車輌の状況

調達先	所在地	電話	車種・台数
共同フェリー運輸	西之表市西町	22-1234	大型　9　小型　4
熊毛海陸運送	西之表市栄町	22-1321	大型　5
朝日物産	西之表市鴨女町	22-0800	大型　9
種子屋久交通	西之表市洲之崎	22-0450	乗合　28　貸切　3
日通種子島営業所	西之表市栄町	22-1441	大型　2　小型　1

２　輸送施設及び集積拠点等の指定

⑴　輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、次のとおり指定しておくものとする。

ア　緊急輸送道路の指定

イ　港湾・漁港、空港、臨時ヘリポート等の指定

⑵　集積拠点の確保

救援物資等の集積拠点は、基本的に西之表市役所とするが、必要に応じ、関係機関と連携を図りながら、適宜集積拠点の確保を行う。

第３　緊急輸送道路啓開体制の整備

［建設課］

１　啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

≪資料編　5-10緊急輸送道路≫

２　道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど、効率的な道路啓開体制の充実を図る。

３　道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

４　関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

≪資料編　8-8 大規模災害時における応急対策に関する細目協定書≫

第 15 節　その他の災害応急対策事前措置体制の整備

市は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制等の整備に努める。

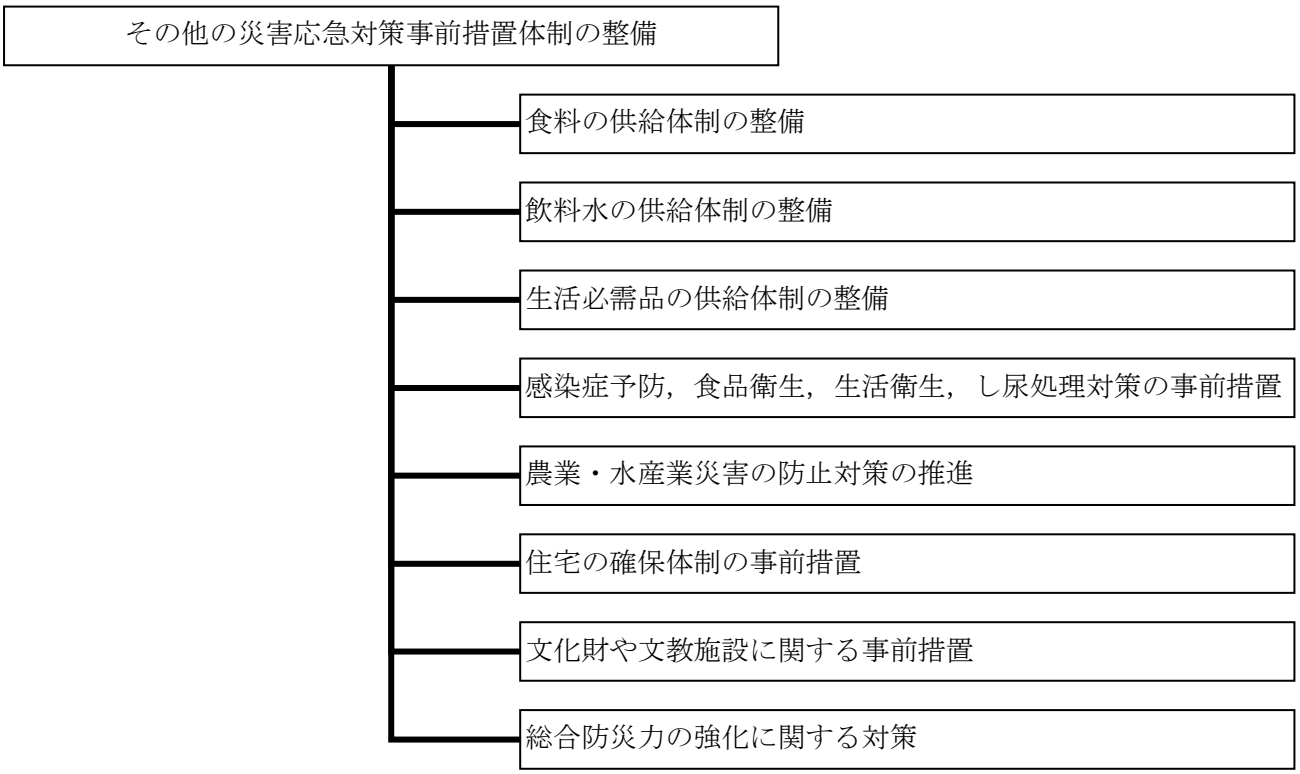

第１　食料の供給体制の整備

［福祉事務所］

１　食料の備蓄計画の策定

市は、必要とされる食料の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な食料備蓄計画を策定しておくものとする。

２　食料の調達に関する協定等の締結

市は、災害時の食料調達について、民間流通業者、県内の米穀販売事業者及び米穀集荷団体等と協力協定の締結に努めるものとする。

第２　飲料水の供給体制の整備

［水道課・水道事業所］

１　応急復旧体制の整備

⑴　復旧に要する業者との協力

上水道事業者は、水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期するものとする。

⑵　緊急度・優先度を考慮した応急復旧

市及び上水道事業者は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておくものとする。

２　応急給水体制の整備

⑴　給水能力の把握

上水道事業者は、あらかじめ、災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し、把握しておくものとする。

⑵　給水用資機材の整備

市及び上水道事業者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

⑶　ミネラルウォーター製造業者等との協力

市及び水道事業者は、応急給水の方法として飲料水を確保するため、ミネラルウォーター製造業者を把握するとともに協力依頼に努める。

３　応急対策資料の整備

上水道事業者は、応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておくものとする。

４　広域応援体制の整備

市及び水道事業者は、日頃から、水道施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、近隣市町村等との相互応援体制の整備に努める。

≪資料編 8-7 種子島地区水道協議会災害時相互応援協定書≫

５　風水害対策マニュアル類の整備

水道事業者は、風水害時における応急給水、応急復旧等の応急対策を迅速・的確に実施するために、各水道事業体の規模や地域特性に応じた風水害対策マニュアル類の整備に努める。

第３　生活必需品の供給体制の整備

［福祉事務所］

１　生活必需品備蓄計画の策定

市は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

２　流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、市は、大手スーパー、生活協同組合、百貨店、コンビニエンスストアー等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし、関係業者等を把握するとともに協力依頼に努める。

３　備蓄の方針

⑴　備蓄場所

備蓄場所は交通の便、人口分布等を考慮し、原則として、公共的施設を活用し必要に応じて倉庫等を整備する。

⑵　備蓄品の種類

ア　食料は、保存期間が長くかつ調理不要の物で、避難住民の多様なニーズに対応した物であることを考慮し、備蓄品目は、主食品（おこわ、乾パン、缶詰等)、乳児食（粉ミルク、離乳食等)、その他（保存水、レトルト食品、カップ麺等）とする。

イ　飲料水

ウ　生活必需品は、概ね日用品（食器、ほ乳瓶、トイレットペーパー、紙おむつ、石鹸、バケツ等)、衣料等（毛布、タオルケット、タオル、Ｔシャツ等)、その他（ポリ容器、救急箱等）とする。

第４　感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿処理対策の事前措置

［市民生活課・健康保険課］

１　感染症予防対策

⑴　感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

市は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

⑵　感染症予防の実施体制の整備

市は、災害による感染症予防のため、清掃班の編成計画を作成する。

清掃班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

２　食品衛生対策

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

３　生活衛生対策

⑴　営業施設での生活衛生対策

市は、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

⑵　業者団体との連携の強化

大災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、

日頃から連携の強化に努める。

４　し尿処理対策

⑴　仮設トイレの備蓄計画の策定

市は、平成24～25年度における県地震被害予測調査等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、把握しておく。

⑵　広域応援体制の整備

市は、日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

第５　農業・水産業災害の防止対策の推進

［農林水産課］

風水害等の気象災害による農作物等の被害を軽減し、農家及び魚家の経営安定を図るため、農作物及び農業・水産業関連施設の被害予防及び事後対策を推進する。

１　農作物等被害予防指導体制の確立

農作物等被害予防対策を推進するためには、県・市はもとより、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図らなければならない。

このためには、これらの機関の持つ機能を最大限に活用しながら、被害予防に関する技術指導の末端農家への迅速な浸透を図るため、関係機関、団体の積極的協力を要請する。

２　農作物等被害予防対策の確立

それぞれの地域の特性と発展の方向に応じて選択された作目及びその組合せ、作付体系等、防災営農の積極的な推進に努め、農作物等被害予防対策を確立するとともに、農業災害対策に関する知識の普及・啓発に努める。

また、試験研究機関にあっては、気象災害被害を受けにくい品種の育成や被害の軽減・回避技術の開発に努める。

３　作目別被害予防対策

地理的条件の違いによる災害の発生状況を考慮した各作目ごとの予防対策指導を徹底するとともに、事後対策指導を実施し、被害を最小限にとどめる。

４　防災営農施設の整備

風水害等の災害による農作物の被害を軽減・防止するために、防災営農施設の整備を行い、農家の経営安定と併せて地域農業の健全な発展を図る。

５　畜産関係対策

適切な防疫対策を指導できるよう、防疫体制を整備するとともに、災害発生時に、市はもとより関係機関・団体間で、速やかな情報伝達と協力が行えるよう、日ごろから連携の強化に努める。

６　漁具・漁船・いけすの災害防止

台風等の際の波浪による被害防止のため、定置網等の漁具や漁船の強度補強・陸揚げ、いけすの強度補強・避難など適切な対策を指導する。

なお、いけすの緊急避難場所については、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

第６　住宅の確保対策の事前措置

［建設課］

１　住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、市は県と連携し、住宅の供給体制の整備に努める。

⑴　市は、県と連携し、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、県営や市営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。

⑵　市は、県と連携し、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、(一社) 建築協会等との協定に基づき、速やかに、組立式住宅等を確保する体制を整える。

⑶　市は、応急仮設住宅等への入居基準について、あらかじめ定めておく。

⑷　市は、県と連携し、国・県で確保している応急仮設住宅用資材を円滑に調達ができるように、入手手続等を整えておく。

２　応急仮設住宅

市は、速やかに用地確保が出来るように、応急仮設住宅の建築予定候補地を把握しておくものとし、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

応急仮設住宅の建築及び応急修理の戸数・規模・費用の限度・着工期間・入居者の選考及び供与期間は、災害救助法の基準に準じ災害の規模等を参考にその都度定めるものとするが､候補地は次のとおりである。

≪資料編　5-9 応急仮設住宅候補地≫

第７　文化財に関する事前措置

［教育委員会］

市は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を、以下のとおり行う。

⑴　防火管理の体制を整備する。

ア　防火管理者のもと適切な火元責任者を定め、担当責任を明らかにする。

イ　防火委員会を設けて、計画的な防火管理を行う。

ウ　防火講習会、研究会に参加して防火意識の習得に努める。

エ　文化財防火デー（1月26日）を設定し、防災訓練等を実施するなど防火意識の高揚を図る。

⑵　施設内の整理整頓を図る。

⑶　火気の使用を制限する。

ア　火気の使用は、一定の場所を定める。

イ　指定建造物の周囲では、喫煙、たき火等を絶対に禁止する。

⑷　火災危険の早期発見と警戒に努める。

ア　定期的に防火診断を受ける。

イ　防火管理者・火元責任者の自主検査を実施する。

⑸　火災の起こりやすい器具等に注意する。

たばこ、たき火、灯明、ローソク、線香、取り灰、火消しつぼ、火ばち、こたつ、こんろ、かまど、煙突、電気配線、電気器具、石油ストーブ、石油こんろ、プロパン器具

⑹　次の消防に関する計画を作成するとともに、自衛消防隊を組織し、訓練を行う。

ア　防火管理計画

イ　消火・通報・避難訓練計画

第８　総合防災力の強化に関する対策

［総務課・健康保険課・教育委員会・市民生活課・行政経営］

１　防災拠点の整備の推進

大規模な災害における適切な防災対策を実施するためには、平素から、防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。このため、平常時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、自治会、町内会の区域にはコミュニティ防火拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに、市全域を対象とした広域防災拠点の整備についても、引き続き検討していく。

２　代替エネルギーの事前確保

市は、市庁舎や避難所等、災害時の活動拠点となる施設の自立・分散型電源の導入について検討する。先行的な施設として、市庁舎、保健センター「すこやか」・国上小学校体育館・住吉小学校体育館の指定避難所、西京苑の下水処理施設について、非常用発電設備の設置や太陽光発電設備などの再生可能エネルギー利用システムや蓄電システム導入検討等を進めていく。

３　防災拠点施設の整備

防災拠点中央公民館（市民会館）の整備概要

防災拠点施設である市庁舎の北側に隣接する中央公民館（市民会館）は、災害時の避難所となり平常時は、利用者が年間３万人を超える本市の集会機能拠点であるが、老朽化が著しく、高齢率の高い利用者に有効活用を図るためは不具合が多い。

避難所における生活環境の整備について万全を期するため、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策や生活面を考慮したバリアフリー化、エレベーターの設置を図り、身障者用トイレ、防災倉庫の整備などによる防災機能を加えた拠点施設を平成２７年度に整備するとともに、非常用自家発電機等による停電時の電源を確保し、避難生活に必要な防災資機材の整備や物資等の備蓄に努める。

第 16 節　複合災害対策体制の整備

［総務課・防災関係機関］

１　複合災害対策

市は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

２　複合災害を想定した訓練

市は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第 17 節　市民の防災活動の促進

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、市民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、市民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

本計画は、このような市民の防災活動の促進について、その対策を定める。

１　防災知識の普及啓発

［総務課・市民生活課・教育委員会・防災関係機関］

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、市民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を促進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。

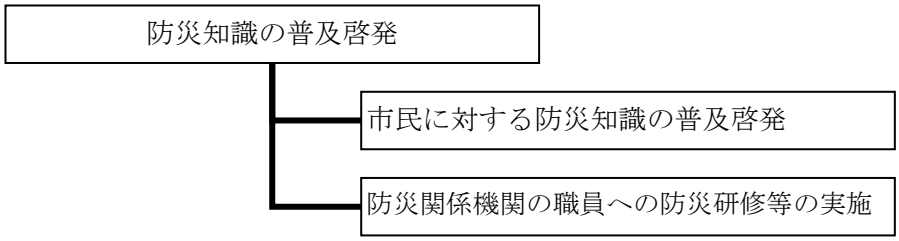

⑴　市民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等災害安全運動の一環として、各対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、市民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

⑵　防災知識の普及啓発の内容

市民への防災知識の普及啓発の内容は、おおむね次のとおりとする。

なお、普及に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

ア　市民等の責務

⑺　市民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

(ｲ)　自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

イ　地域防災計画の概要

ウ　災害予防措置

(ｱ)　家庭での予防・安全対策

①　災害に備えた「最低３日、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

②　非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

③　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

(ｲ)　出火防止、初期消火等の心得

(ｳ)　家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生した時の行動

(ｴ)　警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動

(ｵ)　災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと。

(ｶ)　災害危険箇所の周知

(ｷ)　避難路、緊急避難場所等及び避難方法の確認

(ｸ)　負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備

(ｹ)　船舶等の避難措置

(ｺ)　農作物の災害予防事前措置

(ｻ)　その他

エ　災害応急措置

(ｱ)　災害対策の組織、編成、分掌事務

(ｲ)　災害調査及び報告の要領、連絡方法

(ｳ)　防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領

(ｴ)　災害時の心得

①　災害情報の聴取並びに聴取方法

②　停電時の照明

③　非常食料、身廻り品等の整備及び貴重品の始末

④　屋根・雨戸等の補強

⑤　排水溝の整備

⑥　初期消火、出火防止の徹底

⑦　避難の方法、避難路及び緊急避難場所等の確認

⑧　高齢者等要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援

(ｵ)　その他

オ　災害復旧措置

カ　被災地支援

キ　その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

⑶　防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

防災知識の普及は、おおむね次の各種媒体を利用して実施するものとする。

ア　広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）

イ　広報車の巡回

ウ　講習会、出前講座及び展覧会

エ　映画、スライド等

オ　火災予防運動、河川愛護運動等の災害防止運動

カ　鹿児島県防災研修センターにおける防災研修等

キ　市ホームページ

ク　防災行政無線等

ケ　その他

⑷　防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。

なお、市その他防災機関は、「県民防災週間」、「防災週間」（「防災の日」を含む１週間）、「防災とボランティア週間」（「防災とボランティアの日」1 月 17 日を含む 1 月 15 日から 1 月 21 日）に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

２　学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中学校、高等学校における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、市は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

３　災害教訓の伝承

過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

４　防災関係機関の職員への防災研修等の実施

市及び防災関係機関は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお、災害時において、市及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水、食料、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努めるものとする。

第 18 節　防災訓練の効果的実施

［総務課・防災関係機関］

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置が迅速かつ確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

１　防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、県・市・防災関係機関及び市民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウを獲得することを目指す。

２　訓練の内容

訓練実施責任者が実施する訓練の内容は、おおむね次のとおりとする。

⑴　消防訓練
⑵　通信訓練
⑶　避難訓練
⑷　総合防災訓練
⑸　土砂災害に関する避難訓練
⑹　その他必要な訓練

３　訓練の企画・準備

⑴　訓練の時期

訓練の種類により、最も防災訓練の効果が期待できる時期に実施する。

⑵　訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施するものとし、家屋の密集している火災危険区域、建物崩壊が多く見込まれる地域、崖崩れ等の土砂災害の恐れのある地域、洪水・浸水の恐れのある地域など、それぞれの訓練内容に応じて十分検討する。

⑶　訓練時の交通規制

防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認める時は、必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限について県公安委員会に届出を行う。

４　訓練の方法

各訓練実施機関は、単独に又は他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。

防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等の被害の想定を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等につい

て具体的な設定を行い、県・消防、自衛隊、第十管区海上保安本部（種子島海上保安署）等防災関係機関と協力する。また、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信連絡会、民間企業、ＮＰＯ法人やボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携し、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するなどして実践的な訓練となるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

５　実施責任者

災害応急対策の実施責任者を有する市及び各機関の長が実施するものとする。

６　消防訓練計画

市は、消防団員の消防教育訓練をおおむね次により実施するものとする。

⑴　学校教育

消防団員の学校教育については、毎年若干名ほど県消防学校に委託して実施するものとする。

⑵　一般教育

ア　消防教育

(ｱ)　講習教育

(ｲ)　服務教育

イ　消防訓練

(ｱ)　体制確立訓練

(ｲ)　消防機械器具操法訓練

(ｳ)　消防放水訓練

(ｴ)　非常招集訓練

(ｵ)　人命救助訓練

(ｶ)　飛火警戒訓練

(ｷ)　通信連絡訓練

(ｸ)　破壊消防訓練

(ｹ)　出張訓練

(ｺ)　その他必要な訓練

ウ　教育、訓練の時期場所

(ｱ)　講習、服務教育については年１回、延べ１日間、農閑期の適当な時間に実施する。

(ｲ)　消防訓練は年 12 回､月１回として延べ 12 日間､各分団毎に場所を選定して実施するものとする。

７　通信訓練

市長は、通信確保の訓練を次により実施するものとする。

⑴　県防災行政無線協議会及び鹿児島地区非常通信連絡会による訓練

災害が発生し、有線無線が途絶した場合における無線通信の効果的な確保を図るため、県防災行無線を通して鹿児島地区非常通信連絡会による非常無線通信訓練に参加する。

⑵　情報連絡通信訓練

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における市内の災害情報の通信連絡及び各種対策の指示等の通信訓練を災害発生期の前の最も効果的な時期に実施する。

８　避難訓練

⑴　市長は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を必要に応じ実施するものとする。

⑵　市教育委員会及び市内小中学校長は、各々定める避難計画に基づき小中学校児童・生徒の避難訓練を毎年１回以上実施するものとする。

⑶　市長は、社会福祉施設・病院・旅館・娯楽施設等多数の人が集合居住する施設の管理者に対し、避難計画の樹立、訓練実施について指導を行う。施設の管理者は、避難計画に基づき適宜避難訓練を実施するものとする。

９　総合防災訓練

市長は、総合防災訓練実施計画を定め、各機関の協力を得て、総合防災訓練を実施するものとする。

⑴　訓練参加機関

ア　西之表市

イ　熊毛地区消防組合

ウ　種子島警察署

エ　熊毛支庁

オ　ＮＴＴネオメイトサービス

カ　西之表市消防団

キ　鹿児島地方気象台

ク　西之表市医師会

ケ　九州電力熊毛配電事業所

コ　その他

⑵　訓練内容

ア　消防訓練

イ　通信訓練

ウ　避難訓練

エ　救助訓練

オ　救出訓練

カ　水防訓練

キ　その他必要な訓練

10　訓練結果の評価・総括

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

第 19 節　自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、市及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、市民一人一人が災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

本計画は、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても自主防災体制を強化し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

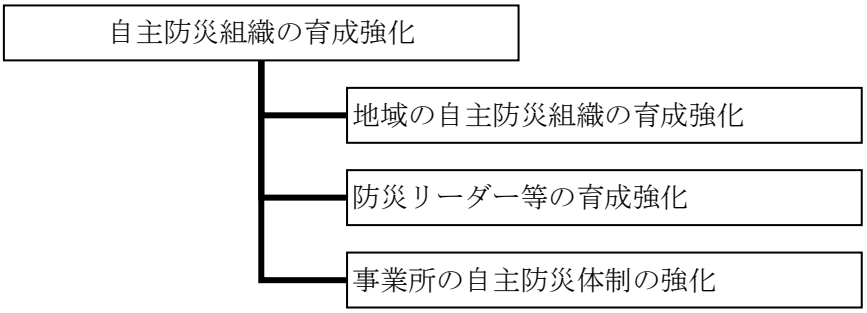

第１　地域の自主防災組織の育成強化

［総務課・防災関係機関］

１　自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

⑴　自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な取り組みが必要である。

このため、市は災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や災害発生初期等においての情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主的な防災組織の設置を推進し、育成強化を図る。

⑵　自主防災組織の整備計画の作成

本計画書に自主防災組織の整備計画を定め、熊毛地区消防組合等と連携を取りながら、その設置を促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。

２　自主防災組織の組織化の促進

⑴　自主防災組織の重点地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の強い次の災害危険箇所を重要推進地区とする。

ア　急傾斜地崩壊危険箇所等崖崩れによる災害が見込まれる地区

イ　土石流発生危険渓流のある地区

ウ　山腹崩壊危険区域のある地区

エ　家屋密集等消防活動困難地区

オ　工場等の隣接地区

カ　土砂災害警戒区域等のある区域

キ　その他危険地区

⑵　自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることに鑑み、次の事項に留意するものとする。

ア　住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ　住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

⑶　自主防災組織の組織づくり

町内会、自治公民館等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

ア　町内会、自治公民館等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ　なんらかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って自主防災組織を育成する。

ウ　青年団､婦人団体､ＰＴＡ等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

３　自主防災組織の活動の推進

⑴　自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において規約及び防災計画（活動計画）を定めるものとする。

⑵　自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるよう努めるものとする。

ア　平常時の活動

(ｱ)　防災に関する知識の普及

(ｲ)　防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施

(ｳ)　情報の収集伝達体制の確立

(ｴ)　火気使用設備器具等の点検

(ｵ)　防災用資機材の備蓄及び点検等

(ｶ)　土砂災害時の災害発生危険箇所の掌握・点検

イ　災害発生時の活動

(ｱ)　地域内の被害状況等の情報収集

(ｲ)　住民に対する避難勧告・避難指示（緊急）等の伝達、確認

⑺　責任者による避難誘導

⑻　救出・救護の実施及び協力

⑼　出火防止及び初期消火

⑽　炊き出しや、救援物資の配布に対する協力等

第２　防災リーダー等の育成強化

［総務課・防災関係機関］

平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災や平成 23 年３月に発生した東日本大震災では、若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地でみられたが、地域の防災活動の担い手として、これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。

今後、地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施を促し、地域防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第３　事業所の自主防災体制の強化

［総務課・防災関係機関］

１　工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

⑴　自衛消防隊等の設置の目的

百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有している工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置する。

⑵　自衛消防隊等の設置対象施設

ア　中高層建築物、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設

イ　石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ　多数の従業員がいる事業所で、自衛消防隊等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設

エ　雑居ビルのように同一敷地内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

⑶　自衛消防隊等の設置要綱

消防機関は、事業所の規模、形態により、例えば、百貨店、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする建物は、消防法第８条の規定による防火管理者を選任することによるほか、管理権限が別れている複合用途の雑居ビル等の場合、共同防火管理協議会を中心とする防火体制の整備を指導するなど、その実態に応じた組織づくりを指導する。

また、危険物施設や高圧ガス施設等の場合、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所及び相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は、消防計画や防災計画を策定する。

２　自衛消防隊等の活動の推進

⑴　自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

⑵　自衛消防隊等の活動の推進

ア　平常時

(ｱ)　防災訓練

(ｲ)　施設及び整備等の点検整備

(ｳ)　従業員等の防災に関する教育の実施

イ　災害時

(ｱ)　情報の収集伝達

(ｲ)　出火防止及び初期消火

(ｳ)　避難誘導・救出訓練

第 20 節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

［総務課］

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うよう努める。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

≪資料編　９－５地区防災計画書≫

第 21 節　防災ボランティアの育成強化

風水害等の大規模災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

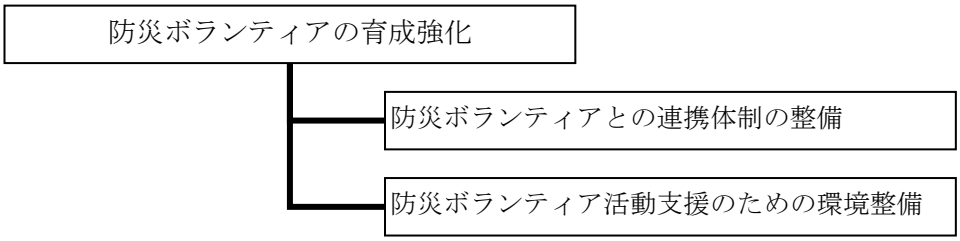

１　防災ボランティアとの連携体制の整備

［社会福祉協議会・総務課・福祉事務所・健康保険課
経済観光課・ボランティア関係協力団体］

大規模災害が発生した場合における防災ボランティア活動の環境整備を図るため､市関係所管課に於いて、平常時から、地域団体、ＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダー育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、ボランティアの活動内容に応じた関係協力団体等との連携体制の確立に努める。

２　防災ボランティア活動支援のための環境整備

［社会福祉協議会・総務課・福祉事務所
健康保険課・経済観光課・関係機関等］

⑴　ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市は住民防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう必要な知識を普及する。

⑵　ボランティアの登録、把握

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、市社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておくものとする。

⑶　大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保

市は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時のボランティアの活動拠点の確保についても配慮するとともに、ボランティア活動に必要な情報を提供するものとする。

⑷　消防本部による環境整備

消防機関は、消防分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃からボランティア団体との連携、ボランティアの再研修、ボランティアとの合同訓練等に努めることとする。

第 22 節　企業防災の促進

［総務課・経済観光課］

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、市は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第 23 節　要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。

今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。

このため、市及び防災関係機関は、平素より、要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

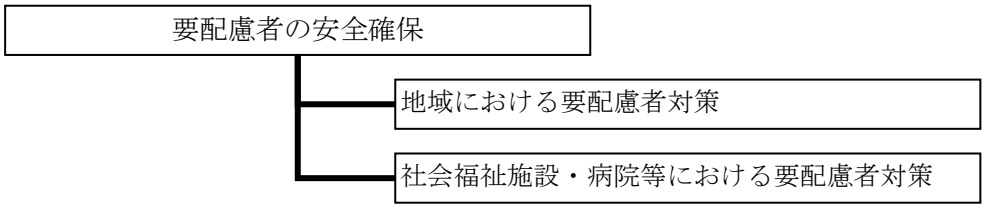

第１　地域における要配慮者対策

１　避難支援等関係者との協力体制の整備

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、市は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行うものとする。

⑴　消防機関

⑵　種子島警察署

⑶　民生委員・児童委員

⑷　市社会福祉協議会

⑸　自主防災組織

⑹　社会福祉事業者

⑺　その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

２　要配慮者の把握

市は、市の各課等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係課等との共有化を図る。

特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める。

また、要配慮者に関する情報等は、自主防災組織や町内会等の範囲ごとに把握する。

３　避難行動要支援対策

⑴　避難行動要支援者名簿の作成

ア　名簿作成に必要な個人情報及びその入手

基本法第 49 条の 10 第３項に基づき、市長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当って特定された利用の目的以外のために内部で利用することができることとなっている。市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努めるものとする。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを書面によって明確にする。

イ　避難行動要支援者名簿の作成

⑺　避難行動要支援者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当するものとする。また、要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、市に対し、自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

①　ひとり暮らしの高齢者

②　高齢者のみの世帯

③　介護保険法に規定する要介護認定において、要介護 3 以上の判定を受けている者

④　身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号身体障害者障害程度等級表の 1 級又は 2 級に該当する者

⑤　療育手帳制度について（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者であって、療育手帳制度の実施について（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちＡの判定をうけた者

⑥特定医療費の支給認定を受けた指定難病患者のうち支援を必要と認める者

⑦小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた児童等のうち支援を必要と認める者

⑧　前各号に準じる状態にある者で、市長が必要と認める者

⑴　避難行動支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

①　氏名

②　性別

③　住所

④　年齢（生年月日）

⑤　電話番号

⑥　特記すべき事項

⑦　所属町内会

⑧　支援を必要とする理由

⑵　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供の可否

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。名簿情報提供の際には、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるほか、当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。なお、避難支援等関係者に名簿情報を提供するに当っては、「西之表市個人情報保護条例」の規定に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう配慮する。

㈡　名簿作成に必要な個人情報とその入力方法

基本法第 49 条の 10 第 3 項に基づき、市長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当って特定された利用の目的以外のために内部で利用することができることとなっている。市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

⑵　避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また､安全が確認された後に､避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

４　緊急連絡体制の整備

市長は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

５　防災設備・物資・資機材等の整備

市は、災害発生直後の食料・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等

の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

６　在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

市は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施するものとする。

また、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

７　外国人対策

外国人に対しては、外国人登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

第２　社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

１　防災施設の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

２　組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日ごろから、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

３　緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

４　防災教育の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的に実施し、また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。

第３章　災害応急対策計画

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、市及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

本計画では、このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

第１節　応急活動体制の確立

市は、風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に到るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

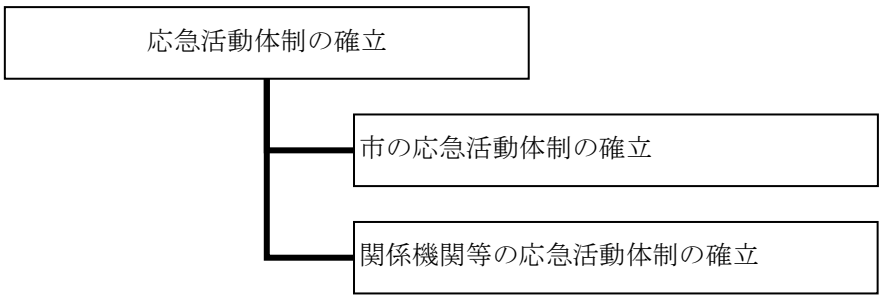

第１　市の応急活動体制の確立

［関係課］

市は、風水害等の災害が発生した場合、防災関係機関と連携・協力し、応急対策を実施するとともに、市及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調整を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、市災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策に当たる。

１　災害対策本部設置前の初動体制

⑴　情報連絡体制の確立

市の区域に各種の気象警報が発表されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、総務課職員による情報連絡体制を確立する。

⑵　災害警戒本部の設置

ア　市内に小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報等が発表され災害発生が予想される場合は、防災関係機関等の協力を得て災害情報の収集など防災対策の一層の確立を図るため、「災害警戒本部」を設置する。

イ　災害警戒本部に本部長、副本部長及び本部員を置き、本部長は副市長、副本部長は総務課長、本部員は防災消防係長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き、総務課の職員をもって充てる。

≪資料編　1-5 西之表市災害警戒本部設置要綱≫

ウ　災害の発生するおそれが解消したと認めるとき又は、災害対策本部を設置した時は、災害警戒本部を廃止する。

２　災害対策本部の設置及び廃止

⑴　市災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準により災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

ア　大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。

イ　災害が発生し、その規模及び範囲から判断し本部を設置して対策の実施を必要とするとき。

ウ　市内に特別警報（特別警報相当を含む）が発表されたとき。

⑵　市災害対策本部の廃止

本部長は、市域内において災害発生のおそれが解消したと認めるとき、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市災害対策本部を廃止する。

⑶　本部を設置又は廃止したときは、熊毛支庁（県）・関係機関・住民等に対し、次により通知公表するものとする。

通知又は公表先	担当部班	通知又は公表の方法
各　対　策　部	総務対策部人事班	庁内放送、電話、その他迅速な方法
危機管理防災課	総務対策部本部総務班	電話、ＦＡＸ、その他迅速な方法
熊　毛　支　庁	〃	〃
鹿児島地方気象台	〃	〃
種子島警察署	〃	〃
消　防　本　部	〃	〃
種子屋久農協	〃	〃
種　子　島　漁　協	〃	〃
一　般　住　民	総務対策部広報班	防災行政無線、広報車、その他迅速な方法

⑷　市現地災害対策本部の設置又は廃止

ア　現地対策本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において、災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下、「現地本部」という。）を設置する。

イ　現地本部の廃止

本部長は、現地本部の事務が終了したと認めるとき、現地本部を廃止する。

⑸　現地対策合同本部の設置

災害の規模が特に甚大で、複数市町村が被災した場合、被災市町村等と協議し、必要に応じ、支庁に現地対策合同本部の設置をするなどの対応を図る。

３　市災害対策本部の組織

⑴　本部の構成

ア　本部に災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長・教育長をもって充てる。

なお、本部長に不測の事態があった場合に副本部長が本部長の職務を代理する。

また、本部長及び副本部長共に事故や不測の事態あった場合には、総務対策部長及びあらかじめ指定された対策部長の順で職務を代理する。

イ　本部に西之表市災害対策本部規程（以下「災対規程」という。）に掲げる対策部及び対策部長を、各部に班及び班長を置き対策部長及び班長は、災対規程に掲げる者をもって充てる。

ウ　本部に災害対策要員を置き、市の職員をもって充てる。

≪資料編　1-4 西之表市災害対策本部規程≫

⑵　本部の設置場所

本部は、原則として市庁舎庁議室（行政棟３階）に設置する。市庁舎が被災して使用できないときは、市消防本部に設置し、当該消防本部が使用できないときは、市長が定めた場所に設置する。

⑶　本部会議

ア　本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び各対策部長をもって構成する。

イ　本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

(ｱ)　災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(ｲ)　県、他の市町、その他防災機関との連絡調整に関すること。

(ｳ)　自衛隊の災害派遣要請に関すること。

(ｴ)　災害救助法の適用に関すること。

(ｵ)　その他重要事項に関すること。

⑷　現地本部

ア　現地本部の構成

(ｱ)　現地本部に現地災害対策本部長（以下、「現地本部長」という。）、現地災害対策本部員及び現地災害対策要員を置き、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(ｲ)　本部長は、現地本部を設置したときは、直ちにその旨を関係機関に通知する。

イ　現地本部の所掌事務

本部の現地機関としての事務は、次に掲げるとおりとする。

⑺　被害状況及び被災地の対応状況の把握並びにこれらの情報の本部及び関係機関への連絡

⑴　被災地からの要望の把握及び本部への伝達

⑼　被災地の支援に従事する市の職員又は市に申し出のあった機関等の人員の配置並びに支援物資の輸送及び供給に関する連絡調整

⑽　その他現地本部の役割を果たすために必要な事務

⑸　災害対策本部の編成

本部の編成は、災対規程のとおりとする。

≪資料編　1-4 西之表市災害対策本部規程≫

⑹　各災害対策本部の所掌事務

各対策部の所掌事務は、災対規程に掲げるとおりとする。

≪資料編　1-4 西之表市災害対策本部規程≫

⑺　災害対策要員の動員

災害対策本部配備要員の数は、災対規程に掲げるとおりとする。

災害の規模に応じ配備の段階を第１配備から第３配備までに区分し、配備の指定はその都度本部長が行うものとする。

≪資料編　1-4 西之表市災害対策本部規程≫

⑻　動員方法

ア　災害発生のおそれがある場合の動員

⑺　勤務時間外において警備員が気象警報及び災害発生のおそれのある異常現象発見等の通報を受理したとき又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに総務課長及び関係課長に連絡するものとする。

⑴　⑺の通報を受けた総務課長及び関係課長は、所属職員を所定の系統により動員し、発報の伝達・情報収集・伝達その他災害応急対策実施の体制をとるものとする。

イ　本部が設置された場合の動員

⑺　各対策部長は、退庁後における各班長、配備要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

⑴　勤務時間外における配備要員の動員は、次の系統により行うものとする。

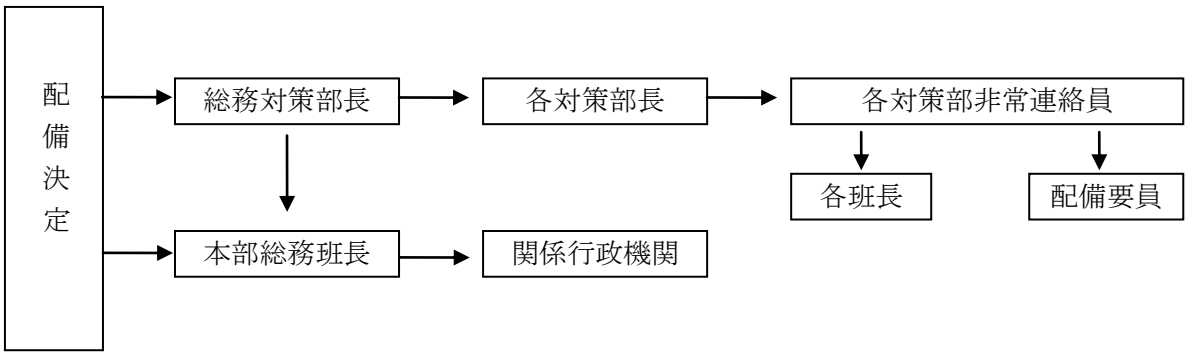

⑺　非常連絡員

各対策部長は、所属の班長及び配備要員の動員を円滑に行うため対策部正副２名以上の非常連絡員を定めておくものとする。非常連絡員は、本部が設置された場合又はそれに準ずる場合本部会議の指示決定事項の連絡、情報の収集等を行うものとする。

⑻　非常登庁

職員は、勤務時間外において、災害の発生又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属課と連絡をとり、又は自らの判断により登庁するものとする。

４　職員の配備体制

市は、風水害等による災害発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定めた基準により配備体制をとる。

⑴　職員の配備

ア　配備区分の決定

市長は、西之表市災害対策本部規程の定めるところにより災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、支障がないと認められるときは、配備体制を変更することができる。

イ　動員系統及び動員の伝達方法

⑺　総務課職員の動員配備

携帯電話により気象警報等が自動的に伝達されることになっている総務課職員は、これら情報をもとに参集する。

ウ　各課等の職員の動員配備

総務課職員は、各課等の長に職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて、各課等の長は、職員を動員する。

また、携帯メール送信システム（あんしんめーるにしのおもて）や防災行政無線により情報の共有化を図り、参集体制を確保する。

⑵　自主参集

ア　配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で放送される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは、配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所に参集するよう努める。

イ　その他の職員の参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合には、最寄りの避難所に参集し、応急活動に従事するかその地域に残り被害情報の収集に当たるものとする。

≪配備基準≫

体制		配備基準	職員配備
情報連絡体制		各種の気象警報等が発表されたとき（暴風・大雨・洪水警報等、※波浪警報を除く） 災害警戒本部を設置するに至らないとき。	降雨状況や被害情報の収集を行うため、県や関係機関との連絡調整に努める。 総務課－２人以上（所属長が必要と認める人数）
災害警戒 本部体制		小規模な災害が発生したとき。 各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき。	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。 災害警戒要員（総務課）３名以上 （本部長が必要と認める人数）
災害対策 本部体制	第１配備	⑴　比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生した場合又はその発生のおそれのある場合で本部長が認めるとき。 ⑵　市内に特別警報（特別警報相当を含む）が発表されたとき。	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。 特に関係のある課の少数人数で情報収集及び連絡活動が円滑に行われる体制を整える。 災害対策配備第１配備 （対策部長が必要と認める人数）
	第２配備	相当の災害が発生し、又はその発生のおそれのある場合、本部長が必要と認めるとき。	職員の約半数を待機させ、情報収集連絡活動及び応急措置を実施する。 災害対策配備第２配備 （対策部長が必要と認める人数）
	第３配備	全地域にわたり大きな災害が発生し、又はその発生のおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき。	市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。 全対策部（全員）

第２　関係機関等の応急活動体制の確立

［関係機関］

１　関係機関等の応急活動体制

⑴　防災関係機関の組織

防災関係機関は、風水害等の災害の発生に際して、各々の防災業務計画等に規定された防災組織を確立し、応急対策を実施する。

⑵　市民の役割

市民自身は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応を含めて、初動段階において、自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

⑶　各種団体・組織・個人の役割

生活協同組合やスーパーなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、婦人会、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、災害発生直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜各種団体の協力等を得てその防災体制を確立する。

２　関係機関等の動員配備体制

関係機関等は、風水害等に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定めておいた緊急時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

第２節　情報伝達体制の確立

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

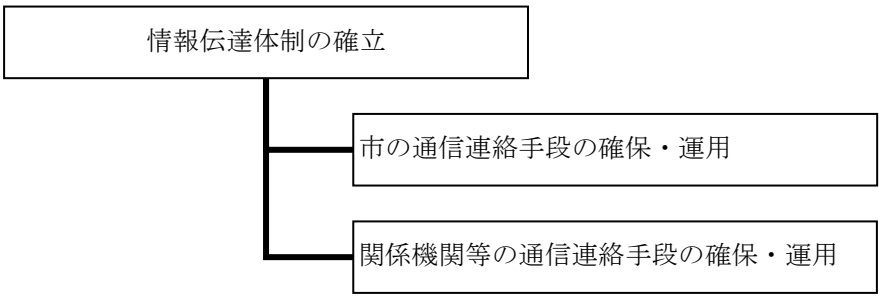

第１　市の通信連絡手段の確保・運用

［総務課・関係課］

１　市の情報管理体制の確立（情報の共有・統制）

災害時は、被災状況等の情報の収集に即座に着手し、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する必要がある。しかしながら、発災直後の段階は、被災地との通信が困難となりがちであり、他方で外部からの問い合わせ等により通信連絡が混乱し、応急対策の実施が阻害されることが多い。このため、以下の基本方針により、各種情報の管理・統制体制の確立に努める。

⑴　県防災行政情報ネットワークシステム等の運用

市は、災害時においては、防災行政情報ネットワークを主体とする通信系統を関係各課や関係機関等との通信にあたっての基幹通信手段とする。

⑵　連絡用電話の指定等

市は、外部団体や市民等に利用されることが多いＮＴＴ一般加入電話（災害時優先電話）について、事前に定められた電話の中から災害時の連絡用電話を指定し、市本部としての窓口の統一を図る。指定された連絡用電話は防災活動以外の通常業務に使用することを制限し、通信連絡に充てる。なお、この電話のうち特に重要な通信回線は、発信専用とする。

⑶　情報管理に必要な物的準備

情報管理のため、本部室等には、事前に整備しておいた防災行政情報通信端末、指定電話、携帯電話、ＦＡＸ、コピー機、パソコン（通信端末含む）等の各種機器、図面、各種資料、様式、名簿、各種マニュアル等をセットし、効率的に使用できるようにする。

⑷　情報連絡責任者

上記の手段による情報連絡を管理するため、本部室に情報連絡責任者を置く。情報連絡責任者は、対外的な情報連絡（各所属及び各機関との調整や協力等）にあたっての管理・統括上の意志決定を主とし、総務課長がその任にあたる。情報連絡の管理・統括の実務は、総務課（災害対策本部設置時は本部総務班）が行う。

⑸　緊急情報提供システム等の活用

放送機関の協力のもとに、早期予防、早期避難の実施、不要不急の電話の自粛、知人等の安否照会にあたっての対応、救援物資送付にあたっての要請事項をはじめとする市民への行動喚起情報をテレビ・ラジオ、携帯電話（緊急速報メール）、ワンセグ放送を通じて市民に提供できるよう、事前に締結済みの協定や緊急情報提供システムを効果的に活用する。

２　防災行政無線の通信連絡体制の確立

災害の程度に応じて有線通信施設が被災し、通信連絡が一時困難となることが想定されるため、防災行政無線を主体とする通信連絡体制を確立する。

⑴　被災地との通信連絡体制

風水害等の災害が発生すると総務課（災害対策本部設置時は、本部総務班）無線担当者が、作動状況を点検し、通信連絡体制を確立する。この際、市防災行政無線の通信の途絶や輻輳（ふくそう）を防止し、迅速かつ的確な通信連絡が行われ、応急対策が円滑に行われるよう留意する。特に、被災地等からの情報収集をはじめとする緊急・重要通信を優先し、効果的な運用を図る。

⑵　県との通信連絡体制の確立

県と県内関係機関との通話は、県防災行政無線の回線を利用し、情報連絡を行う。

３　有線通信途絶の場合の措置

災害の程度によっては、自己が保有する無線通信手段自体が故障したり、通信回線の輻輳等のため通信が不能になることもある。したがって、各種通信施設が利用不能となる最悪の事態も想定しておき、通信可能な地域まで各種交通機関を利用するなど、あらゆる手段を尽くして連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

⑴　孤立防止対策用衛星電話による通信

関係機関との通話など緊急に連絡を要する場合は、西日本電信電話㈱の孤立防止対策用衛星電話を活用する。この設備は、交換機を通じ、一般加入電話と全国通話が可能な通信設備であり、停電時での活用が可能である。

≪資料編　2-5 衛星携帯電話の整備状況≫

⑵　九州総合通信局の災害対策用移動通信機器等の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線局、ＭＣＡ用無線機、衛星携帯電話）の備蓄や災害対策用移動電源車を配備しており、市は、九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は、委託した民間会社を通じて、速やかに無償で貸与する。

⑶　アマチュア無線の活用

有線が途絶し災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。

⑷　有線通信施設等

災害関係機関の有線電話は、次のとおりである。

機関（団体）名	所在地	電話番号
熊毛地区消防組合	西之表市鴨女町	22－0119
熊毛支庁建設課	西之表市中目	22－0810／22－1136（時間外）
種子島警察署	西之表市上石寺	22－0110
鹿児島地方気象台	鹿児島市東郡元町４番１号	099－250－9919
熊毛支庁総務企画課	西之表市中目	22－0001／22－1131（時間外）
九州電力熊毛配電事業所	西之表市鴨女町	0120－986-807

４　電気通信設備の利用

災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法によりその利用を図るものとする。

⑴　公衆電話通信施設の利用方法

ア　普通電話による通信（一般通話）

通信施設の被災状況により異なるが、それぞれの加入電話により通信連絡する。

イ　災害時における優先電話等による通信

⑺　災害時の優先電話

災害時に電話が輻輳した場合、通常、一般通話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、災害時優先電話として通話の規制が行われず、優先的に取り扱われることから活用を図る。

なお、災害が発生した場合の優先電話についての連絡機関として、ＮＴＴ鹿児島支店に連絡し協力を求めるものとする。

災害時優先電話は、次表のとおりである。

電話番号	設置場所	電話番号	設置場所
22－1255	総　務　課	22－0119	消防組合
22－0710	教育委員会	22－0271	水　道　課
22－1256	庁　議　室		

※　災害時優先電話とは、災害等が発生した場合、被災地等への電話が集中することから重要な通話を確保するため、あらかじめ優先電話としてＮＴＴが指定した電話である。

⑴　電報による通信

災害の予防、対策等緊急を要する電報の発信に当たっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常電報である旨を告げて電報を取り扱う支店・営業所に頼信するものとする。

⑵　孤立防止対策用衛星電話による通信

孤立防止対策用衛星電話は、市庁舎、消防署、孤立可能性集落に設置してある。孤立防止対策用衛星

電話から通話する場合は、通話する相手の局名、電話番号をダイヤルし、相手の加入電話と通話する。

≪資料編　2-5 衛星携帯電話の整備状況、9-3 防災行政無線・衛星携帯の使用方法≫

⑶　非常無線通信の利用

災害による非常事態が発生し、又は発生するおそれがある時、通話が遠くてはっきりしないとき又は通話が複そうして長時間かかるため非常通報の目的を達成することができないときは、鹿児島地区非常無線通信施設の利用を図るものとする。

ア　非常通報の内容

(ｱ)　人命の救助に関するもの

(ｲ)　天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの

(ｳ)　緊急を要する気象・地震・火山等の観測資料

(ｴ)　非常事態が発生した場合に、総務大臣が無線局に命じて無線通信を行わせる場合の指令及びその他の指令

(ｵ)　非常事態に際しての事態収拾・復旧・交通規制その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

(ｶ)　暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

(ｷ)　非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

(ｸ)　遭難者の救護に関するもの

(ｹ)　道路・電力設備・電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの

(ｺ)　災害救助機関相互間に受発する災害救援その他緊急措置に要する労務・施設・設備・物資及び資金の調達・配分輸送に関するもの

(ｻ)　災害救助法等の規定により知事が医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ　非常通信の発信資格

非常無線通信の利用者は、原則として官公庁その他防災関係機関に限られているが、人命の救助に関するものについては個人でも利用が可能である。

ウ　非常無線通信依頼上の注意事項

(ｱ)　頼信紙は、できるだけ無線局備え付けの用紙を使用すること。

(ｲ)　頼信紙を無線局の受付所に依頼するときは、必ず「非常」と朱書すること。

(ｳ)　通報内容は、できるだけ簡潔に要領よく、内容の長さは 200 字以内とする。無線電話用紙を使用する場合は、3 分以内に電送できる程度の内容とする。内容が欧文の場合は 40 語以内とする。

(ｴ)　あて先の電話番号がはっきりしているものは、通信用紙のあて先欄に電話番号を記入するとともに電文の末尾に受信者名を忘れず記入すること。

(ｵ)　その他非常無線通信の利用並びに取扱いに関しては、鹿児島地区非常無線通信連絡会と緊密なる連携ものとに電波法等に違反することがないよう努めること。

≪資料編　2-4 無線通信施設≫

⑷　防災無線の施設の利用

災害時の情報の収集伝達、平常時においても、行政全般にわたり、各種情報やデータの伝達を図る。

⑸　災害時の通信の確保

災害等により停電した場合は、非常用発電機を活用して通信手段を確保する。

ア　防災行政無線

防災用発電機により防災行政無線設備による通信を確保する。

イ　有線（ＮＴＴ）ＦＡＸ

防災用発電機により有線ＦＡＸによる通信を確保する。

ウ　非常用発電機の日常点検は、総務課防災消防係で行う。

５　その他の手段による通信体制の確立

ＮＴＴ一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているＣＡＴＶ、ＮＴＴの音声応答システム、農協・漁協電話、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせて、災害時の重要通信を確保・運用できる体制の確立に努める。

⑴　その他の各種通信手段（例）

ア　一斉同報メール

市が、登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメールで一斉に配信。具体的避難行動等の情報も配信可能

イ　緊急速報（エリアメール等）

当該市内にいる携帯電話所持者に対して、災害情報等を一斉にメール配信。エリア内であれば一時滞在者（観光客等）も受信可能

ウ　ワンセグ

地上デジタルテレビ放送が受信可能なエリアであれば、携帯電話によって、テレビと同等の災害関係の情報が入手可能

エ　コミュニティＦＭ放送

市内で放送を行うＦＭラジオ放送

オ　デジタル・サイネージ

デジタル・サイネージは、屋外に設置可能で、表示内容を短時間で変更可能であることから、災害情報の配信も可能

カ　データ放送

地上デジタルテレビのデータ放送機能を活用することによって、郵便番号単位の特定のエリア毎に異なった情報の送信が可能

通常のデジタルテレビで受信できるため、データ放送による具体的な避難行動等の情報配信が可能

キ　告知放送

各戸に告知端末を設置し，緊急放送や防災情報の配信を行うもの

第２　関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

［関係機関等］

１　各機関が保有する通信施設の運用

関係機関等においては、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

２　各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し，情報連絡体制を確立する。

第３節　災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて市は、県と連携して災害救助法を運用する。

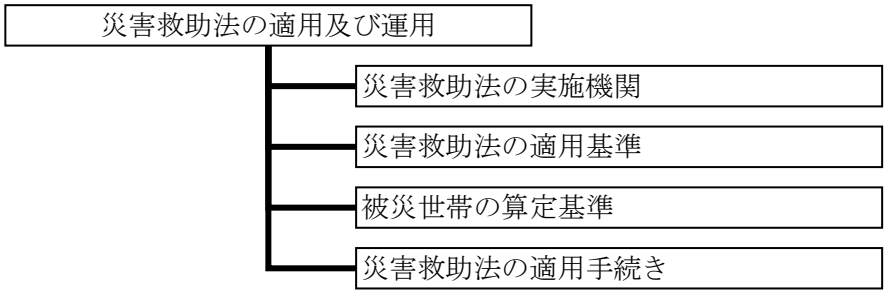

第１　災害救助法の実施機関

［福祉事務所］

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、市はこれを補助する。

知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととすることができる。（災害救助法第 30 条、鹿児島県災害救助法施行細則）

第２　災害救助法の適用基準

［福祉事務所］

１　適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

⑴　市の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準１号以上であること。

⑵　県内において 1,500 世帯以上の住家が滅失し、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準２号以上であること。

⑶　県内において 7,000 世帯以上の住家が滅した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

⑷　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

災害救助法適用基準表　　（平成 27 年 4 月 1 日現在）

	人口	基準	
		１号	２号
西之表市	16,591 人	50 世帯	25 世帯

（注）人口は、平成 22 年国勢調査による

第３　被災世帯の算定基準

［福祉事務所］

１　被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

２　住家の滅失等の認定

⑴　住家が全壊・全焼、流出したもの

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

⑵　住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損傷部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20以上50%未満のものとする。

⑶　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの、ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

３　世帯及び住家の単位

⑴　世帯

生計を一つにしている実際の生活単位

⑵　住家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第４　災害救助法の適用手続

災害に対し、市における災害が「２災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先:社会福祉課福祉企画係　ＮＴＴ回線　099－286－2824

第４節　広域応援体制

大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した市及び各防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。

このため市及び防災関係機関は、あらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、市においては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県又は市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また災害時に相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。

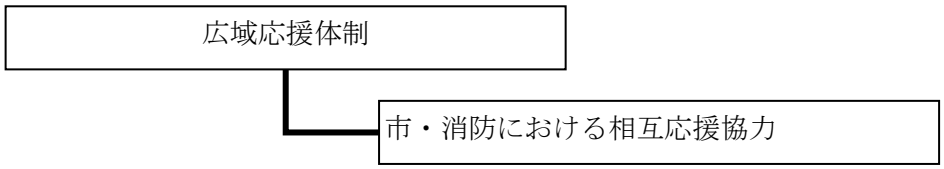

第１　市における広域応援体制

［各関係課］

１　災害情報・被害情報の収集・分析

⑴　情報の収集

災害対策本部の各対策部は、所管業務に係る応援要請の受付と、総務対策部本部総務班で把握した以下の情報を収集する。

ア　生き埋め等の件数（人的被害状況等）

イ　出火件数、又は出火状況

ウ　二次災害危険個所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等）

エ　応急対策の状況等

⑵　情報の分析・検討

各対策部は、収集した情報の分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。

応援要請先一覧

ア　被災地外の県内市町村

イ　本県を所管する指定地方行政機関

ウ　本県を所管する指定公共機関

エ　県内の指定地方公共機関

オ　その他の県内の公共的団体等

カ　協定のある九州・山口各県等

キ　カ以外の都道府県

ク　消防庁（緊急消防援助隊等）

ケ　他の都道府県警察災害派遣隊等

コ　その他の国の機関

サ　その他の公的防災関係機関

⑶　検討結果の報告

各対策部は、検討結果について、総務対策部本部総務班を経由して本部会議に報告するものとする。

２　応援の受入れ体制の確立

市及び防災関係機関は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

⑴　応援受け入れの決定

本部会議は、他の都道府県等への応援要請や、あるいは応援の申し出に対し、応援内容を所管する各対策部からの検討結果の報告に基づいて意思決定を行う。

⑵　受入れる際の留意事項

応援の受け入れを決定した場合、総務対策部本部総務班と各対策部は、以下の点について留意し必要があれば協議する。

ア　受入れルート

イ　応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊・給食等

≪資料編　5-11 受援先施設一覧≫

⑶　応援要請の連絡

ア　各対策部は、要請先に応援要請の連絡を行う。その際、上記⑵の内容も併せて伝える。

イ　各対策部は、防災関係機関へ応援要請を行った旨連絡する。

⑷　国等との調整

国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置がなされた場合は、総務対策部行政秘書班が調整窓口となって必要な調整を行うものとする。

３　職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

国もしくは都道府県、市町村等の職員の派遣要請と派遣あっせんの要請については、総務対策部人事班と協議する。

⑴　滋賀県長浜市職員に対する職員の派遣要請

「友好都市大規模災害時における相互応援に関する協定」に基づく。

⑵　伊佐市職員に対する職員の派遣要請

「姉妹都市災害時における相互応援に関する協定」に基づく。

４　市町村との災害時相互応援協定

⑴　友好都市大規模災害時における相互応援に関する協定

この協定は、滋賀県長浜市、西之表市のいずれかの市域において災害及び原子力災害が発生した場合において、被害を受けた市独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、相互の応援を円滑に行う。

≪資料編　8-10 友好都市大規模災害時における相互応援に関する協定≫

⑵　姉妹都市災害時における相互応援に関する協定

この協定は、伊佐市、西之表市のいずれかの市域において災害が発生した場合において、被害を受けた市独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、相互の応援を円滑に行う。 ≪資料編 8-11 姉妹都市大規模災害時における相互応援に関する協定≫

５　九州地方整備局の応援要請

国土交通省が所管する施設に大規模な災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合において、応援を必要とするときは､九州地方整備局鹿児島港湾･空港整備事務所長に電話等により応援要請を伝え、内容を確認したうえで、被害状況の把握や現地情報連絡員の派遣、災害応急措置について要請する。 ≪資料編 8-9 種子島における大規模な災害時の応援に関する協定書≫

第２　市・消防における相互応援協力

［総務課・西之表消防署］

１　県及び市町村相互の応援

⑴　鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

市は災害が発生し、市のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき、迅速に応援を要請する。

ア　市は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

イ　アの応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

⑵　県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市は県に対し、その調整を要請する。また、県は、災害応急対策を行うために必要な場合、災害規模に応じて他の都道府県に対して応援を求める。

⑶　市町村内所在機関相互の応援協力

市区域内に所在する県,指定地方行政機関等の出先機関及び市区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は、市が実施する応急措置について、応援協力を行うものとする。≪資料編 8-5 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定≫

２　消防機関の応援

⑴　鹿児島県消防相互応援協定による応援

市長（消防の一部事務組合等も含む。）は、大規模な災害や火災等が発生し、所轄する市の消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請を行う。

≪資料編 8-2 鹿児島県消防相互応援協定≫

第５節　自衛隊の災害派遣

［総務課］

本計画は、災害に際し、人命財産の保護のため自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請に関する必要な事項を定め、自衛隊要請の迅速を期するものである。

１　災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣を要するおおむねの基準は、次のとおりとする。

⑴　災害に際して人命の救助又は財産の保護のため急を要し、地元警察・消防・水防団等では、対処し得ないと考えられるとき。

⑵　災害の発生が目前に迫り、これの予防には自衛隊の派遣以外には方法がないと認められるとき。

２　災害派遣要請要領

⑴　市長が自衛隊の災害派遣を要すると認めた場合は、次の事項を明らかにし、原則として知事に派遣要請を依頼するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、市長が直接自衛隊に要請（通報）する。この場合事後速やかに知事あてにその旨報告し、正式に要請を依頼するものとする。

なお、要請等に関しては、急を要する場合が多いので、直接口頭又は電話等で行い、その後速やかに文書を提出する。

派遣要請要件

ア　災害時の状況及び派遣を要請する理由

イ　派遣を必要とする期間

ウ　派遣を必要とする人員、船舶、航空機等の概数

エ　派遣を希望する区域及び活動内容

オ　その他参考事項（現地対策実施機関及び対策内容）

⑵　市における災害派遣要請の事務は、総務課が行う。各課は、所管事項で派遣要請の必要を認めたときは、総務課に派遣要請を依頼するものとする。

⑶　知事に対し派遣要請を依頼する場合、派遣部隊等の活動内容に応じた県の各部長に行うものとする。

３　関係自衛隊及び災害派遣要請権者の連絡場所

関係自衛隊及び災害派遣要請権者の連絡場所は、次のとおりとする。

自衛隊関係要請機関	所在地	電話	防災行政無線
自衛隊鹿児島地方協力本部（総務課）	鹿児島市郡元町４－１ 第２合同庁舎	099-253-8920	
鹿児島県（危機管理局）	鹿児島市鴨池新町 10－1	099-286-2256	地 1-311-803
自衛隊鹿児島地方協力本部種子島駐在員事務所	西之表市西之表 16314－6	23-0299	地 1-332-803
陸上自衛隊第 12 普通科連隊本部（第３科）	国分市福島 2－4－14	0995-46-0350 （内線 235、237）	地 1-502-1
海上自衛隊第１航空群（司令部幕僚室）	鹿屋市西原 3－1－86	0994-42-2636	地 1-362-1

（防災行政無線の使用方法）≪資料編　9-3 防災行政無線・衛星携帯の使用方法≫

４　自衛隊派遣要請系統

（緊急時の通報）

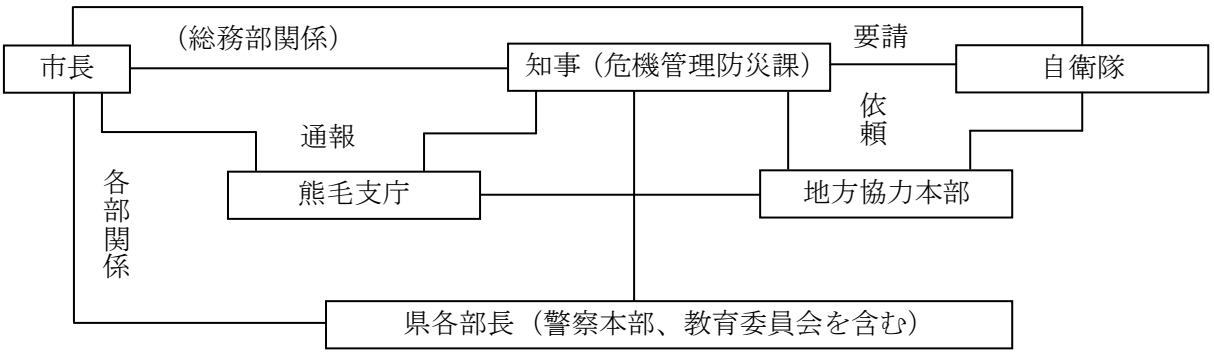

５　災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の実施する作業等は、災害状況、他の救難機関等の活動状況等のほか知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが通常次のとおりである。

⑴　被害状況の把握

⑵　避難の援助

⑶　遭難者の捜索救助

⑷　水防活動

⑸　消防活動

⑹　道路又は水路の啓開

⑺　診察、防疫、病害虫防除等の支援

⑻　通信支援

⑼　人員及び物資の緊急輸送

⑽　炊飯及び給水の支援

⑾　救援物資の無償貸付又は譲与

⑿　交通規制の支援

⒀　危険物の保安及び除去

⒁　その他

臨機の必要に対し、自衛隊の能力で、対処可能なものについては、所要の措置をとる。

６　派遣部隊の受入れ措置

⑴　市長か知事等から、災害派遣実施の通知を受けたときは、おおむね次の要領により措置するものとする。

ア　派遣部隊の宿泊所、車輌器材等の保管所の準備その他受入れのために必要な措置をとる。

イ　派遣部隊及び県と連絡のため連絡員を指定し、各種の連絡に当たらせる。

ウ　派遣部隊が実施する作業の具体的内容、それに要する所要人員並びに使用器材の準備等の計画を作成し、部隊の到着と同時に作業ができるようにする。

エ　災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類はすべて市で準備するようにする。

⑵　派遣部隊が到着した場合は、次の要領により措置するものとする。

ア　派遣部隊を集結地に誘導するとともに派遣部隊の指揮官と作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

イ　作業に当たり無用の摩擦を避けるため、市が準備する器材類の品目、数量、集積場所及びこれらの使用に関する事項並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して打合せを行い、できる限り所要の協定を行っておく。

７　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

⑴　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

⑵　派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の使用及び借上料

⑶　派遣部隊の宿泊及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

⑷　派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）

⑸　その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

８　ヘリコプター発着場

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資、人員輸送の現地発着場としてヘリコプター発着場条件に基づき、次の箇所を発着場とする。

≪資料編　5-7 ヘリコプター発着予定地≫

第６節　防災ボランティアと連携等

［社会福祉協議会・総務課・市民生活課・経済観光課
・福祉事務所・ボランティア関係協力団体・関係機関等］

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、市では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

１　ボランティア活動に関する情報提供

市長は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

２　被災地におけるボランティア支援体制の確立

社会福祉協議会は、災害の状況に応じて必要と認めた場合は、災害ボランティアセンターを設置するとともに、周辺市町村に近隣支援本部が設置された場合は、ともに連携を密にしながら、以下により、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

⑴　災害ボランティアセンターにおける対応

市社会福祉協議会は、災害が発生した場合、必要に応じて速やかに、市町村等関係団体と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

⑵　近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合は、社会福祉協議会は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。

３　ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、災害ボランティアセンター等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、救援対策本部、近隣支援本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介・加入に努める。

第７節　気象警報等の収集・伝達

本計画は、災害関係の気象予報、警報、情報等の伝達・通報の系統要領等を定めて、伝達実施の迅速化、確実化を図り、災害発生の防止を期するものである。

１　気象警報等の種類及びその基準

気象警報等の種類と本市における発表基準は、以下のとおりである。

⑴　特別警報の種類及び発表基準

<table>
<tr><th>現象の種類</th><th colspan="2">基　　準</th></tr>
<tr><td>大　　雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され，若しくは，数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴　　風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度高潮高潮になると予想される場合の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>高　　潮</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波　　浪</td><td>高波になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴　風　雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>大　　雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr>
</table>

⑵　警報・注意報の種類及び発表の基準（一部省略。平成２２年５月２７日以降運用）

<table>
<tr><th colspan="3">種　　類</th><th>発　　表　　基　　準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">注意報</td><td rowspan="3">気象注意報</td><td>強風注意報</td><td>平均風速 15m/ｓ以上が予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>大雨注意報</td><td>大雨により災害が起こるおそれがあるとき。
<table><tr><th>1 時間雨量</th><th>3 時間雨量</th><th>土壌雨量指数</th></tr><tr><td>50 ㎜</td><td>90 ㎜</td><td>94</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>乾燥注意報</td><td>空気が乾燥し、火災の危険が大きいとき。
最小湿度が 50%以下で実効湿度が６５%以下になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>霜注意報</td><td>霜により農作物に著しい被害が予想されるとき。
最低気温が 4℃以下になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>高潮注意報</td><td>高潮注意報</td><td>台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要があるとき。
潮位（標高）2.0m以上が予想される場合</td></tr>
<tr><td>波浪注意報</td><td>波浪注意報</td><td>風浪・うねり等により災害が起こるおそれがあると予想されるとき。
有義波高 2.5m以上が予想される場合</td></tr>
<tr><td>洪水注意報</td><td>洪水注意報</td><td>津波・高潮以外による洪水によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。
<table><tr><th rowspan="2">1 時間雨量</th><th rowspan="2">3 時間雨量</th><th colspan="2">複合基準</th></tr><tr><th>1 時間雨量</th><th>3 時間雨量</th></tr><tr><td>50 ㎜</td><td>90 ㎜</td><td>40 ㎜</td><td>70 ㎜</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="5">警報</td><td rowspan="2">気象警報</td><td>暴風警報</td><td>重大な災害を起こすおそれのある非常に強い風が予想されるとき。
平均風速 25m/ｓ以上が予想される場合</td></tr>
<tr><td>大雨警報</td><td>大雨により重大な災害が起こるおそれがあるとき。
<table><tr><th>1 時間雨量</th><th>3 時間雨量</th><th>土壌雨量指数</th></tr><tr><td>80 ㎜</td><td>140 ㎜</td><td>155</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>高潮警報</td><td>高潮警報</td><td>台風等による海面の異常上昇により、重大な災害が起こるおそれがあるとき。
潮位（標高）2.2m以上が予想される場合</td></tr>
<tr><td>波浪警報</td><td>波浪警報</td><td>風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがあるとき。
有義波高 6.0m以上が予想される場合</td></tr>
<tr><td>洪水警報</td><td>洪水警報</td><td>津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがあるとき。
<table><tr><th rowspan="2">1 時間雨量</th><th rowspan="2">3 時間雨量</th><th colspan="2">複合基準</th></tr><tr><th>1 時間雨量</th><th>3 時間雨量</th></tr><tr><td>80 ㎜</td><td>140 ㎜</td><td>60 ㎜</td><td>100 ㎜</td></tr></table></td></tr>
</table>

⑶　気象情報

防災機関が、より効果的に防災対策を行えるよう警報や注意報では伝えきれない詳細な実況や見通しなどを伝えるものである。主な気象情報は、次のとおりである。

ア　台風に関する情報

台風の接近によって災害が予想されるときに発表する。

イ　大雨に関する情報

大雨による災害の発生が予想されるときに発表する。

ウ　暴風と高波に関する情報

強い冬型の気圧配置などで、暴風や高波による災害の発生が予想されるときに発表する。

エ　突風に関する情報

竜巻など激しい突風が予想されるときに発表する。

オ　竜巻注意情報

雷注意報の補完情報として、竜巻の発生する危険な気象状況を知らせ、身を守るための行動の準備を促すため発表する。

カ　潮位に関する情報

潮位の変動による被害が発生するおそれがある場合などに発表する。

⑷　土砂災害警戒情報

鹿児島地方気象台及び県が、大雨警報発表中において、県が監視する基準（土砂災害発生予測情報システムの危険指標）と気象台が監視する基準（土壌雨量指数の設定履歴順位）がともに超過すると予想されるなど、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市の防災活動や住民の避難行動を支援するため発表する。

⑸　記録的短時間大雨情報

大雨警報を発表中、数年に１度しか現れないような短時間の大雨を観測したときに発表する重要な情報であり、厳重な警戒を必要とする。県では１時間雨量が 120㎜ 以上となったときに発表される。

⑹　火災気象通報

消防法に基づいて気象状況が火災の予防上危険であると認められるときに、その状況を通報するものであり、通報を行う基準は次のとおりである。

実効湿度 65％以下で最小湿度 50％を下り、かつ、最大風速が 12m/ｓを超える見込みのとき。

⑺　火災警報

市長が火災気象通報の伝達を受けたとき又はその他の気象状況を知ったとき、地域の条件等を考慮して発するものであり、その基準は次のとおりとする。

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるときに次の基準を満たす場合に発表する。 ア　実効湿度が 65％以下又は最小湿度が 35％を下る見込みのとき。 イ　平均風速が夏（5 月～10 月）10m/ｓ以上、冬（11 月～4 月）15m/ｓ以上吹く見込みのとき。

２　気象予・警報、情報等発表に関する市の措置

［総務課］

市長は、警報等の伝達を受けたときは、次項に定めるところにより速やかに所在官公署及び住民に周知徹底させるものとする。

３　気象予・警報等伝達系統図

⑴　西之表市における伝達系統図

本市における伝達系統で注意報については、特に重要な災害対策の実施が必要なものについて通知するものとする。

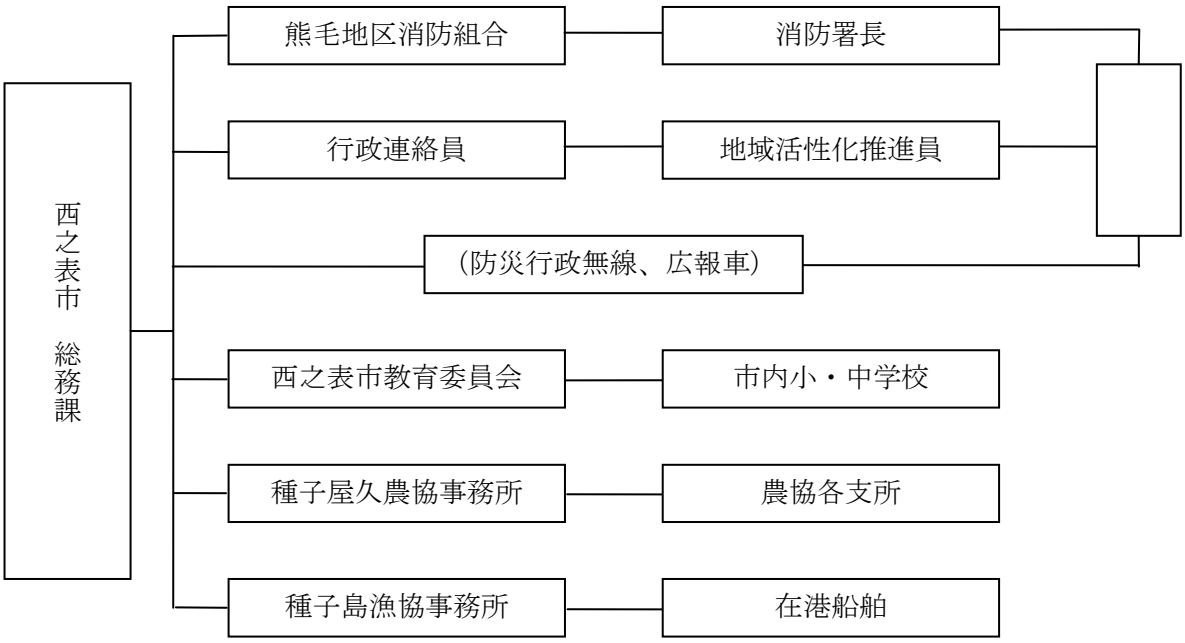

⑵　市地域に伝達される関係機関ごとの予・警報等伝達系統図

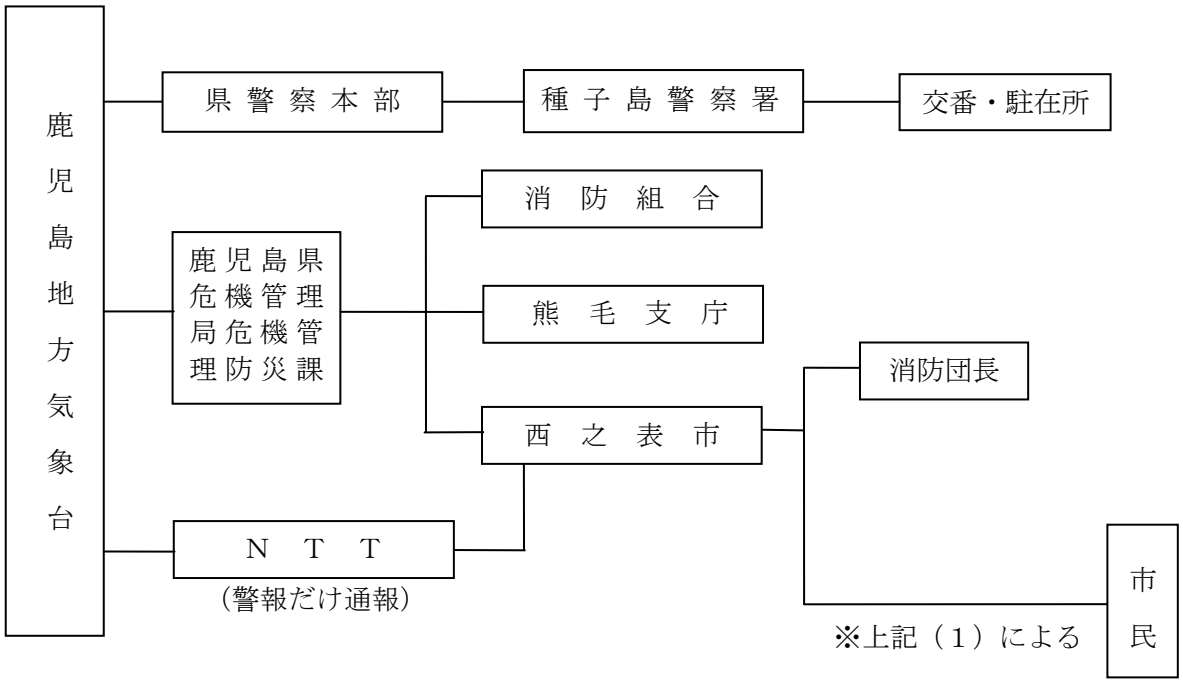

４　気象警報等の受領及び伝達方法

［総務課、教育委員会、行政経営課、地域支援課］

⑴　関係機関から通達される警報等は、総務課が、勤務時間外は警備員が受領する。総務課における受領担当員（伝達担当員を兼ねる）は、次のとおりとする。

正　防災消防係長

副　防災消防係員

⑵　警備員が警報等を受領した場合は、直ちに総務課長に伝達するものとする。警報等を受領した総務課長は、次の伝達担当員に伝達するとともに市長及び副市長に報告するものとする。

⑶　⑴⑵により警報等を受領した伝達担当員は、直ちに庁内各課（勤務時間外は関係課長）に庁内放送又は電話等により周知させるとともに関係機関、住民等に対し次により伝達周知するものとする。

ア　関係機関等に対する伝達

関係機関・団体に対しては、電話又はファックス等により受領内容をそのまま（全文）書き取れる程度で伝達する。関係機関の受領用電話番号及び受領責任者は、次のとおりである。

関係機関・団体名	電話番号	ＦＡＸ	受領責任者	備考
種子屋久農協	22－1211	23－1236	団体長	
種子島漁協	22－0620	22－0666	団体長	
熊毛地区消防組合	22－0119	23－4198	消防長	当直者
種子島警察署	22－0110	22－0859	警察署長	

イ　教育委員会の学校に対する伝達

警報等を受領した市教育委員会は、アの例に準じて市内各小中学校に伝達するものとする。

≪資料編　2-3 各学校の電話番号・受領責任者≫

ウ　住民に対する周知方法

伝達担当員とは別に広報担当員（企画政策係員及び情報管理係員をもって充てる。）を置き、広報に関すること、写真撮影に関すること等のほかに各校区自主防災組織の長（校区行政連絡員）に通知し、通知を受けた各校区自主防災組織の長（校区行政連絡員）は、各組織の連絡体制により市内及び各地域住民への周知徹底を図る。

第８節　災害情報・被害情報の収集・伝達

［総務課、関係機関等］

１　災害情報等の収集伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち､行方不明者の数については､捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

なお、市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

⑴　収集すべき災害情報等の内容

ア　人的被害（死傷者数､生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数､行方不明者の数を含む。）

イ　住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）

ウ　津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）

エ　土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）

オ　出火件数、又は出火状況

カ　二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）

キ　輸送関連施設被害（道路、港湾、漁港）

ク　ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道施設被害）

ケ　避難状況、救護所開設状況

コ　災害対策本部設置等の状況

サ　災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

⑵　災害情報等の収集

市職員（消防機関を含む）は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話、無線等による通報によるほか、バイク、自転車、徒歩等の手段による登庁後の報告による。参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、本部へ報告する。

⑶　災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

ア　報告情報の集約

市本部は、上記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。

イ　市から県等への報告

災害規模の把握のための市から県等への報告は以下を目標に実施する。

⑺　第１報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

①　勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）

②　勤務時間内（災害発生直後）

⑴　人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、出来る限り早く報告する。なお、この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

⑼　人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後１時間以内。遅くとも２時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統（鹿児島県地域防災計画一般災害対策編第３部第２章第２節　図 3.2.2.1 参照）及び方法を用いる。

≪鹿児島県地域防災計画資料編　鹿児島県災害報告取扱要領≫

⑽　市は、同時多発火災や救出要請等により、119 番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

２　災害情報等の報告

⑴　災害情報等の報告系統

ア　市長は、管内の災害情報及び被害情報を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行うものとする。被害状況等の報告に係る総務省消防庁への連絡先は、次のとおりである。

回線別＼区分		平日（９：３０～１８:３０） ※応急対応	左記以外 ※宿直室
ＮＴＴ回線	電話	０３－５２５３－７５２７	０３－５２５３－７７７７
	ＦＡＸ	０３－５２５３－７５３７	０３－５２５３－７５５３
消防防災無線	電話	８－９０－４９０１３	８－９０－４９０１２
	ＦＡＸ	８－９０－４９０３３	８－９０－４９０３６
地域衛星通信ネットワーク	電話	８０-０４８-５００－９０-４９０１３	８０-０４８-５００－９０-４９１０２
	ＦＡＸ	８０-０４８-５００－９０-４９０３３	８０-０４８-５００－９０-４９０３６

イ　県内防災関係機関は、所管に係る災害情報等のうち、県その他関係機関と密接な関係のあるものについて、県その他関係機関に通報連絡するものとする。

⑵　災害情報等の種類及び内容

ア　災害情報

災害情報とは、災害が起こりそうな状況のときから被害が数的に判明する以前の間における災害に

関するおおむね次のようなものをいう。

㈠　災害のおこるおそれのある異常な現象（堤防漏水、津波の現象等）

㈡　災害発生前における河川の増水、高潮その他の災害が発生しそうな状況

㈢　災害発生前の水防その他の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況

㈣　住民の避難及び安否に関する状況

㈤　災害が発生しているが、被害の程度が数的に把握できないときの状況

イ　災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する次のものをいう。

㈠　災害即報

報告（通報）すべき災害等を知覚した時、原則として、知覚後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第１報を報告するものとし、以後、判明したもののうちから逐次報告するもの

㈡　災害確定報告

応急対策を終了した後 20 日以内に報告（通報）するもの

㈢　災害中間年報

12 月 20 日までに報告（通報）するもの

㈣　災害年報

4 月 30 日までに報告（通報）するもの

⑶　災害情報、災害報告の通報及び報告要領

ア　災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

㈠　発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに次のとおり通報するものとする。

①　河川の出水等水防に関するもの

熊毛地区消防組合消防本部、西之表消防署、市消防分団長又は市建設課、総務課

②　火災発生に関するもの

熊毛地区消防組合消防本部、西之表消防署、市消防分団長又は市総務課

③　その他気象、地震、水象、海難に関するもの

熊毛地区消防組合消防本部、西之表消防署、総務課、種子島警察署、種子島海上保安署、鹿児島地方気象台

㈡　通報受領者の通報

㈠の通報を受けた消防長（署長）又は消防分団長・建設課長は必要な対策を実施するとともに、総務課長へ通報する。総務課長は市長に報告し、㈣の措置を実施するものとする。

㈢　警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに市長に通報するものとする。

㈣　市長の通報

㈠、㈡及びその他により異常現象を承知した市長（総務課長）は、直ちに次の機関に通報するも

のとする。

①　気象、地震、水象に関するものは、鹿児島地方気象台

②　その異常現象により災害発生が予想される隣接町

③　その異常現象により、予想される災害の対策実施機関（熊毛支庁建設課、漁協事務所、農協事務所）

㈣　市長の鹿児島地方気象台に対する通報要領

異常現象を承知した市長が通報する要領は次のとおりとする。

①　通報すべき事項

ａ　気象に関するもの

ｂ　地震に関するもの

ｃ　水象に関するもの（台風等に伴う異常潮位、異常波浪等）

②　通報の方法

通報の方法は、電話によることを原則とする。ただし、地震に関するものは、文書によることができる。

③　通報のあて先

通報のあて先は、鹿児島地方気象台とする。

④　通報に要する電話等の費用は、原則として発信市の負担とする。

⑷　⑶以外の災害情報の収集・通報

ア　自主防災組織（校区行政連絡員、行政連絡員）の収集・通報

市内各自主防災組織の長は、地域内における次の災害情報を収集し、市総務課に通報するものとする。

㈠　河川の増水等災害が発生しそうな状況

㈡　地域住民の避難状況

㈢　災害が発生しているときの状況

㈣　その他災害状況

イ　市長の災害情報の収集・通達

㈠　市内の自主防災組織より災害情報の通報を受けた総務課担当員は、直ちに市関係課に通報するものとする。

㈡　市総務課長及び各課長等は、各自主防災組織からの情報と市自体で把握しうる災害対策の実施状況を併せ関係する各機関に通報するものとする。

ウ　協定に基づく事業所等による収集・通報

㈠　市と「災害時における無線による情報伝達に関する協定」を締結した事業所等は、災害の発生を覚知し、又は発生のおそれがあると判断した場合は、必要と思われる災害関係情報を市総務課に通報するものとする。

≪資料編　8-4 災害時における無線による情報伝達に関する協定≫

㈡　㈠により災害情報の通報を受けた総務課担当員は、イに準じて災害情報の通達を行う。

エ　ア以外の災害情報及び災害報告の通報、報告方法

⑺　市長の方法

①　総務課は、調査結果が判明次第定められた様式により、関係出先機関（熊毛支庁総務企画課）及びその他関係機関に報告するものとする

②　各担当課は、被害状況の調査結果を、原則として午前10時までに総務課に報告するものとする。なお、急を要する場合は総務課において適宜報告時間を定めて随時被害状況を集計するものとする。

③　市における被害状況の調査収集は、関係被害ごとに次のとおり各課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施するものとする。

被害区分	担当課	責任者	協力団体等
人、住家等の被害・社会福祉関係被害	福祉事務所	所長	行政連絡員、施設の管理者
農林業関係被害・水産関係被害	農林水産課	課長	農協、森林組合、漁協
耕地農業用施設関係被害	農林水産課	課長	熊毛支庁、土地改良区
土木関係被害・公営住宅関係被害	建　設　課	課長	熊毛支庁建設課、行政連絡員
商工関係被害	経済観光課	課長	商工会
学校関係被害	教育委員会	課長	各学校
水道関係被害	水　道　課	課長	施設の管理者
市有財産関係被害	財産監理課	課長	市有林野管理人

④　災害情報で、県以外の防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、当該防災関係機関に通報するものとする。

⑴　防災関係機関の方法

防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報及び被害状況のうち県その他防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、県その他防災関係機関に通報するものとする。

⑷　災害報告の様式

ア　総務課において市全体の被害を収集する被害報告の内容は、鹿児島県災害報告取扱要領（総務対策関係）（平成15年3月31日消第1066号）による。

イ　各課において関係被害を収集する様式は、法令及び県その他の指示する内容を基礎に作成するものとする。

⑸　災害報告の留意事項

ア　災害報告に当っては、総務課防災消防担当職員が報告に関する一切の責任を負うものとする。防災担当職員に事故あるときは、総務課防災消防係長が代行するものとする。

イ　総務課は被害状況を集計するに当たり、関係機関と緊密な連絡をとり情報の交換・調整を図り、被害状況集計の正確を期するものとする。

⑹　災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、次のとおりとする。

ア　死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な

者とする。

イ　行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ウ　負傷者

災害のため負傷し、医師の治療を受けた者又は受ける必要のある者で次の区分によるものとする。

⑺　重傷者

当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。

⑴　軽傷者

当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。

エ　住家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

オ　非住家

住家以外の建物で他の項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

カ　公共建物

例えば市庁舎、公民館、市民体育館等の公用又は公共の用に供する建物とする。

キ　全壊（全焼・流失・埋没）

住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。

ク　半壊（半焼・半流失・半埋没）

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の 20%以上 70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。

ケ　一部損壊

全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

コ　床上浸水

住家の床以上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積が床以上となり一時的に居住することができないもの。

サ　床下浸水

床上浸水にいたらない程度に浸水したもの

シ　棟

独立した建物ごとに算定する。ただし、炊事場、浴場又は便所が別棟であったり、離座敷が別棟で

あるような場合は、これら生活に必要なものは合わせて算定すること。

ス　世帯

生計を一にしている実際の生活単位

セ　り災世帯

住家の全壊、半壊、流失、埋没、焼失、床上浸水の被害を受けた世帯

ソ　り災者

り災世帯の構成員

タ　損害額

り災地における時価（評価当時の市価）によること。見積りにあたっては慎重を期し、単位は千円とし、千円未満の端数は四捨五入とすること

３　危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

第９節　広報

［総務課・広報班（行政経営課）］

本計画は、市民及び報道機関に対する災害情報、被害状況等の広報活動について必要な事項を定め、もって災害広報の迅速を図るものである。

１　市における広報担当及び他課との連絡

⑴　市における災害情報、被害状況等災害に関する広報は、総務課及び総務対策部広報班が行う。

⑵　各課において広報を必要とする事項は、すべて総務課及び総務対策部広報班に連絡するものとする。

２　広報の内容

災害時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮する。

⑴　災害危険地域住民への警戒呼びかけ(避難誘導）、避難の勧告

降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

⑵　災害発生直後の広報

各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

ア　緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示

イ　隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

ウ　出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

⑶　災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

市は、各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

ア　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ　地区別の避難所

ウ　混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない。テレビ、ラジオ、行政機関のホームページ、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティＦＭ放送、告知放送から情報を入手するようにするなど。

エ　安否情報

安否情報については、ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル“171”や、各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用するよう広報する。

オ　被災者救援活動方針・救援活動の内容

⑷　その他必要と認める事項

ア　気象情報及び気象警報の発令又は解除

イ　災害対策本部の設置又は解除

ウ　災害防止の事前対策

エ　災害応急対策

オ　災害状況

(ｱ)　災害種別

(ｲ)　災害発生日時

(ｳ)　災害発生区域

(ｴ)　災害状況

≪資料編 7-1　住民向け広報案文≫

３　広報及び情報等の収集

総務課及び総務対策部広報班は、被害状況、対策状況等の全般的な情報、また、各課が把握する災害情報その他広報資料を積極的に収集するものとし、必要に応じて災害現地に出向き、写真・映画その他の取材活動を実施するものとする。

４　広報の手段

市が保有する防災行政無線、サイレン吹鳴装置（無線）、インターネット（市ホームページ、ツイッター・フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト）、緊急速報（エリアメール等）、広報車、市職員・消防団・自主防災組織・区長等による口頭などの各伝達手段による。

また、「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については､放送機関への情報の提供を行い､住民への周知に努める。

５　報道機関に対する放送の要請・情報発表

⑴　放送機関に対する災害情報の提供

「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、市は、県に報告し、県は速やかに放送機関に情報提供を行う。

また、市は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供を行う。

⑵　放送機関に対する放送の要請

市（総務課及び総務対策部広報班）は県に対して、災害の発生が時間的に迫っていて、市が利用できる通信機能が麻痺した場合に災害対策基本法第５７条の規定により放送機関に放送要請を行うよう求める。

要請にあたって、災害時における放送要請に関する協定に基づき、市は放送要請の理由、放送事項を明示する。なお、市は、県の放送機関への要請を補完するため、放送機関への直接の要請も併せて行う。

≪資料編　7-2 災害時における放送要請に関する協定≫

⑶　報道機関に対する情報発表の方法

総務課及び総務対策部広報班は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

発表は以下の要領で実施する。

⑷　報道発表の要領

ア　発表担当者は、原則として総務課及び総務対策部広報班の責任者の在庁最上位の者とする。

イ　事前に総務課及び総務対策部広報班との協議の上報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

ウ　要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。

エ　警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

⑸　報道機関へ要請並びに発表する広報内容

ア　災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕

イ　災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ　雨量・河川水位等の状況〔発表〕

エ　火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

オ　家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

カ　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

キ　周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕

ク　避難状況等〔発表〕

ケ　被災地外の住民へのお願い〔要請〕

（例）・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。

・安否情報については、ＮＴＴなどの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。

・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。

・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。…等

コ　ボランティア活動の呼びかけ

サ　住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

シ　交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表、要請〕

ス　電気、電話、上水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕

セ　河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

第 10 節　水防・土砂災害等の防止対策

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、市は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

１　河川等災害の防止対策（水防活動）

［建設課・農林水産課］

河川災害の防止対策（水防活動）は、「鹿児島県水防計画書」に準じ、以下の活動を行う。

⑴　水防体制の確立

河川管理者は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防組織を「鹿児島県水防計画書」に定めた方法に準じて確立する。

⑵　水防情報及び被害状況等の収集・伝達

河川管理者は、「県水防計画書」に定めた方法に準じて、気象注意報・警報や水防警報を受信・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測を通報するなど、各種水防情報を収集・伝達する。

また、これらの情報に留意し、重要水防区域等や二次災害につながるおそれのある河川施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

ため池については，市等管理者がため池の監視，警戒を行い，被害状況等の把握に努める。

⑶　河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

河川管理者は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

ア　護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダムの洪水調整等による流量調整を行う。

イ　河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

ウ　河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

エ　その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

⑺　出動・監視・警戒及び水防作業

⑴　通信連絡及び輸送

⑼　避難のための立退き

⑵　水防報告と水防記録

⑶　その他

２　土砂災害の防止対策

［建設課・農林水産課］

⑴　土砂災害防止体制の確立

建設課・農林水産課は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

⑵　危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

⑶　土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

ア　土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各々の施設所管各課、市において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

イ　警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

ウ　土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

市は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示（緊急）等の発令を行う。

第 11 節　消防活動

火災が発生した場合、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

第１　市・市民における消防活動

［総務課］

１　市の消火活動

⑴　火災警報

市長は、実効湿度が 65％以下又は最小湿度が 35％以下に下る見込みのときで、かつ、平均風速が冬（11 月から４月まで）においては毎秒 15 メートル以上、夏（５月から 10 月まで）においては毎秒 10 メートル以上の風が吹く見込みのときにおいては、その時の状況により火災警報を発令する。

⑵　警報発令時等の警防

火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認める際は、警備に支障ある場所に多数集合して飲酒しないよう努めるものとする。消防の組織施設等については、現在の組織等を十分に利用し警報発令時等には各分団の広報車等により地域住民への周知を図るものとする。

⑶　消火活動

市は、同時多発的火災の発生に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川・海、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の有効活用に努める。

また、市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

２　市民の対策

市民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

第２　消防応援協定に基づく消防活動

［総務課］

大規模な火災等が発生し、所轄する市等の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し，災害応急対策にあたる。

≪資料編　8-2 鹿児島県消防相互応援協定≫

第 12 節　避難の勧告・指示（緊急）、誘導

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを勧告し又は、指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、市長は、避難措置実施の第１次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずるものとする。

第１　要避難状況の早期把握・判断

［総務課、関係機関等］

１　実施責任

市長は、災害対策基本法第 60 条に基づき災害時における住民の避難勧告・指示等の避難措置を実施するものとする。また災害救助法が適用され、知事が権限を委任したとき又は緊急を要し、知事の実施を待つことができないときの避難所の開設及び収容を行う。

なお、市内小中学校における児童生徒の集団避難は、市長等の避難措置によるほか教育長の指示により学校長が実施する。ただし、緊急を要する場合、学校長は教育長の指示を待つことなく実施できるものとする。

⑴　避難勧告――――――全災害に――市長（災害対策基本法第 60 条）

⑵　避難指示（緊急）――洪水災害に┬――知事又はその命を受けた職員（水防法第 22 条）
　　└――水防管理者
　　地すべり災害に――知事又はその命を受けた職員（地すべり等防止法第 25 条）
　急傾斜崩壊災害に――市長（災害対策基本法第 60 条）
　全災害に┬――市長（災害対策基本法第 60 条）
　　├――警察官（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第４条）
　　├――海上保安官（災害対策基本法第 61 条）
　　└――災害派遣時の自衛官（自衛隊法第 94 条）

⑶　避難所開設及び収容 ――知事又は市長

２　避難勧告等発令に係る代理

避難勧告・指示は、原則として市長が実施するが、市長は、地方自治法第 153 条第１項に基づき、次の基準でその権限を、副市長及び吏員の補助機関に代行させることができる。

【補助機関による代行】

災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまのないとき、又は市長が不在のときは、副市長が市長の権限を代行（職務代理者として市長の権限を行使するもので、その効果は市長に帰属）する。ただし、災害による危険がより切迫し、緊急を要する場合で、市長若しくは副市長の判断を得るいとまのないとき、又はこれらの者すべてが不在のときは、その他の吏員は、市長の権限を代行することができる。

実施後は、速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

３　要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立ち退きを勧告し又は指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を逸しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に、市長は、避難措置実施の第１次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行なえない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の公共施設等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

４　避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、市その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

⑴　河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、市は、関係機関と連携して、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難勧告・指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

⑵　斜面災害防止のための避難対策

急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。市は、関係機関と連携して、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と合わせて、必要な対策を講ずるものとする。

第２　避難の勧告・指示の実施

［各避難勧告・指示権限者］

１　避難指示（緊急）等の基準と区分

避難指示（緊急）等の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、市長は「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示（緊急）等の基準を定めるものとする。

また、県は、市に対して基準に基づく適正な運用や再点検の実施等について、必要な助言を行うものとする。

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難勧告又は避難指示（緊急）の対象地域、判断時期等について助言する。

市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、

連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

なお、避難措置は、概ね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

市長の避難措置は、原則として避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の３段階に分け実施するものとするが、状況により段階を経ず直ちに避難勧告、避難指示（緊急）を行うものとする。

⑴　避難準備・高齢者等避難開始

河川出水等による浸水、山・崖崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないと判断される場合、要援護者を事前に避難させる。

また、要援護者以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。

なお、避難準備・高齢者等避難開始は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間を避けるようにする。

⑵　避難勧告

河川出水等による浸水、山・崖崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、明らかに危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。

⑶　避難指示（緊急）

山･崖崩れ、土石流等の斜面災害の兆候が事前に把握されたり、有毒ガス事故が発生したりするなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、すみやかに近くの安全な場所に避難させる。また、避難勧告等の発令後で避難中の住民には、確実な避難行動を直ちに完了させる。

なお、市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

⑷　警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

避難指示（緊急）等一覧

類型	発令時の状況	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する

	の発生する可能性が明らかに高まった状況	・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（屋内の安全な場所への移動）を行う。
避難指示（緊急）	・　前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・　堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・　人的被害の発生した状況	・既に災害が発生指定もおかしくない極めて危険な状況となっており、避難の準備や判断の遅れ等により、立退き避難を躊躇していた場合は、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」を行う。 ・津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

２　避難措置の基準

⑴　避難準備・高齢者等避難開始の基準

ア　暴風の場合

暴風の襲来により短時間後に危険が予想される場合

イ　豪雨の場合

相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合

ウ　洪水・高潮の場合

河川・海岸周辺において洪水・高潮の起こるおそれが予想されるとき

エ　津波の場合

津波注意報が発令された場合

オ　その他の場合

警戒体制に入り周囲の状況から判断し危険が予想されるとき

⑵　避難勧告の基準

ア　暴風の場合

引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命身体の危険が強まってきたとき

イ　豪雨の場合

豪雨が続き、災害の発生が予想され、生命身体の危険が強まってきたとき（土砂災害警戒情報も参考とする）

ウ　洪水・高潮の場合

河川・海岸等で増水状態が続き、洪水・高潮等の危険が強まってきたとき

エ　津波の場合

強い地震（概ね震度４以上を感じたとき、及び弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき）が発生した場合又は津波警報が発令された場合

オ　その他の場合

警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備・高齢者等避難開始の段階より悪化し、相当危険が強まってきたとき

⑶　避難指示（緊急）の基準

暴風・豪雨・洪水・高潮その他の災害発生事象が避難の勧告の段階より悪化し、災害発生が切迫し、かつ確実視されるに至ったとき又は突然災害発生の諸現象が現れたとき

３　市における避難措置

⑴　避難者に周知すべき事項

市は、災害の危険がある場合、必要と認める地域に居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示又は勧告を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

ア　避難すべき理由（危険の状況）

イ　避難の経路及び避難先

ウ　避難先の給食及び救助措置

エ　避難後における財産保護の措置

オ　その他

⑵　避難対策の通報・報告

ア　避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、指定緊急避難場所等の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

イ　避難措置を実施したときは、すみやかにその内容を危機管理防災課（県本部設置時は本部連絡班又は所管支部）に報告しなければならない。

ウ　避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。

エ　市は、避難の実施に関し、避難勧告・判断等マニュアルにおいて次の事項を定める。

(ｱ)　避難措置に関する関係機関の連絡方法

(ｲ)　避難措置を実施する区域別責任者

(ｳ)　避難の伝達方法（特に要配慮者に配慮する。）

(ｴ)　地域ごとの指定緊急避難場所及び避難方法

(ｵ)　その他の避難措置上必要な事項

４　病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

⑴　避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を

早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

⑵　緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

５　不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

⑴　避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難指導を実施する。

また、施設管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時対応を実施する。

⑵　緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

６　学校・教育施設等における避難措置

児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法を考慮しておく。

⑴　在校時の市立学校の児童生徒の避難対策

ア　避難の指示等の徹底

(ｱ)　教育長の避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。

(ｲ)　教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。

(ｳ)　教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。

(ｴ)　校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。

(ｵ)　児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。

(ｶ)　避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。

㈧　学校が市地域防災計画に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

㈨　児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ　避難場所の確保

教育長は、市地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

７　車両等の乗客の避難措置

⑴　災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

⑴　天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、すみやかに当該車両等を停車させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第３　避難の勧告・指示の伝達

１　市長による避難勧告・指示の伝達

⑴　避難計画にもとづく伝達

市長は、予め定められた避難の勧告・指示の伝達系統及び伝達要領にしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

⑵　災害状況に応じた伝達

避難の勧告・指示は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、市が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

ア　同報無線等無線施設を利用した伝達

イ　あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ　サイレン及び鐘による伝達

エ　広報車からの呼びかけによる伝達

オ　緊急速報（エリアメール等）

カ　テレビ、ラジオ、インターネット（市ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト）、ワンセグ放送、有線放送、電話、電話の利用による伝達

⑶　伝達方法の工夫

市長は、伝達に当たっては、予め作成した例文の使用、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

第４　避難の誘導等

１　地域における避難誘導等

⑴　避難の誘導

ア　各地区の避難誘導等は、当該地区の消防分団及び自主防災組織が行い、誘導責任者は当該消防分団長及び自主防災組織の長とする。

イ　各危険地域の避難経路は、災害時の状況に応じ適宜避難経路を定めるものとし、その決定に当たっては、次の事項を検討して定めるものとする。

(ｱ)　暴風の場合は、できるだけ山かげや堅ろうな建物に沿って経路を選ぶようにする。

(ｲ)　豪雨の場合は、崖下とか低地帯等災害発生のおそれのある場所はできるだけ避けるようにする。

(ｳ)　津波の場合は、海浜にある者、海岸付近の住民等は、直ちに安全な場所（高台）へ自ら退避又は避難誘導するものとする。

ウ　避難の誘導に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

(ｱ)　避難場所が比較的遠距離の場合は、避難のための集合場所（公民館等）を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

(ｲ)　避難経路中危険箇所には、標識・なわ張りを設置し、又は誘導員を常置する。

(ｳ)　誘導に際しては、できるだけロープ等資機材を使用し、安全を図るようにする。

(ｴ)　携帯品や幼児等はできるだけ背負い、行動の自由を確保するよう避難者を誘導する。

⑵　避難の順位

ア　避難の順位は、いかなる場合においても災害時要配慮者・老人・幼児・傷病者・心身障がい者・婦女子を優先して行うものとする。

イ　地域的避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するものとする。

⑶　携帯品の制限

避難誘導員は、避難者の避難立退きに当たり、次の事項に留意し、携帯品を必要最小限度に制限し、円滑な立退きについて適宜指導するものとする。

ア　携帯品は、必要最小限度の食料・衣料・日用品・医薬品等とする。

イ　避難が比較的長期にわたると予想される場合の携帯品は、避難中における生活の維持に役立てるため、災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離・地形等を考慮してさらに増加する。

⑷　自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

⑸　その他避難誘導にあたっての留意事項

ア　要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織等の協力を得るなどして地域ぐるみで安全確保を図るほか、状況によっては、市が車両、船舶等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ　避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

⑹　避難所の開設及び管理

ア　避難所の開設及び管理は、民生対策部救助班が行い、避難所を開設したときは、職員を駐在させて、避難所の管理と収容者の保護に当てるものとする。

イ　避難所駐在職員は、避難状況及び避難所内の状況を記録し、適宜民生対策部長に報告するものとする。

ウ　避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保や、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難所の運営管理等の避難生活の環境整備の充実に努める。

エ　避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難所の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、保健福祉部及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。

≪資料編　5-1 指定緊急避難施設一覧、5-2 指定避難施設一覧≫

⑺　野外受入れ施設の開設及び管理

ア　避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。

なお、野外に受入れ施設を開設した場合の保健福祉部及び関係機関への連絡並びに管理については、避難所の開設と同様とする。

イ　野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、保健福祉部に調達を依頼する。

ウ　野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

⑻　二次避難所（福祉避難所等）の開設

ア　自宅や避難所で生活している高齢者や障がい者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の二次避難所（福祉避難所等）に収容する。

≪資料編　5-3 福祉避難所施設一覧≫

イ　二次避難所（福祉避難所等）を開設した場合の保健福祉部及び関係機関への連絡については、避難所の開設と同様とする。

⑼　広域的避難収容・移送

ア　市の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、広域避難（近隣の被災地区若しくは小被災地又は隣接市町への避難）に関する支援を県（危機管理局危機管理防災課）に要請する。

イ　広域避難を要請した市長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。

ウ　県から被災者の受入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受入れ態勢を整備する。

エ　移送された被災者の避難所の運営は移送元である市が行い、被災者を受け入れた場合はその運営に協力する。

⑽　災害救助法による避難所の開設及び内容

災害救助法が適用された場合の避難所の開設及び収容等は、県の災害救助法施行規則に定めるところによる。

２　病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

３　不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

施設管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制などにしたがい、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

４　学校・教育施設等における避難誘導

⑴　在校時の小中学校の児童生徒の避難誘導

ア　教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ　校長は、概ね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行うよう努める。

(ｱ)　災害種別に応じた避難指示（緊急）等の伝達方法

(ｲ)　避難場所の指定

(ｳ)　避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(ｴ)　児童生徒の携行品

(ｵ)　余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ　危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ　災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ　災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ｱ)　各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(ｲ)　集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ　児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

第 13 節　救助・救急

［健康保険課］

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、市は、迅速かつ的確な救助、救急活動を実施する。

また、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

１　市（消防機関を含む。）による救助、救急活動

⑴　救助・救急活動

ア　活動の原則

救助、救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

イ　出動の原則

救助、救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

㋐　延焼火災が多発し、多数の救助、救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

㋑　延焼火災は少ないが、多数の救助、救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

㋒　同時に小規模な救助、救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

㋓　傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

⑵　救急搬送

ア　傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、熊毛地区消防組合、救護班等の車両のほか、必要に応じドクターヘリ、県消防・防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。

≪資料編　5-7 ヘリコプター発着予定地≫

イ　救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

⑶　傷病者多数発生時の活動

ア　災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

イ　救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送能力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

⑷　住民及び自主防災組織による救助、救急活動

住民及び自主防災組織は、自主的に被災者の救助、救急活動を行うとともに、救助、救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

２　救助、救急用装備、資機材の調達

⑴　初期における救助、救急用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。

⑵　救助、救急用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他の関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。

⑶　倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、その調達方法をあらかじめ定めておく。

⑷　搬送する重傷者が多数で、熊毛地区消防組合、救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

第 14 節　交通・確保規制

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

第１　交通規制の実施

［建設課］

１　交通規制の実施方法

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。

２　道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

３　迂回路等の設定

道路管理者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に表示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

４　規制の標識等

道路管理者が規制を行った場合は、それぞれの法令に定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難若しくは不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。

なお、防災訓練のために交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。

５　規制の広報・周知

道路管理者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに防災行政無線等を通じて一般住民に周知徹底させる。

６　規制の解除

交通規制の解除は、道路管理者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、関係機関に通知及び一般住民に周知するものとする。

第２　発見者等の通報と運転者のとるべき措置

１　発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとし、市長は、その路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

２　災害発生時における運転者のとるべき措置

⑴　土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア　走行中の場合は、次の要領により行動すること。

㋐　できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

㋑　停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

㋒　車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せ停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ　避難のために車両を使用しないこと。

⑵　道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア　区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

イ　当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ　警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第15節　緊急医療

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動簡易な場所に現場救護所を設置する。

このため、救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

第１　緊急医療の実施

［健康保険課・福祉事務所］

１　ＤＭＡＴ

⑴　ＤＭＡＴの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場等で急性期（発災後、おおむね４８時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

⑵　ＤＭＡＴの出動

ア　知事による出動要請

知事は、ＤＭＡＴの派遣要請基準に照らし、ＤＭＡＴの派遣が必要と判断するときは、ＤＭＡＴ指定病院にＤＭＡＴの出動を要請する。

イ　出動要請の特例

ＤＭＡＴの派遣要請基準に該当する場合で、通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されている場合は、アの規定にかかわらず、次の(ア)、(イ)に掲げるとおりとし、知事が承認したＤＭＡＴの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。

⑺　消防機関の長又は市長による出動要請の特例

消防機関の長又は市長は、ＤＭＡＴの派遣要請基準に照らし、ＤＭＡＴの派遣が必要と判断するときは、ＤＭＡＴ指定病院にＤＭＡＴの出動を要請する。この場合において、当該消防機関の長又は市長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

⑴　ＤＭＡＴ指定病院の長の判断による出動の特例

ＤＭＡＴ指定病院の長は、緊急やむを得ない事象が生じた場合、自らの判断により、所属するＤＭＡＴを出動させることができる。この場合において、当該ＤＭＡＴ指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

⑶　ＤＭＡＴの構成と所在地

ア　ＤＭＡＴの構成

ＤＭＡＴは、おおむね１チームにつき医師１名、看護師３名及び業務調整員１名の隊員で構成する。

イ　ＤＭＡＴの所在地

ＤＭＡＴの所在地は、次のとおりとする。

（平成 29 年３月１日現在）

施　設　名	所　在　地	電話番号	チーム数
種子島医療センター	西之表市西之表７４６３	0997-22-0960	2

２　救護班の出動

⑴　市長による出動要請

市長は、地域防災計画に基づき救護活動を開始する。必要に応じて熊毛地区医師会及び市内医療機関、県に協力を求めるとともに、医療・助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、民生対策部救護班において調整するものとする。

⑵　知事による救護班の出動要請

災害が広域に及んだ場合は、知事は市長の派遣要請に基づき、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

⑶　地域別救護班の所在地

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	電話番号	班数
熊毛支庁	西之表保健所	熊毛地区医師会 熊毛郡歯科医師会	西之表市栄町２（産業会館内） 熊毛郡屋久島町宮之浦 197（あらき歯科医院内）	0997-23-2548 0997-42-2248	1 1

３　医療情報の収集・提供

災害医療情報システムを活用し、医療機関の被災状況や被災した医療機関に対する支援の可否等の情報の収集・提供を行う。

第２　後方搬送の実施

１　負傷者の収容施設の確保

救護のための収容を必要とする場合は、災害拠点病院を中心に概ね次の医療機関に収容し、当該機関が収容できない場合又は近くでない場合は、医師会の協力を求め、状況により航空機等による移送を行う。

施　設　名	所　在　地	電話番号
種子島医療センター（地域災害拠点病院）	西之表市西之表７４６３	0997-22-0960

２　負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の上記１ の施設等への後方搬送について、市及び関係機関は以下の情報を収集し連携をとり迅速に実施する。

⑴　収容施設の被災状況の有無、程度

⑵　収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

３　輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、消防組合に配備してある車両を使用し、船艇、航空機等については関係機関と協議して定めたものを使用する。

４　透析患者等への対応

⑴　透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは､1 人 1 回の透析に約 120ℓの水を使用する血液透析を週 2～3 回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を確保する。

このため、市は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や、近隣町等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

⑵　在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などで救護する。

このため、平常時からの保健所を通じて把握している患者を、市、医療機関及び近隣町等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

５　トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救護活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要があり、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動を実施する。

第 16 節　要配慮者への緊急支援

災害時には、「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

１　要配慮者対策

［福祉事務所、健康保険課］

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、市では以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

⑴　要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。

ア　地域住民等と協力して避難場所や避難所へ移送すること。

イ　社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

ウ　居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

⑵　要配慮者に対するホームヘルパー、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災１週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後２～３日目から、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

２　高齢者及び障がい者に係る対策

市は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

⑴　被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。

⑵　掲示板、広報紙、防災行政無線、パソコン、ＦＡＸ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

⑶　避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、オムツ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材派遣を迅速に行う。

⑷　避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

３　児童に係る対策

⑴　市は次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア　避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発

生する要保護児童の実態を把握し、市町村に対し、通報がなされる措置を講ずる。

イ　住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ　避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

⑵　市は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワークサービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

４　社会福祉施設等に係る対策

災害時には、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。その際、市は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置するものとする。

⑴　市への応援要請

各社会福祉施設管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、市に対し、他の施設からの応援のあっせんを要請するものとする。

⑵　市の支援活動

ア　ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ申請する。

イ　ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。

ウ　ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保すること。

第 17 節　食料の供給

［農林水産課・福祉事務所］

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第１　食糧の調達

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食料の調達供給は、市長が行うものとする。（災害救助法適用時における知事からの委任された場合を含む。）

食料の調達は、農林水産対策部農政班、配給は民生対策部救護班が行う。

１　乾パン・乾燥米飯の調達

⑴　市の乾パン・乾燥米飯の備蓄数量

品　　名	数　　量	備　蓄　場　所
乾パン	1、400 食	中央公民館（市民会館）
乾燥米飯	3、270 食	中央公民館（市民会館）

２　米穀の調達

特に災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する米穀販売事業者等の手持米、政府所有米穀を所定の手続により、災害用として転用充当する。

⑴　通常の場合の調達

ア　市長は、災害時に次の給食を実施しようとするときは、知事に対し、必要数量を報告して配給を受けるものとする。

(ｱ)　被災者に対し、炊き出しにより給食を行う必要がある場合

(ｲ)　被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合

(ｳ)　災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

イ　必要数量の報告に当たっては、これの基礎となる被災者数、災害応急対策員等所要事項を連絡するものとする。なお、必要数量の算定に当たっては、次の１人当たりの配給量を基礎とする。

(ｱ)　アの(ｱ)の場合　１食当たり精米 200 グラムの範囲内

(ｲ)　アの(ｲ)の場合　１食当たり精米 400 グラムの範囲内

(ｳ)　アの(ｳ)の場合　１食当たり精米 300 グラムの範囲内

ウ　受領の要領

(ｱ)　米穀販売事業者等の手持米を調達する場合

市長は、販売業者がその手持米の配給を受ける場合は、知事の指定する米穀販売業者等から現金で米穀を買い取り、調達する。

(ｲ)　政府所有米穀を調達する場合

災害救助法が適用され、前記(ｱ)の方法で調達不可能な場合は、知事と農林水産省政策統括官付貿易業務課との売却契約の締結に基づき、政府保管米の直接売却を受ける。

なお、市長は、通信、交通が断絶し、知事に食品の応急配給申請ができないときは、直接、農林水産省政策統括官付貿易業務課に対し、「災害救助米穀の引渡要請書」に基づく政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてファックス又はメールで連絡し、引渡しを受ける。

【政府所有米穀の調達系統】

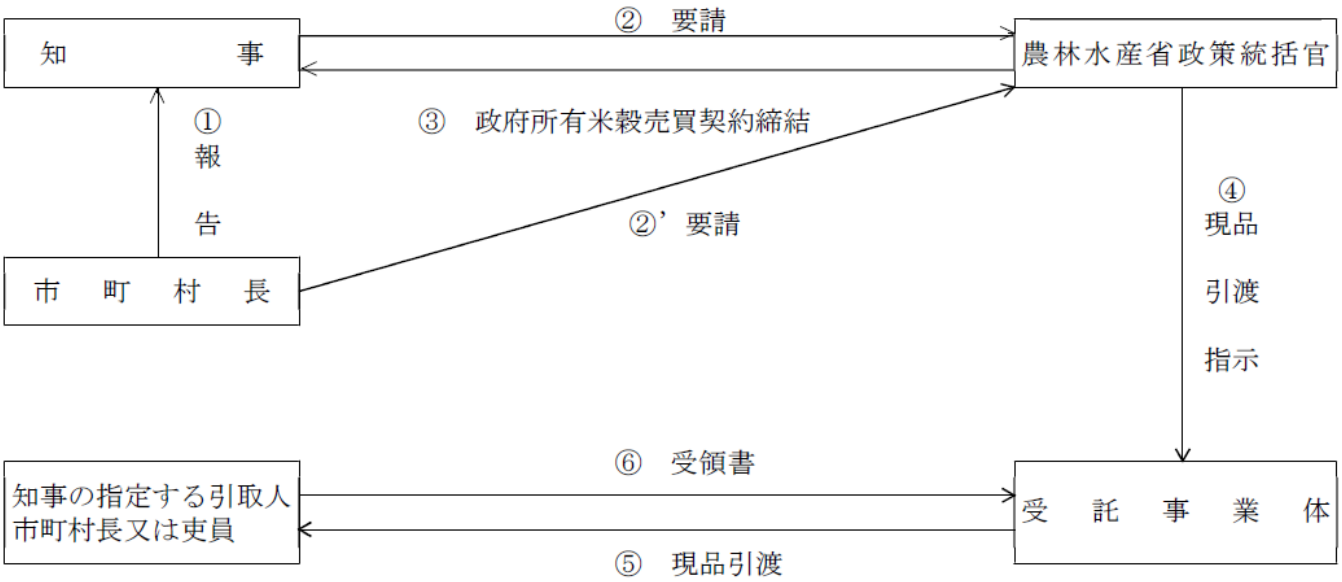

３　米穀の調達、連絡場所

(1)　知事及び九州農政局鹿児島農政事務所の連絡場所

連絡場所	所在地	電話
知　　事	鹿児島県庁	鹿児島局　286-2111
農林水産省政策統括官付貿易業務課	農林水産省	03-6744-0585

(2)　米穀の在庫場所

在庫場所	所在地	電話
たかさきストア	西之表市西町	種子島局　22-0029
国　生　商　店	西之表市東町	種子島局　22-0041
食　販　組　合	西之表市中目	種子島局　22-0070

４　他の主食（パン・その他）及び副食、調味料等の調達

市長は、被災等の給食のため米以外の主食及び副食調味料を次の販売業者及び製造業者より調達する。

(1)　副食及び調味料の調達先

市内全販売業者及び製造業者

商店名	所在地	電話
たかさきストア	西之表市西町	種子島局　22-0029
国　生　商　店	西之表市東町	種子島局　22-0041
濱　元　商　店	西之表市美浜町	種子島局　23-0874
サ　ン　ピ　ア	西之表市松畠	種子島局　23-3511
八 百 松 商 店	西之表市東町	種子島局　22-0128
サンシード食品部	西之表市天神町	種子島局　22-0118

⑵　パン・うどん等製造所等

製造所名	所在地	電話
大　丸　食　品	西之表市中野	種子島局　22-0655
古 市 製 麺 店	西之表市中野	種子島局　23-0462

第２　食料の供給

１　市及び県による食料の供給

市及び県による食料の供給は、下記のとおり実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

機関名	内　　容
市	(1)被災者及び災害救助従事者に対する炊き出しその他の方法による、給食又は食料の供給を行う。 (2)米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない住民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。 (3)米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。なお、乳児に対する供給は、原則として調製粉乳とする。 (4)炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。 (5)市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊き出し等について協力を要請する。 (6)炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告する。
県	市の報告に基づき、食料の配分及び供給状況を把握するとともに、関係機関と連携を図り、市へ支援を行う。

２　給食基準

１人当たりの配給量

品　目	基　　準
米　穀	被災者　　１食当たり精米 200 グラム以内 応急供給受給者　　１人１日当たり精米 400 グラム以内 災害救助従事者　　１食当たり精米 300 グラム以内
乾パン	１食当たり　　１包（100 グラム入り）
食パン	１食当たり　　185 グラム以内
調整粉乳	乳児１日当たり　　200 グラム以内

３　炊き出し及び食料の給与

⑴　炊き出し及び食料の給与対象者

炊き出し及び食料の給与対象者は、おおむね次のとおりとする。

ア　炊き出し対象者

⑺　避難所に収容された者

⑷　住家の全半壊（焼）、流出、床上浸水等のため炊事のできないもの

⑺　旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客、旅客等でその必要のあるもの

イ　食料品給与の対象者

被害を受け一時縁故地へ避難する必要のある者

⑵　炊き出しの方法

ア　炊き出しは、民生対策部救護班において必要に応じ、女性団体連絡協議会等の協力を得て実施するものとする。

イ　炊き出し材料（米、副食等）の確保は、農林水産対策部農政班が３・４により行うものとする。

ウ　炊き出しに必要な炊き出し施設及び機材は、給食センター、公民館施設を利用するものとする。

４　炊き出し等の費用及び期間

炊き出し及び食料品給与のための費用及び期間は、災害救助法の基準に準じ災害の規模等を参考にその都度定めるものとする。

５　災害救助法による炊き出し等

災害救助法が適用された場合等の炊き出しは、県の災害救助法施行規則に定めるところによる。

６　食糧の輸送

⑴　市による輸送

市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食糧の移動は、市長が行う。

⑵　自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第 83 条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

⑶　輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

７　食料集積地の指定及び管理

⑴　災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。

⑵　市は、あらかじめ食料の集積地を定め、調達した食料の集配拠点とする。

⑶　食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期するものとする。

第 18 節　応急給水

［水道課・水道事業者］

災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

被災地に対する飲料水の給水計画及び実施は、市長が行うものとし、土木対策部給水班が担当する。

第１　応急給水の実施

１　被災者等への応急給水の実施

⑴　市は、次の情報を収集し、被災者に対する応急給水の必要性を判断する。

ア　被災者や避難所の状況

イ　医療機関、社会福祉施設等の状況

ウ　断水区域及び断水人口の状況

エ　原水、浄水等の水質状況

⑵　水道施設の被災状況を把握し、最も適切な給水方法を採用して給水活動を実施する。

⑶　給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。

⑷　医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

⑸　ＮＰＯ法人やボランティア団体等と連携し、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援する。

⑹　被災地における応急目標水量は、被災直後は生命維持のため、１人１日３リットル以上とする。

但し、被災状況や復旧状況により適宜増加する。

⑺　激甚災害等のため、市だけで応急給水が実施困難の場合には、県、隣接町や県及び関係機関へ応援を要請する。

２　給水対象者

飲料水等の給水対象者は、災害のため飲料水を得ることができない者に対し行うものとする。

３　給水方法

給水方法	内　　容
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し、応急給水に利用する。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	⑴　避難所等への応急給水は、原則として市が実施する。被災地に対する給水方法は、水道課の要請により西之表消防署、消防団において水槽付消防車により給水するものとするが、資機材や要員等が不足する場合は、応援要請により行う。

	(2)　医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮設配管、仮設給水栓等を設置しての仮設給水	(1)　配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等又は復旧済みの管路等に仮設給水栓等を接続して応急給水を行う。 (2)　復旧に長期間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮設配管及び仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ミネラルウォーター製造業者等との協力	水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には、ミネラルウォーターター製造業者等製造業者に協力依頼を行う。

４　補給用水源

飲料水の補給水源は、市内水道施設（上水道及び簡易水道）等の使用可能な施設を利用し行うものとする。

水源地の場所と給水計画人員

水源地	場所	給水計画人員
西之表市上水道	阿曽・西京	11、400 人
住吉簡易水道	里之町	800 人
国上簡易水道	河安山	4、050 人
安城簡易水道	上之町	348 人
現和簡易水道	トサコ	680 人
古田簡易水道	中之町	765 人
安納簡易水道	大平	1、230 人
牧之峯飲料水供給施設	牧之峯	70 人
岳之田簡易水道	岳之田	150 人
田之脇簡易水道	浅川	550 人
南部簡易水道	二本松	1、100 人

５　給水の費用及び期間

⑴　飲料水の供与を実施する費用は、その都度市長と協議し定めるものとする。

⑵　飲料水の供与を実施する期間は、災害発生の日から７日以内とするが、災害の程度等によりその都度定めるものとする。

第 19 節　生活必需品の給与

［福祉事務所］

本計画は、被災者に対する衣料生活必需品等の物資を給与するための物資の調達並びに配給に関する計画である。

１　実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は調達は、市長が行うものとする（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）。物資の調達及び給与は、民生対策部救助班が担当する。

２　物資調達連絡先

⑴　市長は、被災者に物資を給与するため、必要物資をおおむね次の関係業者より調達する。

なべ、釜、日用品類

調達先	所在地	電話
松 浦 金 物 店	西之表市西町	22-0677
うすもと金物店	西之表市鴨女町	22-0961
ま　つ　も　と	西之表市川迎	23-0451

⑵　災害救助法が適用された場合における災害救助法の基準による衣料寝具の調達は、知事からの給与による。

３　物資の給与

⑴　給与又は貸与の対象者

給与又は貸与の対象者は、住家の全半壊（焼）・流失・床上浸水により生活上必要な家財を喪失または毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

⑵　給与又は貸与の内容

災害救助法が摘要された場合における救助物資の給貸与は法の基準によるものとするが、その他の場合は必要に応じて給与するものとする。

⑶　給与又は貸与の方法

ア　民生対策部救助班において世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配分計画表を作成する。

イ　物資の給与は、民生対策部救助班において物資支給責任者を定めて、校区及び行政連絡員の協力を得て実施する。

４　義援物資

⑴　市に送付されてきた義援物資の保管は、民生対策部救助班において適宜保管場所を定めて保管する。

⑵　物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により、その都度配分計画を立て配分する。

５　災害救助法による物資の給与又は貸与

災害救助法が適用された場合の物資類の給与又は貸与は、県の災害救助法施行規則の定めるところによる。

６　ＬＰガス等の供給

避難所又は仮設住宅へのＬＰガス等の供給については、協定書によるものとする。

調達先	所在地
鹿児島県ＬＰガス協会熊毛支部	西之表市

≪資料編　8-6 災害時における応急生活物資（LP ガス等）の供給に関する協定書≫

第 20 節　医療

［健康保険課］

本計画は、災害の混乱時における被災者の応急的医療及び助産の円滑な実施を図るためのものである。

１　実施責任者

災害のため医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、関係機関の協力を得て市長が行う（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）。

医療及び助産については、民生対策部救護班が担当する。

２　医療及び助産の対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に行う。

３　医療及び助産の範囲

⑴　医療

ア　診療

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術その他の治療及び施術

エ　病院又は診療所への収容

オ　看護

⑵　助産

ア　分娩の介助

イ　分娩前、分娩後の処置

ウ　衛生材料の支給

４　医療及び助産の実施

⑴　医療及び助産の実施は、市内医療機関等の協力を得て、救護班を編成して行うものとする。

⑵　救護班の編成

市救護班は、民生対策部救護班及び関係医療機関により編成する。

⑶　県の救護班

市内における県の救護班は、次のとおりとする。

班名	施設名	所在地	電話
保健所救護班	西之表保健所	西之表 7590	22－0777

⑷　医療及び助産の実施に必要な医療品及び衛生材料等が不足する場合は、民生対策部救護班において調達する。市内における調達先はおおむね次のとおりとするが、調達不能の場合は、西之表保健所又は県薬務課に調達斡旋の要請を行うものとする。

調達先	所在地	電話
新星薬局松畠店	西之表市松畠	24－3235
のぞみ薬局	西之表市松畠	23－2861
ギンザ薬局	西之表市西町	22－0140

５　医療及び助産の期間等

医療及び助産の実施期間、費用等は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考にその都度定めるものとする。

６　医療機関及び助産所

≪資料編　2-2 医療機関等≫

７　医療活動状況の把握

市は、医療救護活動を迅速・的確に推進するため、次の情報を把握し、県（保健医療福祉課）及び保健所（災害対策支部衛生対策班）と共有する。

⑴　避難所での医療ニーズ

⑵　医療機関、薬局の状況

⑶　電気、水道の被害状況及び復旧状況

⑷　交通確保の状況

８　被災者の健康状態の把握とメンタルケア

⑴　被災者の健康状態の把握

市は、関係機関と協力して、被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理を行うこととし、次の措置を講じる。

ア　必要に応じて避難所に救護所を設ける。

イ　高齢者、障がい者等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。

ウ　保健師等による巡回相談を行う。

⑵　メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせるため、関係機関と連携して被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

９　災害救助法による医療及び助産の実施

災害救助法が適用された場合の医療及び助産は、県の災害救助法施行規則の定めるところによる。

第 21 節　感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

［市民生活課］

本計画は、災害時における被災地の防疫及び清掃に関する計画である。

１　実施責任者

市長は、知事の指示に従って防疫上必要な措置を行うものとする。

防疫、清掃については、民生対策部防疫班が担当する。

２　防疫班の編成

防疫実施のための防疫班の編成は、市民生活課担当員により編成する。

なお、作業員が不足する場合は臨時に雇い上げるものとする。

班区分	班長	班員
第１班	市民生活課長	市民生活課員

３　防疫の実施

⑴　清潔方法

知事の指示に基づき被災地域及びその周辺の地域について臨時の清潔を実施する。方法は、道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に感染症予防のための衛生処理を実施する。なお、被災家屋及びその周辺の清潔方法は、各世帯主等において実施させる。実施要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防医療法」という。）及び同法施行規則に定めるところによる。

⑵　消毒方法

知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとし、実施要領は、感染症予防医療法及び同法施行規則に定めるところにより行う。

４　感染症患者及び保菌者の隔離収容

被災地で感染症患者又は病原体保有者を発見したときは、速やかに隔離施設に収容するものとする。

交通途絶のため隔離施設に収容できない場合は、近くの適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。

また、やむを得ない事情によって隔離施設の収容が困難な病原体所有者に対しては自宅隔離とするが、この場合、感染症予防医療法施行規則を厳守させ、特にし尿の衛生的処理について十分指導監督する。

５　生活用水の供給

知事の指示に基づき、生活用水の停止期間中継続して生活用水の供給を行うものとする。

生活用水の供給は「給水計画」に基づき土木対策部給水班が行うものとする。

６　避難所の防疫措置

避難所は、応急仮設的で、かつ、多数の避難者を収容するため不衛生になりがちであるので、西之表保健所の指導を得て防疫活動を実施する。この場合、施設の管理者を通じてできるだけ衛生に関する自治組

織を編成して、その協力を得て防疫の完璧を期するようにする。

なお、防疫活動は、次の事項に重点をおいて行うものとする。

⑴　検疫検査

⑵　清潔方法・消毒方法の実施

⑶　集団給食の衛生管理

⑷　飲料水の管理

⑸　その他施設内の衛生管理

７　防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、民生対策部防疫衛生班においておおむね次の調達先より調達するが、調達不能の場合は、西之表保健所に調達斡旋の要請を行うものとする。

調達先	所在地	電話
新星薬局松畠店	西之表市松畠	24－3235
のぞみ薬局	西之表市松畠	23－2861
ギンザ薬局	西之表市西町	22－0140

第 22 節　動物保護対策

［市民生活課］

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

１　飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、市は、西之表保健所、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

２　避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。

また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

３　危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第 23 節　し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

［市民生活課］

本本計画は、災害地において、住家及びその周辺その場所に土石・竹木等の障害物が流入し、日常生活及び公益上著しい支障を及ぼしているときこれを除去し、住民の安定及び公益の増進を図るものとする。

第１　し尿・ごみ・死亡獣畜対策

１　実施責任者

被災地における汚物の収集・処分等の清掃は、市長が行うものとし、民生対策部防疫衛生班が担当する。

２　清掃班の編成

清掃のためのゴミ処理班及びし尿処理班の編成は、民生対策部防疫衛生班員をもっておおむね次のとおり編成する。

なお、作業員が不足する場合は許可業者と委託契約を締結して、臨時に雇い上げるものとする。

班名	班長	班員	器具等
ゴミ処理班	環境安全係長	環境安全係員等	ゴミ運搬車
し尿処理班	西京苑管理係長	西京苑管理係員等	バキュームカー（民間）

３　清掃方法

⑴　ゴミ収集・処分

ゴミの収集及び処分は、ゴミ運搬車によりゴミ処理場において処理するものとする。

⑵　し尿の収集・処分

し尿の収集・処分は、許可業者と委託契約を締結してバキュームカーにより、し尿処理場において処理するものとする。また、避難施設及び仮設住宅で必要となる仮設用トイレについては、民生対策部防疫衛生班によって業者から借入れを行い、機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮するものとする。

４　死亡獣畜処理方法

⑴　処理方針

西之表保健所長の指示を受けて、適当な場所で処理するものとする。

⑵　処理方法

埋没

深さ 2.5 メートル以上の穴に埋却し、クレゾール水、ダイヤノジン乳剤及び石灰等を散布した後、1 メートル以上土砂で覆うこと。

第２　障害物の除去対策

［市民生活課、建設課、関係課］

１　実施責任者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去については、市長が行うものとし、民生対策部救助班及び土木対策部土木施設班が担当する。また、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

２　障害物の除去対象

⑴　自らの資力では障害物を除去することができない者

⑵　居室・炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運びこまれている場合又は敷地等に運びこまれているため、居住者の出入りが困難な状態にある場合

⑶　障害物の除去実施期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

３　除去の方法

民生対策部救助班の要請により消防団（各消防分団）が行い、市道の場合は土木対策部土木施設班が行う。

４　障害物の保管場所

⑴　物件の場合の保管場所は市役所

⑵　土石等の場合の除去場所は、その都度指示する。

５　放置車両等の移動

県公安委員会は、道路管理者に対し、放置車両や立ち往生車両等が有る場合は移動等について要請するものとし、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第 24 節　行方不明者の捜索、遺体の処理等

［西之表消防署・市民生活課］

本計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者のすべて）の捜索を、計画的・合理的に行う体制の確立と死体の収容処理・埋葬等の円滑な処理を図るための計画である。

１　実施責任者

災害時における行方不明者の捜索は、市長が県警察及び第十管区海上保安本部（種子島海上保安署）と協力して行う。死体の収容・処理・埋葬等の措置は市長が行うものとする。行方不明者の捜索は、消防対策部消防班を担当とし、死体の収容・処理等は民生対策部防疫班を担当とする（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）。

２　捜索隊の編成

市捜索隊の編成は、災害の規模・捜索対象者数・捜索範囲その他の事情に基づき市消防団及び民間協力者をもっておおむね次のとおり編成する。

⑴　第１捜索隊

当該地域の消防分団、自主防災組織及び地域協力者による編成

⑵　第２捜索隊

隣接消防分団、隣接自主防災組織及び地域協力者による編成

⑶　第３捜索隊

市消防団全員及び市全協力者による編成

３　関係機関への通報

市長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに種子島警察署に通報するものとする。この場合、行方不明者の捜索が海上に及ぶときは、第十管区海上保安本部（種子島海上保安署）にも連絡し、捜索を依頼するものとする。なお、通報に際しては、次の事項を併せて通報し、捜索を依頼するものとする。

⑴　行方不明者の人員数

⑵　性別、特徴、年令

⑶　行方不明となった年月日

⑷　行方不明となっていると思われる地域

⑸　その他の行方不明の状況

４　捜索の方法

行方不明者の捜索に当たっては、警察、海上保安部等の捜索隊と市捜索隊と任務分担を決める等できるだけ事前に打合せを行い捜索する。

⑴　捜索範囲が広い場合

ア　捜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。

イ　捜索隊にそれぞれの責任区域を持たせる。

ウ　各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。

⑵　捜索の範囲が比較的にせまい場合

ア　災害前における当該地域・場所・建物などの正確な位置を確認する。

イ　災害後における地形・建物など移動変更などの状況を検討する。

ウ　被災時刻などから捜索対象の所在を認定し、災害によりそれがどのように動いたかを検討し、捜索の重点を定め、効果的な捜索に努める。

⑶　捜索場所が河川・湖沼等の場合

ア　平素の水流、湖沼等の実情をよく調査する。

イ　災害時には、どのような状況を呈していたかよく確認する。

ウ　合理的・経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか移動経路をよく検討し、捜索を推進するものとする。

⑷　広報活動

捜索をより効果的に行うため、捜索地域内はもちろん広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行うこととする。

５　行方不明者発見後の処理・収容

⑴　負傷者の収容

市捜索隊が捜索の結果、負傷者・病人等救護を要する者を発見したとき、又は警察及び第十管区海上保安本部（種子島海上保安署）より救護を要する者の引渡しをうけたときは、速やかに医療機関に収容するものとする。

⑵　死体の収容

市捜索隊が捜索の結果、災害による死体を発見したとき、市長は、警察署長又は海上保安署長に通報し、警察官又は海上保安官による死体調査及び検視を受け、その後、遺族等の引取人への引渡し又は収容器具により直ちに予定された寺院・公民館・学校等の死体収容所に収容するものとする。

⑶　医療機関との連携

捜索に関しては、負傷者の救護、死体の検索等が円滑に行われるように関係の医療機関と緊密な連絡を前もってとるようにする。

６　死体の処理

⑴　死体の状況が比較的正常であり、かつ、引取人である遺族等の申出があった場合は、直ちに遺族等に引渡すものとする。

⑵　死体の識別が困難なとき、感染症予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ死体の洗浄、縫合、消毒等の処置を実施するものとする。

７　死体の埋葬

⑴　身元の判明しない死体、又は死体の引取人である遺族等が判明していても災害時の混乱で死体を引取ることができないもの、並びに災害時の混乱の際死亡したもので、各種事情により埋葬できないものに対して埋葬を行うものとする。

⑵　埋葬は、一時的混乱期であるので応急的仮葬とし、そのときの状況により火葬又は土葬等の方法によるものとする。

≪資料編　6-4 火葬場、6-5 埋葬予定地≫

８　災害救助法による救出死体の捜索及び収容、埋葬

災害救助法による救出死体の捜索及び収容、埋葬は、県の災害救助法施行細則の基準に準じ災害の規模等を参考にその都度定めるものとする。

第 25 節　住宅の供給確保

［建設課、福祉事務所］

本計画は、災害により住宅を失い、又は破損したため、自立で応急対策を実施できない者に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を実施する者の住宅応急対策計画である。

１　実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理は、市長が行う（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）。

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の計画、入居等は民生対策部救助班で行い、建築・修理の実施は、土木対策部建築班で行う。

２　応急仮設住宅入居者

⑴　応急仮設住宅入居者

応急仮設住宅入居者に入居収容する被災者は、災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力で住宅を得ることができない者とする。

⑵　応急仮設住宅の建築方法

応急仮設住宅の建築は、民生対策部救助班の要請により、土木対策部建築班で行う。建設方法は外注とし、原則として競争入札とする。

資材は、原則として請負業者が負担することとするが、災害の状況により請負業者による調達が不可能な場合は、資材の支給又は資材のあっせん調達を行うものとする。

３　住宅の応急修理

⑴　応急修理の対象者

住宅の応急修理の対象者は、災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力で応急修理をすることができない者とする。

⑵　応急修理の方法

応急修理は、居室・炊事場・便所等日常生活に欠くことのできない部分を対象とし、応急仮設住宅の建築方法に準じて修理を行う。

４　建築用地の決定

応急仮設住宅の建築地は、旧被災住宅地とするが、被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は、適当な地を貸与するものとする。

≪資料編　5-9 応急仮設住宅候補地≫

５　建築資材の調達

応急仮設住宅の建築及び応急修理に必要な建築資材は、おおむね次の関係業者より調達する。

なお、関係業者からの調達が不能の場合は、知事（社会福祉課）に対し、調達あっせんを要請し、資材の確保を図る。

調達先	所在地	電話
ハマモト産業	西之表市城	22－0240
牛　嶋　産　業	西之表市洲之崎	22－0296

６　災害救助法による応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建築、供与及び住宅の応急修理は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

７　被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

第 26 節　文教対策

［教育委員会］

本計画は、文教施設の被災及び小・中学校児童生徒の被災に対処して応急教育の確保を図るためのものである。

１　実施責任者

災害時における文教に関する実施責任は、おおむね次のとおりとする。

⑴　市立小・中学校その他市立文教施設の災害応急復旧は、市長が行う。

⑵　市立小・中学校児童、生徒に対する応急教育は、市教育委員会が行う。

⑶　災害発生時の学校内の応急措置は、各学校が行う。

２　応急教育対策

⑴　休校措置

ア　大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置を取るものとする。

イ　休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線その他の方法により児童生徒に周知させるものとする。

ウ　休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて地域担当教師が各地域の安全な場所まで誘導して帰宅させる。

⑵　学校施設の確保

ア　被害の程度により応急措置のできる範囲のときは、できるだけ速やかに修理し、施設の確保に努める。

イ　校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。

ウ　校舎の全部又は大部分が利用できない場合

公民館等の公共施設又は隣接学校の校舎等を利用する。

エ　応急仮設校舎の建設を検討する。

オ　市内全域が被害を受けるなど市内で施設の確保が困難なときは、県教育事務所を通じて、県教育委員会に施設の斡旋を要請する。

カ　学校別の応急教育の予定場所

≪資料編　5-8 学校別応急教育予定場所≫

⑶　教育職員の確保

市教育委員会は、教育職員の被災状況を把握し、教育職員が不足する場合は、次の方法により教育職員の確保を図るものとする。

ア　学校内操作

欠員が少数の場合は、学校内で操作する。

イ　市内操作

学校内操作が困難なときは、県教育事務所の指導の下、市内学校間において操作する。

ウ　市内操作が困難なときは、県教育事務所を通じ、県教育委員会に他市町村から操作を要請する。

⑷　応急教育の留意点

ア　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないよう留意する。

イ　教育場所が公民館等学校外施設によるときは、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。

ウ　通学道路その他の被害に応じ通学等に当たっての危険防止を指導する。

エ　学校が避難所に利用される場合には、収容者と児童、生徒がそれぞれに支障とならないよう指導する。

オ　授業が不可能な事態が予想されるときは、児童・生徒に対し、自習・勉学の方法・量等を周知徹底する。

３　教科書及び学用品の給与

⑴　給与の対象者

学用品の給与対象者は、住家が全・半壊（焼）又は床上浸水により喪失し、就学上支障のある小・中学校児童生徒とする。

⑵　調達及び給与の方法

市教育委員会は、学校長と緊密な連携を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査し、把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。なお、学用品の調達が困難な場合は、県教育委員会に調達斡旋を要請する。

⑶　給与品目及び費用等

教科書及び学用品の給与品目・費用及び期間は、災害救助法の基準に準じ災害の規模等を参考にその都度定めるものとする。

⑷　学用品の調達先は、次のとおりである。

調達先	所在地	電話	品名
和　田　書　店	西之表市東町	22－1325	学用品
一　正　堂	西之表市東町	22－0251	学用品
東　京　堂	西之表市中目	22－0387	学用品
逆瀬川書店	西之表市東町	22－1537	学用品
種子島総合事務機	西之表市松島	23－2046	学用品

⑸　災害救助法による教科書及び学用品の給与

災害救助法による教科書及び学用品の給与は、県の災害救助法施行規則の定めるところによる。

第 27 節　農林水産業災害の応急対策

［農林水産課］

風水害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。このため、農林水産物等の被害の拡大防止対策を実施する。

１　農産物対策

市は、災害による農産物の被害拡大を防止するために、作物ごとに事前・事後措置について、被災農家に対して実施の指導にあたるものとする。

２　林水産物等対策

市は、災害による林水産物の被害拡大を防止するために、被災林業、漁家に対して実施の指導にあたるものとする。

第 28 節　上水道施設の応急対策

［水道課、水道事業者］

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋梁の流失等に伴う配水管の破壊等が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

１　応急対策要員の確保

水道事業者たる市は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

２　応急対策用資機材の確保

水道事業者たる市は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者等から緊急に調達する。

３　応急措置

⑴　災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。

⑵　施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。

⑶　配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。

⑷　施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄・消毒を行い、水の消毒を強化して給水する。

⑸　施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに、施設の応急的な復旧に努める。

⑹　施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他町からの給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について住民への周知を徹底する。

第 29 節　道路・河川等の公共施設の応急対策

［建設課］

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施するうえで大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

１　道路・橋梁等の応急対策

⑴　災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者当からの道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

⑵　応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

≪資料編　5-10 緊急輸送道路≫

２　河川・砂防・港湾・漁港の応急対策

⑴　海岸保全施設

海岸保全施設が洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

⑵　河川管理施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

⑶　港湾漁港施設

洪水・高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

≪資料編　6-1 港湾の状況、6-2 漁港の状況≫

⑷　砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、崖崩れ等により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第 30 節　電力施設の応急対策

［九州電力株式会社］

九州電力株式会社は、鹿児島県地域防災計画に基づき、電力施設の災害復旧の措置を講ずる。

≪鹿児島県地域防災計画 第３部第４章第１節電力施設の応急対策≫

≪資料編 9-4 非常災害使用許可申請書≫

第４章　海上災害応急対策計画

第１節　海上災害応急対策計画

［総務課・関係課・関係機関］

１　目的

この計画は、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者が発生し、又は発生の恐れがある場合に、早急に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、関係機関が実施する応急対策を定める。

２　連絡調整会議の設置

県は、第十管区海上保安本部（種子島海上保安署）と協議の上、連絡調整会議を設置する。

以下に掲げる関係機関は、連絡調整会議に防災責任者等を派遣し、現地連絡調整所における調整事項の指示等を行い、円滑な応急対策の調整を図るものとする。（鹿児島県地域防災計画一般災害対策編第 4 部第 1 章第 2 節第 1 海上災害対策）

なお、設置場所は、県及び第十管区海上保安本部（種子島海上保安署）が協議の上、決定する。

関　係　機　関
⑴　九州運輸局鹿児島運輸支局
⑵　自衛隊
⑶　鹿児島県
⑷　西之表市
⑸　日本赤十字鹿児島県支部
⑹　第十管区海上保安本部（種子島海上保安署）
⑺　事故関係事業者
⑻　医師会
⑼　県警察
⑽　消防機関
⑾　その他関係機関・団体

３　市の実施体制

⑴　災害対策本部の設置

ア　市の区域において大規模な海上災害が発生した場合は、海上災害対策本部を設置する。

なお、組織の編成及び動員体制については、「第3章第1節組織動員計画」に準じる。

イ　現地において災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、現地対策本部を設置する。

なお、現地対策本部長は災害対策本部員のうちから、現地対策本部要員は災害対策本部要員のうちから、本部長が指名する。

⑵　現地連絡調整所の設置

ア　海上保安本部（種子島海上保安署）等からの負傷者の状況等の情報に基づき、現場での捜索、救助・救急、医療及び消火活動等応急対策に携わる各機関の情報の共有化を図り、応急対策や広報・被災者対策を円滑に実施する必要がある場合、市が県及び関係市町村と協議の上、現地連絡調整所を設置する。

イ　現地連絡調整所の設置者、設置場所、参集機関、運営方法、応急対策等については、「海上災害に伴う相互連携マニュアル」（平成 18 年 12 月策定）による。

４　実施事項

各関係機関の実施事項は、以下のとおりである。

関係機関	実　施　事　項
第十管区海上保安本部（種子島海上保安署）	⑴　巡視船艇・航空機の出動及び救助活動 ア　災害の規模に応じ、巡視船艇・航空機を可及的速やかに被災海域へ出動させるとともに、保有する救助資機材を十分活用して救助に当たる。 なお、海上からの救助活動が予想される場合においては、あらかじめ巡視船艇・航空機及び救助資機材を所要の海域へ配備し、災害即応体制を確立する。 イ　災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて他管区海上保安部から巡視船艇・航空機及び資機材の応援を求める措置を講ずる。 ⑵　緊急輸送 医師、災害復旧要員又は救援物資等の緊急輸送については、速やかに対応する。 ⑶　情報の収集 次の事項について、実施責任者その他の関係機関・団体及び海事関係会社と密接な連絡をとり、関係情報の収集及び交換を行う。 ア　被災状況 イ　被災海域の周辺港湾等における船舶交通、危険物の状況 ウ　関係機関等の対応状況等 ⑷　海上交通の安全確保 被災海域付近の船舶に対し、必要に応じて安全な海域等へ避難指示、入港制限、移動命令等の規制措置を講ずる。 ⑸　通信の確保 ア　被災海域へ巡視船艇を配備し、被災地等との連絡体制を確保する。 イ　必要に応じて関係機関の職員を要請して相互間の連絡体制を確保する。

九州運輸局 鹿児島運輸 支局	⑴　海上災害応急対策の実施（船舶運航事業者に対する救援要請等） ⑵　調整会議における調整事項の実施 ⑶　その他の災害応急対策
自衛隊	⑴　海上災害応急対策の実施（被災者の救助・輸送等） ⑵　調整会議における調整事項の実施 ⑶　その他の災害応急対策
鹿児島県	⑴　海上災害応急対策の実施（被災者の救助、医療、輸送、防疫及び保護等） ⑵　調整会議における調整事項の実施 ⑶　その他の災害応急対策
西之表市	⑴　海上災害応急対策の実施（被災者の救助、医療、輸送、防疫及び保護等） ア　海上災害時における救助・救急活動等については、「第３章第９節第２救助・救急活動」によるほか、次のとおりとする。 ⑺　災害の状況から救護活動を行う必要が生じた場合は、医師・看護婦等からなる救護班の編成を、医師会等に要請するものとする。 ⑴　海上保安本部（種子島海上保安署）から要請があった場合は、西之表救難所救助員の出動を要請し、人命又は船舶を救助する。 ⑼　災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、県に自衛隊の災害派遣の要請を行う。 なお、自衛隊派遣要請については、「第３章第25節自衛隊の災害派遣要請計画」に準じる。 ⑵　調整会議における調整事項の実施 ⑶　その他の災害応急対策 ア　情報の収集 人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化を図る。 イ　災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の市町村への応援を要請する。
日本赤十字 鹿児島県支 部	⑴　海上災害応急対策の実施（被災者の医療等） ⑵　調整会議における調整事項の実施 ⑶　その他の災害応急対策
その他関係 機関・団体	⑴　海上災害応急対策の実施 ⑵　調整会議における調整事項の実施 ⑶　その他の災害応急対策

第５章　災害復旧・復興計画

第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

［関係機関等］

１　災害復旧事業等の計画策定

本市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、早期復旧に努めるものとする。

２　災害復旧事業等の実施要領

⑴　災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県又は国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。

⑵　査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。

⑶　緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画をたてる。

また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

⑷　災害復旧に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲との関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧ができるよう提案する。

⑸　査定終了後は、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に終了するよう施行の促進を図る。

⑹　査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により事業推進を図っていく。

⑺　大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。

⑻　災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。

⑼　大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

３　激甚災害の指定

［総務課・福祉事務所・健康保険課・経済観光課・農林水産課・建設課］

⑴　激甚災害に関する調査

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

⑵　特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部直に提出する。

第２節　被災者の生活確保

市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

被災した市民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、被災者の支援に係る対策を定める。

１　被災者の生活相談等

［総務課・市民生活課・福祉事務所・西之表消防署・関係課等］

⑴　市

被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。

また、市は必要に応じて国の特別行政評価局・行政評価事務所に設置された特別行政相談窓口及び「特別行政相談所」と協力して被災者からの相談・問い合わせに対応する。

⑵　消防署

発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署等に、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談にあたる。

ア　被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底

イ　電気、ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底

ウ　危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化

エ　火災によるり災証明等各種手続きの迅速な実施

２　借地借家制度の特例の適用に関する事項

［建設課］

⑴　り災都市借地借家臨時措置法の適用手続

ア　り災都市借地借家臨時措置法第 25 条の 2 の災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し、所要の申請を行う。

イ　市長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あてに 2 部提出する。

(ｱ)　市の面積

(ｲ)　り災土地の面積

㈦　市の建物戸数

㈧　滅失戸数

㈨　災害の状況

㈩　その他(り災土地中、借地の比率及び滅失建物中、借家の比率等もできれば記載する。)

⑵　法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく、借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

３　支援金・見舞金等の支給

［福祉事務所］

⑴　被災者生活再建支援金の支給（実施主体：県）

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

⑵　災害弔慰金の支給（実施主体：市）

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

⑶　災害障害見舞金の支給（実施主体：市）

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって負傷又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

⑷　県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

⑸　県単住家災害見舞金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

４　税の減免措置

［税務課］

⑴　税の徴収猶予

ア　市長は、地方税法第 15 条の規定に基づき、市税の納税者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めたときは、納税者の申請により１年以内の範囲で、市税の徴収猶予を行う。

イ　地方税法第 20 条の５の２の規定に基づく市の災害による市税の納入等の期限延長に関する関係条例により、市長は、災害による被災者のうち、市税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

⑵　税の減免

市長は、市税の減免に関する条例の規定により、災害による被災者のうち市税の減免を必要と認める者に対し、市税の減免を行う。

５　被災者への融資措置

［福祉事務所］

⑴　生活福祉資金（災害援護資金）

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更正のために必要な資金の融資を行うものである。

⑵　災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

６　住宅資金の融資

［建設課・関係機関等］

⑴　災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために当該災害発生の日から２年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融公庫が融資するものである。

⑵　一般個人住宅の災害特別貸付

一般災害により住宅を失ったときで、自費で建設することができず住宅金融公庫から資金を借入れて住宅を建設しようとする者に対して、住宅金融公庫が資金を融資するものである。

⑶　地すべり関連住宅融資

地すべり防止法により、自ら居住し、又は他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し、又は建設しようとする者で、自費で建設等ができず住宅金融公庫から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものである。

７　り災証明書の交付

［総務課］

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、り災証明書の

交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

８　被災者台帳の作成防災基本計画の修正

［総務課・福祉事務所］

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第３節　被災者への融資措置

第１　農林漁業関係の融資

［農林水産課・関係機関等］

本計画は、災害復旧のための融資措置として、農林水産業者に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともにあらゆる融資制度を活用して積極的な資金の斡旋指導を行うものとする。

１　天災融資法による経営資金及び事業資金（被災農業漁業者に対する経営資金・被災農林漁業組合に対する事業資金）

「天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対する融資を行う。

２　農林漁業金融公庫資金による災害資金（農業経営維持安定資金）

農林漁業金融公庫法に基づき、農林漁業金融公庫が被害農林漁業者等に対し資金の貸付けを行う。

３　農業振興資金（経営安定資金）

経営再建費・収入減補填費・農業施設災害復旧費で他の制度資金の対象とならない経費を融資する。

４　災害復旧つなぎ資金

天災資金、農業経営維持安定資金が貸付けられるまでのつなぎに要する資金

第２　商工業関係の融資及び利子補助

［経済観光課・関係機関等］

災害等により経営に影響を受けている中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し、当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

１　緊急経営・災害対策資金

県内で引続き１年以上事業を行う中小企業者及び組合で、下記の要件のいずれかに該当するもの。

⑴　激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律第 12 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）の特例が適用された県内の災害により被害を受けたもの

⑵　災害救助法第２条に規定する県内の災害により被害を受けたもの

⑶　知事が特に認める災害により被害を受けたもの

沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・

平成 20 年 5 月 30 日修正
平成 21 年 6 月 10 日修正
平成 22 年 5 月 27 日修正
平成 23 年 5 月 26 日修正
平成 24 年 5 月 25 日修正
平成 25 年 3 月 21 日修正
（一般災害対策編へ編名変更）
（資料編へ編名変更）
（地震・津波災害対策編策定）
平成 26 年 3 月 20 日修正
平成 28 年 1 月 26 日修正
平成 30 年 3 月 26 日修正

西之表市地域防災計画

《地震・津波災害対策編》

西之表市防災会議

【　目　次　】

≪地震・津波災害対策編≫

第１章　総則

第１節　計画の目的等……1
第２節　防災関係機関の業務の大綱……3
第３節　市民及び事業所の基本的責務……5
第４節　災害の想定……6
第５節　液状化危険度の想定……34
第６節　斜面崩壊危険度の想定……37
第７節　建物被害の想定……40
第８節　落下物等の想定……43
第９節　人的被害の想定……45
第10節　ライフライン被害の想定……50
第11節　交通施設被害の想定……52
第12節　生活への影響の想定……54
第13節　災害廃棄物の想定……58
第14節　その他の想定……59
第15節　被害額の想定……62
第16節　想定地震による被害想定……64

第２章　地震・津波災害予防計画

第１節　地震・津波災害に強い施設等の整備……67
第２節　防災施設及び物資の整備……76
第３節　訓練計画……77
第４節　防災知識普及計画……81
第５節　自主防災組織整備計画……82
第６節　事業所の自主防災体制の強化計画……85

第３章　地震・津波災害応急対策計画

≪活動体制の確立≫
第１節　活動体制の確立・……87
第２節　初動機の応急対策・・・・……94
第３節　災害情報等収集報告計画……100

第４節　災害通信計画……105
第５節　輸送体制の整備……108
第６節　自衛隊の災害派遣要請計画……111
第７節　防災ボランティアの育成強化及び連携……114
≪警戒避難期の応急対策≫
第８節　気象観測体制の整備計画……116
第９節　災害広報計画……117
第10節　水防・土砂災害等の防止対策……119
第11節　消防計画……121
第12節　避難計画……124
第13節　救助・救急……127
第14節　交通確保・規制……132
第15節　緊急医療……137
第16節　要配慮者対策……140
≪事態安定期の応急対策≫
第17節　食料供給計画……143
第18節　応急給水……148
第19節　衣料・生活必需品等物資供給計画……150
第20節　医療及び助産計画……152
第21節　防疫、清掃計画……154
第22節　動物保護対策……157
第23節　障害物除去計画……158
第24節　行方不明者の捜索及び死体の収容・処理・埋葬計画……159
第25節　応急仮設住宅の応急修理計画……162
第26節　文教対策計画……164
第27節　農林水産業災害の応急対策……167
≪社会基盤の応急対策≫
第28節　上水道施設の応急対策……168
第29節　道路・河川等の公共施設の応急対策……169

第４章　地震・津波災害復旧計画

第１節　公共土木施設等の災害復旧……171
第２節　被災者の災害復旧・復興支援……172
第３節　農林水産業応急融資計画……175
第４節　商工業関係の融資……176

第１章　総　　則

第１節　計画の目的等

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき西之表市の地域に係る災害対策に関して次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

⑴　西之表市地域の地勢と災害記録及びその特性、西之表市地域の防災に関し西之表市及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務､又は業務の大綱並びに西之表市災害対策本部の組織、編成等に関する事項

⑵　災害危険地域の調査把握、防災施設及び物資の整備、防災教育及び訓練並びに防災組織の整備等の災害の計画

⑶　防災に関する組織、動員、気象警報等の伝達、災害情報の収集、避難、水防、地震・津波災害計画、消防等の災害発生の防御計画及び食糧、衣料等の供給、医薬、救出等の応急救助計画並びにその他災害の拡大を防止するための計画等、災害応急対策、災害復旧・復興に関するもの

２　計画の概要

西之表市地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害、海上災害応急対策計画に係る「一般災害対策編」、地震災害・津波災害に係る「地震・津波災害対策編」と「資料編」から構成されるが、本計画は、このうち地震・津波災害等に係る「地震・津波災害対策編」である。

３　その他の法令に基づく計画との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、防災行政を一元化するものではない。したがって、水防法（昭和 24 年法律第 193 号)、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号)、その他の法令に特別な定めがあるものについては、当該法などの定めるところにより、その業務を処理するものとする。

４　計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加え修正するとともに、随時必要と認める理由が生じたときは、その都度速やかに修正するものとする。

５　計画の周知

この計画は、防災関係機関の職員に周知を図るとともに、計画のうち必要な事項については、災害対策基本法第 42 条第４項に定める公表のほか、市民に周知を図るものとする。

第２節　防災関係機関の業務の大綱

西之表市地域に係る防災に関し、西之表市及び市内公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

１　西之表市

⑴　西之表市防災会議に係る業務に関すること。
⑵　防災に関する施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
⑶　災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
⑷　災害の防ぎょと拡大の防止対策に関すること。
⑸　り災者の救助、医療、防疫等の救助保護に関すること。
⑹　被災した市管理施設の応急対策に関すること。
⑺　災害時の交通輸送の確保に関すること。
⑻　災害時における文教、保健衛生対策に関すること。
⑼　被災者に対する融資等被災者復興の対策に関すること。
⑽　被災施設の復旧に関すること。
⑾　管内関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。
⑿　災害対策に関する隣接市町村間の相互応援協力に関すること。

２　鹿児島県

⑴　鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。
⑵　防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
⑶　災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
⑷　災害の防ぎょと拡大の防止に関すること。
⑸　り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
⑹　被災した県管理施設の応急対策に関すること。
⑺　災害時の文教、保健衛生、警備対策に関すること。
⑻　災害対策要員の供給、あっせんに関すること。
⑼　災害時における交通輸送の確保に関すること。
⑽　被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること。
⑾　被災施設の復旧に関すること。
⑿　市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせんに関すること。
⒀　災害対策に係る「九州・山口９県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。

３　九州電力

⑴　電力施設の整備と防災管理に関すること。
⑵　災害時における電力供給確保に関すること。

⑶　被災施設の応急対策及び災害復旧対策に関すること。

４　鹿児島地方気象台

⑴　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報の発表及び通報に関すること。

⑵　地震情報の発表及び通報に関すること。

⑶　災害発生時における気象、地象、水象観測資料の提供に関すること。

⑷　防災気象知識の普及及び指導に関すること。

⑸　気象災害防止のための統計調査に関すること。

５　ＮＴＴ

災害時における電気通信サービスの確保に関すること。

６　西之表市商工会

被災事業者に対する資金の斡旋及び融資に関すること。

７　種子屋久農業協同組合

農作物に対する災害防止対策及び災害復旧対策に関すること。

８　種子島漁業協同組合

漁船の遭難防止対策に関すること。

９　種子島森林組合

⑴　森林及び原野に関する災害予防対策に関すること。

⑵　災害対策に必要な資材の払い下げに関すること。

10　その他の公共的団体及び防災上重要施設の管理者

それぞれの業務に関する防災対策及び応急対策、災害復旧対策に関すること。

第３節　市民及び事業所の基本的責務

本節は、市民及び事業所の基本的責務を示す。市民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

１　市民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る。」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する。」共助が防災の基本である。

市民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食料、飲料水等の備蓄など自主的に地震・津波災害に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、市民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

２　事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、自らの防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的債務を自覚し、自主防災組織、県、市及びその他の行政機関と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第４節　災害の想定

地震・津波災害は、過去の被害記録から人命や家屋等の財産に大きな影響を与え、台風等の風水害に比較すると突発的で予知できない災害として位置づけられる。

災害の想定において、鹿児島県は平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成24年度から25年度までの2か年計画で「地震等災害被害予測調査」を実施している。24年度は県で設定した11の震源等ごとに地震・津波の大きさを想定し、25年度は、国の手法を参考に災害に伴う物的・人的な被害想定等を行っている。

ここでは、これらの想定に基づいて本市における地震・津波災害を想定する。

想定地震等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁 マグニチュード (M_J)	モーメント マグニチュード※ (M_w)	震源断層 上端の深度 (km)	津波
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯（市来区間）近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甑島列島東方沖 【甑断層帯（甑区間）近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	－
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	－
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘（4連動)】	－	地震：9.0 津波：9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	－	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	－	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	－	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）	－	8.2	10	○
⑫A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	－	－	－	○
⑫B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	－	－	－	○

※モーメントマグニチュード
地震は地下の岩盤がずれて起こる。この岩盤のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュードのこと。

想定地震等の位置

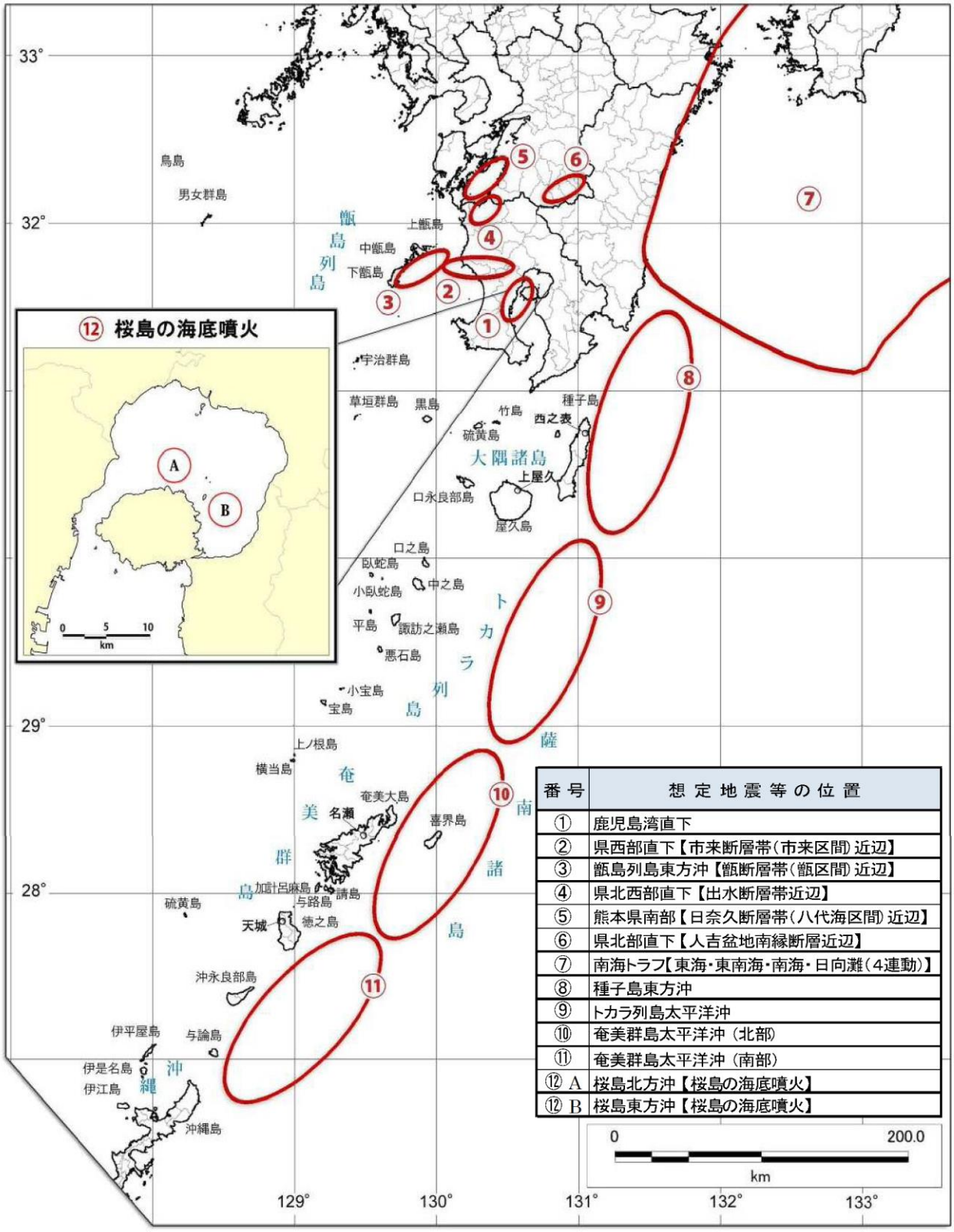

番号	想定地震等の位置
①	鹿児島湾直下
②	県西部直下【市来断層帯（市来区間）近辺】
③	甑島列島東方沖【甑断層帯（甑区間）近辺】
④	県北西部直下【出水断層帯近辺】
⑤	熊本県南部【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】
⑥	県北部直下【人吉盆地南縁断層近辺】
⑦	南海トラフ【東海・東南海・南海・日向灘（4連動）】
⑧	種子島東方沖
⑨	トカラ列島太平洋沖
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）
⑫ A	桜島北方沖【桜島の海底噴火】
⑫ B	桜島東方沖【桜島の海底噴火】

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

１　地震動の想定

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、本市における各想定地震の最大震度は下表の通りである。

地震動の想定結果で最大震度が最も大きかったのは、震度6強の「種子島東方沖」、次いで、震度5強の「トカラ列島太平洋沖」、震度5弱の「南海トラフ（西側ケース）」という結果となった。

この3つの震源を本市における想定地震とする。

想定地震の結果

番号	想定地震等の位置	西之表市 最大震度
①	鹿児島湾直下	3
②	県西部直下 【市来断層帯（市来区間）近辺】	3
③	甑島列島東方沖 【甑断層帯（甑区間）近辺】	3
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	3
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	2
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	2
⑦	南海トラフ　【基本ケース】	4
	〃　【東側ケース】	4
	〃　【西側ケース】	5 弱
	〃　【陸側ケース】	5 弱
⑧	種子島東方沖	6 強
⑨	トカラ列島太平洋沖	5 強
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	4
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）	3

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

震度分布図

①鹿児島湾直下

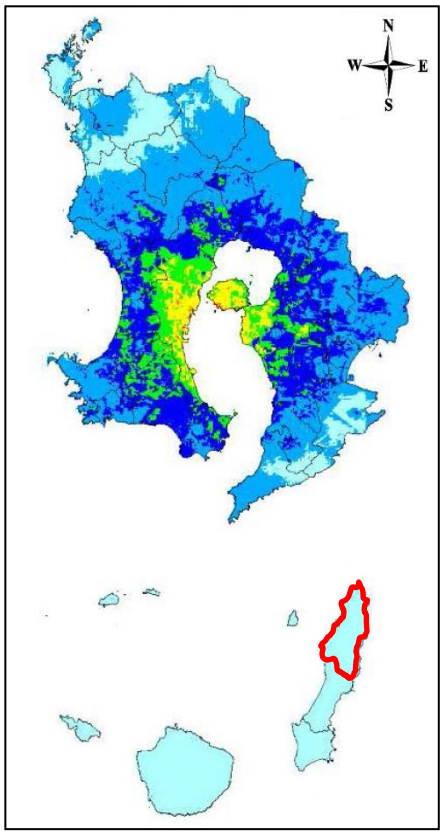

②県西部直下

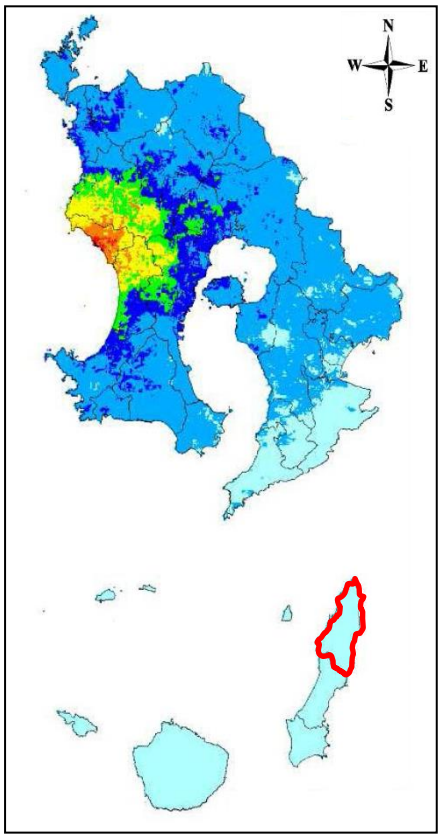

③甑島列島東方沖

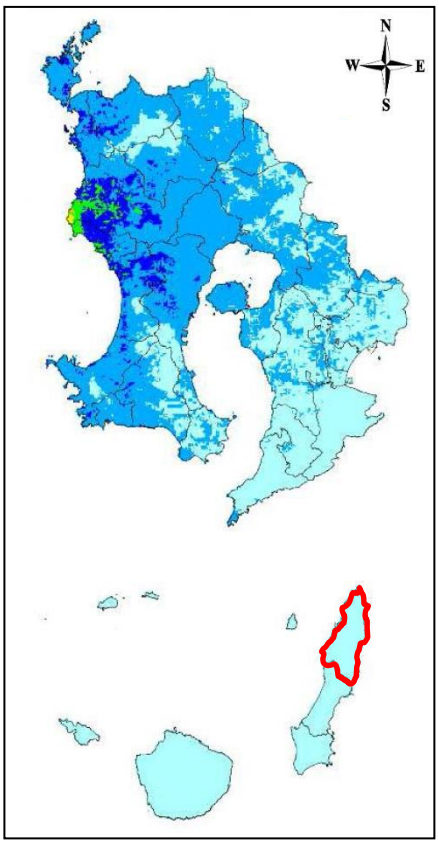

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

震度分布図

④県北西部直下

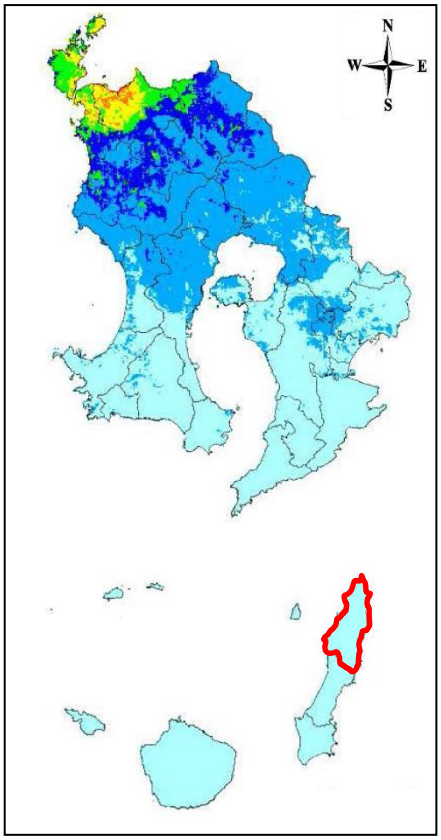

⑤熊本県南部

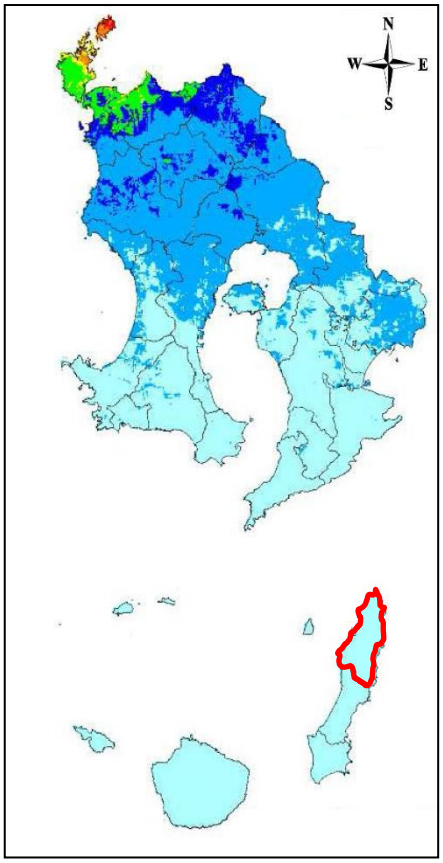

⑥県北部直下

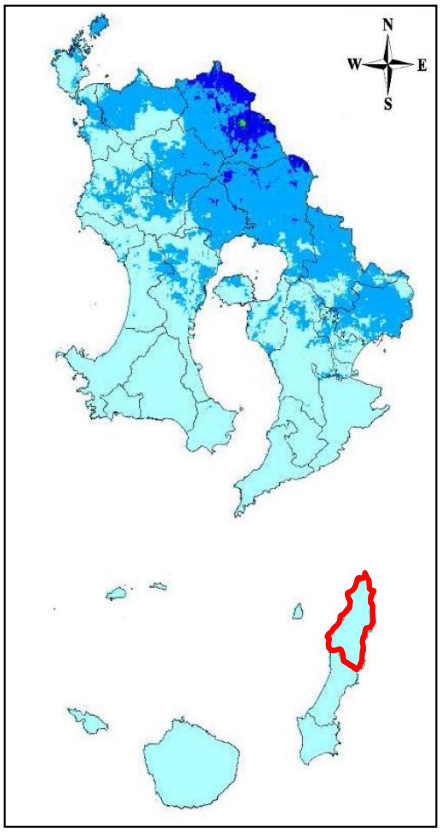

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

震度分布図

⑦南海トラフ　【基本ケース】

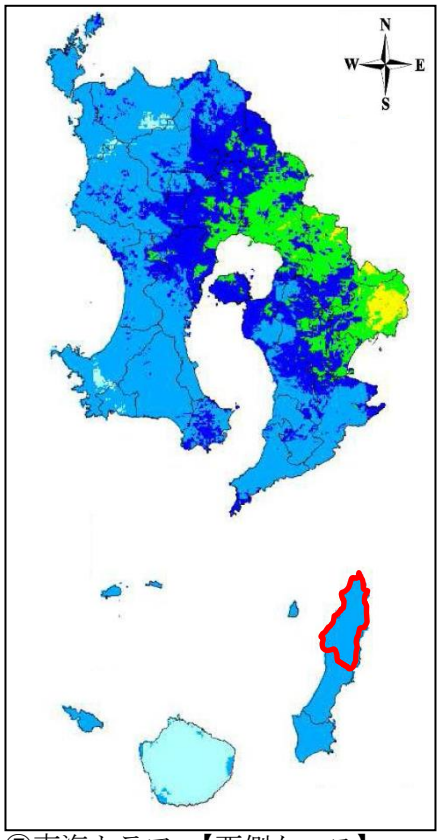

⑦南海トラフ　【東側ケース】

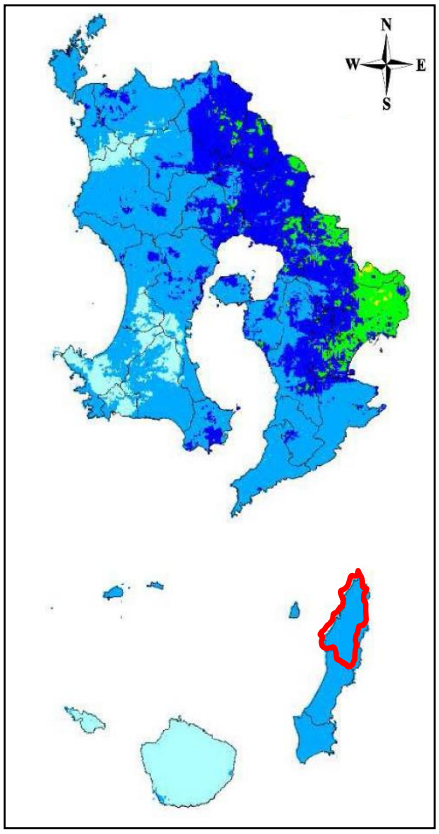

⑦南海トラフ　【西側ケース】

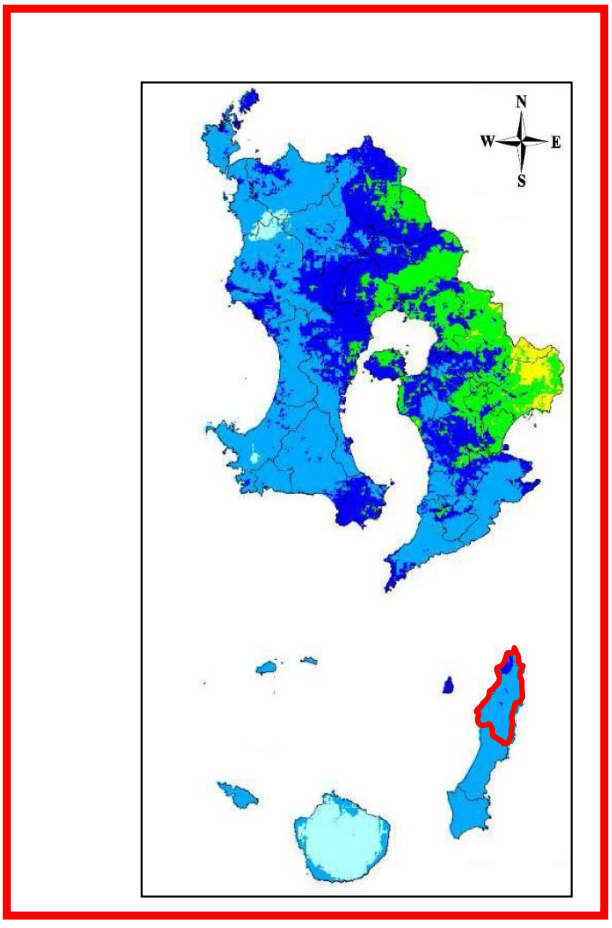

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

震度分布図

⑦南海トラフ　【陸側ケース】

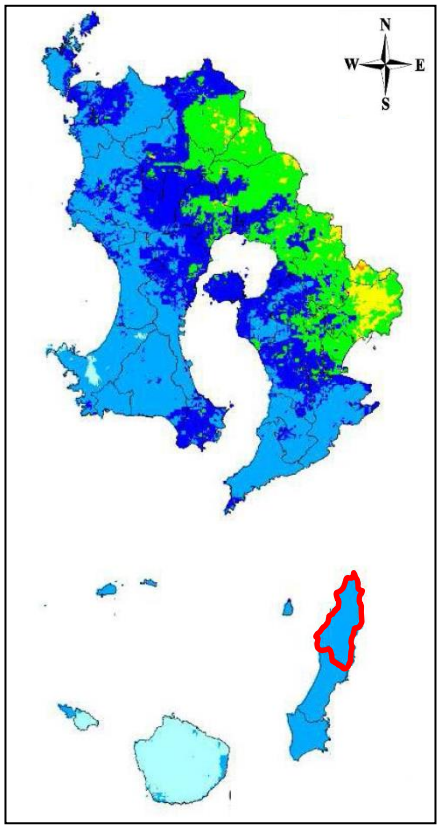

⑧種子島東方沖

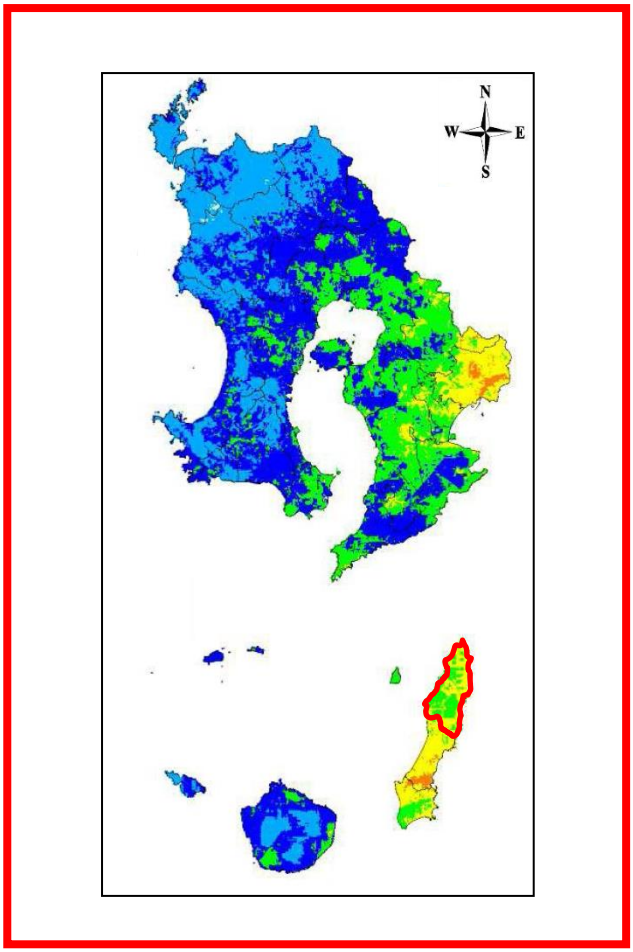

⑨トカラ列島太平洋沖

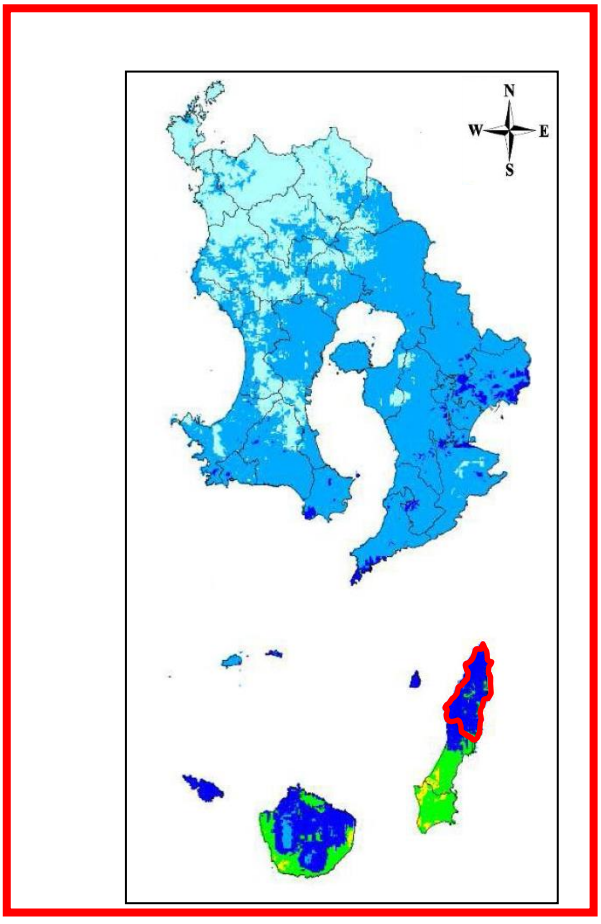

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

震度分布図

⑩奄美群島太平洋沖（北部）

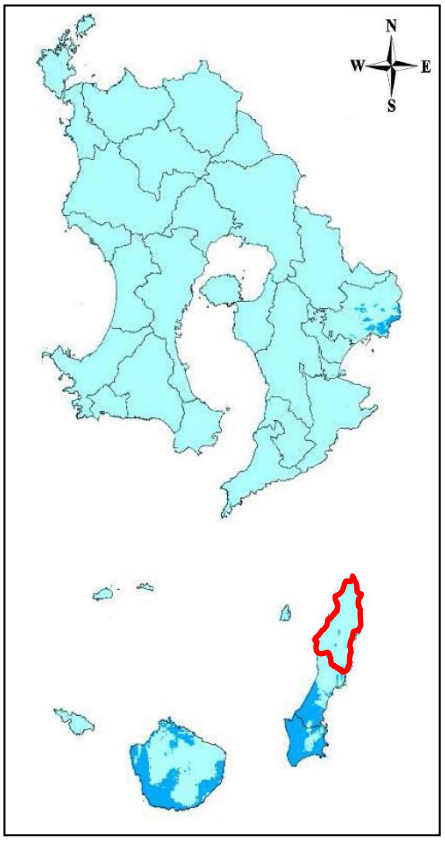

⑪奄美群島太平洋沖（南部）

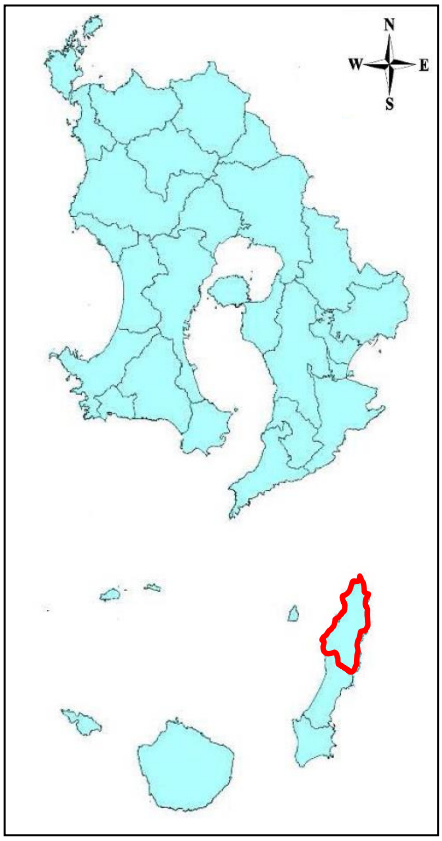

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

２　津波の想定

⑴　浸水想定

内閣府は平成24年8月に公表した「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）津波断層モデル編」において、津波断層モデルを11ケース設定している。

その中で、CASE5「四国沖～九州沖に大すべり地域+超大すべり域を設定」とCASE 11「室戸岬沖と日向灘に大すべり+超大すべり域を2箇所設定」の2ケースが鹿児島県内に大きな被害を及ぼす可能性が高いと想定されている。

西之表市においては、「南海トラフCASE5」、「南海トラフCASE11」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」の4つのケースが被害を及ぼす可能性が高いと考えられ、下表の結果となっている。

地域沿岸の区分

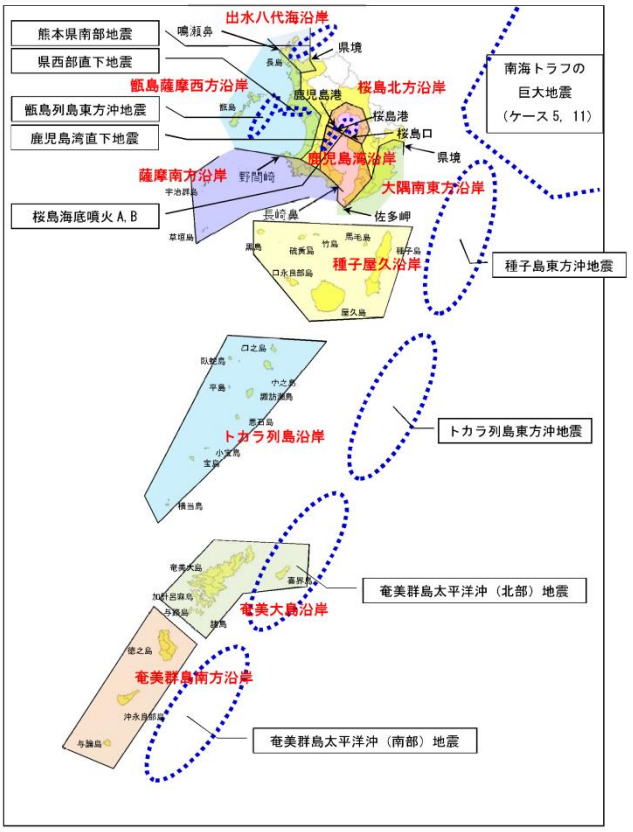

津波到達時間・津波高

	津波の高さ +1m （分）	最大津波 （分）	最大津波高 （T.P.m）	最大津波高 （地殻変動考慮※） （m）
南海トラフCASE5	28	35	9.85	10.02
南海トラフCASE11	29	36	10.11	10.27
種子島東方沖	11	50	5.54	5.83
トカラ列島 太平洋沖	17	143	4.65	4.76

※地殻変動量（-沈降）を考慮した最大津波高

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

西之表市における津波の想定で、最大津波高が最も高いのは「南海トラフCASE11」という結果となった。

これを踏まえた「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、西之表市域の海岸を7つに区分し、津波浸水想定図を作成している。

海岸区分

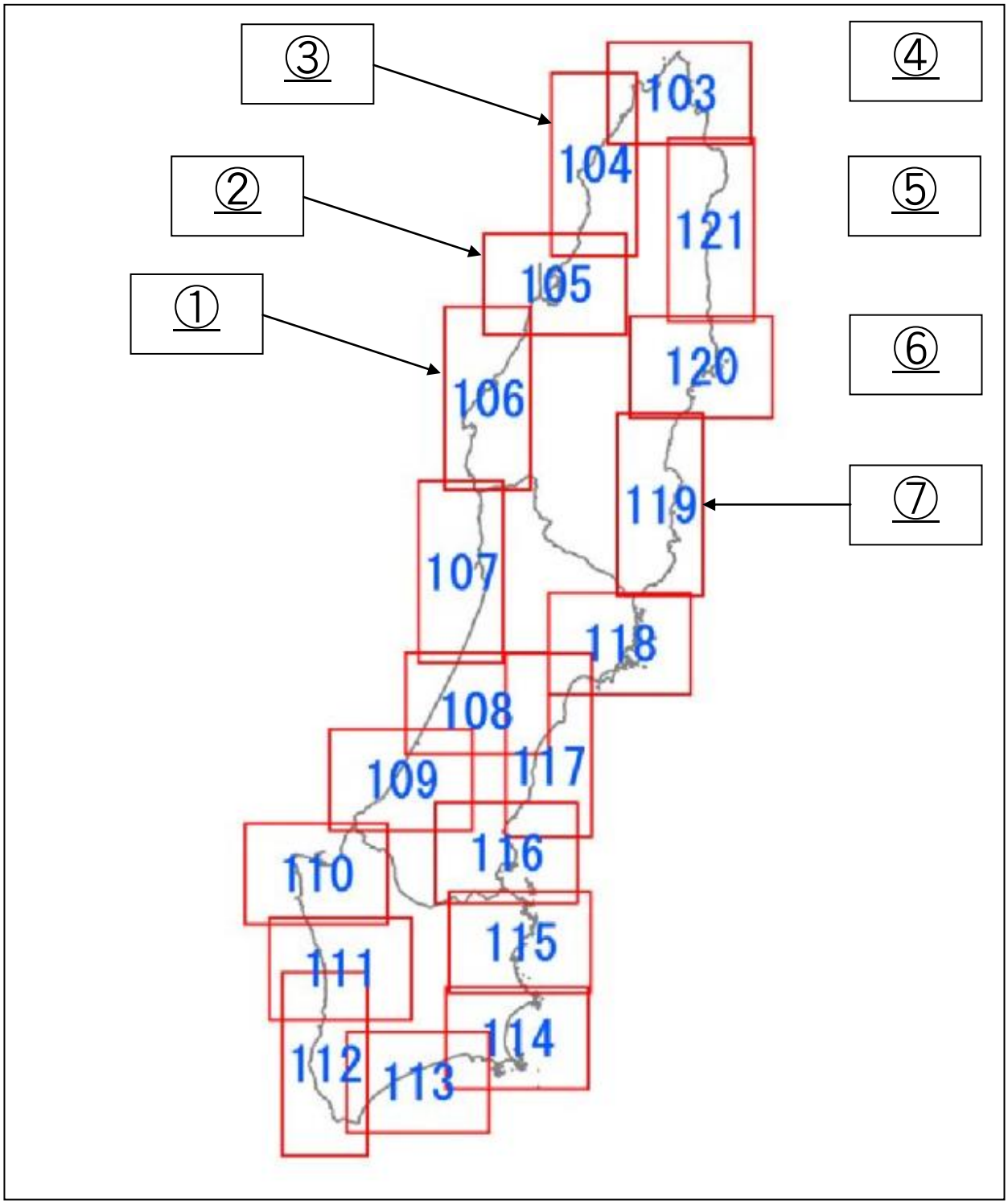

※図中の青番号は、鹿児島県浸水想定図番号である。西之表市は103～106、119～121が該当し、P62以降の図番は上図に示す①～⑦とする。

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

津波高分布図

南海トラフCASE5

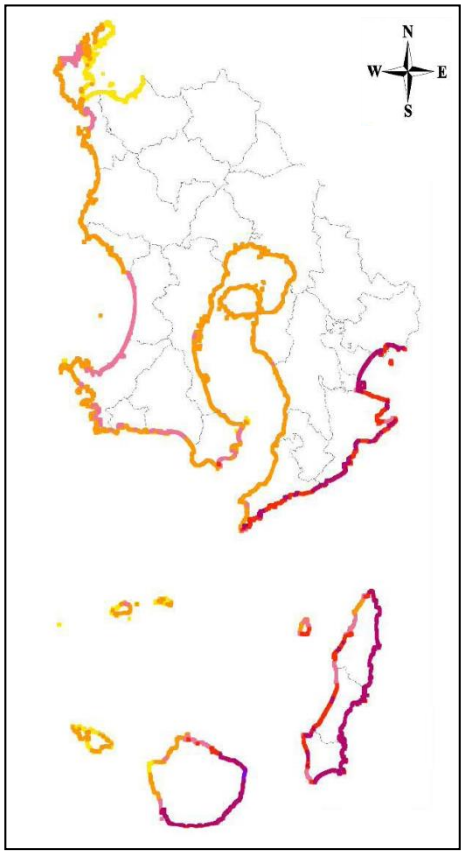

南海トラフCASE11

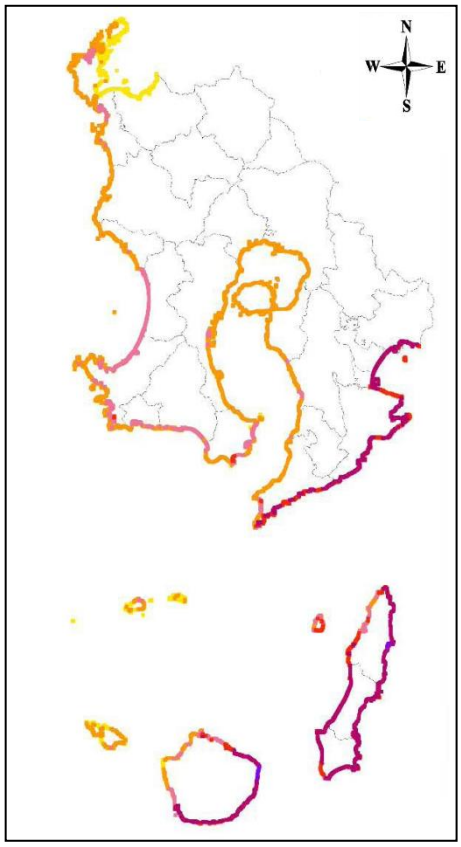

種子島東方沖

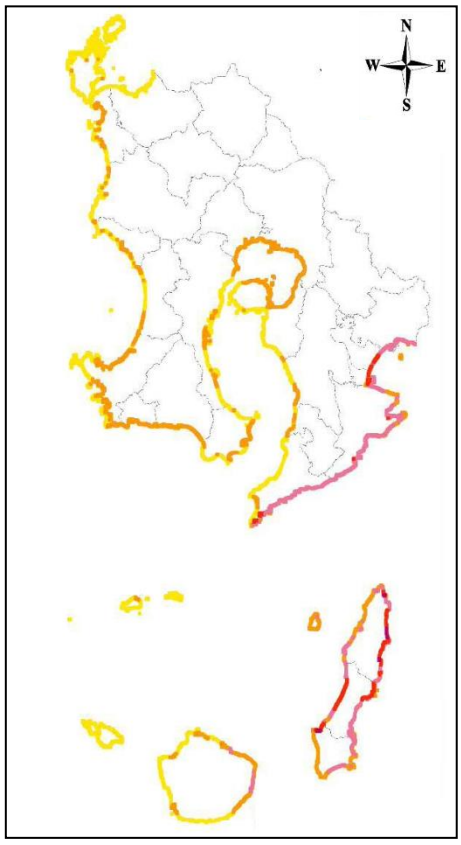

トカラ列島太平洋沖

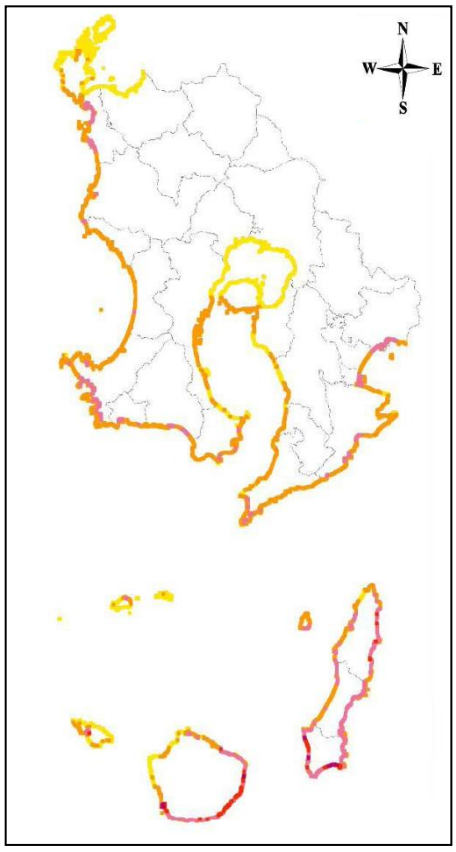

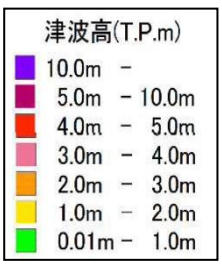

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

津波浸水想定図（南海トラフCASE5）

①

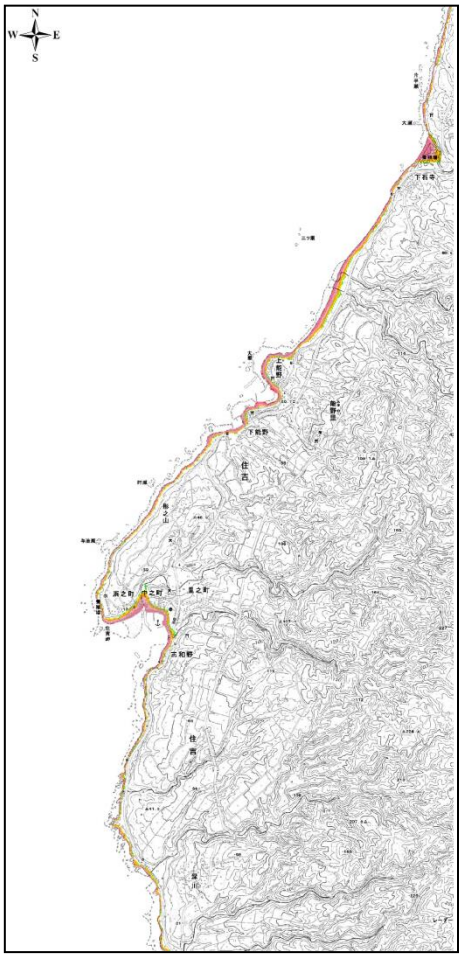

③

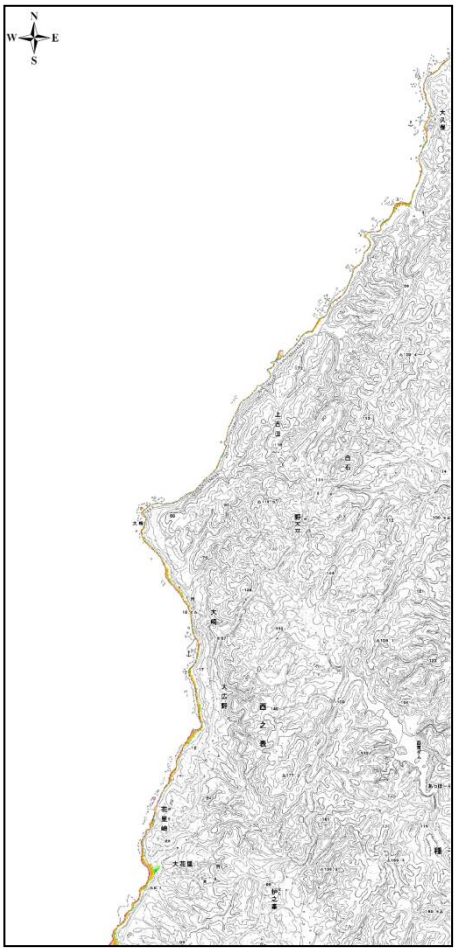

②

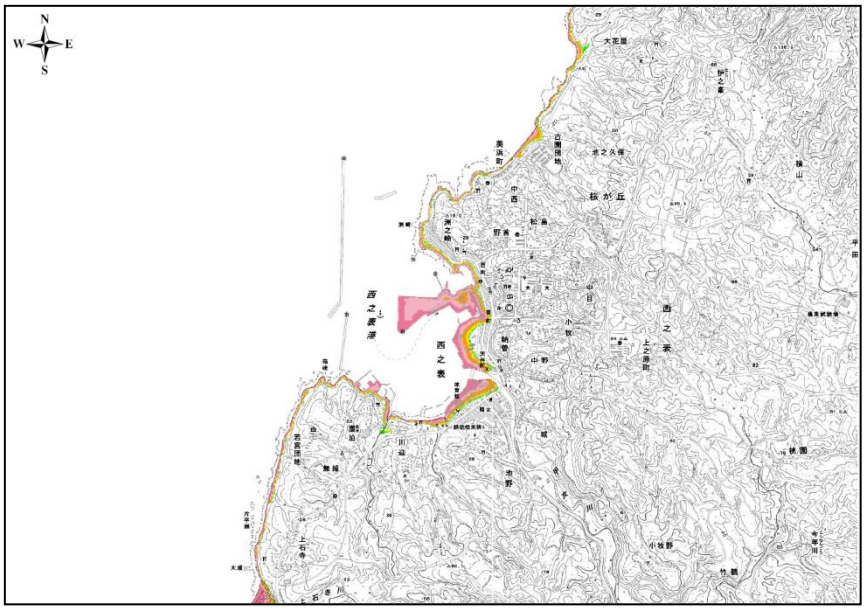

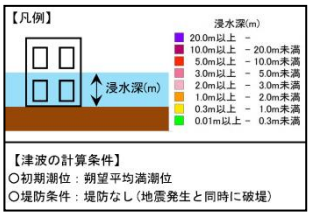

※堤防条件：堤防なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

津波浸水想定図（南海トラフCASE5）

④

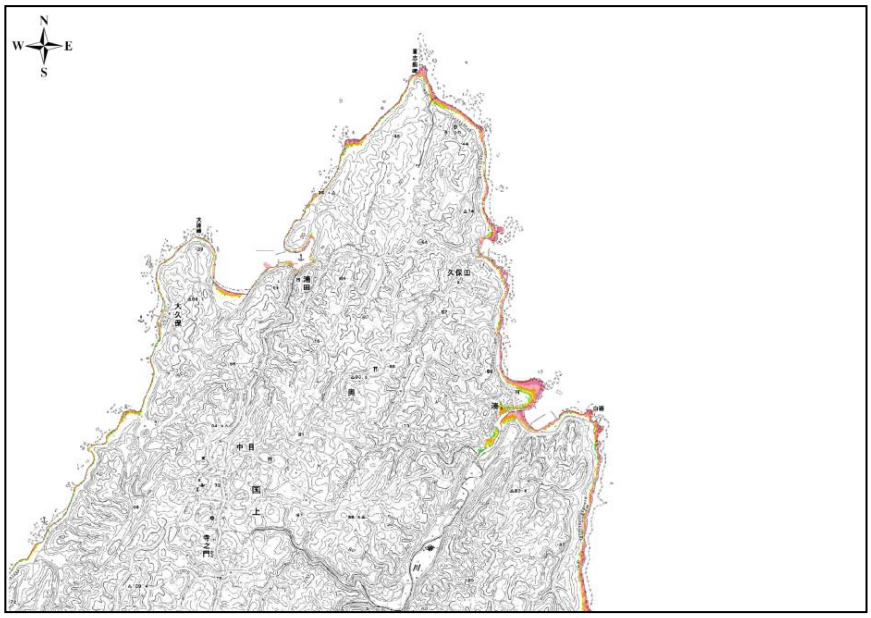

⑤

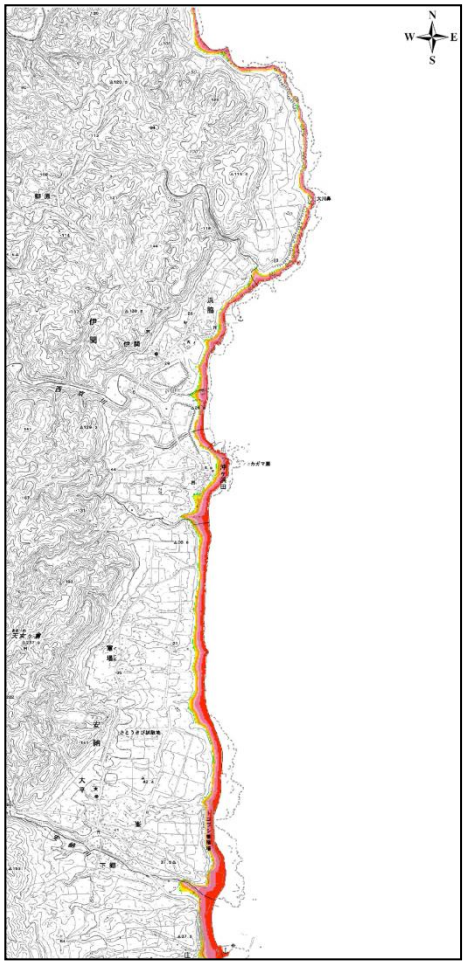

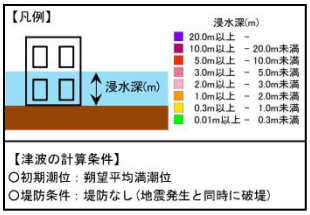

※堤防条件：堤防なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

津波浸水想定図（南海トラフCASE5）

⑥

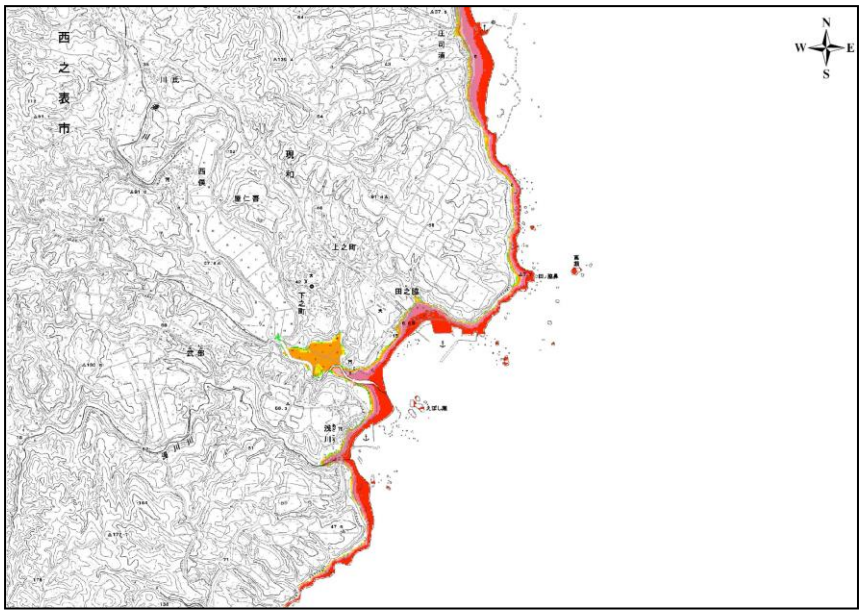

⑦

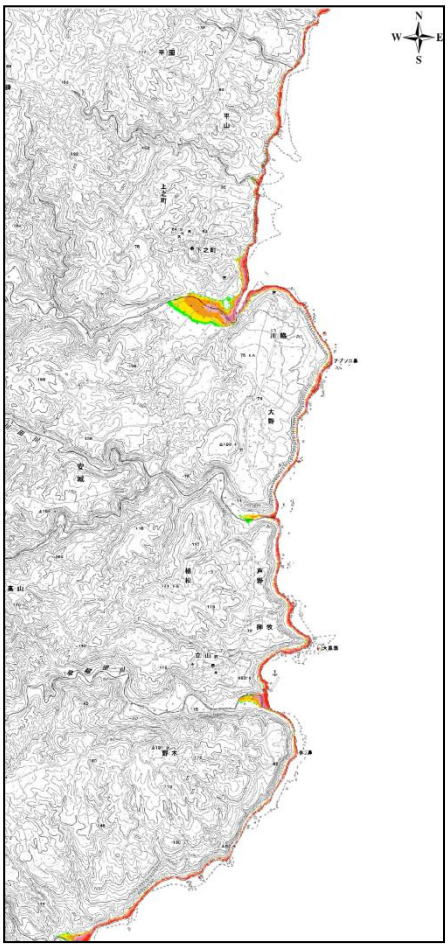

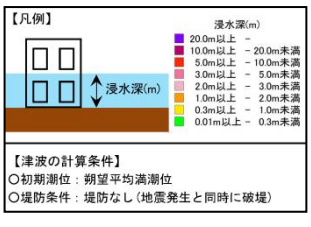

※堤防条件：堤防なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

津波浸水想定図（南海トラフCASE11）

①

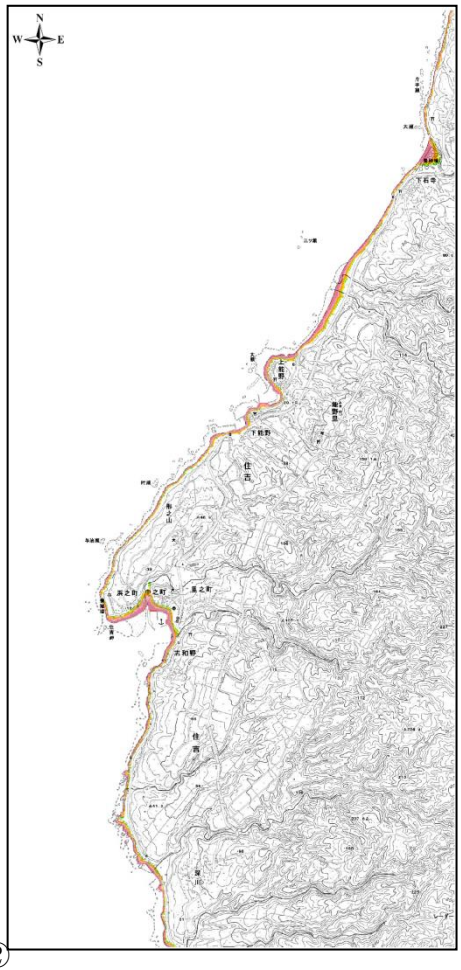

③

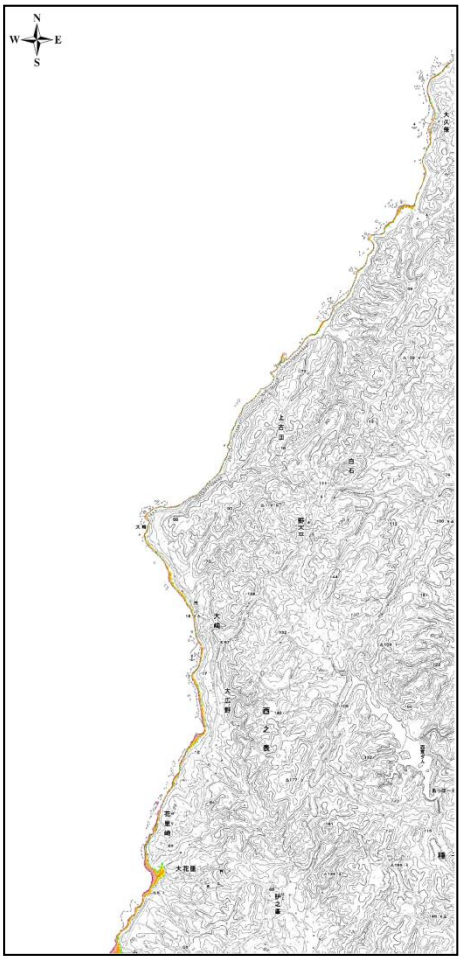

②

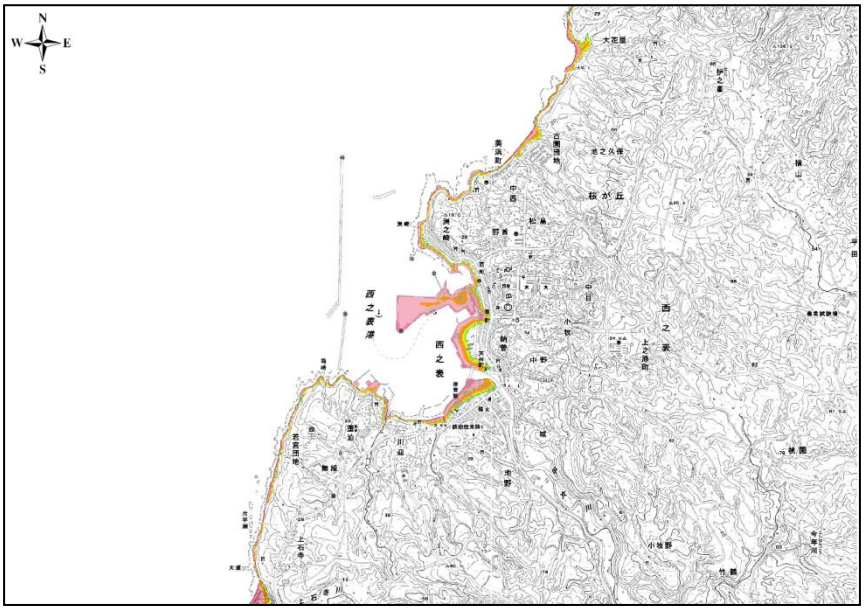

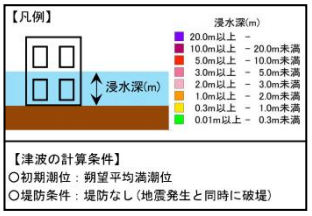

※堤防条件：堤防なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

津波浸水想定図（南海トラフCASE11）

④

⑤

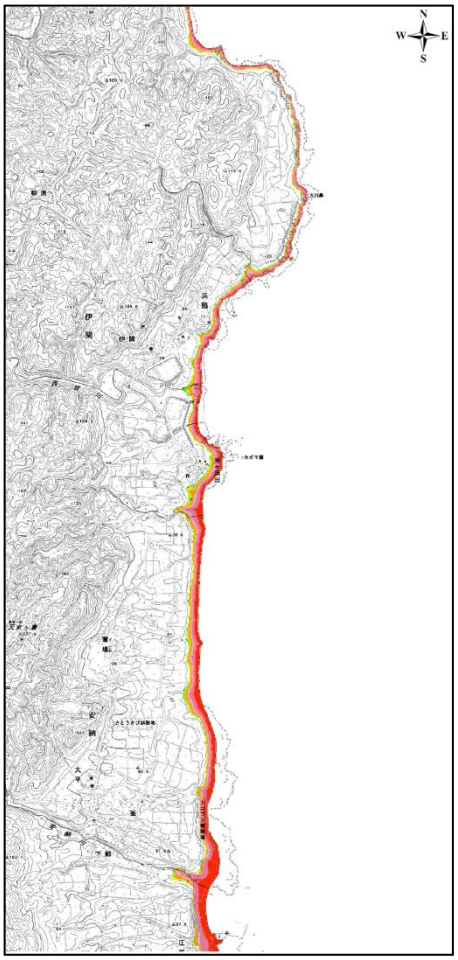

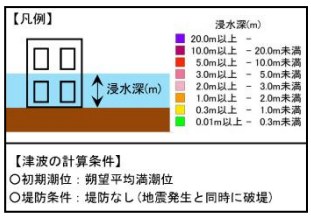

※堤防条件：堤防なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

津波浸水想定図（南海トラフCASE11）

⑥

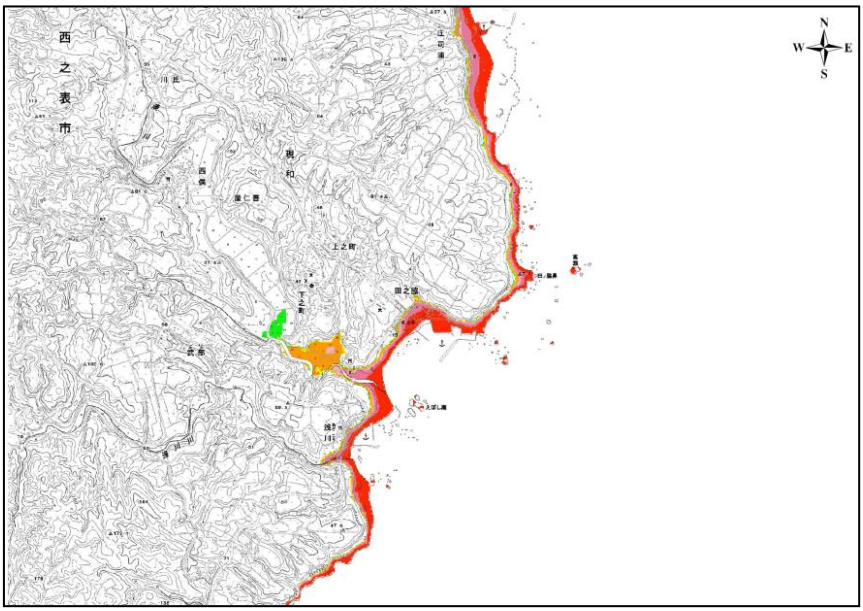

⑦

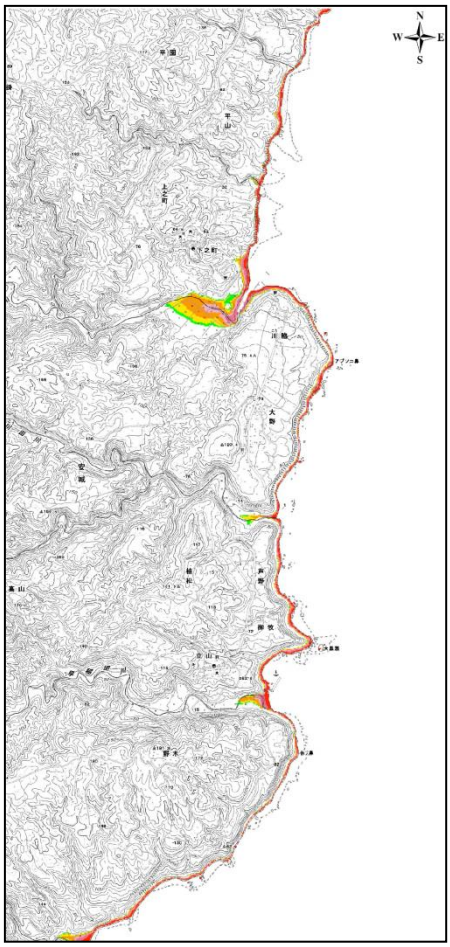

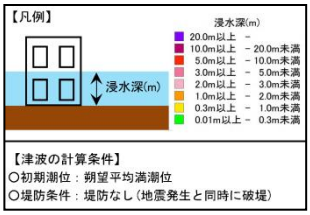

※堤防条件：堤防なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

津波浸水想定図（種子島東方沖）

①

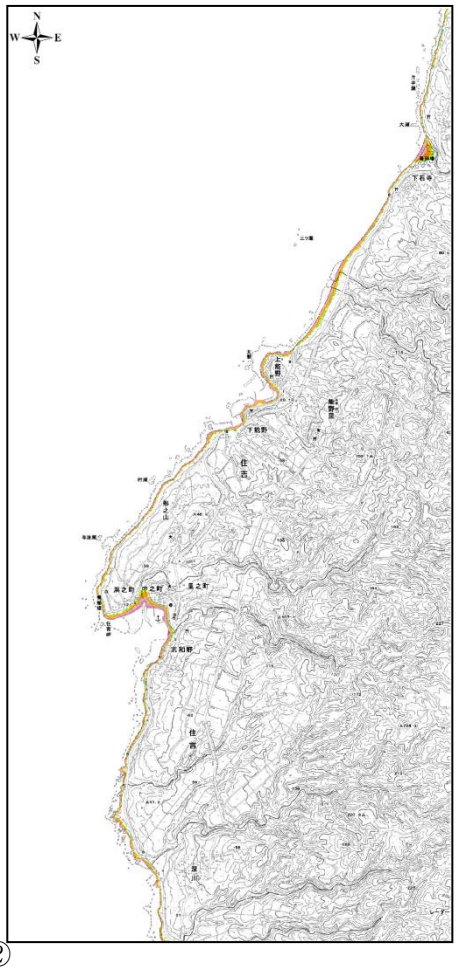

③

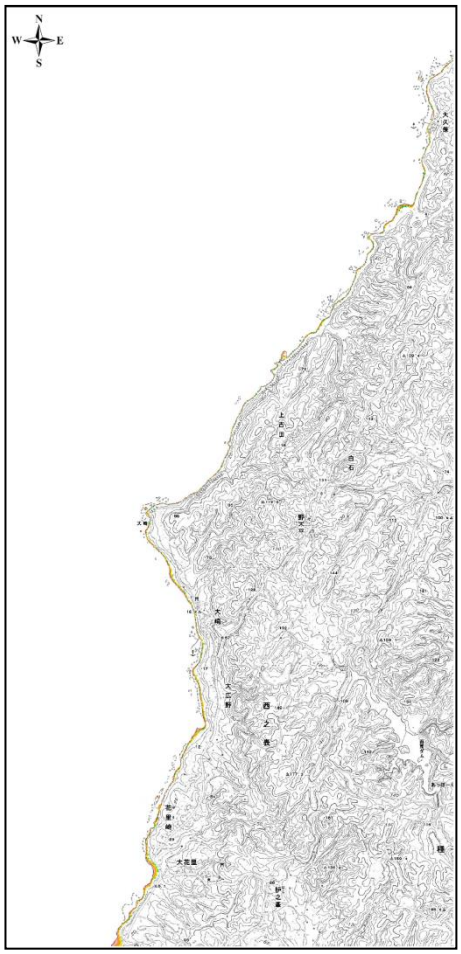

②

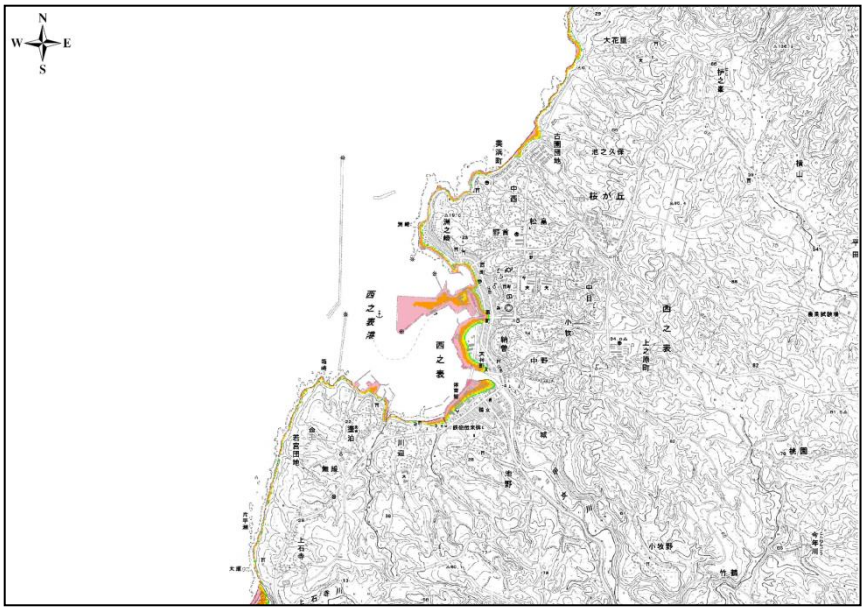

※堤防条件：堤防なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

津波浸水想定図（種子島東方沖）

④

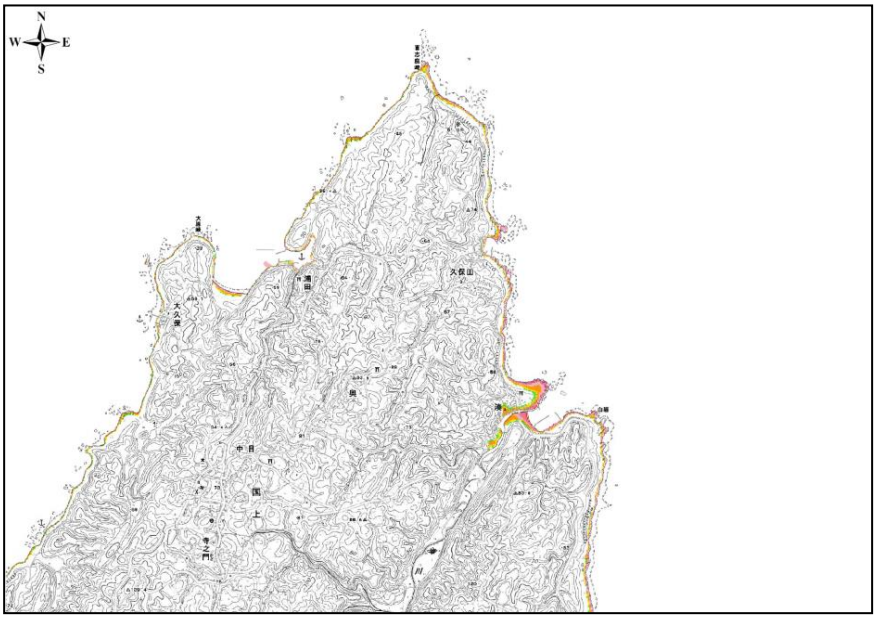

⑤

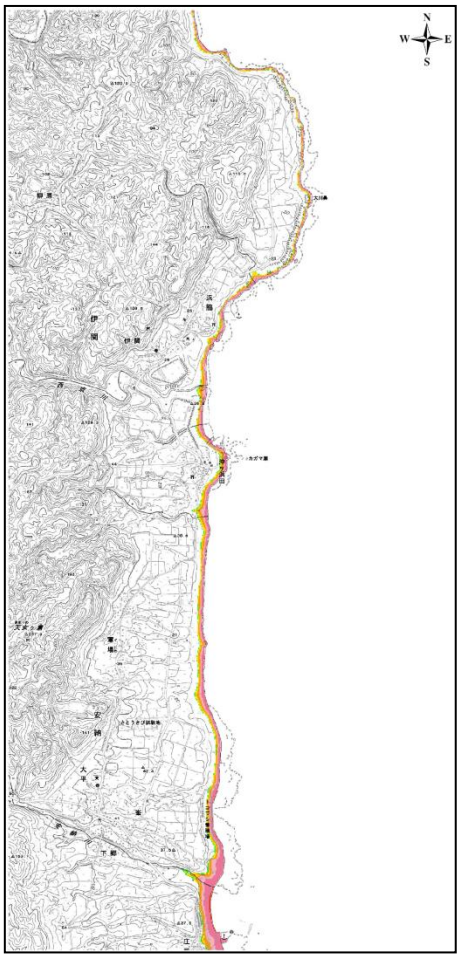

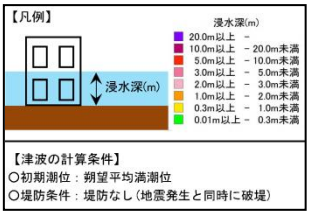

※堤防条件：堤防なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

津波浸水想定図（種子島東方沖）

⑥

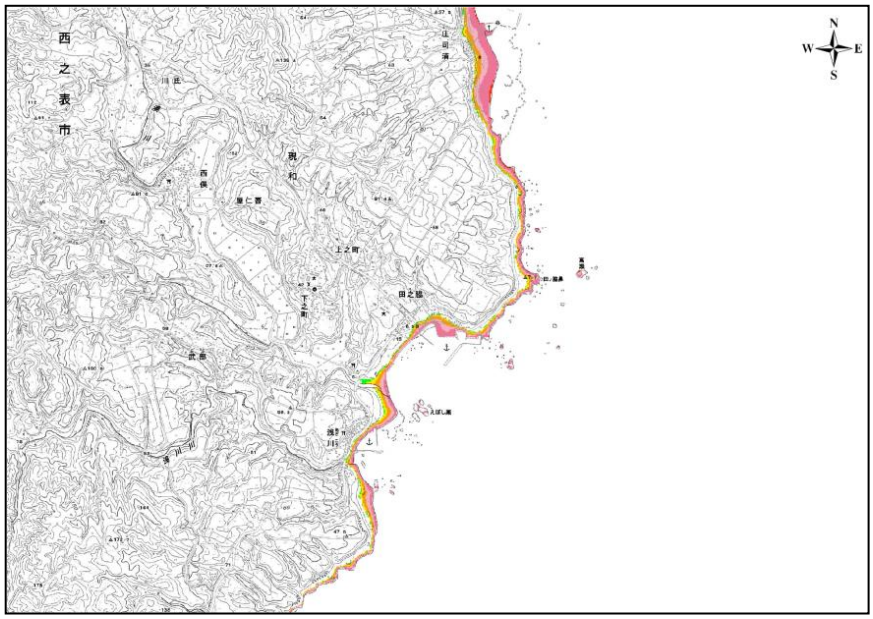

⑦

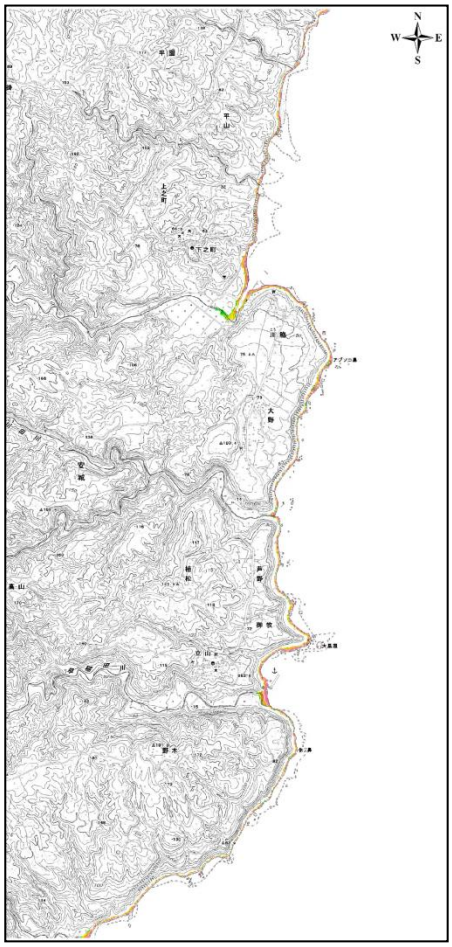

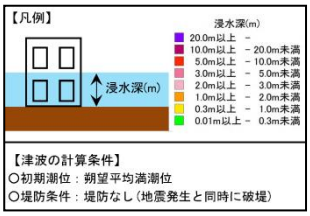

※堤防条件：堤防なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

津波浸水想定図（トカラ列島太平洋沖）

①

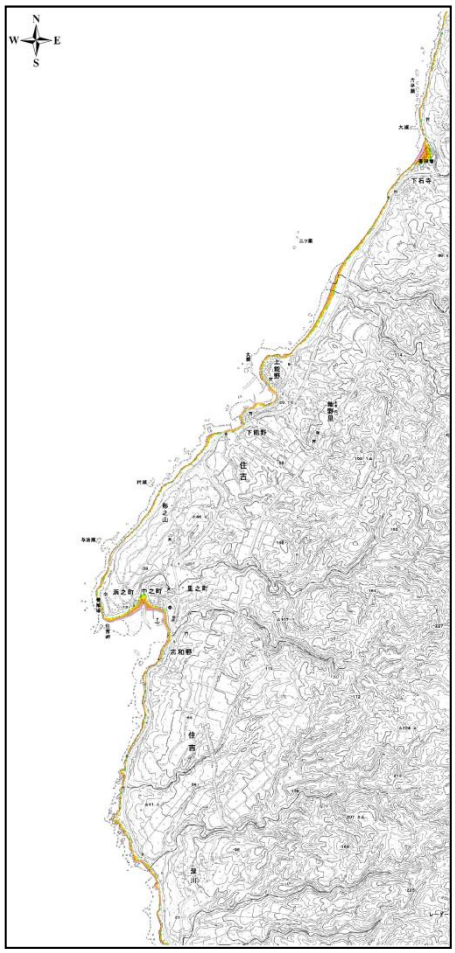

③

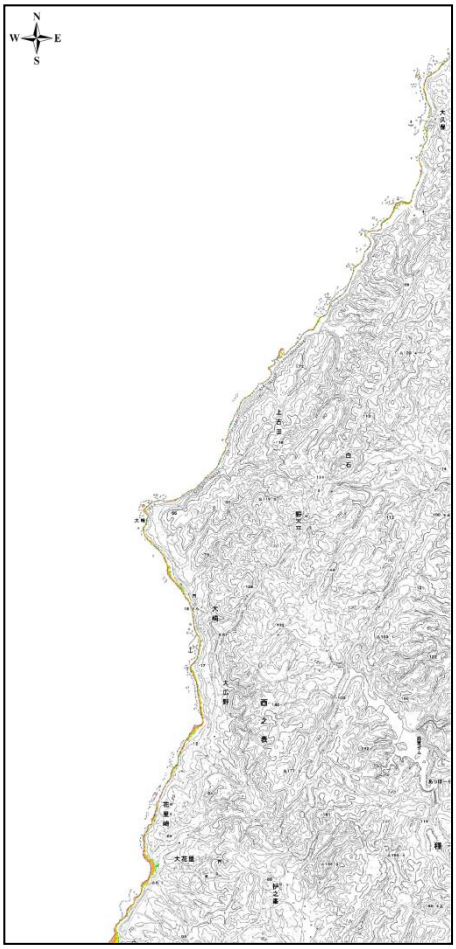

②

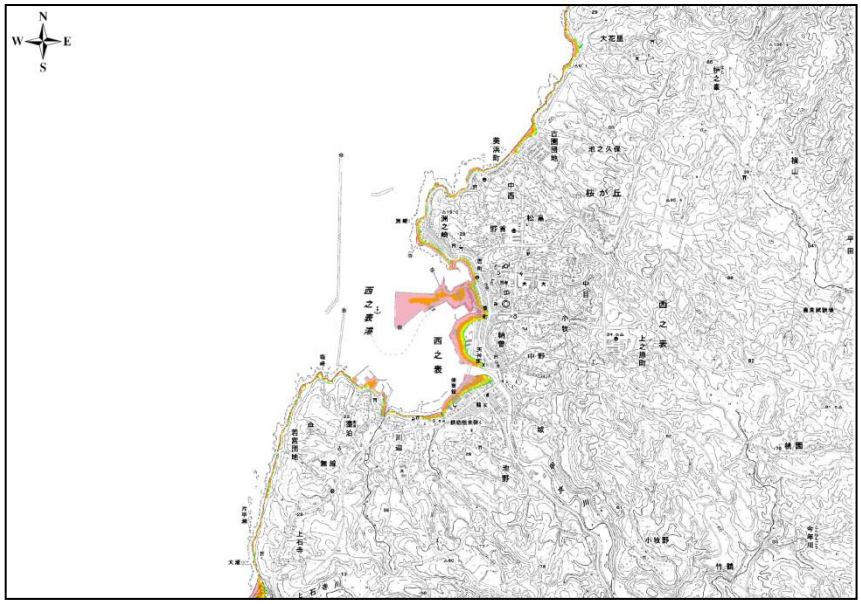

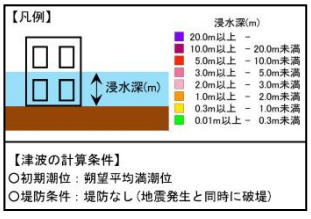

※堤防条件：堤防なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

津波浸水想定図（トカラ列島太平洋沖）

④

⑤

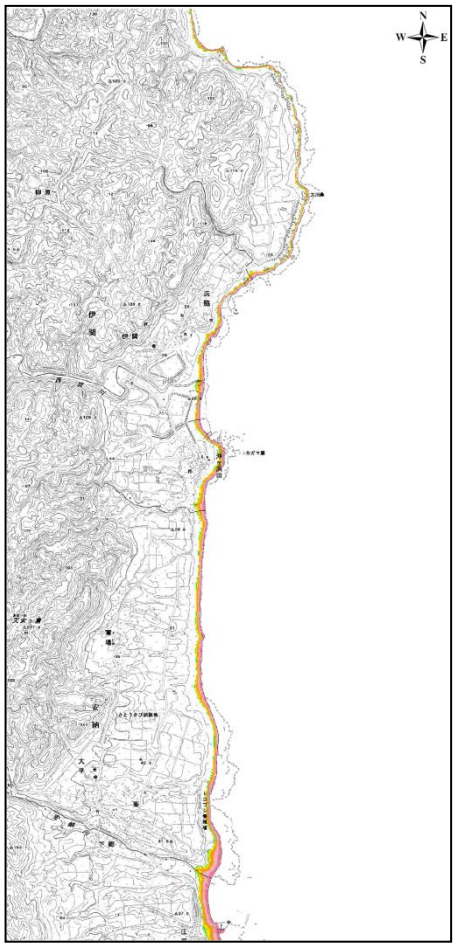

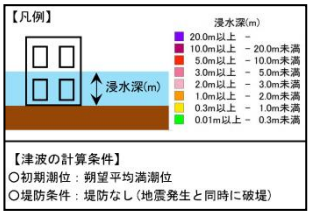

※堤防条件：堤防なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

津波浸水想定図（トカラ列島太平洋沖）

⑥

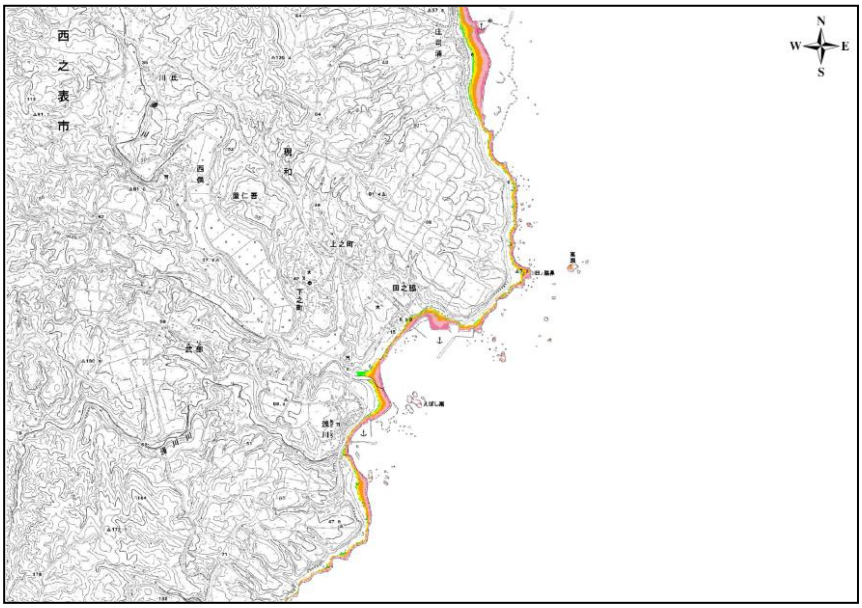

⑦

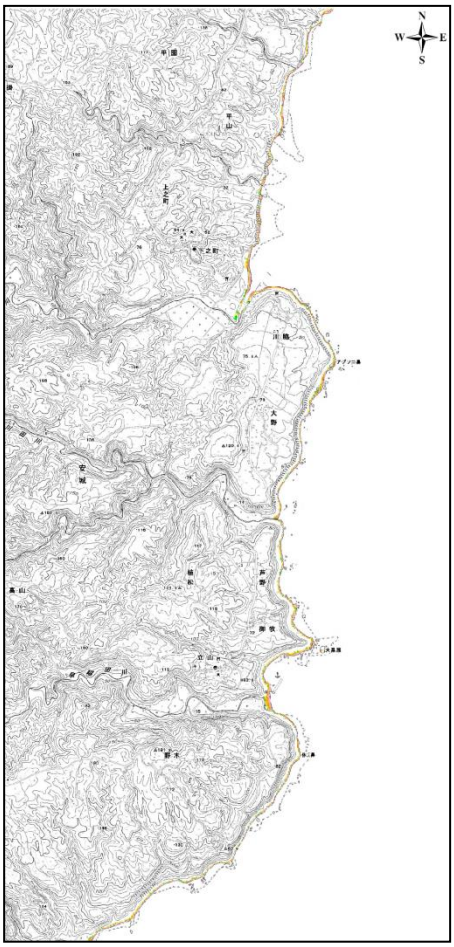

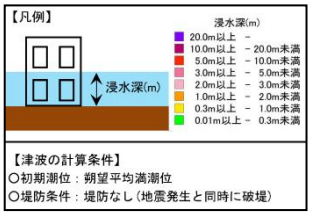

※堤防条件：堤防なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

県は平成26年9月に「津波防災地域づくりに関する法律」第8条第1項に基づき、「津波浸水想定」を公表した。

このシミュレーションは、「平成24～25年度鹿児島県地震等災害被害予測調査」の津波浸水想定図に基づいており、鹿児島県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される12の地震モデルでの津波のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、浸水深を示している。

平成26年9月作成の津波浸水想定図は、県内の沿岸区域を209に分割し、沿岸市町村の最高津波の水位及びその地点において、津波の水位が＋20cmに達する時間を示している。

この図においても、西之表市域の海岸は9つに区分されている。

「津波浸水想定」において12ケースの津波浸水シミュレーション結果を重ね合わせた結果、西之表市で最大となるのは「南海トラフCASE11」となっている。

そのCASE11において、西之表市現和では津波到達時間が30分、最高津波水位はT.P.+10.2m、最大津波到達時間が36分となっている。

時刻歴波形

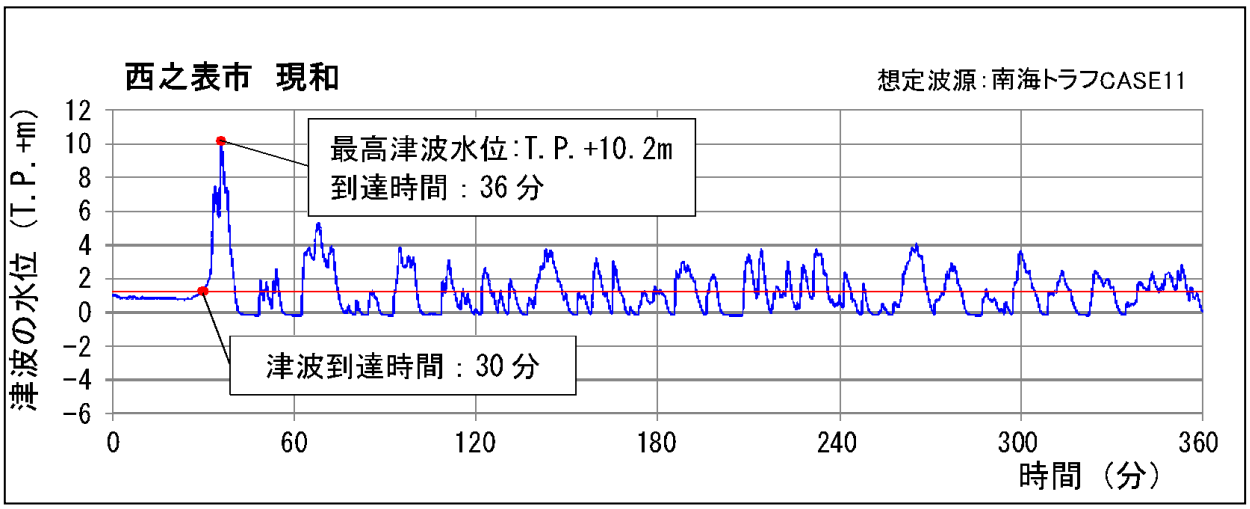

資料：津波浸水想定（H26年9月公表）

地震動に関しては、P52に示す「南海トラフ西側ケース」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」の3つのケースが影響が特に大きいと考えられる。

津波に関しては、上記の通り「南海トラフCASE11」が被害が大きいと想定される。

従って、第3節以降は、「南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」の3つのケースを取り上げて、その影響を比較する。

津波浸水想定図（H26年9月作成）

①

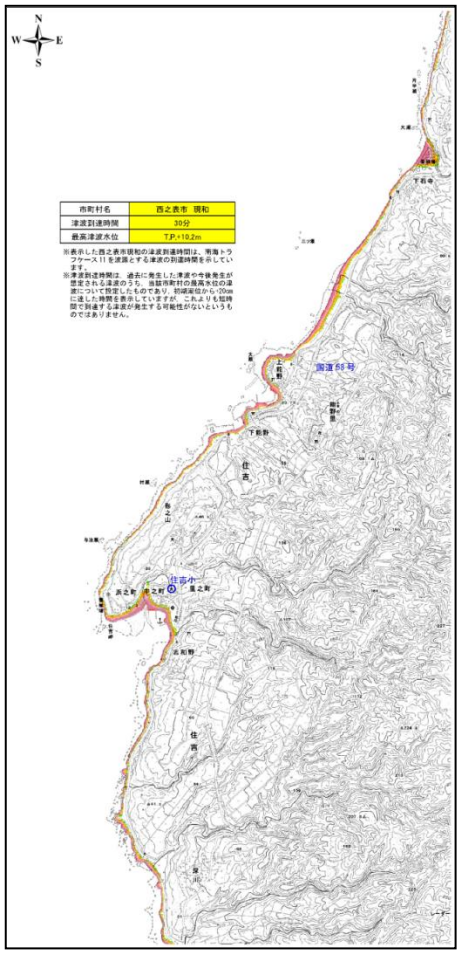

③

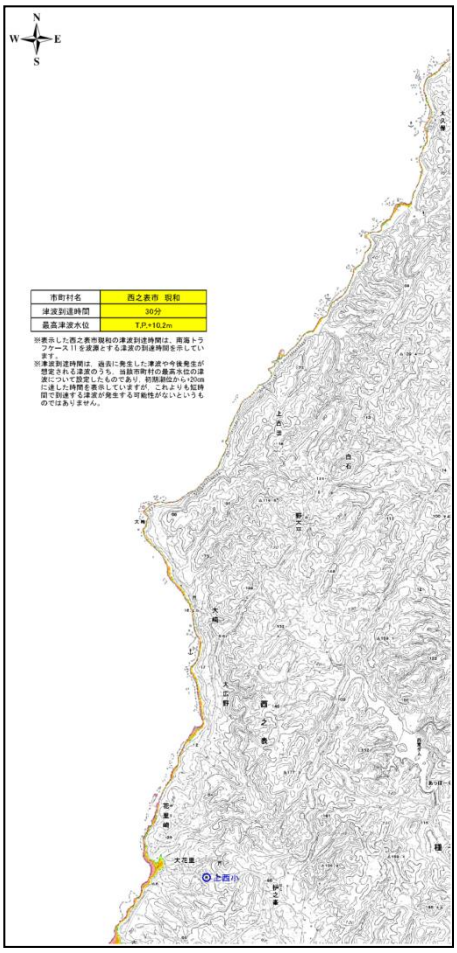

②

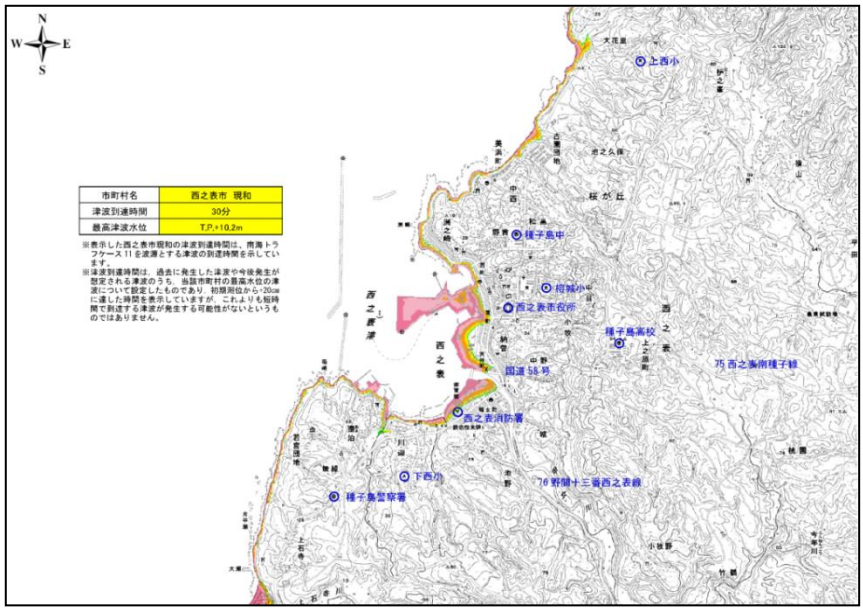

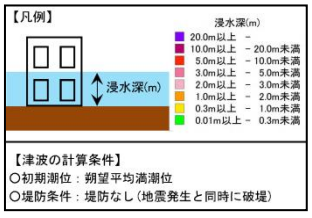

資料：鹿児島県津波浸水想定の設定（H26年9月公表）

津波浸水想定図（H26年9月作成）

④

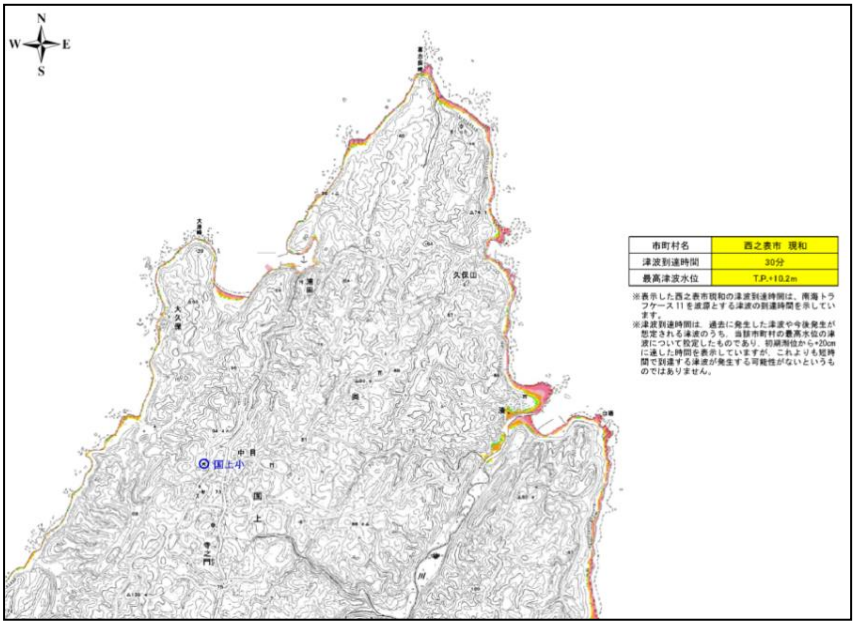

⑤

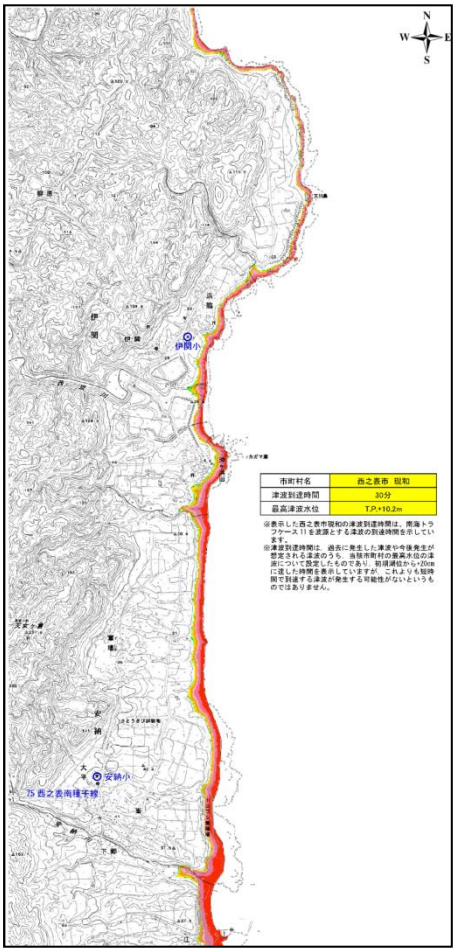

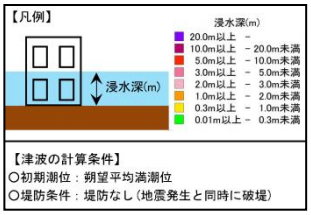

資料：鹿児島県津波浸水想定の設定（H26年9月公表）

津波浸水想定図（H26年9月作成）

⑥

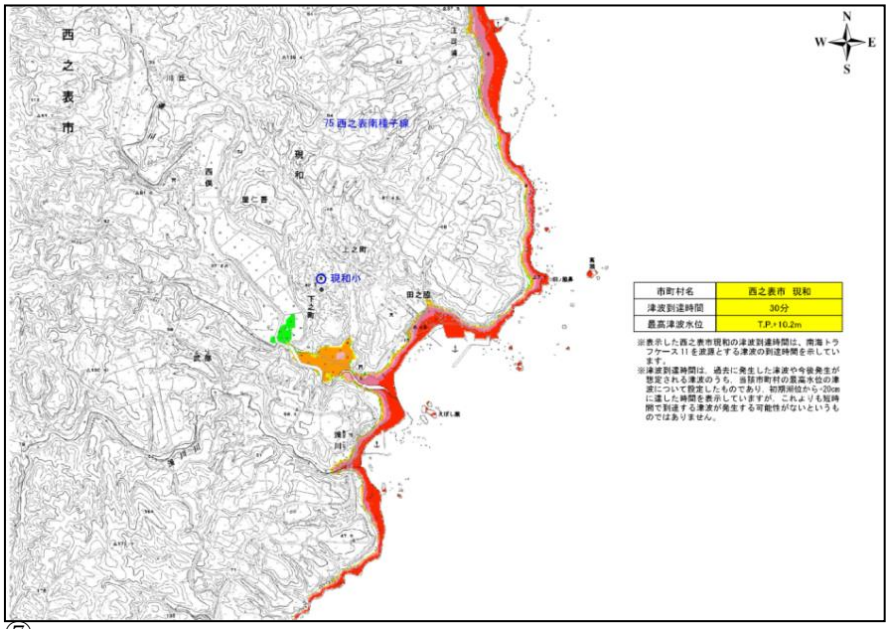

⑦

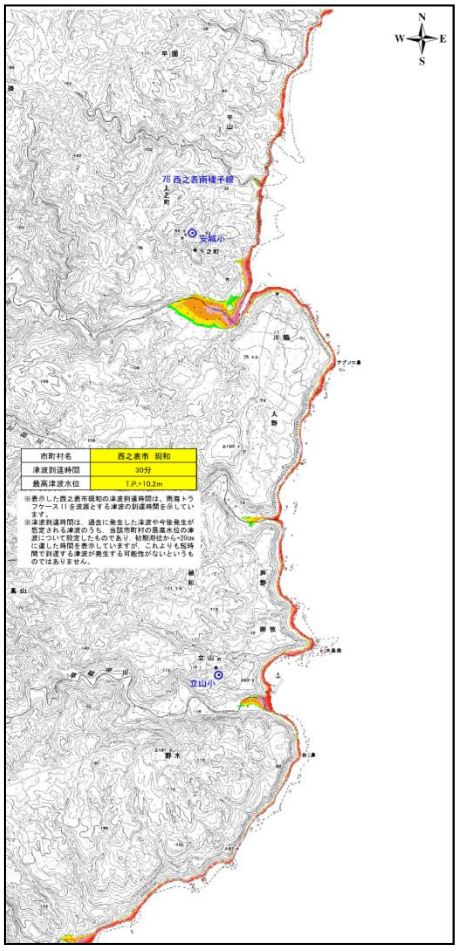

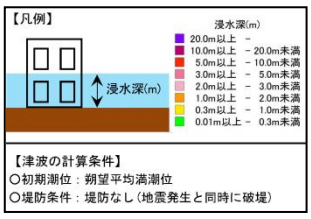

資料：鹿児島県津波浸水想定の設定（H26年9月公表）

⑵　津波防災マップ

本市は、平成25年6月に「西之表市津波防災マップ」を作成している。

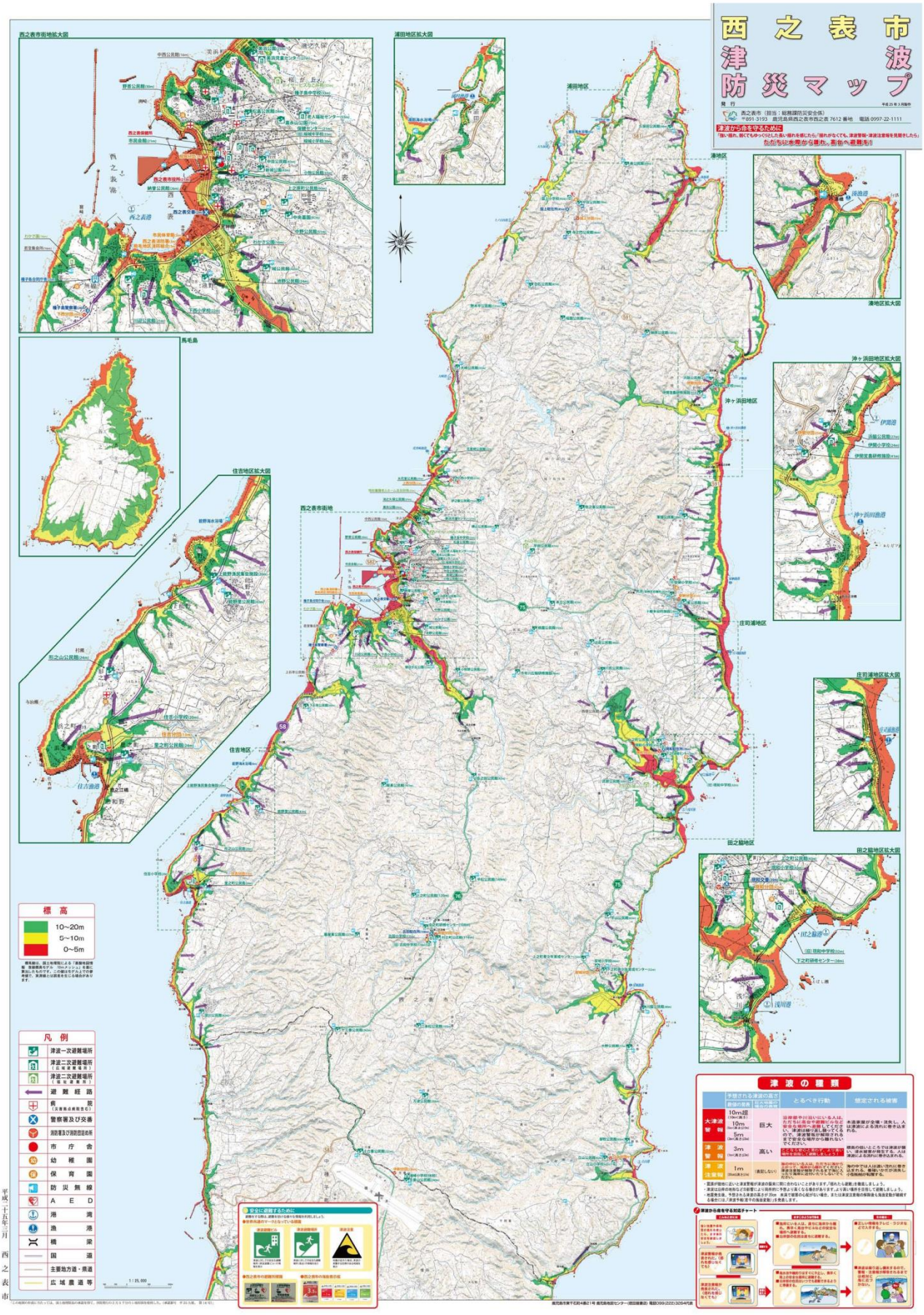

第５節　液状化危険度の想定

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、西之表市は「種子島東方沖」において市の中心部に、液状化可能性「中」の区域がある。

液状化危険度分布図（南海トラフ西側ケース）

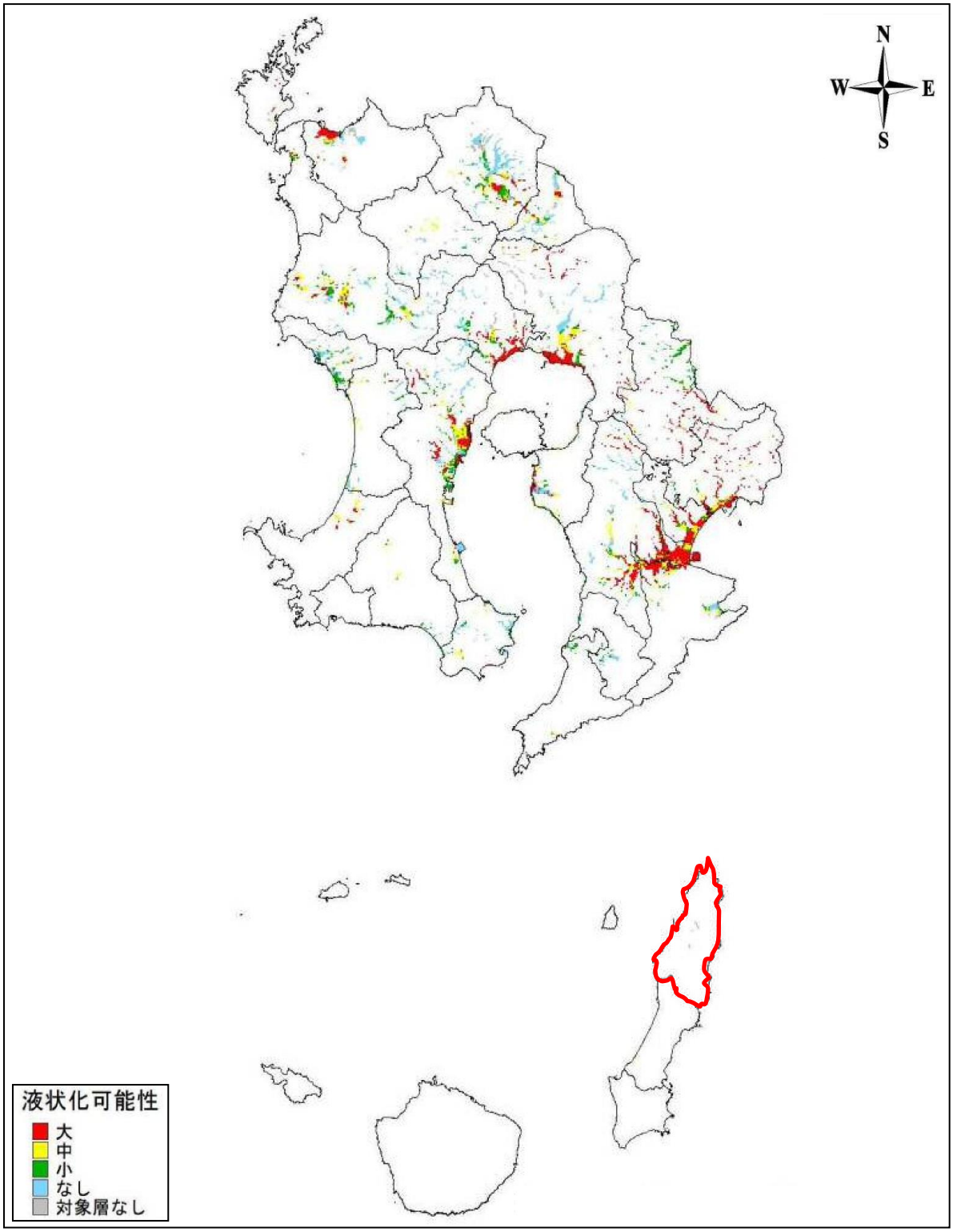

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

液状化危険度分布図（種子島東方沖）

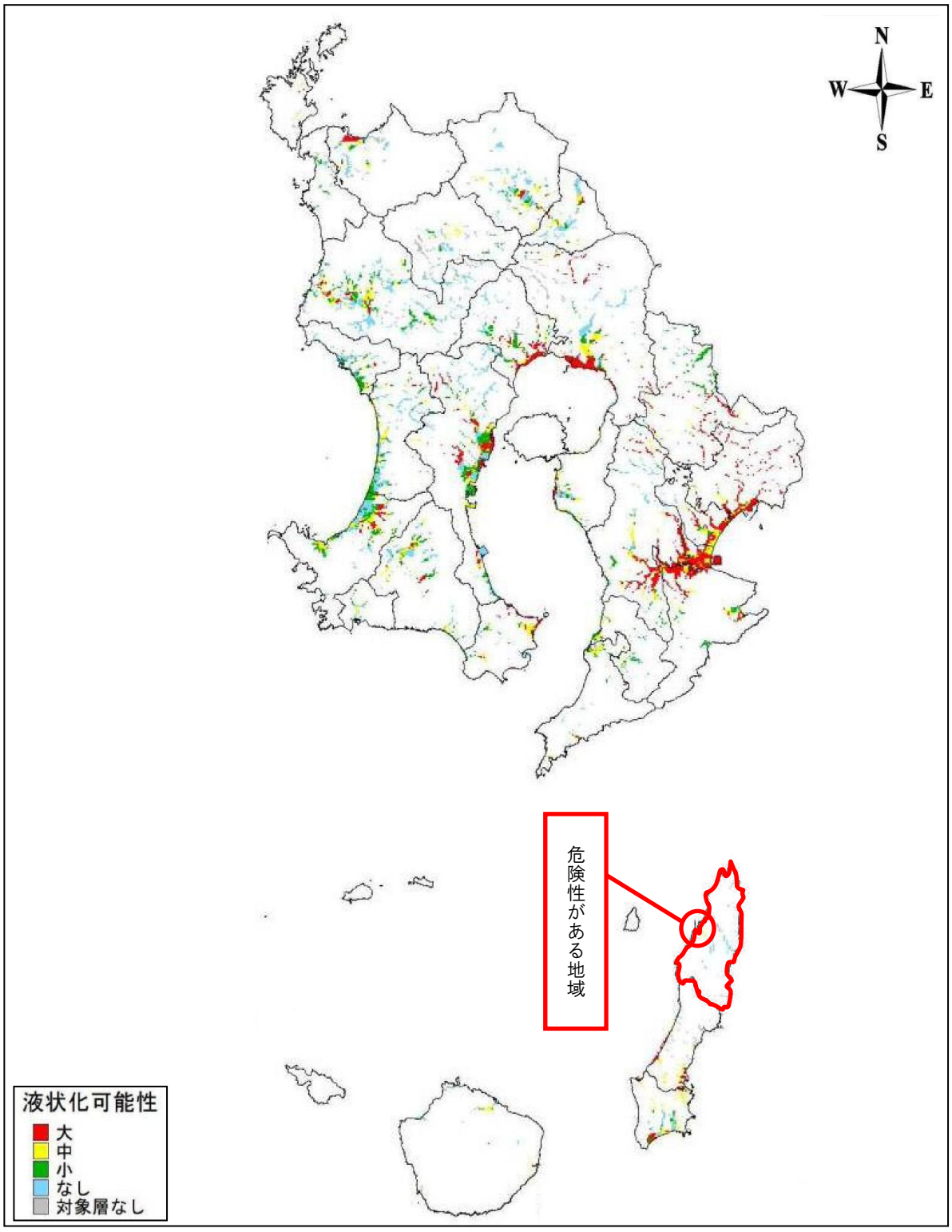

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

液状化危険度分布図（トカラ列島太平洋沖）

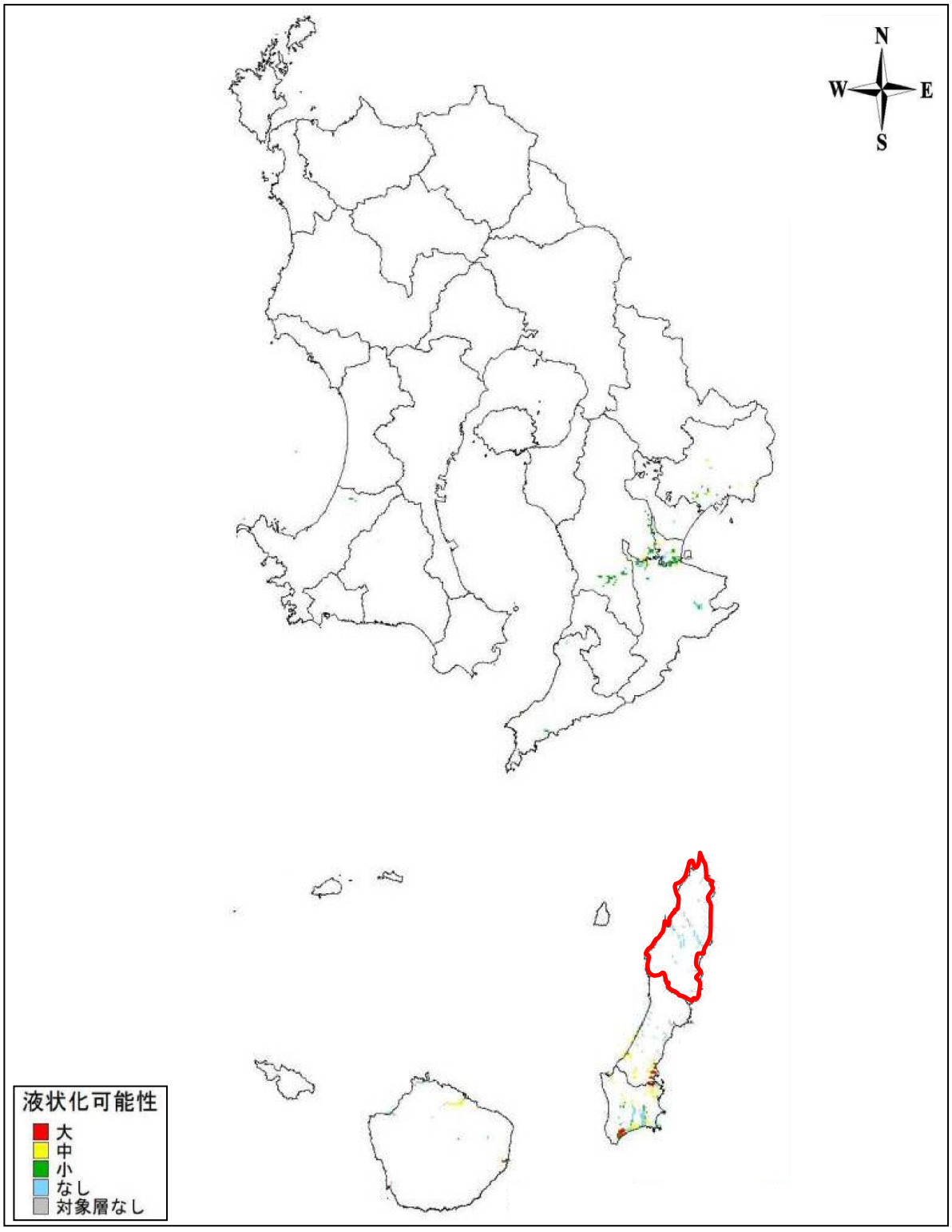

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

第６節　斜面崩壊危険度の想定

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、西之表市は「種子島東方沖」では市の北部と中心部に、「トカラ列島太平洋沖」では市の中心部より上部に斜面崩壊の「危険性がある」地域がある。

斜面崩壊危険度分布図（南海トラフ西側ケース）

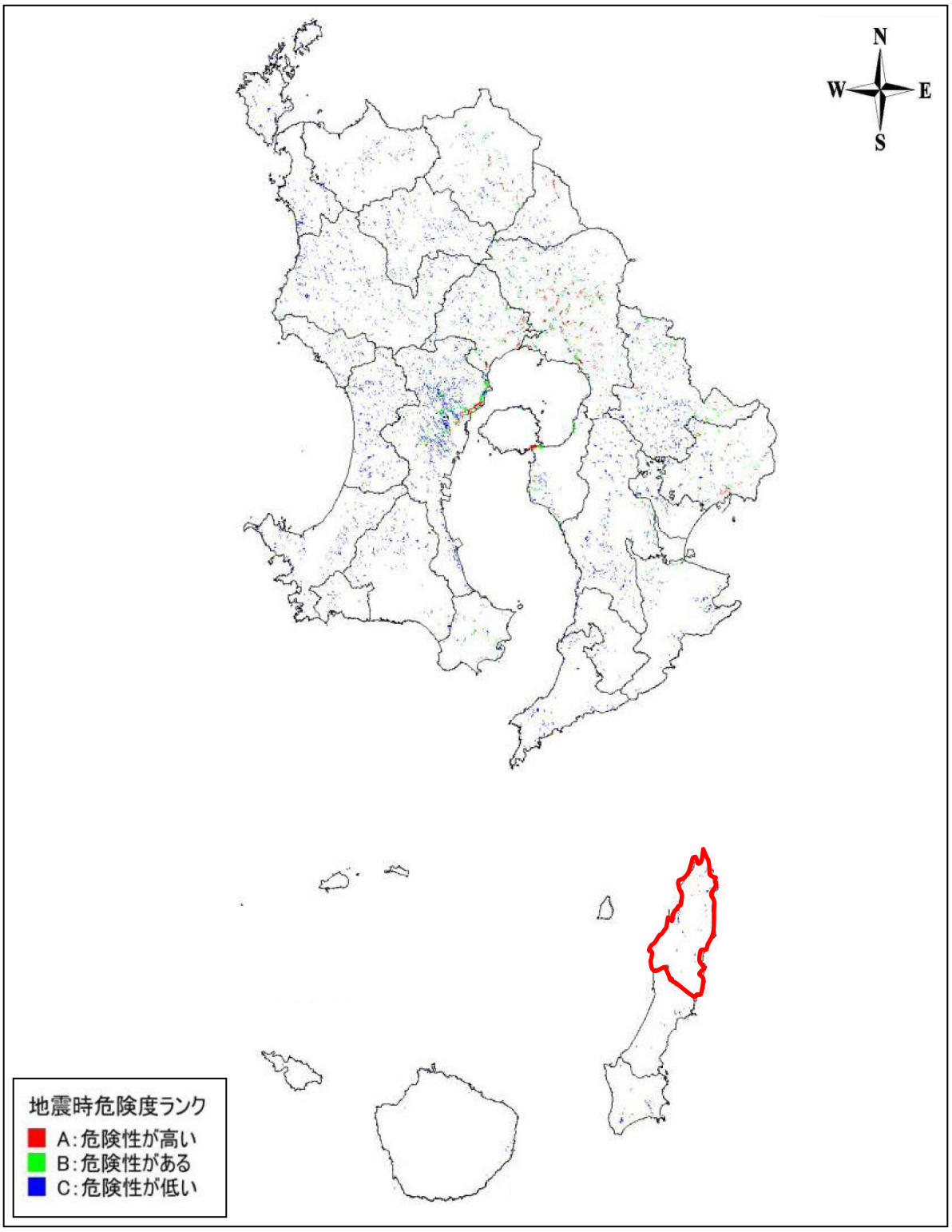

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

斜面崩壊危険度分布図（種子島東方沖）

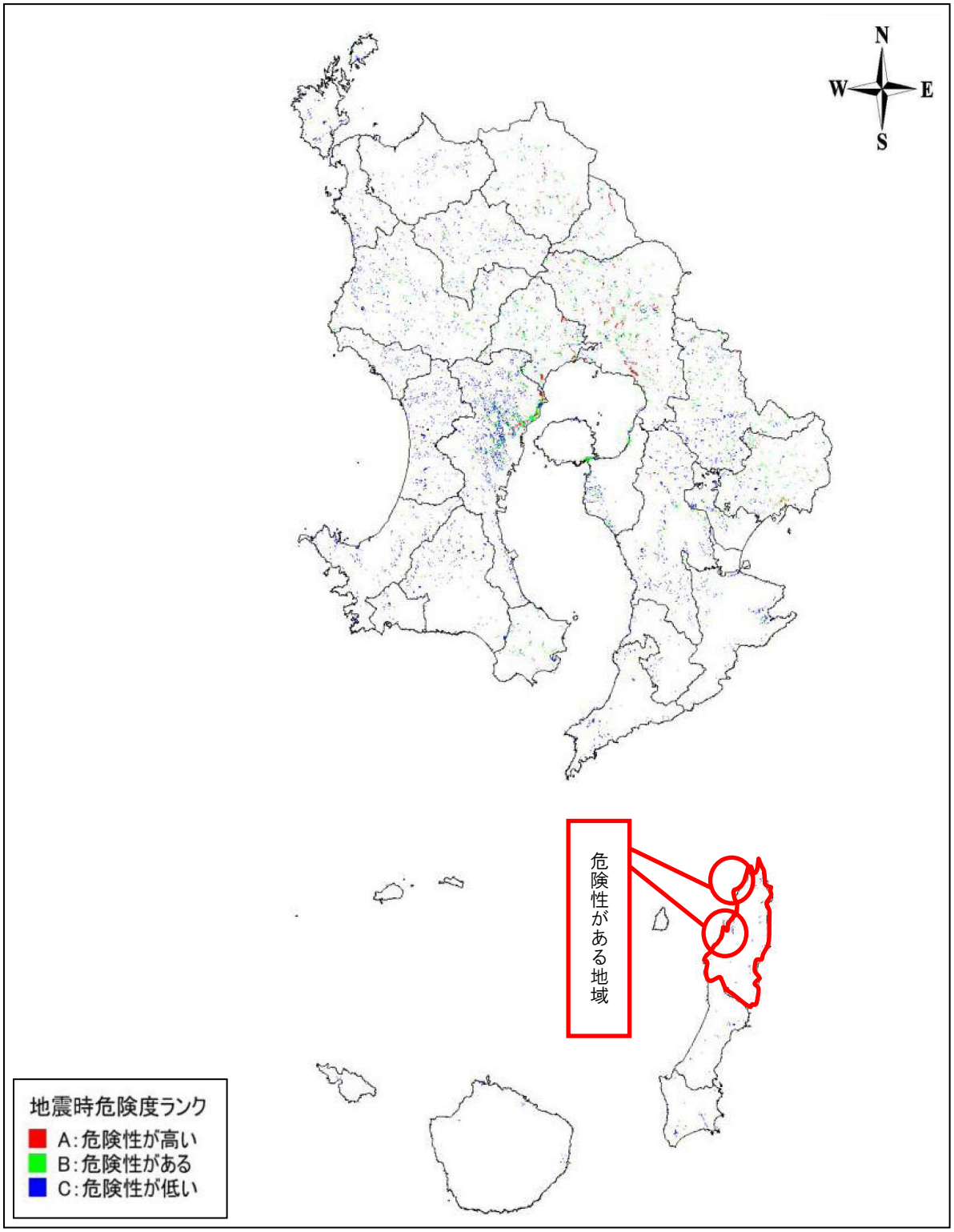

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

斜面崩壊危険度分布図（トカラ列島太平洋沖）

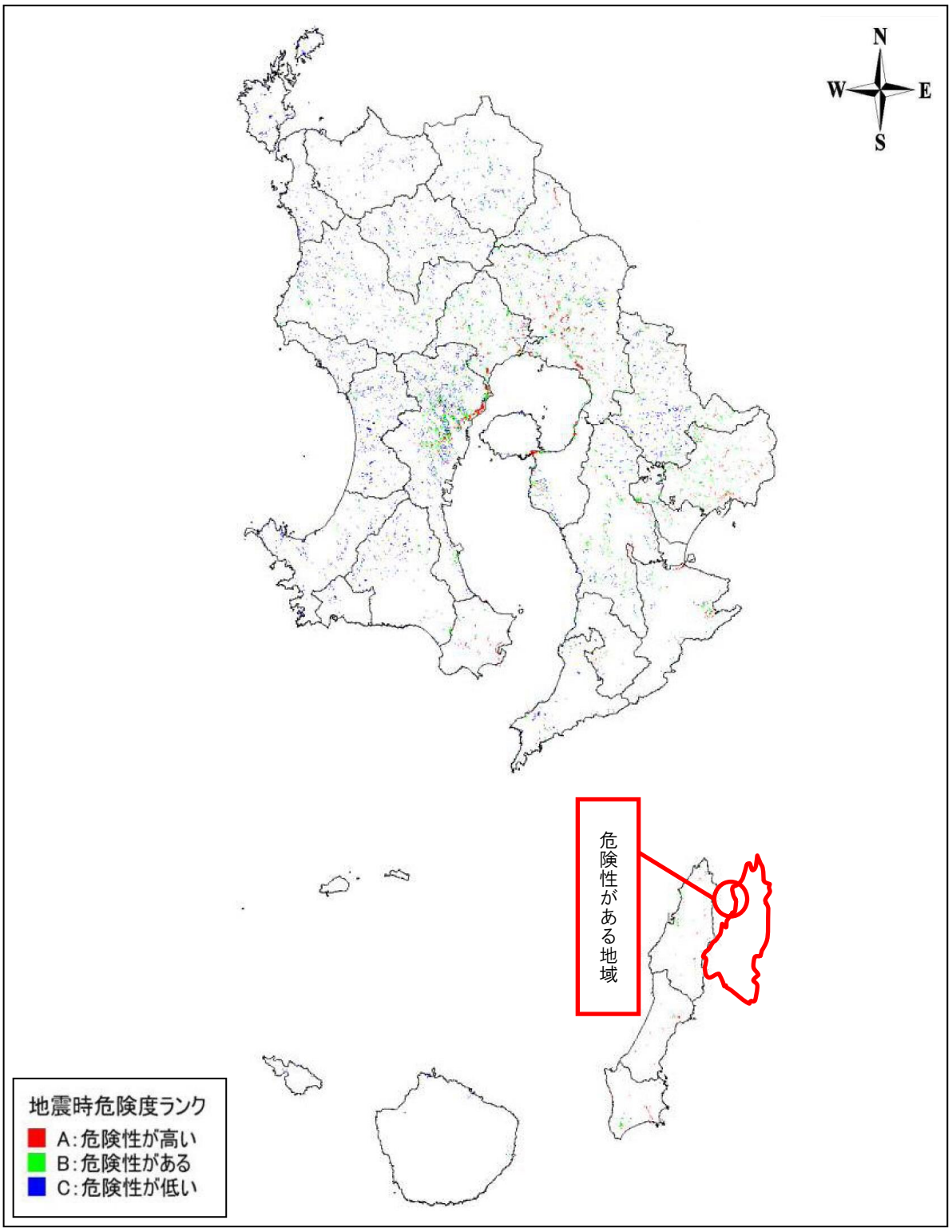

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

第７節　建物被害の想定

１　全壊、焼失棟数

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、全壊・焼失合計棟数は季節・時刻のどのシーンも「南海トラフ西側ケース」が最も多く、津波による倒壊となっている。

項目別では、液状化、揺れ、斜面崩壊による全壊・焼失は「種子島東方沖」が多い。

全壊、焼失棟数の想定結果

（冬・深夜）

想定地震	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	－	0	0	520	0	520
種子島東方沖	90	100	10	110	0	300
トカラ列島太平洋沖	－	0	0	90	0	90

（夏・昼12時）（冬・夕18時）

想定地震	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	－	0	0	520	0	520
種子島東方沖	90	100	10	110	－	310
トカラ列島太平洋沖	－	0	0	90	0	90

※「－」：わずか（5棟未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

次頁の「西之表市地震防災マップ」は、平成22年3月に作成されている。

この中の「地域危険度マップ」は、「揺れやすさマップ」に示す地震が発生した場合に予想される建物の割合（全壊率）を危険度の指標にして、地域の危険度を表したものである。

全壊する建物の割合（全壊率）は、平成21年1月時点の建物情報と、震度と建物全壊被害の関係から推定しており、上記の「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」とは直接リンクするものではない。

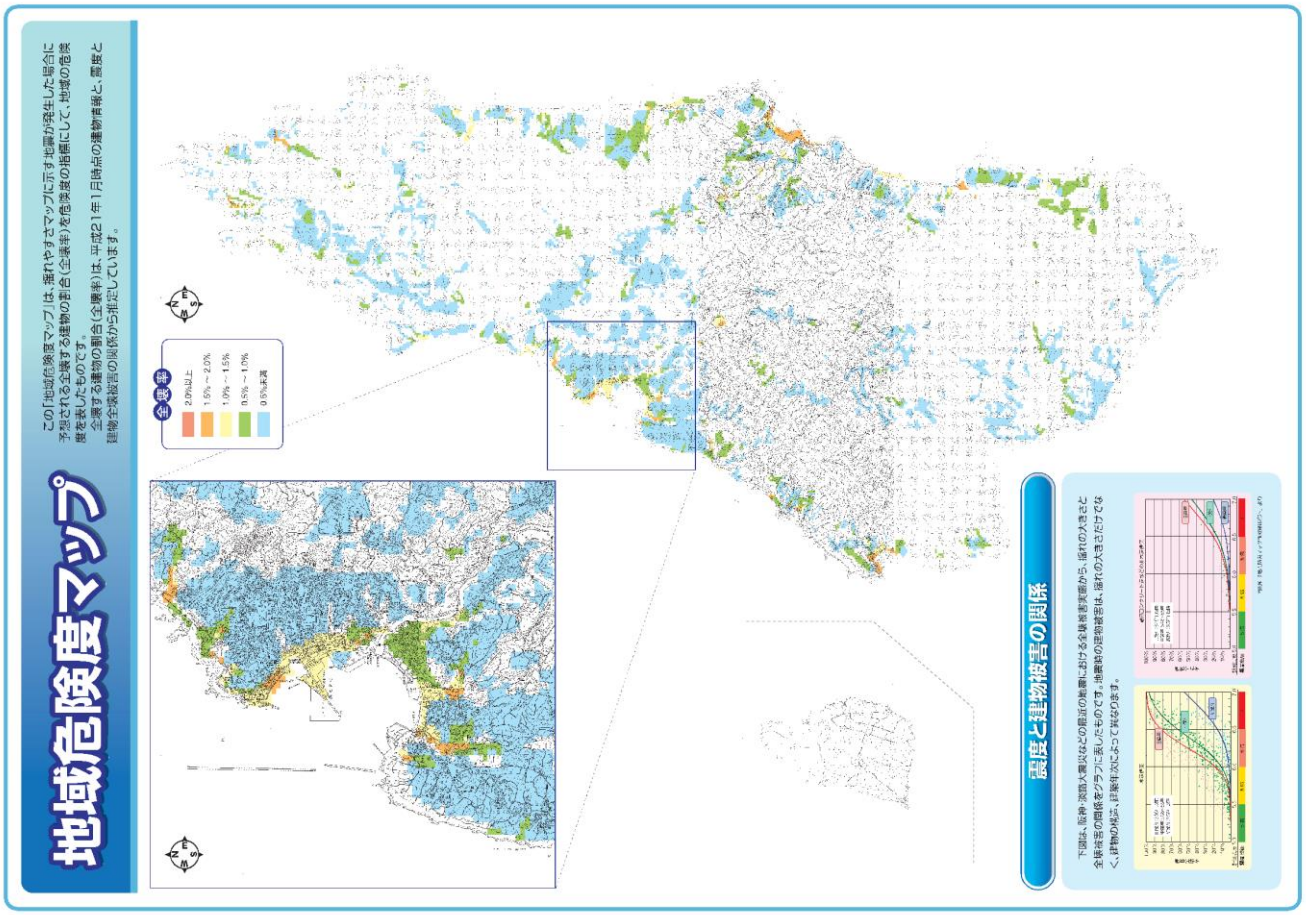
地域危険度マップ
この「地域危険度マップ」は、揺れやすさマップに示す地震が発生した場合に予想される全壊する建物の割合（全壊率）を危険度の指標にして、地域の危険度を表したものです。
全壊する建物の割合（全壊率）は、平成21年1月時点の建物情報と、震度と建物全壊被害の関係から推定しています。
全壊率
2.0%以上
1.5%～2.0%
1.0%～1.5%
0.5%～1.0%
0.5%未満
震度と建物被害の関係
下図は、阪神・淡路大震災などの最近の地震における全壊被害実態から、揺れの大きさと全壊被害の関係をグラフに表したものです。地震時の建物被害は、揺れの大きさだけでなく、建物の構造、建築年次によって異なります。

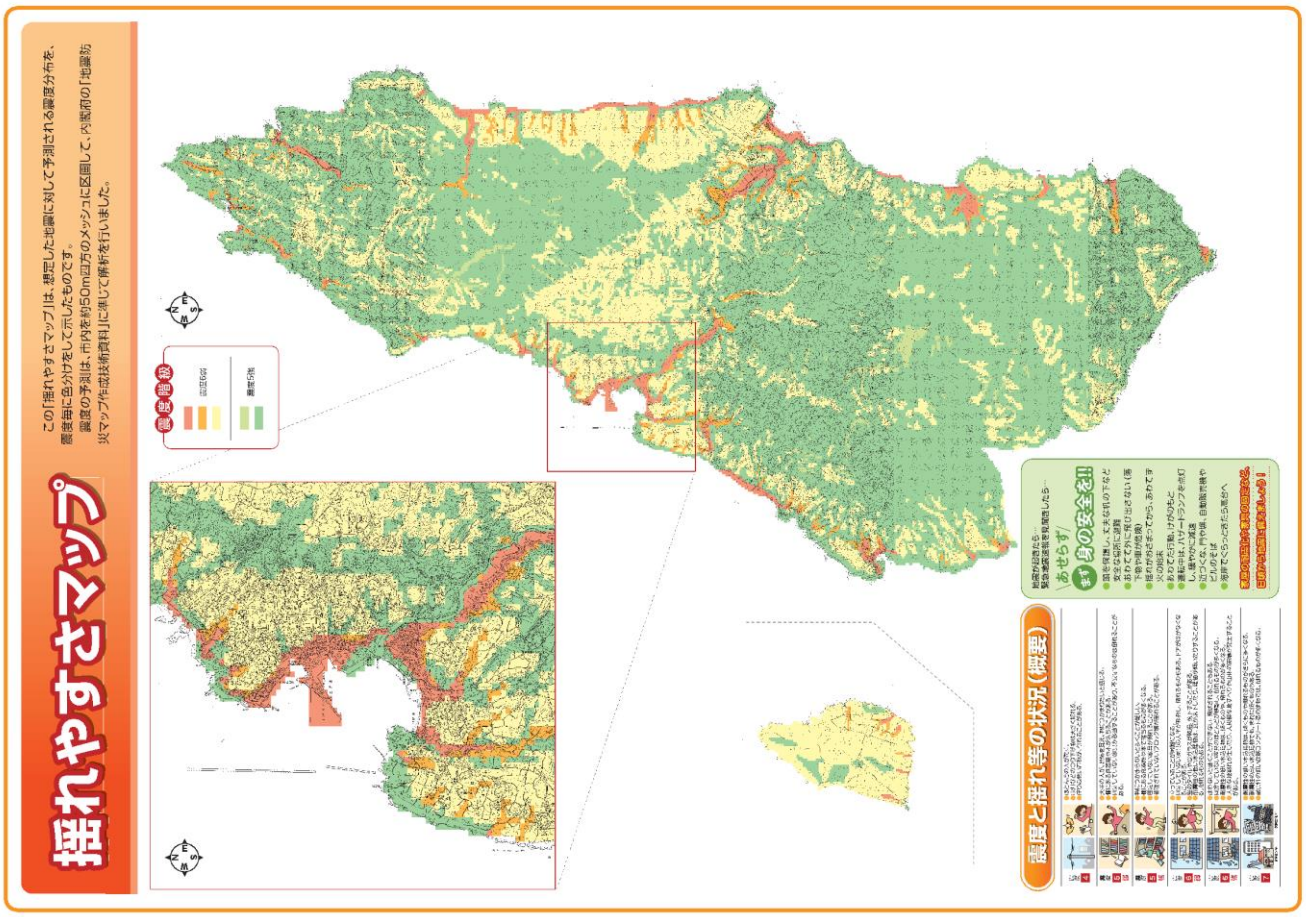
揺れやすさマップ
この「揺れやすさマップ」は、想定した地震に対して予測される震度分布を、震度毎に色分けをして示したものです。
震度の予測は、市内を約50m四方のメッシュに区画して、内閣府の「地震防災マップ作成技術資料」に準じて解析を行いました。
震度階級
震度5強
震度5弱
震度と揺れ等の状況（概要）
地震が起きたら…
緊急速報を見聞きしたら…
あせらず！
身の安全を!!
あわてて外に飛び出さない（落下物や車が危険）
揺れがおさまってから、あわてず火の始末
あわてた行動、けがのもと
通信中は、ハンドラップを点灯し、建物が一時、自動販売機やビルのもは
落下でくらっと来たら高さへ

２　半壊棟数

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、半壊棟数は「種子島東方沖」が最も多く、液状化による半壊が290棟、揺れによる半壊が1,500棟、斜面崩壊により半壊が10棟、津波による半壊が340棟、合計2,100棟となっている。

半壊棟数の想定結果

想定地震	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	合計
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	－	0	0	580	580
種子島東方沖	290	1,500	10	340	2,100
トカラ列島太平洋沖	10	－	0	250	270

※「－」：わずか（5棟未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

第８節　落下物等の想定

１　ブロック塀等倒壊件数

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、ブロック塀等倒壊件数は「種子島東方沖」が最も多く、ブロック塀が450件、石塀が280件、コンクリート塀が100件、合計820件となっている。

ブロック塀等倒壊件数の想定結果

塀件数			
ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計
2,800	620	630	4,100

想定地震	倒壊件数			
	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	0	0	0	0
種子島東方沖	450	280	100	820
トカラ列島太平洋沖	－	20	－	20

※「－」：わずか（5件未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

２　自動販売機の転倒台数

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、自動販売機の転倒台数は「種子島東方沖」がわずか（5棟未満）となっており、「南海トラフ西側ケース」と「トカラ列島太平洋沖」はない。

自動販売機の転倒台数の想定結果

想定地震	自動販売機台数	自動販売機転倒台数
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	690	0
種子島東方沖		－
トカラ列島太平洋沖		0

※「－」：わずか（5台未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

３　屋外落下物が発生する建物棟数

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、屋外落下物が発生する建物棟数は「種子島東方沖」が最も多く、屋外落下物が想定される建物は100棟、屋外落下物が生じる建物が10棟となっている。

屋外落下物が発生する建物棟数の想定結果

想定地震	屋外落下物が想定される 建物棟数	屋外落下物が生じる 建物棟数
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	0	0
種子島東方沖	100	10
トカラ列島太平洋沖	0	0

※「－」：わずか（5棟未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

第９節　人的被害の想定

１　死者数

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、死者数は季節・時刻によって異なっており、季節・時刻のどのシーンも「南海トラフ西側ケース」が最も多い。

「南海トラフ西側ケース」では、夏・昼12時の死者数が最も多く、合計100人で、津波による死者が多い。次いで、冬・夕18時で合計90人、冬・深夜で合計70人といずれも津波による死者が多い。他の地震においても、津波による死者が多い。

死者数の想定結果

（冬・深夜、早期避難率低）

想定地震	建物倒壊	（うち屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物）	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物	合計
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	0	0	0	70	－	0	70
種子島東方沖	10	－	－	20	－	－	20
トカラ列島太平洋沖	0	0	0	－	－	0	－

（夏・昼12時、早期避難率低）

想定地震	建物倒壊	（うち屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物）	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物	合計
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	0	0	0	100	－	0	100
種子島東方沖	－	－	－	30	－	－	30
トカラ列島太平洋沖	0	0	0	20	－	－	20

（冬・夕18時、早期避難率低）

想定地震	建物倒壊	（うち屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物）	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物	合計
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	0	0	0	90	－	0	90
種子島東方沖	－	－	－	20	－	－	30
トカラ列島太平洋沖	0	0	0	20	－	－	20

※「－」：わずか（5人未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

２　負傷者数

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、負傷者数は季節・時刻によって異なっており、季節・時刻のどのシーンも「種子島東方沖」が最も多い。

「種子島東方沖」では、冬・深夜の負傷者が最も多く、合計210人で、建物倒壊による負傷者が多い。次いで、冬・夕18時で合計160人、夏・昼12時で合計140人といずれも建物倒壊による負傷者が多い。

負傷者数の想定結果

（冬・深夜、早期避難率低）

想定地震	建物倒壊	（うち屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物）	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物	合計
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	0	0	0	30	－	0	30
種子島東方沖	200	10	－	20	－	－	210
トカラ列島太平洋沖	－	－	0	20	－	－	20

（夏・昼12時、早期避難率低）

想定地震	建物倒壊	（うち屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物）	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物	合計
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	0	0	0	30	－	0	30
種子島東方沖	120	10	－	20	－	－	140
トカラ列島太平洋沖	－	－	0	30	－	－	30

（冬・夕18時、早期避難率低）

想定地震	建物倒壊	（うち屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物）	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物	合計
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	0	0	0	30	－	0	30
種子島東方沖	140	10	－	20	－	－	160
トカラ列島太平洋沖	－	－	0	20	－	－	20

※「－」：わずか（5人未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

３　重傷者数

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、重傷者数は季節・時刻によって異なっており、季節・時刻のどのシーンも「種子島東方沖」が最も多い。

「種子島東方沖」では、冬・深夜の負傷者が最も多く、合計120人で、建物倒壊による負傷者が多い。次いで、冬・夕18時で合計90人、夏・昼12時で合計70人といずれも建物倒壊による負傷者が多い。

重傷者数の想定結果

（冬・深夜、早期避難率低）

想定地震	建物倒壊	（うち屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物）	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物	合計
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	0	0	0	10	－	0	10
種子島東方沖	110	－	－	10	－	－	120
トカラ列島太平洋沖	－	－	0	10	－	－	10

（夏・昼12時、早期避難率低）

想定地震	建物倒壊	（うち屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物）	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物	合計
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	0	0	0	10	－	0	10
種子島東方沖	70	－	－	10	－	－	70
トカラ列島太平洋沖	－	－	0	10	－	－	10

（冬・夕18時、早期避難率低）

想定地震	建物倒壊	（うち屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物）	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物	合計
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	0	0	0	10	－	0	10
種子島東方沖	80	－	－	10	－	－	90
トカラ列島太平洋沖	－	－	0	10	－	－	10

※「－」：わずか（5人未満）

資料：平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

４　揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数は季節・時刻のどのシーンも、「種子島東方沖」が最も多く、わずか（5人未満）となっている。

揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数の想定結果

想定地震	冬・深夜	夏・昼12時	冬・夕18時
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	0	0	0
種子島東方沖	－	－	－
トカラ列島太平洋沖	0	0	0

※「－」：わずか（5人未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

５　津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数は季節・時刻によって異なっており、季節・時刻のどのシーンも「南海トラフ西側ケース」が最も多い。

「南海トラフ西側ケース」では、夏・昼12時が最も多く、要救助者数は10人、要捜索者数は130人となっている。次いで、冬・夕18時で要救助者数は10人、要捜索者数は120人、冬・深夜で要救助者数は10人、要捜索者数は100人となっている。

津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数の想定結果

（冬・深夜）

想定地震	要救助者数	要捜索者数
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	10	100
種子島東方沖	10	30
トカラ列島太平洋沖	－	20

（夏・昼12時）

想定地震	要救助者数	要捜索者数
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	10	130
種子島東方沖	10	50
トカラ列島太平洋沖	10	50

（冬・夕18時）

想定地震	要救助者数	要捜索者数
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	10	120
種子島東方沖	10	50
トカラ列島太平洋沖	－	40

※「－」：わずか（5人未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

第10節　ライフライン被害の想定

１　上水道

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、上水道の被害は「種子島東方沖」が最も多く、断水人口は被災直後で8,100人（50%）、被災1日後で7,300人（45%）、被災1週間後で3,700人（23%）、被災1か月後で250人（2%）となっている。

上水道の想定結果

想定地震	給水人口（人）	被災直後		被災１日後		被災1週間後		被災1か月後	
		断水人口（人）	断水率（%）	断水人口（人）	断水率（%）	断水人口（人）	断水率（%）	断水人口（人）	断水率（%）
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	16,400	230	1	220	1	210	1	210	1
種子島東方沖	16,400	8,100	50	7,300	45	3,700	23	250	2
トカラ列島太平洋沖	16,400	190	1	170	1	100	1	50	－

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

２　下水道

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、下水道の被害は「南海トラフ西側ケース」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」ともに被害がでない結果となっている。

３　電力

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、電力の停電軒数は「南海トラフ西側ケース」が最も多く、停電軒数は被災直後、被災1日後、被災1週間後、被災1か月後ともに160軒となっている。

電力の想定結果

想定地震	電灯軒数（軒）	被災直後		被災１日後		被災1週間後		被災1か月後	
		停電軒数（軒）	停電率（%）	停電軒数（軒）	停電率（%）	停電軒数（軒）	停電率（%）	停電軒数（軒）	停電率（%）
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	9,200	160	2	160	2	160	2	160	0
種子島東方沖	9,200	40	－	40	－	30	－	30	－
トカラ列島太平洋沖	9,200	30	－	30	－	30	－	30	－

※「－」：わずか（停電軒数5軒未満、停電率1%未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

４　通信（固定電話）

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、固定電話不通回線数は「南海トラフ西側ケース」が最も多く、不通回線数は被災直後で180回線（3%）、被災1日後、被災1週間後、被災1か月後ともに90回線（2%）となっている。

固定電話の想定結果

想定地震	回線数（回線）	被災直後		被災１日後		被災1週間後		被災1か月後	
		不通回線数（回線）	不通回線率（%）	不通回線数（回線）	不通回線率（%）	不通回線数（回線）	不通回線率（%）	不通回線数（回線）	不通回線率（%）
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	5,300	180	3	90	2	90	2	90	2
種子島東方沖	5,300	50	1	20	－	20	－	20	－
トカラ列島太平洋沖	5,300	30	1	20	－	20	－	20	－

※「－」：わずか（不通回線数5回線未満、不通回線率1%未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

５　通信（携帯電話）

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、携帯電話の被害は「南海トラフ西側ケース」が最も多く、被災直後で停波基地局が5%で、不通ランクA～Cに該当していない。

携帯電話の想定結果

想定地震	被災直後		被災１日後		被災1週間後		被災1か月後	
	停波基地局（%）	不通ランク	停波基地局（%）	不通ランク	停波基地局（%）	不通ランク	停波基地局（%）	不通ランク
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	5	－	3	－	3	－	3	－
種子島東方沖	1	－	1	－	1	－	1	－
トカラ列島太平洋沖	1	－	1	－	1	－	1	－

※不通ランク：A非常につながりにくい、Bつながりにくい、Cややつながりにくい

※「－」：わずか（不通回線数5回線未満、不通回線率1%未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

６　ガス（プロパンガス除く）

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、ガスの供給停止戸数は「南海トラフ西側ケース」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」ともに被害がでない結果となっている。

第11節　交通施設被害の想定

１　道路

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、西之表市の道路の被害は「種子島東方沖」が最も多く、津波浸水域被害がわずか（5箇所未満）、津波浸水域外被害が30箇所、合計30箇所となっている。

道路の想定結果

想定地震	津波浸水域	津波浸水域外	合計
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	－	－	－
種子島東方沖	－	30	30
トカラ列島太平洋沖	－	10	10

※「－」：わずか（5箇所未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

２　鉄道

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、県内の鉄道は「南海トラフ西側ケース」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」ともに被害がでない結果となっている。

３　港湾・漁港

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、西之表市の港湾・漁港の被害は「種子島東方沖」が最も多く、岸壁10箇所に対して被害がわずか（5箇所未満）、その他係留施設80箇所に対して被害が30箇所となっている。

港湾・漁港の想定結果

想定地震	岸壁		その他係留施	
	岸壁数	被害箇所数	その他係留施設数	被害箇所数
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	10	－	80	－
種子島東方沖	10	－	80	30
トカラ列島太平洋沖	10	－	80	－

※「－」：わずか（5箇所未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

４　港湾・漁港の防波堤

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、西之表市の港湾・漁港の防波堤の被害は「南海トラフ西側ケース」が最も多く、防波堤延長10,000ｍに対して、被災防波堤延長2,800ｍとなっている。

港湾港湾・漁港の防波堤の想定結果

想定地震	防波堤延長（m）	被災防波堤延長（m）
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	10,000	2,800
種子島東方沖	10,000	240
トカラ列島太平洋沖	10,000	150

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

５　空港

鹿児島県には、鹿児島空港、種子島空港、屋久島空港、奄美空港、喜界空港、徳之島空港、沖永良部空港、与論空港の8つの空港がある。

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、西之表市に関係する種子島空港の被害は、「南海トラフ西側ケース」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」ともに空港敷地内の「浸水なし」、滑走路の液状化可能性「対象層なし」、空港の機能に「支障なし」となっており、空港閉鎖になる可能性はない。

空港（種子島空港）の想定結果

想定地震	空港敷地内 浸水状況※1		施設機能 支障※2		滑走路機能支障※3	機能支障 状況
	浸水深 （最大） （m）	浸水 範囲	震度 （最大）	施設の 耐震化状況	液状化 可能性	
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	浸水なし		4		対象層なし	支障なし
種子島東方沖	浸水なし		6弱		対象層なし	支障なし
トカラ列島太平洋沖	浸水なし		5強		対象層なし	支障なし

※1：津波により空港建物や滑走路等が浸水すると想定される空港では、漂流物や土砂の漂着、漂流物による施設の破損などにより、閉鎖する可能性がある。
※2：震度6以上、かつ建物（旅客ターミナルビル、管制塔等）の耐震化が行われていない空港では、施設が倒壊するおそれがあるため、施設機能支障により閉鎖する可能性がある。
※3：液状化の可能性が高い空港では、滑走路機能支障により、閉鎖する可能性がある。

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

第12節　生活への影響の想定

１　避難者

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、避難者数は季節・時刻によって異なっており、季節・時刻のどのシーンも「南海トラフ西側ケース」が最も多い。

「南海トラフ西側ケース」では、夏・昼12時の避難者数が最も多く、被災1日後で890人、被災1週間後で530人、被災1か月後で840人となっている。

避難者の想定結果

（冬・深夜）

想定地震	被災1日後			被災1週間後		
	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	610	410	200	370	330	40
種子島東方沖	530	340	190	1,300	690	580
トカラ列島太平洋沖	220	150	70	120	100	20

想定地震	被災1か月後		
	避難者	避難所	避難所外
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	580	170	410
種子島東方沖	650	190	450
トカラ列島太平洋沖	210	60	150

（夏・昼12時）

想定地震	被災1日後			被災1週間後		
	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	890	590	300	530	480	50
種子島東方沖	810	530	290	1,400	800	610
トカラ列島太平洋沖	540	360	180	260	230	30

想定地震	被災1か月後		
	避難者	避難所	避難所外
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	840	250	590
種子島東方沖	870	260	610
トカラ列島太平洋沖	500	150	350

（冬・夕18時）

想定地震	被災1日後			被災1週間後		
	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	780	520	260	470	420	50
種子島東方沖	700	450	250	1,400	760	600
トカラ列島太平洋沖	410	270	140	200	180	30

想定地震	被災1か月後		
	避難者	避難所	避難所外
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	740	220	520
種子島東方沖	780	230	550
トカラ列島太平洋沖	380	110	270

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

２　帰宅困難者

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、外出者数6,500人に対して、帰宅困難者は170人となっている。

帰宅困難者の想定結果

外出者（就業者・通学者）数	帰宅困難者数
6,500	170

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

３　物資需要量

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、物資需要量は季節・時刻によって異なっており、季節・時刻のどのシーンも「種子島東方沖」が最も多い。

「種子島東方沖」では、夏・昼12時の物資需要量が最も多く、被災１日後で食糧1,900食、飲料水21,900ℓ、毛布1,100枚、被災１週間後で食糧2,900食、飲料水21,900ℓ、毛布1,600枚、被災１か月後で食糧940食、飲料水750ℓ、毛布520枚となっている。

物資需要量の想定結果

（冬・深夜）

想定地震	被災１日後			被災１週間後		
	食糧（食）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）	食糧（食）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）
南海トラフ 西側ケース（津波：CASE11）	1,500	650	820	1,200	640	660
種子島東方沖	1,200	21,900	680	2,500	11,200	1,400
トカラ列島太平洋沖	530	510	300	360	300	200

想定地震	被災1か月後		
	食糧（食）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）
南海トラフ 西側ケース（津波：CASE11）	630	640	350
種子島東方沖	700	750	390
トカラ列島太平洋沖	220	150	120

（夏・昼12時）

想定地震	被災１日後			被災１週間後		
	食糧（食）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）	食糧（食）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	2,100	650	1,200	1,700	640	960
種子島東方沖	1,900	21,900	1,100	2,900	11,200	1,600
トカラ列島太平洋沖	1,300	510	710	830	300	460

想定地震	被災1か月後		
	食糧（食）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	910	640	510
種子島東方沖	940	750	520
トカラ列島太平洋沖	540	150	300

（冬・夕18時）

想定地震	被災１日後			被災１週間後		
	食糧（食）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）	食糧（食）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	1,900	650	1,000	1,500	640	840
種子島東方沖	1,600	21,900	910	2,700	11,200	1,500
トカラ列島太平洋沖	990	510	550	640	300	360

想定地震	被災1か月後		
	食糧（食）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	800	640	440
種子島東方沖	840	750	470
トカラ列島太平洋沖	410	150	230

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

第 13 節　災害廃棄物の想定

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、災害廃棄物は「南海トラフ西側ケース」が最も多く、災害廃棄物はわずか、津波堆積物は10～20万トン、10～20万㎥となっている。

災害廃棄物の想定結果

想定地震	災害廃棄物（万トン）			災害廃棄物（万㎥）		
	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	－	10～20	10～30	－	10～20	10～20
種子島東方沖	－	10～20	10～20	－	10～10	10～10
トカラ列島太平洋沖	－	10～10	10～10	－	10～10	10～10

※「－」：わずか（5未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

第14節　その他の想定

1　エレベーター閉じ込め者数

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、エレベーター閉じ込め者数は季節・時刻によって異なっており、季節・時刻のどのシーンも「種子島東方沖」が最も多い。

「種子島東方沖」では、冬・夕18時のエレベーター閉じ込め者数が最も多く、住宅でわずかとなっている。

「南海トラフ西側ケース」と「トカラ列島太平洋沖」はともに被害がでない結果となっている。

エレベーター閉じ込め者数の想定結果

（冬・深夜）

想定地震	閉じめにつながるエレベーター停止建物棟数（棟）			閉じめにつながるエレベーター停止台数（台）		
	事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	0	0	0	0	0	0
種子島東方沖	－	0	－	－	－	－
トカラ列島太平洋沖	0	0	0	0	0	0

想定地震	エレベーター閉じ込め者数（人）		
	事務所	住宅	合計
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	0	0	0
種子島東方沖	0	0	0
トカラ列島太平洋沖	0	0	0

（夏・昼12時）

想定地震	閉じめにつながる エレベーター停止建物棟数 （棟）			閉じめにつながる エレベーター停止台数 （台）		
	事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	0	0	0	0	0	0
種子島東方沖	－	0	－	－	－	－
トカラ列島太平洋沖	0	0	0	0	0	0

想定地震	エレベーター閉じ込め者数 （人）		
	事務所	住宅	合計
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	0	0	0
種子島東方沖	0	0	－
トカラ列島太平洋沖	0	0	0

（冬・夕18時）

想定地震	閉じめにつながる エレベーター停止建物棟数 （棟）			閉じめにつながる エレベーター停止台数 （台）		
	事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	0	0	0	0	0	0
種子島東方沖	－	0	－	－	－	－
トカラ列島太平洋沖	0	0	0	0	0	0

想定地震	エレベーター閉じ込め者数 （人）		
	事務所	住宅	合計
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	0	0	0
種子島東方沖	0	－	－
トカラ列島太平洋沖	0	0	0

※「－」：わずか

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

２　孤立する可能性がある集落数

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、孤立する可能性がある集落数は「南海トラフ西側ケース」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」ともに、孤立に至る条件に該当する集落数2に対して、0となっている。

孤立する可能性がある集落数

想定地震	農業集落		漁業集落	
	孤立に至る条件に該当する集落数	孤立する可能性がある集落数	孤立に至る条件に該当する集落数	孤立する可能性がある集落数
南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）	2	0	2	0
種子島東方沖	2	0	2	0
トカラ列島太平洋沖	2	0	2	0

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

第15節　被害額の想定

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、被害額は季節・時刻によって異なっており、季節・時刻のどのシーンも「南海トラフ西側ケース」が最も多く、被害額合計600億円となっている。

項目別の被害額では、建物、資産、道路は「種子島東方沖」、港湾・漁港、その他の公共土木施設、土地、災害廃棄物は「南海トラフ西側ケース」が最も多い。

被害額の想定

（冬・深夜）

想定地震	建物	資産
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	170	50
種子島東方沖	260	80
トカラ列島太平洋沖	50	10

想定地震	ライフライン				
	上水道	下水道	電力	通信 （電話）	ガス
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	－	0	－	－	0
種子島東方沖	－	0	－	－	0
トカラ列島太平洋沖	－	0	－	－	0

想定地震	交通			
	道路	鉄道	港湾 漁港	その他の 公共土木施設
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	－	0	220	90
種子島東方沖	10	0	80	30
トカラ列島太平洋沖	－	0	10	10

想定地震	土地 農地	災害 廃棄物	合　計
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	20	50	600
種子島東方沖	－	30	490
トカラ列島太平洋沖	－	20	110

（夏・昼12時）（冬・夕18時）

想定地震	建物	資産
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	170	50
種子島東方沖	260	80
トカラ列島太平洋沖	50	10

想定地震	ライフライン				
	上水道	下水道	電力	通信 （電話）	ガス
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	－	0	－	－	0
種子島東方沖	－	0	－	－	0
トカラ列島太平洋沖	－	0	－	－	0

想定地震	交通			
	道路	鉄道	港湾 漁港	その他の 公共土木施設
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	－	0	220	90
種子島東方沖	10	0	80	30
トカラ列島太平洋沖	－	0	10	10

想定地震	土地 農地	災害 廃棄物	合　計
南海トラフ 西側ケース （津波：CASE11）	20	50	600
種子島東方沖	－	30	500
トカラ列島太平洋沖	－	20	110

※単位：億円

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

第16節　想定地震による被害想定

3つの想定地震における西之表市の被害想定をまとめたものが下表である。

西之表市の被害想定

被害想定項目		南海トラフ西側ケース 津波：CASE11	種子島東方沖	トカラ列島太平洋沖
1.地震動	最大震度	5弱	6強	5強
2.津波	最大津波高	10.11 T.P.m	5.54 T.P.m	4.65 T.P.m
3.建物被害	建物全壊・焼失棟数			
	(冬・深夜)	520	300	90
	(夏・昼12時)	520	310	90
	(冬・夕18時)	520	310	90
	建物半壊棟数	580	2,100	270
4.落下物等	ブロック塀等倒壊件数	0	820	20
	自動販売機の転倒台数	0	―	0
	屋外落下物が発生する建物棟数	0	10	0
4.人的被害	死者数（早期避難率低）			
	(冬・深夜)	70	20	―
	(夏・昼12時)	100	30	20
	(冬・夕18時)	90	30	20
	負傷者数（早期避難率低）			
	(冬・深夜)	30	210	20
	(夏・昼12時)	30	140	30
	(冬・夕18時)	30	160	20
	重傷者数（早期避難率低）			
	(冬・深夜)	10	120	10
	(夏・昼12時)	10	70	10
	(冬・夕18時)	10	90	10
	揺れによる建物被害に伴う要救助者数	0	―	0
	津波被害に伴う要捜索者数			
	(冬・深夜)	100	30	20
	(夏・昼12時)	130	50	50
	(冬・夕18時)	120	50	40

被害想定項目		南海トラフ西側ケース 津波：CASE11	種子島東方沖	トカラ列島太平洋沖
5.ライフライン	上水道（被災直後） 断水人口 断水率	 230 1	 8,100 50	 190 1
	下水道（被災直後） 断水人口 断水率			
	電力 停電軒数 （被災直後）	 160	 40	 30
	通信 固定電話 （被災直後） 不通回線数 不通回線率	 180 3	 50 1	 30 1
	通信　携帯電話 （被災直後） 停波基地局率 不通ランク	 5 －	 1 －	 1 －
	ガス 供給停止戸数			
6.交通施設	道路　被害箇所 津波浸水域 津波浸水外	 － －	 － 30	 － 10
	鉄道　被害箇所 新幹線 在来線等			
	港湾・漁港 （岸壁被害数） （その他係留施設被害数）	 － －	 － 30	 － －
	港湾・漁港 被災防波堤延長	2,800	240	150
	空港（鹿児島空港） 空港敷地内浸水 滑走路機能支障（液状化） 機能支障状況	 浸水なし 対象層なし 支障なし	 浸水なし 対象層なし 支障なし	 浸水なし 対象層なし 支障なし

被害想定項目			南海トラフ西側ケース 津波：CASE11	種子島東方沖	トカラ列島太平洋沖
7. 生活への影響	避難者数	（冬・深夜）			
		（被災1日後）	610	530	220
		（被災1週間後）	370	1,300	120
		（被災1か月後）	580	650	210
		（夏・昼12時）			
		（被災1日後）	890	810	540
		（被災1週間後）	530	1,400	260
		（被災1か月後）	840	870	500
		（冬・夕18時）			
		（被災1日後）	780	700	410
		（被災1週間後）	470	1,400	200
		（被災1か月後）	740	780	380
	帰宅困難者数		170	170	170
	物資需要量	（冬・深夜、被災1日後）			
		食糧（食）	1,500	1,200	530
		飲料水（ℓ）	650	21,900	510
		毛布（枚）	820	680	300
		（夏・昼12時、被災1日後）			
		食糧（食）	2,100	1,900	1,300
		飲料水（ℓ）	650	21,900	510
		毛布（枚）	1,200	1,100	710
		（冬・夕18時、被災1日後）			
		食糧（食）	1,900	1,600	990
		飲料水（ℓ）	650	21,900	510
		毛布（枚）	1,000	910	550
8. 災害廃棄物	災害廃棄物（万トン）		10～30	10～20	10～10
9. その他	エレベーター閉じ込め者数				
		（冬・深夜）	0	0	0
		（夏・昼12時）	0	―	0
		（冬・夕18時）	0	―	0
	孤立する可能性がある集落数		0	0	0
10. 被害額	被害額（億円）				
		（冬・深夜）	600	490	110
		（夏・昼12時）	600	500	110
		（冬・夕18時）	600	500	110

※「－」：わずか（5未満、5%未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

第２章　地震・津波災害予防計画

第１節　地震・津波災害に強い施設等の整備

地震・津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各防災事業を推進し、被害の未然での防止や、被害のおよぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

本章では、このような災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第１　地震・津波災害の防止対策の推進

本市は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の地震災害の被害が予想される。このため、このような災害を防止するため、地震・津波災害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

１　地震災害防止事業の推進

災害危険箇所別の斜面災害の防止事業の実施方策は、以下のとおりである。

⑴　山地災害危険箇所等

山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある山地災害危険地区を県の山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区の指定に基づき把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

ア　山腹崩壊危険地区

≪資料編　3-9 山腹崩壊危険地区≫

イ　山腹崩壊土砂流出危険地区

≪資料編　3-10 山腹崩壊土砂流出危険地区≫

⑵　土石流危険渓流

土石流の発生が予想される危険渓流等を県の土石流危険渓流（Ⅰ～Ⅲ）の指定に基づき把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

≪資料編　3-1 土石流危険渓流Ⅰ、3-2 土石流危険渓流Ⅱ、3-3 土石流危険渓流Ⅲ≫

⑶　急傾斜地崩壊危険箇所

がけ崩れの発生が予想される箇所を県の急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ～Ⅲ）の指定に基づき把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

≪資料編　3-4 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ、3-5 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ、3-6 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ≫

避難場所を最寄りの公民館その他の施設に一応指定してあるが、最終的には、避難計画による避難場所（老人福祉センター、勤労青少年ホーム、市民体育館、児童館、市民会館、各小・中学校）に避難するものとする。避難の誘導については、直接本人に連絡するものとするが、校区行政連絡員、行政連絡員、各

消防分団長及び自主防災組織を通じさらに徹底した避難の誘導を図るものとする。

特に危険ながけの条件としては、がけの角度 30 度以上、高さ 5 メートル以上、人家 5 戸以上となっているが、崩れやすい条件は以下のとおりである。

ア　擁壁や、石垣に割れ目のあるところ（松畠）

イ　上部が覆いかぶさっているところ

ウ　湧水があったり、水が集まりやすいところ（浦田）

エ　近くで崩れたことのあるところ（大崎）

オ　がけすそを切り込んだようなところ（洲之崎）

カ　岩が土のようにボロボロになっているところ

キ　表土の厚いがけ（松畠）

ク　かたい岩でも割れ目の多いがけ

ケ　上部の排水が完備していないがけ

その他いろいろな要因が考えられるので、各危険地域に居住する住民は、特に注意しなければならない。

⑷　建築基準法に基づく災害危険区域

県の土石流危険渓流の指定（急傾斜地崩壊危険箇所と同一区域を指定）に基づき把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

⑸ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

市は、県と連携し、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

ア　土砂災害警戒区域

市は、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域として県が指定した土砂災害警戒区域について、土砂災害防止法第7条に基づき各区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

≪資料編　3-7「土砂災害防止法」の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域≫

≪資料編　3-8土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域）指定一覧（箇所別）≫

イ　土砂災害特別警戒区域

市は、土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について県が行う基礎調査、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要配慮者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し知事は移転等の勧告が可能となる。

⑹　その他の災害危険箇所

各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても調査・把握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視・警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を行う。

ア　火災危険地域

市内における火災危険地域は、大字地区においてもかなりの密集地帯が散在しており、火災の未然防

止については、地域住民各自が十分注意しなければならない。

≪資料編　3-11 火災危険地域≫

イ　落石危険箇所

≪資料編　3-12 落石危険箇所≫

ウ　危険物の貯蔵箇所

≪資料編　6-7 危険物の貯蔵箇所≫

２　災害危険箇所等の調査の結果の周知

⑴　災害危険箇所の点検体制の確立

市は、熊毛支庁、西之表消防署、種子島警察署等関係防災機関の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、市民の参加を得て行うよう努める。

市民は、市民自身による災害危険箇所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに市（総務課又は建設課等）に通報する。

⑵　災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

ア　市は、災害危険箇所の内容を住民が十分認識するよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

イ　市独自に、新たに、把握すべき土石流、崖崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に市民へ周知する。

⑶　災害危険箇所に係る指定緊急避難場所、指定避難所等防災情報の周知・徹底

市は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難路及び避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア　災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路及び避難方法を市地域防災計画に明示・位置づける。

イ　災害危険箇所の他、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布を行う。

ウ　広報紙、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

≪資料編　5-1 指定緊急避難施設一覧、5-2 指定避難施設一覧≫

３　災害危険箇所等の警戒避難体制の整備

⑴　災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

なお、市は、平素より山地災害危険箇所等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行うとともに、地震・津波予警報等が出された場合、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

⑵　避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

市は、人家等に被害を与える恐れがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法等を定めた避難計画を作成する。

また、必要により地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

⑶　避難計画の整備

市は、特に、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に、避難計画を作成するものとする。

ア　災害危険箇所の概況把握

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

イ　住民への情報伝達方法の整備

市防災行政無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

ウ　指定緊急避難場所、指定避難所の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

≪資料編 5-1 指定緊急避難施設一覧、5-2 指定避難施設一覧≫

エ　避難誘導員等の指定

避難する際の誘導員を消防団員や自主防災組織のリーダー等から定め、特に、地域の高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講ずる。

オ　避難勧告等の基準の設定

斜面崩壊危険の把握調査や防災点検結果を基に、地震津波災害時の災害危険箇所における住民への避難勧告等の基準を定めるよう努める。

⑷　住民の自主的避難の指導

市は、地震・津波災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、住民に提供するよう努めるものとする。避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、市及び各防災機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

⑸　避難訓練

市及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、斜面災害を想定した避難訓練を実施するよう努める。

４　地震防災研究の推進

市は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成に努める。

５　津波に強いまちづくり

⑴　津波に強いまちの形成

市は津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね５分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

⑵　避難関連施設の整備

市は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。また、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。さらに市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

第２　農地災害等の防止対策

１　農地保全施設の整備の推進

市は、県と連携して台風、大雨等による土砂崩壊・灌水等の被害から農地、農業用施設等を防護するため、ダム、ため池、排水機場、排水樋門等の農地防災・保全施設の整備を実施し、災害の発生防止に努める。

第３　防災構造化の推進

１　建築物の不燃化の推進

⑴　消火活動困難地域の解消

市は、県と連携して老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

⑵　消防水利・貯水槽等の整備

市は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足に努める状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

⑶　その他の災害防止事業

市は、火災等に対する効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

⑷　防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

２　擁壁・ブロック塀等の工作物対策

⑴　擁壁の安全化

市は、道路部において擁壁を設置する場合においては、設計時に安全性を考慮しているが、道路防災点検等を行い、その結果に基づき、必要に応じて県と連携して補強・補修等の対策を講ずる。

宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

⑵　ブロック塀等の安全化

市は、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について、必要に応じて県と連携して安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

⑶　窓ガラス等落下物の安全化

市は、窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、必要に応じて県と連携して指導を実施する。

第４　建築物災害の防災対策の推進

１　公共施設及び防災機関施設の安全性の確保（耐震診断・改修の促進等）

⑴　公共施設等の安全性の確保

市は、庁舎、学校、公民館、公営住宅等の所管施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性を確保する。

⑵　重要防災機関施設の安全性の確保

市の庁舎、県、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災機関施設は、地震・津波等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるよう県及び関係機関と連携し、安全性を確保する。

⑶　公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

ア　公共施設等の重点的な耐震診断・改修の実施

市庁舎、学校、公民館等は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設としても利用される。

このため、市は、防災基幹施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

イ　液状化の恐れがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、市は、液状化の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

⑷　市民等への意識啓発

市は、市民等に対し、建築物の耐震化等について、意識の啓発を図るとともに、改修等の相談に応じる。

２　一般建築物の安全性の確保

⑴　市民等への意識啓発

市は、市民に対し、次の意識啓発を実施する。

ア　建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及啓発を図るとともに、既存建築物については、改修時の相談に応じる。

イ　がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

第５　公共施設の災害防止対策の推進

上水道、道路・橋梁、港湾・漁港等の公共施設は、都市・地域生活の根底をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

１　上水道施設の災害防止

⑴　地震に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は日常生活に不可欠なため、上水道事業者は、災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き、次の対策により、地震災害に強い上水道施設の整備を推進する。

ア　水源、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化

イ　耐震性の劣る石綿セメント管等から鋳鉄管等への敷設替えの推進

ウ　老朽水道施設、配水管、管路施設の点検・補修の推進

エ　浄水場等の耐震化・停電対策の推進

オ　広域的なバックアップ体制の推進

カ　飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

⑵　復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の応急復旧に必要な資機材、被災者への応急給水に必要な施設等の整備を推進する。

２　道路・橋梁の災害防止

⑴　道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、市は、既存道路施設等の耐震性の確保を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

ア　所管道路の防災補修工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

イ　所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の耐震対策工事を実施する。

ウ　トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を実施する。

⑵　緊急輸送道路ネットワークの形成

地震直後からの救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。このため、市は、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、上記による防災、耐震対策を推進する。

⑶　道路啓開用資機材の整備

市は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車や工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

３　港湾・漁港施設の災害防止

⑴　拠点港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、震災時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

⑵　港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすため、岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

≪資料編　6-1 港湾の状況、6-2 漁港の状況≫

４　電力施設の災害防止

九州電力株式会社は、鹿児島県地域防災計画に基づき、電力施設の災害防止の措置を講ずる。

≪鹿児島県地域防災計画　第２部第１章第５節第３電力施設の災害防止参照≫

５　通信施設の災害防止

西日本電信電話株式会社は、鹿児島県地域防災計画に基づき、通信施設の災害防止の措置を講ずる。

≪鹿児島県地域防災計画　第２部第１章第５節第５通信施設の災害防止参照≫

６　主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、所管において表示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、道路の実態、迂回路の把握に努める。

また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。（主要交通途絶予想箇所数については、「鹿児島県水防計画書」参照）

≪資料編　3-12 落石危険箇所、3-13 災害時の道路状況≫

第６　総合防災力の強化に関する対策

１　防災拠点の整備の推進

大規模な災害における適切な防災対策を実施するためには、平素から、防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。このため、平常時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、自治会、町内会の区域にはコミュニティ防火拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに、市全域を対象とした広域防災拠点の整備についても、引き続き検討していく。

２　代替エネルギーの事前確保

市は、市庁舎や避難所等、災害時の活動拠点となる施設の自立・分散型電源の導入について検討する。先行的な施設として、市庁舎、保健センター「すこやか」・国上小学校体育館・住吉小学校体育館の指定避難所、西京苑の下水処理施設について、非常用発電設備の設置や太陽光発電設備などの再生可能エネルギー利用システムや蓄電システム導入検討等を進めていく。

３　防災拠点施設の整備

防災拠点中央公民館（市民会館）の整備概要

防災拠点施設である市庁舎の北側に隣接する中央公民館（市民会館）は、災害時の避難所となり平常時は、利用者が年間３万人を超える本市の集会機能拠点であるが、老朽化が著しく、高齢率の高い利用者に有効活

用を図るためは不具合が多い。

避難所における生活環境の整備について万全を期するため、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非 構造部材の耐震対策や生活面を考慮したバリアフリー化、エレベーターの設置を図り、身障者用トイレ、防災倉庫の整備などによる防災機能を加えた拠点施設を平成２７年度に整備するとともに、非常用自家発電機等による停電時の電源を確保し、避難生活に必要な防災資機材の整備や物資等の備蓄に努める。

第２節　防災施設及び物資の整備

本計画は、災害発生の防止及び災害拡大時のための消防救助用具、通信施設等の整備並びに救助の迅速化を図るための救助物資の備蓄に関する計画である。

１　消防施設

⑴　消防施設の現況

西之表市における消防施設は、消防・水防活動に利用するものとする。

≪資料編　6-8 消防施設の現状≫

⑵　消防施設の整備

消防庁通達で定められている「消防力の整備指針」に基づいて消防施設の整備を図るものとする。

２　救助用具

⑴　救助用具の現況

≪資料編　6-9 救助用具の現状≫

⑵　救助用具の整備

必要により逐次保有数の増加を図るものとする。

３　救助用物資

⑴　救助用物資の備蓄

救助用物資の備蓄については、災害の実態と照らし、今後必要によりその整備を図るものとする。

第３節　訓練計画

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置が迅速かつ確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

１　防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、県・市・防災関係機関及び市民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウを獲得することを目指す。

２　訓練の内容

訓練実施責任者が実施する訓練の内容は、おおむね次のとおりとする。

⑴　消防訓練

⑵　通信訓練

⑶　避難訓練

⑷　総合防災訓練

⑸　土砂災害に関する避難訓練

⑹　その他必要な訓練

３　訓練の企画・準備

⑴　訓練の時期

訓練の種類により、最も防災訓練の効果が期待できる時期に実施する。

⑵　訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施するものとし、家屋の密集している火災危険区域、建物崩壊が多く見込まれる地域、崖崩れ等の土砂災害の恐れのある地域、洪水・浸水の恐れのある地域など、それぞれの訓練内容に応じて十分検討する。

⑶　訓練時の交通規制

防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認める時は、必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限について県公安委員会に届出を行う。

４　訓練の方法

各訓練実施機関は、単独に又は他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。

防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等の被害の想定を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、県・消防、自衛隊、第十管区海上保安本部等防災関係機関と協力する。また、学

校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信連絡会、民間企業、ＮＰＯ法人やボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するなどして実践的な訓練となるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

５　実施責任者

災害応急対策の実施責任者を有する市及び各機関の長が実施するものとする。

６　消防訓練計画

市は、消防団員の消防教育訓練をおおむね次により実施するものとする。

⑴　学校教育

消防団員の学校教育については、毎年若干名ほど県消防学校に委託して実施するものとする。

⑵　一般教育

ア　消防教育

(ｱ)　講習教育

(ｲ)　服務教育

イ　消防訓練

(ｱ)　体制確立訓練

(ｲ)　消防機械器具操法訓練

(ｳ)　消防放水訓練

(ｴ)　非常招集訓練

(ｵ)　人命救助訓練

(ｶ)　飛火警戒訓練

(ｷ)　通信連絡訓練

(ｸ)　破壊消防訓練

(ｹ)　出張訓練

(ｺ)　その他必要な訓練

ウ　教育、訓練の時期場所

(ｱ)　講習、服務教育については年１回、延べ１日間、農閑期の適当な時間に実施する。

(ｲ)　消防訓練は年 12 回､月 １回として延べ 12 日間､各分団毎に場所を選定して実施するものとする。

７　通信訓練

市長は、通信確保の訓練を次により実施するものとする。

⑴　県防災行政無線協議会及び鹿児島地区非常通信連絡会による訓練

災害が発生し、有線無線が途絶した場合における無線通信の効果的な確保を図るため、県防災行無線

を通して鹿児島地区非常通信連絡会による非常無線通信訓練に参加する。

⑵　情報連絡通信訓練

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における市内の災害情報の通信連絡及び各種対策の指示等の通信訓練を災害発生期の前の最も効果的な時期に実施する。

８　避難訓練

⑴　市長は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を必要に応じ実施するものとする。

⑵　市教育委員会及び市内小中学校長は、各々定める避難計画に基づき小中学校児童・生徒の避難訓練を毎年１回以上実施するものとする。

⑶　市長は、社会福祉施設・病院・旅館・娯楽施設等多数の人が集合居住する施設の管理者に対し、避難計画の樹立、訓練実施について指導を行う。施設の管理者は、避難計画に基づき適宜避難訓練を実施するものとする。

９　総合防災訓練

市長は、総合防災訓練実施計画を定め、各機関の協力を得て、総合防災訓練を実施するものとする。

⑴　訓練参加機関

ア　西之表市

イ　熊毛地区消防組合

ウ　種子島警察署

エ　熊毛支庁

オ　ＮＴＴネオメイトサービス

カ　西之表市消防団

キ　鹿児島地方気象台

ク　西之表市医師会

ケ　九州電力熊毛配電事業所

コ　その他

⑵　訓練内容

ア　消防訓練

イ　通信訓練

ウ　避難訓練

エ　救助訓練

オ　救出訓練

カ　水防訓練

キ　その他必要な訓練

10　訓練結果の評価・総括

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

第４節　防災知識普及計画

本計画は、防災関係職員及び一般住民に対し災害予防又は災害応急措置等の防災知識の普及を図るためのものである。

１　実施責任者

防災知識の普及は、災害予防又は災害応急措置の実施責任を有する市及び関係機関団体がそれぞれ普及を要する事項について行う。

２　普及事項

普及徹底を要する事項は、おおむね次のとおりとする。

⑴　火災予防の心得
⑵　農作物の災害予防事前措置
⑶　災害気象及び予警報の種別と対策
⑷　台風、地震等災害時の心得
⑸　避難命令等の伝達及び避難実施
⑹　災害対策の組織、編成、分掌事務
⑺　災害の調査及び報告の要領、連絡の方法
⑻　災害危険地域の指定に関すること
⑼　各種応急対策で住民が周知すべき事項
⑽　その他

３　普及の方法

防災知識の普及は、おおむね次の媒体を利用して実施するものとする。

⑴　広報紙及びその他刊行物
⑵　広報車の巡回
⑶　講習会及び展覧会
⑷　映画、スライド等
⑸　火災予防運動、河川愛護運動等の災害防止運動
⑹　鹿児島県防災研修センターにおける防災研修等
⑺　その他

第５節　自主防災組織整備計画

本計画は、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備充実を図り、防災意識の高揚並びに災害時における人命の安全を確保するとともに、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造若しくは、保有する工場等においても自主防災組織を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものである。

１　自主防災組織育成の方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な取り組みが必要である。

このため、市は災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や災害発生初期等においての情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主的な防災組織の設置を推進し、育成強化を図る。

２　自主防災組織の育成指導及び強化

本計画書に自主防災組織の整備計画を定め、熊毛地区消防組合等と連携を取りながら、その設置を促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。

３　自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の設置については､特に災害発生の危険性の強い次の災害危険箇所を重点推進地区とする。

⑴　急傾斜地崩壊危険箇所等崖崩れによる災害が見込まれる地区

⑵　土石流発生危険渓流のある地区

⑶　山腹崩壊危険区域のある地区

⑷　家屋密集等消防活動困難地区

⑸　工場等の隣接地区

⑹　土砂災害警戒区域等のある区域

⑺　その他危険地区

４　自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることに鑑み、次の事項に留意するものとする。

⑴　住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

⑵　住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

５　自主防災組織の組織づくり

町内会、自治公民館等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

⑴　町内会、自治公民館等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

⑵　なんらかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って自主防災組織を育成する。

⑶　青年団、婦人団体、ＰＴＡ等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

６　自主防災組織の規約及び防災計画

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において規約及び防災計画（活動計画）を定めるものとする。

７　自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるよう努めるものとする。

⑴　平常時の活動

ア　防災に関する知識の普及

イ　防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施

ウ　情報の収集伝達体制の確立

エ　火気使用設備器具等の点検

オ　防災用資機材の備蓄及び点検等

カ　土砂災害時の災害発生危険箇所の掌握・点検

⑵　災害発生時の活動

ア　地域内の被害状況等の情報収集

イ　住民に対する避難勧告・避難指示（緊急）等の伝達、確認

ウ　責任者による避難誘導

エ　救出・救護の実施及び協力

オ　出火防止及び初期消火

カ　炊き出しや、救援物資の配布に対する協力等

８　自主防災組織の啓発と指導

⑴　組織の設置促進

市長は、自主防災組織の設置を促進するため、地域住民に組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報等の指導、助言を行う。

⑵　指導、助言

市長は、住民が自主防災組織を作り実際に活動していくために、当該自主防災組織の運営及び防災訓練等に対する指導、助言を行う。

⑶　防災リーダーの育成

防災活動の経験、知識が豊富で、かつ活力のあるリーダーの存在は、効果的な防災活動を進める上で

必要不可欠であることから、市は自主防災組織の役員を対象に防災リーダーの育成に努める。

第６節　事業所の自主防災体制の強化計画

１　工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

⑴　自衛消防隊等の設置の目的

百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有している工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置する。

⑵　自衛消防隊等の設置対象施設

ア　中高層建築物、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設

イ　石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ　多数の従業員がいる事業所で、自衛消防隊等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設

エ　雑居ビルのように同一敷地内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

⑶　自衛消防隊等の設置要綱

消防機関は、事業所の規模、形態により、例えば、百貨店、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする建物は、消防法第８条の規定による防火管理者を選任することによるほか、管理権限が別れている複合用途の雑居ビル等の場合､共同防火管理協議会を中心とする防火体制の整備を指導するなど、その実態に応じた組織づくりを指導する。

また、危険物施設や高圧ガス施設等の場合、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所及び相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は、消防計画や防災計画を策定する。

２　自衛消防隊等の活動の推進

⑴　自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

⑵　自衛消防隊等の活動の推進

ア　平常時

(ｱ)　防災訓練

(ｲ)　施設及び整備等の点検整備

(ｳ)　従業員等の防災に関する教育の実施

イ　災害時

(ｱ)　情報の収集伝達

(ｲ)　出火防止及び初期消火

(ｳ)　避難誘導・救出訓練

第３章　地震・津波災害応急対策計画

この計画は、地震・津波災害発生時の応急対策を定めて、地震の被害及びその続発火災による被害を軽減し、市民の安全を図るものである。

第１節　応急活動体制の確立

地震・津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、市及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

本計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための市災害対策本部等の設置、組織、編成、事務分掌及び災害対策要員の動員並びに関係機関との連携等について定めるものである。

第１　防災組織の整備

地震・津波災害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。このため、地震情報や津波警報等の発表後、発災に到るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、それぞれの組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

１　市の応急活動実施体制の整備

⑴　職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。

ア　迅速・確実な情報の収集・共有と連絡手段の確保

災害対策要員の確保を図るため、防災消防係職員の携帯電話に直接情報がメール送信される民間の気象情報サービス（緊急情報提供サービス）と契約し、いち早く情報を収集するとともに、携帯メール送信システム（あんしんめーるにしのおもて）や防災行政無線により情報の共有化を図り、参集体制を確保する。

イ　警備員との連携による勤務時間外の連絡体制の確保

アの緊急情報提供サービスにより、時間場所を問わず気象情報等を入手できるほか、市の警備員と事前に携帯電話等を中心とする連絡体制を確保することで、勤務時間外の体制を確保する。

⑵　災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時に災害対策本部が的確な活動を行うため、平常時から次の点について確認・研修を行う。

ア　動員配備・参集方法

イ　本部の設営方法

ウ　防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

第２　組織動員計画

市は、地震・津波災害等の災害が発生した場合、防災関係機関と連携・協力し、応急対策を実施するとともに、市及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調整を行う体制を確立する。特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

１　情報連絡体制の確立

市内に震度４の地震が発生したとき、又は津波注意報が発表されたときは、地震・津波情報や被害状況等の情報を収集するため、総務課職員による情報連絡体制を確立する。

２　災害警戒本部の設置

⑴　市内に震度５弱若しくは震度５強の地震が発生したとき、又は津波警報が発表されたときは、災害警戒本部を設置する。

⑵　本部に本部長・副本部長及び本部員を置き、本部長は副市長、副本部長は総務課長、本部員は防災安全係長をもって充てる。

⑶　本部に災害警戒要員を置き、総務課の職員をもって充てる。

≪資料編　1-5 西之表市災害警戒本部設置要綱≫

３　災害対策本部の設置及び廃止

⑴　市長は、市内に震度６弱以上の地震が発生したとき、又は震度５強以下の地震、若しくは津波が発生し、市内全域にわたり大きな被害が発生し、又は発生するおそれのあると認められたときは、市災害対策本部を設置する。

⑵　本部長は、市内において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

⑶　市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を直ちに熊毛支庁（県）・関係機関・住民等に対し、次により通知公表するものとする。

通知又は公表先	担当部班	通知又は公表の方法
各　対　策　部	総務対策部人事班	庁内放送、電話、その他迅速な方法
危機管理防災課	総務対策部本部総務班	電話、ＦＡＸ、その他迅速な方法
熊　毛　支　庁	〃	〃
鹿児島地方気象台	〃	〃
種子島警察署	〃	〃
消　防　本　部	〃	〃
種子屋久農協	〃	〃
種　子　島　漁　協	〃	〃
一　般　住　民	総務対策部広報班	防災行政無線、広報車、その他迅速な方法

⑷　市現地災害対策本部の設置又は廃止

ア　現地対策本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において、災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

イ　現地本部の廃止

本部長は、現地本部の事務が終了したと認めるとき、現地本部を廃止する。

⑸　現地対策合同本部の設置

災害の規模が特に甚大で、複数市町村が被災した場合、被災市町村等と協議し、必要に応じ、支庁に現地対策合同本部の設置をするなどの対応を図る。

4　市災害対策本部の組織

⑴　本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長・教育長をもって充てる。なお、本部長に不測の事態があった場合に副本部長が本部長の職務を代理する。

⑵　本部に西之表市災害対策本部規程（以下「災対規程」という。）に掲げる対策部及び対策部長を、各部に班及び班長を置き対策部長及び班長は、災対規程に掲げる者をもって充てる。

≪資料編　1-4 西之表市災害対策本部規程≫

⑶　本部の設置場所

本部は、原則として市庁舎庁議室（行政棟３階）に設置する。市庁舎が被災して使用できないときは、市消防本部に設置し、当該消防本部が使用できないときは、市長が定めた場所に設置する。

⑷　本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び各対策部長をもって構成する。本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

ア　地震・津波災害応急対策の実施及び調整に関すること。

イ　県、他の市町、その他防災機関との連絡調整に関すること。

ウ　自衛隊の災害派遣要請に関すること。

エ　災害救助法の適用に関すること。

オ　その他重要事項に関すること。

⑸　本部に災害対策要員を置き、市の職員をもって充てる。

⑹　現地本部

ア　現地本部の構成

(ｱ)　現地本部に現地災害対策本部長（以下、「現地本部長」という。）、現地災害対策本部員及び現地災害対策要員を置き、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(ｲ)　本部長は、現地本部を設置したときは、直ちにその旨を関係機関に通知する。

イ　現地本部の所掌事務

本部の現地機関としての事務は、次に掲げるとおりとする。

(ｱ)　被害状況及び被災地の対応状況の把握並びにこれらの情報の本部及び関係機関への連絡

(ｲ)　被災地からの要望の把握及び本部への伝達

(ｳ)　被災地の支援に従事する市の職員又は市に申し出のあった機関等の人員の配置並びに支援物資の輸送及び供給に関する連絡調整

(ｴ)　その他現地本部の役割を果たすために必要な事務

５　災害対策本部の編成

本部の編成は、災対規程のとおりとする。

≪資料編　1-4 西之表市災害対策本部規程≫

６　各災害対策本部の所掌事務

⑴　各対策部の所掌事務は、災対規程に掲げるとおりとする。

≪資料編　1-4 西之表市災害対策本部規程≫

７　災害対策要員の動員

⑴　災害対策本部配備要員の数は、災対規程に掲げるとおりとする。

≪資料編　1-4 西之表市災害対策本部規程≫

ア　災害の規模に応じ配備の段階を第１配備から第３配備までに区分し、配備の指定はその都度本部長が行うものとする。

⑵　動員方法

ア　災害発生のおそれがある場合の動員

(ｱ)　勤務時間外において警備員が気象警報及び災害発生のおそれのある異常現象発見等の通報を受理したとき又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに総務課長及び関係課長に連絡するものとする。

(ｲ)　(ｱ)の通報を受けた総務課長及び関係課長は、所属職員を所定の系統により動員し、発報の伝達・情報収集・伝達その他災害応急対策実施の体制をとるものとする。

イ　本部が設置された場合の動員

⑺　各対策部長は、退庁後における各班長、配備要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。特に夜間・休日等の勤務時間外において、災害発生初期の情報収集や本部設置に迅速に対応するため、市役所近隣に居住する職員の中から配備要員を指定するなど必要な対策を講じておく。

⑴　勤務時間外における配備要員の動員は、次の系統により行うものとする。

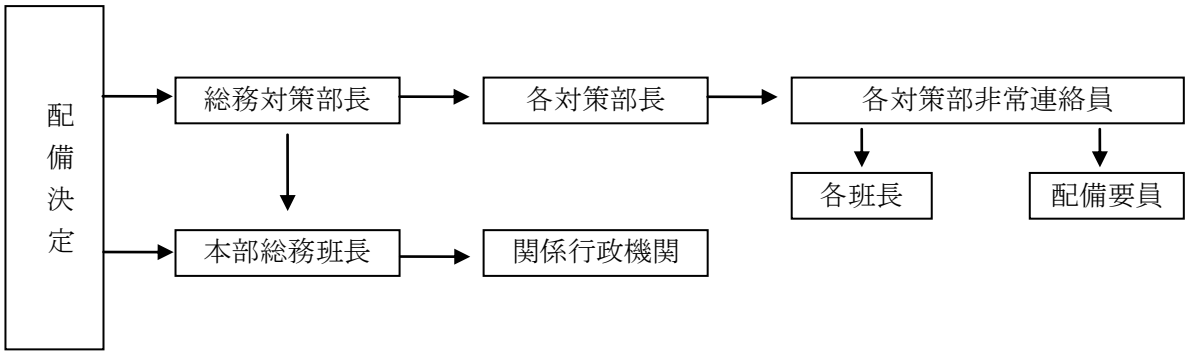

⑼　非常連絡員

各対策部長は、所属の班長及び配備要員の動員を円滑に行うため対策部正副２名以上の非常連絡員を定めておくものとする。非常連絡員は、本部が設置された場合又はそれに準ずる場合本部会議の指示決定事項の連絡、情報の収集等を行うものとする。

⑽　非常登庁

職員は、勤務時間外において、災害の発生又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属課と連絡をとり、又は自らの判断により登庁するものとする。

８　職員の配備体制

市は、地震・津波災害等による災害発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定めた基準により配備体制をとる。

⑴　配備区分の決定

市長は、西之表市災害対策本部規程の定めるところにより災害対策本部等の配備区分を決定する。なお、災害の態様により、支障がないと認められるときは、配備体制を変更することができる。

⑵　自主参集

ア　配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で放送される気象情報により、島内における震度５弱以上の地震の発生又は津波警報の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは、配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所に参集するよう努める。

イ　その他の職員の参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合には、最寄りの避難所に参集し、応

急活動に従事するかその地域に残り被害情報の収集に当たるものとする。

≪地震・津波時の職員参集・配備基準≫

体制		配備基準	職員配備
情報連絡体制		本市周辺で震度４の地震が発生した場合、又は津波注意報が発表された場合 （災害警戒本部を設置するに至らないとき）	主として、情報の収集及び報告を任務として活動する体制 総務課・・・２名以上
災害警戒本部体制		本市周辺で震度５弱又は５強の地震が発生した場合、これ以下の地震であっても災害が発生した場合、又は津波警報が発表された場合	災害関係課の職員で情報収集、連絡活動及び応急対策が円滑に行える体制 災害警戒要員（総務課）３名以上 （本部長が必要と認める人数）
災害対策本部体制	第１配備	本市周辺で震度６弱以上の地震が発生した場合、又はこれ以下の地震であっても重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合において、地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部長が必要と認めるとき	災害の状況等に応じて、各種災害応急対策を実施する体制 災害対策第１配備 （対策部長が必要と認める人数）
	第２配備	地震・津波により相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害対策本部長が必要と認めるとき	災害の状況等に応じて、各種災害応急対策を実施する体制 災害対策第２配備 （対策部長が必要と認める人数）
	第３配備	島内に震度６強以上の地震が発生した場合、又はこれ以下の地震であっても重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合	全対策部（全員）

第３　関係機関等の応急活動体制の確立

１　防災関係機関の組織

⑴　防災関係機関は、地震の発生に際して、各々の防災業務計画等に規定された防災組織を確立し、応急対策を実施する。

⑵　市民の役割

市民自身は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応も含めて、初動段階において、自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

⑶　各種団体・組織・個人の役割

生活協同組合やスーパーなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、婦人会、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となるため、これらの防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、地震直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織、消防団を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移をみながら適宜各種団体の協力等を得てその防災体制を確立する。

２　情報伝達体制の確立

地震災害の発生に際して、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制確

立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

３　災害救助法の適用及び運用

大地震が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて県、市は災害救助法を運用する。

４　広域応援協力体制

地震・津波災害が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、応援協力体制を確立し、災害対策に万全を期する。

⑴　関係機関との相互応援、連絡

防災関係機関は、相互に綿密な連絡を保ち、地震・津波災害対策の迅速な推進に努める。

鹿児島地方気象台、鹿児島県、鹿児島県警本部、日赤鹿児島県支部、自衛隊（国分自衛隊、鹿屋自衛隊）派遣要請、ＮＴＴ西日本鹿児島支店、九州電力熊毛配電事業所、隣接市町村、報道機関

≪資料編　2-1 防災関係機関一覧≫

⑵　通信連絡体制

有線通信途絶の場合は、自衛隊、鹿児島県及び鹿児島県警本部、鹿児島地区非常無線通信協会等の応援を求めるなど、「第３章第４節災害通信計画」に基づいて実施する。

⑶　市町村相互の関係

ア　「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき相互に連携し、迅速適切な応援体制を推進する。

≪資料編　8-2 鹿児島県消防相互応援協定≫

イ　「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

≪資料編　8-5 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定≫

５　技術者、技能者及び労働者の確保

地震・津波災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

所要人員の確保が困難な場合、又は緊急を要する場合は、災害対策基本法、災害救助法に基づく人員の確保を求める。

第２節　初動期の応急対策

地震・津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援含む。）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

本計画では、このような災害初動期の応急対策について定める。

１　津波予報及び地震情報・津波情報の収集・伝達

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、津波予報及び地震情報・津波予報等は基本的な情報である。このため、市及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

２　気象庁による地震及び津波に関する情報の発表

⑴　緊急地震情報

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能)、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による市町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

⑵　地震情報

気象庁が発表する地震情報を表 3.2.1.1 に示す。

表 3.2.1.1　地震情報の種類、発表基準、内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分：鹿児島県は、 薩摩、 大隅、 甑島、 種子島、 屋久島、 十島村、奄美北部、奄美南部の８地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報する。
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1㎞四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表する。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

⑶　大津波警報、津波警報、津波注意報

ア　大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

表3.2.1.2　津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m＜高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		５ｍ＜高さ≦10m	10m		
		３ｍ＜高さ≦５ｍ	５ｍ		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３m以下の場合	１ｍ＜高さ≦３ｍ	３ｍ	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦高さ≦１ｍ	１ｍ	（表記なし）	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ　津波警報等の留意事項等

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

⑷　津波情報

ア　津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

表 3.2.1.3　津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）または２種類の定性的表現で発表する。 ［発表される津波の高さの値は、表 3.2.1.2（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照］
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表する。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。（※１）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。（※２）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

表 3.2.1.4　最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞1 m	数値で発表する。
	観測された津波の高さ≦１m	「観測中」と発表する。
津波警報	観測された津波の高さ≧0.2 m	数値で発表する。
	観測された津波の高さ＜0.2 m	「観測中」と発表する。
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表する。（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

表 3.2.1.5　最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞３ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表する。
	沿岸で推定される津波の高さ≦３ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表する。
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞１ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表する。
	沿岸で推定される津波の高さ≦１ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表する。
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表する。

表 3.2.1.6　最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km を超える沖合の観測点）

全国の警報等の 発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から 100km 以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表する。
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表する。
津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表する。

イ　津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

⑸　津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

表 3.2.1.7　津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表する。
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

３　事前広報

地震発生時における市民の心得及び避難所の周知は、平素からあらゆる機会をとらえて市民に徹底させ、被害の軽減を図るものとする。

津波については、個人の行動が重要となるため、津波の危険性や津波災害の特徴、津波警報・注意報、避難指示（緊急）等の伝達方法、津波に対する心得や避難行動を掲載したパンフレット、ハザードマップ、広報紙、防災に関する研修及びホームページの活用等により、日頃から地震・津波に対する知識の普及に努める。

４　地震・津波に対する自衛措置

県の「気象情報自動伝達システム」やＮＴＴの「警報伝達システム」等により震度４以上の地震又は津波警報等を覚知した場合、あるいは、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、次の自衛措置をとる。

⑴　地震や津波に関する情報を入手した場合、直ちに防災行政無線、広報車、及びＦＡＸ（ＮＴＴ）、緊急

速報（エリアメール等）等により住民や関係防災機関へ伝達する。

⑵　地震を感じた場合には、津波予報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、潮位、波高を監視警戒するものとする。

特に震度４以上と思われる地震を感じたときは、気象官署からの津波予報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講じる。この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施するものとする。

⑶　ラジオ、テレビ等による情報収集にも努め、そのため責任者を定めておく。

なお、停電の場合及び避難先での情報入手のため、携帯ラジオを用意するなど対策を講じておくものとする。

５　自主防災組織の強化

地震や津波が発生するといろいろな悪条件が重なり、防災関係機関の活動能力は著しく低下する。その際に住民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護避難等を行うことが不可欠となり、地域住民の団結した組織的な行動がどうしても必要であり、地震災害に備え強化を図るものとする。

第３節　災害情報等収集報告計画

本計画は、災害情報及び被害報告を迅速・確実に収集し、又は通報・報告するために必要な事項を定め、応急対策の迅速を期するものである。

１　災害情報等の収集報告実施責任者

市長は、管内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て、迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告するものとする。

２　災害情報の内容

⑴　災害情報の内容

災害情報とは、災害が起こりそうな状況のときから被害が数的に判明する以前の間における災害に関するおおむね次のようなものをいう。

ア　災害のおこるおそれのある異常な現象（堤防漏水、津波の現象等）

イ　災害発生前における河川の増水、高潮その他の災害が発生しそうな状況

ウ　災害発生前の水防その他の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況

エ　住民の避難及び安否に関する状況

オ　災害が発生しているが、被害の程度が数的に把握できないときの状況

⑵　災害報告の種類、内容

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できるものをあらかじめ定められた様式により報告する次のものをいう。

ア　被害状況速報

災害発生の直後、被害状況が判明次第逐次報告するもの及びさらに災害が続けて発生し、又は災害調査の結果により新しい状況が判明した度に報告するもの

イ　災害確定報告

災害状況が確定したとき報告するもの

３　災害情報の収集通報

⑴　災害発生のおそれのある異常現象の通報

ア　発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに次のとおり通報するものとする。

(ｱ)　河川の出水等水防に関するもの

熊毛地区消防組合消防本部、西之表消防署、市消防分団長又は市建設課、総務課

(ｲ)　火災発生に関するもの

熊毛地区消防組合消防本部、西之表消防署、市消防分団長又は市総務課

(ｳ)　津波その他の異常現象

熊毛地区消防組合消防本部、西之表消防署、市総務課又は種子島警察署

イ　通報受領者の通報

アの通報を受けた消防長（署長）又は消防分団長・建設課長は必要な対策を実施する。総務課長は市長に報告し、ウの措置を実施するものとする。

ウ　市長の通報

ア、イ及びその他により異常現象を承知した市長（総務課長）は、直ちに次の機関に通報するものとする。

⑺　その異常現象により災害発生が予想される隣接町

⑴　その異常現象により予想される災害の対策実施機関（熊毛支庁建設課、漁協事務所、農協事務所）

エ　市長の鹿児島地方気象台に対する通報要領

⑺　通報すべき事項

ａ　気象に関するもの

ｂ　地震に関するもの

ｃ　水象に関するもの

⑴　通報の方法

通報の方法は、電話によることを原則とする。ただし、地震に関するものは、文書によることができる。

⑵　⑴以外の災害情報の収集・通報

ア　自主防災組織（校区行政連絡員、行政連絡員）の収集・通報

市内各自主防災組織の長は、地域内における次の災害情報を収集し、市総務課に通報するものとする。

⑺　河川の増水等災害が発生しそうな状況

⑴　地域住民の避難状況

⑼　災害が発生しているときの状況

⑵　その他災害状況

イ　市長の災害情報の収集・通達

⑺　市内の自主防災組織より災害情報の通報を受けた総務課担当員は、直ちに市関係課に通報するものとする。

⑴　市総務課長及び各課長等は、各自主防災組織からの情報と市自体で把握しうる災害対策の実施状況を併せ関係する各機関に通報するものとする。

ウ　協定に基づく事業所等による収集・通報

⑺　市と「災害時における無線による情報伝達に関する協定」を締結した事業所等は、災害の発生を覚知し、又は発生のおそれがあると判断した場合は、必要と思われる災害関係情報を市総務課に通報するものとする。

≪資料編　8-4 災害時における無線による情報伝達に関する協定≫

⑴　⑺により災害情報の通報を受けた総務課担当員は、イに準じて災害情報の通達を行う。

４　危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

５　被害状況の調査・収集・報告

⑴　調査分担

市における被害状況の調査収集は、関係被害ごとに次のとおり各課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施するものとする。

被害区分	担当課	責任者	協力団体等
人、住家等の被害・社会福祉関係被害	福祉事務所	所長	行政連絡員、施設の管理者
農林業関係被害・水産関係被害	農林水産課	課長	農協、森林組合、漁協
耕地農業用施設関係被害	農林水産課	課長	熊毛支庁、土地改良区
土木関係被害・公営住宅関係被害	建　設　課	課長	熊毛支庁建設課、行政連絡員
商工関係被害	経済観光課	課長	商工会
学校関係被害	教育委員会	課長	各学校
水道関係被害	水　道　課	課長	施設の管理者
市有財産関係被害	財産監理課	課長	市有林野管理人

⑵　被害状況の集計及び報告

ア　各担当課は、被害状況の調査結果を、原則として午前 10 時までに総務課に報告するものとする。なお、急を要する場合は総務課において適宜報告時間を定めて随時被害状況を集計するものとする。

イ　総務課は、調査結果が判明次第定められた様式により、関係出先機関（熊毛支庁総務企画課）及びその他関係機関に報告するものとする。

⑶　災害報告の留意事項

ア　災害報告に当っては、総務課防災消防係担当職員が報告に関する一切の責任を負うものとする。防災担当職員に事故あるときは、総務課防災消防係長が代行するものとする。

イ　総務課は被害状況を集計するに当たり、関係機関と緊密な連絡をとり情報の交換・調整を図り、被害状況集計の正確を期するものとする。

⑷　災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、次のとおりとする。

ア　死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

イ　行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ウ　負傷者

災害のため負傷し、医師の治療を受けた者又は受ける必要のある者で次の区分によるものとする。

⑺　重傷者

当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。

⑷　軽傷者

当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。

エ　住家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

オ　非住家

住家以外の建物で他の項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

カ　公共建物

例えば市庁舎、公民館、市民体育館等の公用又は公共の用に供する建物とする。

キ　全壊（全焼・流失・埋没）

住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70％以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50％以上に達した程度のものとする。

ク　半壊（半焼・半流失・半埋没）

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の 20％以上 70％未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20％以上 50％未満のものとする。

ケ　一部損壊

全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

コ　床上浸水

住家の床以上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積が床以上となり一時的に居住することができないもの。

サ　床下浸水

床上浸水にいたらない程度に浸水したもの

シ　棟

独立した建物ごとに算定する。ただし、炊事場、浴場又は便所が別棟であったり、離座敷が別棟であるような場合は、これら生活に必要なものは合わせて算定すること。

ス　世帯

生計を一にしている実際の生活単位

セ　り災世帯

住家の全壊、半壊、流失、埋没、焼失、床上浸水の被害を受けた世帯

ソ　り災者

り災世帯の構成員

タ　損害額

り災地における時価（評価当時の市価）によること。見積りにあたっては慎重を期し、単位は千円とし、千円未満の端数は四捨五入とすること。

⑸　被害報告の様式

ア　総務課において市全体の被害を収集する被害報告の内容は、鹿児島県災害報告取扱要領（総務対策関係）（平成15年3月31日消第1066号）による。

イ　各課において関係被害を収集する様式は、法令及び県その他の指示する内容を基礎に作成するものとする。

第４節　災害通信計画

本計画は、災害に関する予警報及び災害対応対策に必要な指示、命令等の受伝達を迅速、確実に行い、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期するものである。

１　各種通信施設の利用

各種通信施設の利用は、通信施設の被害状況等により異なるが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法によりその理由を図るものとする。

⑴　公衆電話通信施設の利用方法

ア　通信電話による通信（一般電話）

通信施設の被災状況により異なるが、それぞれの加入電話により通信連絡する。

イ　普通電話による通信（災害時優先電話）

通信施設の被災その他により、その利用が制限される場合は、災害時優先電話で通話を確保する。

災害時優先電話は、次表のとおりである。

電話番号	設置場所	電話番号	設置場所
22－1255	総　務　課	22－0119	消 防 組 合
22－0710	教 育 委 員 会	22－0271	水　道　課
22－1256	庁　議　室		

※　災害時優先電話とは、災害等が発生した場合、被災地等への電話が集中することから重要な通話を確保するため、あらかじめ優先電話としてＮＴＴが指定した電話である。

⑵　非常無線通信の利用

災害による非常事態が発生し、又は発生するおそれがある時、通話が遠くてはっきりしないとき又は通話が複そうして長時間かかるため非常通報の目的を達成することができないときは、鹿児島地区非常無線通信施設の利用を図るものとする。

ア　非常通報の内容

㈠　人命の救助に関するもの

㈡　天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの

㈢　緊急を要する気象・地震・火山等の観測資料

㈣　非常事態が発生した場合に、総務大臣が無線局に命じて無線通信を行わせる場合の指令及びその他の指令

㈤　非常事態に際しての事態収拾・復旧・交通規制その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

㈥　暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

㈦　非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

㈧　遭難者の救護に関するもの

㈨　道路・電力設備・電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの

㈡　災害救助機関相互間に受発する災害救援その他緊急措置に要する労務・施設・設備・物資及び資金の調達・配分輸送に関するもの

㈢　災害救助法等の規定により知事が医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ　非常通信の発信資格

非常無線通信の利用者は、原則として官公庁その他防災関係機関に限られているが、人命の救助に関するものについては個人でも利用が可能である。

ウ　非常無線通信依頼上の注意事項

㈠　頼信紙は、できるだけ無線局備え付けの用紙を使用すること。

㈡　頼信紙を無線局の受付所に依頼するときは、必ず「非常」と朱書すること。

㈢　通報内容は、できるだけ簡潔に要領よく、内容の長さは 200 字以内とする。無線電話用紙を使用する場合は、3 分以内に電送できる程度の内容とする。内容が欧文の場合は 40 語以内とする。

㈣　あて先の電話番号がはっきりしているものは、通信用紙のあて先欄に電話番号を記入するとともに電文の末尾に受信者名を忘れず記入すること。

㈤　その他非常無線通信の利用並びに取扱いに関しては、鹿児島地区非常無線通信連絡会と緊密なる連携ものとに電波法等に違反することがないよう努めること。

⑶　防災無線の施設の利用

災害時の情報の収集伝達、平常時においても、行政全般にわたり、各種情報やデータの伝達を図る。

⑷　災害時の通信の確保

災害等により停電した場合は、非常用発電機を活用して通信手段を確保する。

ア　防災行政無線

防災用発電機により防災行政無線設備による通信を確保する。

イ　有線（ＮＴＴ）ＦＡＸ

防災用発電機により有線ＦＡＸによる通信を確保する。

ウ　非常用発電機の日常点検は、総務課防災安全係で行う。

２　通信施設の設置場所並びに種別等

⑴　有線通信施設等

災害関係機関の有線電話は、次のとおりである。

機関（団体）名	所在地	電話番号
熊毛地区消防組合	西之表市鴨女町	22－0119
熊毛支庁建設課	西之表市中目	22－0810／22－1136（時間外）
種子島警察署	西之表市上石寺	22－0110
鹿児島地方気象台	鹿児島市東郡元町４番１号	099－250－9919
熊毛支庁総務企画課	西之表市中目	22－0001／22－1131（時間外）
九州電力配電事業所	西之表市鴨女町	0120－986-807

⑵　無線通信施設

≪資料編　2-4 無線通信施設≫

３　市の通信施設の整備

⑴　通信施設の整備対策

市は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するために市防災行政無線（屋外拡声方式と戸別受信方式）、並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達ができる体制づくりに努める。

特に、戸別受信方式は、災害発生の危険性の高い、以下のような災害危険箇所のある区域を重点に積極的に整備を進める。

ア　急傾斜地崩壊危険箇所のある地区

イ　地すべり危険箇所のある地区

ウ　土石流危険渓流のある地区

エ　水防計画に定められた河川等の危険区域のある地区

オ　山地災害危険地区のある地区

カ　宅地造成工事規制区域のある地区

キ　建築基準法に基づく危険区域のある地区

ク　高潮危険のある地区

ケ　高齢化の進んでいる過疎地区

コ　主要交通途絶予想箇所のある地区

サ　その他、防災計画に掲載されている災害危険箇所のある地区

≪資料編　2-5 衛星携帯電話の整備状況≫

⑵　通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

ア　通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

イ　通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる体制を整備する。

ウ　長時間対応可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

第５節　輸送体制の整備

地震・津波災害時には、被害者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

１　輸送体制の整備方針

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートの選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模・地区、輸送対象、輸送手段（車両、船艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

災害応急対策及び災害救助を実施するに必要な要員及び物資の輸送は、市長が行うものとする。

２　関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、応急対策実施機関の輸送能力の不足が懸念される。

このため、日頃から以下について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

⑴　輸送業者等と協力協定の締結を図る。

⑵　関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

３　輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

⑴　輸送手段の確保

災害時の被災者や救援物資、資機材等の輸送手段は、輸送対象の種類・数量・緊急度及び現地の交通施設の状況を勘案して、次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。

ア　貨物自動車、乗合自動車等による輸送

イ　船舶等による輸送

ウ　航空機による輸送

エ　人力による輸送

⑵　所有車輌等の確保

市の災害対策上各対策部が必要とする車輌等の確保は、次の方法により行うものとする。

ア　被災時における車輌等の掌握、管理は、総務対策部財産管理班において行う。

イ　各対策部は、車輌等を必要とするときは、総務対策部財産管理班に配車を要請する。

ウ　総務対策部財産管理班は、各対策部より配車の要請があった場合、車輌の保有状況、対策の内容、緊急度等考慮の上使用車輌を決定し、要請部に通知する。

⑶　市有車輌、船舶以外の輸送力の確保

総務対策部財産管理班は、市有車輌等により災害対策の輸送力を確保できないときは、次により市有以外の輸送力確保に努めるものとする。

ア　自動車の確保

⑺　自動車の確保は、次の順位により確保手続をとる。

a　公共団体の車輌

b　事業用の車輌

c　その他の自家用車輌

⑴　市内で車輌確保が困難な場合は、隣接市町村（事業用のみ）に確保の協力又は斡旋の要請を行う。

イ　船舶の確保

⑺　船舶の確保は、次の順位により確保手続をとる。

a　公共団体の船舶

b　営業用の船舶

c　その他の自家用船舶

⑴　市内において船舶の確保が困難な場合は、隣接市町村・県又は九州海運局鹿児島支局に確保の協力又は斡旋の要請を行う。

⑼　緊急に海上輸送を必要とするとき、又は⑺、⑴による輸送力の確保が困難なときは、海上保安本部の船舶の派遣を県（危機管理防災課）に要請依頼する。

ウ　航空機による輸送力の確保

海上・陸上の一般交通が途絶した場合等緊急に航空機による輸送が必要になったときは、第 24 節「自衛隊派遣要請計画」による自衛隊航空機及び海上保安本部の航空機確保について県（危機管理防災課）に要請するものとする。

エ　人力による輸送力の確保

車輌・船舶等による輸送が不可能なときは、人夫等人力により輸送する。労務の確保は、住民の協力（関係法律に基づく協力命令による協力を含む。）、職業安定所を通じての労務者の確保、自衛隊の災害派遣の要請等により確保を図る。

オ　自動車、船舶等の輸送条件

自動車、船舶等の調達に当たっては、次の事項を明示して要請する。

⑺　輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量

⑴　輸送を必要とする区間

⑼　輸送の予定日時

⑽　その他必要な事項

⑷　関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保をはかるために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておくものとする。

４　輸送施設及び集積拠点の指定

⑴　輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、次のとおり指定しておくものとする。

ア　緊急輸送道路の指定

イ　港湾・漁港、空港、臨時ヘリポート等の指定

⑵　集積拠点の確保

救援物資等の集積拠点は、基本的に西之表市役所とするが、必要に応じ、関係機関と連携を図りながら、適宜集積拠点の確保を行う。

５　災害救助法による輸送

災害救助法による輸送は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

６　車輌、船舶等の現況

⑴　市有車輌、船舶の状況

⑵　調達車輌の状況

調達先	所在地	電話	車種・台数
共同フェリー運輸	西之表市西町	22-1234	大型　9　小型　4
熊毛海陸運送	西之表市西町	22-1321	大型　5
朝日物産	西之表市鴨女町	22-0800	大型　9
種子屋久交通	西之表市洲之崎	22-0450	乗合　28　貸切　3
日通種子島営業所	西之表市西町	22-1441	大型　2　小型　1

７　緊急輸送道路啓開体制の整備

⑴　啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。　　≪資料編 5-10 緊急輸送道路≫

⑵　道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど、効率的な道路啓開体制の充実を図る。

⑶　道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

⑷　関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

≪資料編　8-8 大規模災害時における応急対策に関する細目協定書≫

第６節　自衛隊の災害派遣要請計画

本計画は、災害に際し、人命財産の保護のため自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請に関する必要な事項を定め、自衛隊要請の迅速を期するものである。

１　災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣を要するおおむねの基準は、次のとおりとする。

⑴　災害に際して人命の救助又は財産の保護のため急を要し、地元警察・消防・水防団等では、対処し得ないと考えられるとき。

⑵　災害の発生が目前に迫り、これの予防には自衛隊の派遣以外には方法がないと認められるとき。

２　災害派遣要請要領

⑴　市長が自衛隊の災害派遣を要すると認めた場合は、次の事項を明らかにし、原則として知事に派遣要請を依頼するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、市長が直接自衛隊に要請（通報）する。この場合事後速やかに知事あてにその旨報告し、正式に要請を依頼するものとする。

なお、要請等に関しては、急を要する場合が多いので、直接口頭又は電話等で行い、その後速やかに文書を提出する。

派遣要請要件

ア　災害時の状況及び派遣を要請する理由

イ　派遣を必要とする期間

ウ　派遣を必要とする人員、船舶、航空機等の概数

エ　派遣を希望する区域及び活動内容

オ　その他参考事項（現地対策実施機関及び対策内容）

⑵　市における災害派遣要請の事務は、総務課が行う。各課は、所管事項で派遣要請の必要を認めたときは、総務課に派遣要請を依頼するものとする。

⑶　知事に対し派遣要請を依頼する場合、派遣部隊等の活動内容に応じた県の各部長に行うものとする。

３　関係自衛隊及び災害派遣要請権者の連絡場所

関係自衛隊及び災害派遣要請権者の連絡場所は、次のとおりとする。

（防災行政無線の使用方法）≪資料編　9-3 防災行政無線・衛星携帯の使用方法≫

自衛隊関係要請機関	所在地	電話	防災行政無線
自衛隊鹿児島地方協力本部（総務課）	鹿児島市郡元町４－１ 第２合同庁舎	099-253-8920	
鹿児島県（危機管理局）	鹿児島市鴨池新町 10－1	099-286-2256	地 1-311-803
自衛隊鹿児島地方協力本部種子島駐在員事務所	西之表市西之表 16314－6	23-0299	地 1-332-803
陸上自衛隊第 12 普通科連隊本部（第３科）	国分市福島２－４－14	0995-46-0350 （内線 235、237）	地 1-502-1
海上自衛隊第１航空群（司令部幕僚室）	鹿屋市西原３－１－86	0994-42-2636	地 1-362-1

４　自衛隊派遣要請系統

（緊急時の通報）

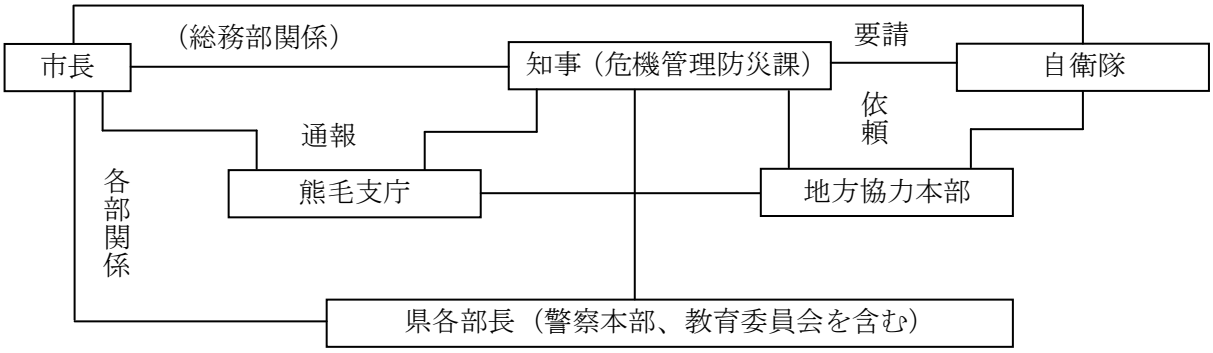

５　災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の実施する作業等は、災害状況、他の救難機関等の活動状況等のほか知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが通常次のとおりである。

⑴　被害状況の把握

⑵　避難の援助

⑶　遭難者の捜索救助

⑷　水防活動

⑸　消防活動

⑹　道路又は水路の啓開

⑺　診察、防疫、病害虫防除等の支援

⑻　通信支援

⑼　人員及び物資の緊急輸送

⑽　炊飯及び給水の支援

⑾　救援物資の無償貸付又は譲与

⑿　交通規制の支援

⒀　危険物の保安及び除去

⒁　その他

臨機の必要に対し、自衛隊の能力で、対処可能なものについては、所要の措置をとる。

６　派遣部隊の受入れ措置

⑴　市長か知事等から、災害派遣実施の通知を受けたときは、おおむね次の要領により措置するものとする。

ア　派遣部隊の宿泊所、車輌器材等の保管所の準備その他受入れのために必要な措置をとる。

イ　派遣部隊及び県と連絡のため連絡員を指定し、各種の連絡に当たらせる。

ウ　派遣部隊が実施する作業の具体的内容、それに要する所要人員並びに使用器材の準備等の計画を作成し、部隊の到着と同時に作業ができるようにする。

エ　災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類はすべて市で準備するようにする。

⑵　派遣部隊が到着した場合は、次の要領により措置するものとする。

ア　派遣部隊を集結地に誘導するとともに派遣部隊の指揮官と作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

イ　作業に当たり無用の摩擦を避けるため、市が準備する器材類の品目、数量、集積場所及びこれらの使用に関する事項並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して打合せを行い、できる限り所要の協定を行っておく。

７　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

⑴　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

⑵　派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の使用及び借上料

⑶　派遣部隊の宿泊及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

⑷　派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）

⑸　その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

８　ヘリコプター発着場

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資、人員輸送の現地発着場としてヘリコプター発着場条件に基づき、次の箇所を発着場とする。

≪資料編　5-7 ヘリコプター発着予定地≫

第７節　防災ボランティアの育成強化及び連携

第１　防災ボランティアの育成強化

地震・津波災害等の大規模災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

１　防災ボランティアとの連携体制の整備

大規模災害が発生した場合における防災ボランティア活動の環境整備を図るため、市関係所管課に於いて、平常時から、地域団体、ＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダー育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、ボランティアの活動内容に応じた関係協力団体等との連携体制の確立に努める。

２　防災ボランティア活動支援のための環境整備

⑴　ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市は住民防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう必要な知識を普及する。

⑵　ボランティアの登録、把握

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、市社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておくものとする。

⑶　大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保

市は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時のボランティアの活動拠点の確保についても配慮するとともに、ボランティア活動に必要な情報を提供するものとする。

⑷　消防本部による環境整備

消防機関は、消防分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃からボランティア団体との連携、ボランティアの再研修、ボランティアとの合同訓練等に努めることとする。

第２　ボランティアとの連携等

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、市では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果

的に実施されるよう環境整備を行う。

１　ボランティア活動に関する情報提供

市長は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

２　被災地におけるボランティア支援体制の確立

社会福祉協議会は、災害の状況に応じて必要と認めた場合は、災害ボランティアセンターを設置するとともに、周辺市町村に近隣支援本部が設置された場合は、ともに連携を密にしながら、以下により、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

⑴　災害ボランティアセンターにおける対応

市社会福祉協議会は、災害が発生した場合、必要に応じて速やかに、市町村等関係団体と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

⑵　近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合は、社会福祉協議会は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。

３　ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、災害ボランティアセンター等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、救援対策本部、近隣支援本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介・加入に努める。

第８節　気象観測体制の整備計画

地震・津波災害による被害を未然に防止し、あるいは、軽減するためには、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用、提供等に積極的に協力するものとする。

１　気象観測体制の整備

⑴　鹿児島地方気象台における気象業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、台風・豪雨、高潮・津波災害に関する気象業務体制の整備・充実を図り、県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置する。市は、関係行政機関、県市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

⑵　市の気象観測体制の整備

現有の観測施設の十分な活用を行うとともに、県及び気象台から発表される情報等を収集する。

２　気象情報自動伝達システムの活用

市は、気象警報等や気象関連情報を自動的に FAX 受信する気象情報自動伝達システムを活用し、地震・津波災害等の災害発生時等の警戒体制の確立に努める。

また、市は、気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を速やかに、主要な施設及び住民等（特に要配慮者施設）へ伝達する。

３　河川砂防情報システムの活用

市は、県の河川砂防情報システムの活用により，雨量データ及び雨量状況による危険度を示す危険度レベル１、２、３、４等土砂災害に関する情報を、インターネット等により、住民に対し情報提供するものとする。

第９節　災害広報計画

本計画は、市民及び報道機関に対する災害情報、被害状況等の広報活動について必要な事項を定め、もって災害広報の迅速を図るものである。

１　市における広報担当及び他課との連絡

⑴　市における災害情報、被害状況等災害に関する広報は、総務課及び総務対策部広報班が行う。

⑵　各課において広報を必要とする事項は、すべて総務課及び総務対策部広報班に連絡するものとする。

２　情報等広報事項の収集

総務課及び総務対策部広報班は､各課が把握する災害情報その他広報資料を積極的に収集するものとし、また、必要に応じて災害現地に出向き、写真・映画その他の取材活動を実施するものとする。

３　住民に対する広報の方法

市において収集した災害情報及び応急対策等住民に周知すべき広報事項は広報内容に応じて次の方法により行うものとする。

⑴　防災行政無線により行う。

⑵　広報車により行う。

⑶　写真・映画・ポスター等の展示等により行う。

⑷　報道機関を通じて行う。

４　報道機関に対する放送の要請・情報発表の方法

⑴　放送機関に対する災害情報の提供

「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、市は、県に報告し、県は速やかに放送機関に情報提供を行う。

また、市は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供を行う。

⑵　放送機関に対する放送の要請

市（総務課及び総務対策部広報班）は県に対して、災害の発生が時間的に迫っていて、市が利用できる通信機能が麻痺した場合に災害対策基本法第５７条の規定により放送機関に放送要請を行うよう求める。

要請にあたって、災害時における放送要請に関する協定に基づき、市は放送要請の理由、放送事項を明示する。なお、市は、県の放送機関への要請を補完するため、放送機関への直接の要請も併せて行う。

≪資料編　7-2 災害時における放送要請に関する協定≫

⑶　報道機関に対する情報発表の方法

ア　報道機関に対する情報等の発表は、すべて総務課及び総務対策部広報班において行うものとする。

イ　報道の発表に際しては、できるだけ日時・場所・目的等を前もって各報道機関に周知させて発表するものとする。

５　広報の内容

広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

⑴　気象情報及び気象警報の発令又は解除

⑵　災害対策本部の設置又は解除

⑶　災害防止の事前対策

⑷　災害応急対策

⑸　災害状況

ア　災害種別

イ　災害発生日時

ウ　災害発生区域

エ　災害状況

⑹　その他必要と認める事項

６　広報体制の整備

大規模な災害発生時に、放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオを通じて市民に提供するため、緊急情報提供システムを効果的に活用する。

また、インターネットや緊急速報メール（エリアメール等）等の多様な通信メディアの活用体制の整備に努める。

第 10 節　水防・土砂災害等の防止対策

地震・津波災害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、市は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

１　河川災害の防止対策（水防活動）

河川災害の防止対策（水防活動）は、「鹿児島県水防計画書」に準じ、以下の活動を行う。

⑴　水防体制の確立

河川管理者は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防組織を「鹿児島県水防計画書」に定めた方法に準じて確立する。

⑵　水防情報及び被害状況等の収集・伝達

河川管理者は、「県水防計画書」に定めた方法に準じて、気象注意報・警報や水防警報を受信・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測を通報するなど、各種水防情報を収集・伝達する。

また、これらの情報に留意し、重要水防区域等や二次災害につながるおそれのある河川施設や溜池堤防等の施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

⑶　河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

河川管理者は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

ア　護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダムの洪水調整等による流量調整を行う。

イ　河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

ウ　河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

エ　その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

⑺　出動・監視・警戒及び水防作業

⑴　通信連絡及び輸送

⑼　避難のための立退き

⑽　水防報告と水防記録

⑾　その他

２　土砂災害の防止対策

⑴　土砂災害防止体制の確立

建設課・農林水産課は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

⑵　危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

⑶　土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

ア　土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各々の施設所管各課、市において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

イ　警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

ウ　専門家の派遣による支援

県は、必要に応じ、市の警戒・監視活動に協力し、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を関係機関等に要請する。

第 11 節　消防計画

地震・津波災害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制並びに消防用水利装備資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

１　消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員）

⑴　消防組織の充実強化

消防活動体制の充実強化を図るため、装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう、熊毛地区消防組合と連携を図り、消防職員及び消防団員に対するより高度な教育・訓練を実施する。

⑵　消防団の育成強化

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

市は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

ア　消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

イ　消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

⑶　地震火災配備体制の整備

地震・津波発生後二次的に同時多発する火災は、発見、通報、出動、消火体制も最悪の条件にさらされるので、その火災監視体制、消防活動も特殊な配備が必要となる。これらの地震火災配備体制について、消防長はかねてから計画を定めておくものとする。

２　地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

⑴　一般家庭に対する出火防止の指導

市は、一般家庭内における出火を防止するため、消防団、自主防災組織等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

⑵　地域住民の初期消火体制の整備

市は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から、消防署、消防団と連携し火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

３　事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

⑴　事業所に対する出火防止の指導

市は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

⑵　事業所の初期消火体制の整備

火災の発見時における応急措置要領を定めるとともに自主防災組織、自衛消防隊等の育成を図る。

また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

４　消防水利、装備、資機材の整備

⑴　消防用水利の整備（耐震性貯水槽等）

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に、次の方策により水利を整備する。

ア　消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用及び有効的な自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

イ　畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用貯水池、給水栓を消火用水として活用する。

⑵　消防用装備・資機材の整備（装備・車両等）

国の示す消防力の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用及び有効的な自己財源等の投入により整備の促進を図る。

⑶　通信手段・運用体制の整備（消防本部・団）

ア　通信手段（消防・救急無線等）の整備

大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他消防機関部隊等との通信を確保するとともに、災害に強い衛星通信システムよる通信網の整備、高所カメラ早期支援情報の収集、部隊運用装置、消防・救急無線通信網による消防部隊の機能強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、以下の機器等の整備の促進に努める。

㈠　多重無線通信機

㈡　衛星通信システム

㈢　早期支援情報収集装置

㈣　震災対策用通信設備等（可搬無線機、携帯無線機、全国共通波（増波）基地局等）

イ　通信・運用体制の整備

㈠　熊毛地区消防組合における消防緊急通信指令システムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動命令の迅速化を図るほか、消防・緊急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。

㈡　被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。

５　本市における消防組織、団員数等

⑴　熊毛地区消防組合消防本部の組織

消防長 ―― 次長― ―┬ 総務課長 ―― 総務係
　　　　　　　　　　├ 警防課長 ―― 警防救助係・救急
　　　　　　　　　　└ 予防課長 ―― 予防係・危険物係

⑵　西之表消防署の組織

署　長 ―― 副署長 ―　┬ 第１分隊
　　　　　　　　　　├ 第２分隊
　　　　　　　　　　└ 第３分隊

⑶　消防団の組織

≪資料編　4-1 消防分団≫

６　警防

⑴　火災警報

市長は、実効湿度が 65％以下又は最小湿度が 35％以下に下る見込みのときで、かつ、平均風速が冬（11月から４月まで）においては毎秒 15 メートル以上、夏（５月から 10 月まで）においては毎秒 10 メートル以上の風が吹く見込みのときにおいては、その時の状況により火災警報を発令する。

⑵　警報発令時等の警防

火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認める際は、警備に支障ある場所に多数集合して飲酒しないよう努めるものとする。消防の組織施設等については、現在の組織等を十分に利用し警報発令時等には各分団の広報車等により地域住民への周知を図るものとする。

⑶　消火活動

市は、同時多発的火災の発生に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川・海、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の有効活用に努める。

また、市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

７　応援協定

鹿児島県消防相互応援協定により行動するものとする。　≪資料編　8-2 鹿児島県消防相互応援協定≫

第 12 節　避難計画

地震・津波災害時には、河川出水、斜面崩壊、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震・津波災害時における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

本計画は、災害が発生し、又は発生する場合において災害から住民を保護するため、市長等が行う避難の指示等の基準要領等を定めて危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させ、人的被害の軽減を図るものである。

１　地震・津波災害時の避難計画

地震災害時の避難計画については、「一般災害対策編　第３章第７節避難計画」の定めるところ、津波災害時の避難計画については、「西之表市津波避難計画」を策定しその定めるところによる。地震・津波災害時の特殊条件を考慮して次のとおり定める。

⑴　市長の避難指示（緊急）等区分

市長は、災害報告に基づき、避難に関する的確な情勢判断を行い、住民の避難にあたるものとする。

⑵　避難指示（緊急）等区分

避難指示（緊急）等区分は、状況に応じて地震時災害時には勧告と指示の２つに区分して行い、津波災害時には津波避難指示のみをおこなうものとする。

市は、避難勧告又は避難指示（緊急）を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

ア　地震災害時

(ｱ)　避難勧告

地震時の余震で倒壊する危険のある建物からの避難、山・崖崩れ等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、危険が予想され避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。

(ｲ)　避難指示（緊急）

火災の延焼が間近に迫ったり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、すみやかに近くの安全な場所に避難させる。

イ　津波災害時

津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示（緊急）の発令の遅れにつながる危険があるため、強い地震（震度４程度以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合又は津波警報を覚知した場合、速やかに的確な避難指示（緊急）を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。

ただし、遠地地震による津波のように津波到達までに時間がある場合は、状況に応じ、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告を活用する。発令の対象等については津波避難計画に定めるものとする。

⑶　伝達、周知の方法及び手段

ア　有線放送が使用可能な場合は、緊急通信、非常通信等をもっとも適当な通信方法により通知する。

市長は、防災行政無線、広報車及び消防車等により迅速、確実な広報活動を実施する。

上記のほか、報道機関による広報、放送を依頼する。

≪資料編　7-2 災害時における放送要請に関する協定≫

イ　勧告又は指示の内容

市長又はその委任を受けた者は、避難勧告又は指示の内容を明示して行う。

(ｱ)　避難対象地域

(ｲ)　避難先（場所）

(ｳ)　避難経路

⑷　避難場所・避難経路の設定基準

震災時における避難場所・避難経路の設定にあたっては、次の設定基準を勘案して設定する。

ア　公園、広場のような相当な広さを有し、かつその場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽が存在すること。

イ　周囲に崩壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀、がけ等ないこと。

ウ　周囲に延焼のおそれのある建造物あるいは多量の可燃物がないこと。

エ　地割、崩壊等ない耐火、耐震的建築物で津波の襲来に際しても安全性のあるもの。

オ　延焼の危険があるとき、又は収容人員が安全度を超えたときは、更に他の場所に避難移動ができる場所であること。

カ　津波の場合の緊急指定避難場所については、公共施設のほか、地域特性を考慮し、民間ビル(津波避難ビル)の活用等種々の検討を行い、安全な場所の確保に努めるとともに、日頃から住民に対して周知徹底を図ること。

キ　津波による危険が予想される地域において、地形及び避難時間を考慮した津波避難場所及び避難路の整備を進めるとともに、国・県に対し必要に応じて協力を要請すること。

ク　市外からの来訪者など当該地域にあっても迅速な避難が行えるよう、わかりやすい避難誘導標識や海抜表示板の設置など情報伝達手段の確保に努めること。

ケ　津波に対する避難場所を整備・指定する際には、高齢者・子ども・障がい者等の移動方法等に配慮すること。

⑸　避難収容の方法

市は地震災害時の指定避難所を以下に区分する。

ア　第一次避難場所

震災危険地帯の住民が緊急に避難するため、一時的に収容する近距離の場所（おおむね１㎞以内)。

耐火構造の公共施設、公園、広場、広い庭があるところでの天幕施設

イ　第二次避難場所

第一次避難場所が使用不能の場合、又は一旦収容した被災者を更に避難収容する必要が生じた場合の避難場所

周辺市町村の被災状況を調査し､安全な方向を確認してその親戚､友人先等への避難を呼びかける。

⑹　避難経路の確保

市内各道路、橋梁の損壊状況を迅速に調査し、通行不能混雑する道路の実情を把握のうえ、警察、消防、自衛隊が協力して交通規制、迂回道路の誘導等避難者が安全かつ迅速に避難できるように努める。

⑺　学校等の避難

小・中学校の児童生徒の集団避難は、学校管理責任者が市長の指示により行うものとする。

学校管理者は、かねてから小・中学校の児童生徒の集団避難に関する要領を定めておくものとする。

⑻　病院等の避難

病院その他の医療施設の入院患者及び養護施設等の被収容者の避難は、その施設の管理者が市長の指示により行うものとする。

施設の管理者は、かねてから避難に必要な資材、輸送車輌等の確保及び避難要領等を定めておくものとする。

第 13 節　救助・救急

地震・津波災害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。このため、災害発生に際して、救助、救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

１　市（常備消防を含む。）の救助、救急体制の整備

⑴　常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

⑵　市の区域内で予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

⑶　土砂崩れ等で孤立が予想される地域については、「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と市町村との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

≪資料編　9-2 孤立化集落対策マニュアル≫

⑷　救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

⑸　傷病者の速やかな搬送を行うため、救急医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

⑹　多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

⑺　土砂崩れ等による生き埋め等からの救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と連携を図る。

２　消防団の救出・救助体制の整備

日頃から、地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

３　孤立化集落対策

島しょや土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と市との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

⑴　相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

⑵　通信機器の住民向け研修の充実

整備された衛星携帯電話や今後導入が予定される防災行政無線（デジタル）などは、集落全員が使用で

きるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

⑶　人工透析患者などの緊急搬送手段の確保

ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

⑷　非常用発電機の備蓄

停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

≪資料編　9-2 孤立化集落対策マニュアル、2-5 衛星携帯電話の整備状況≫

第２　救助・救急活動

地震・津波災害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、市は、迅速かつ的確な救助、救急活動を実施する。

１　市（消防機関を含む。）による救助、救急活動

⑴　救助・救急活動

ア　活動の原則

救助、救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

イ　出動の原則

救助、救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

㋐　延焼火災が多発し、多数の救助、救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

㋑　延焼火災は少ないが、多数の救助、救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

㋒　同時に小規模な救助、救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

㋓　傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

⑵　救急搬送

ア　傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、熊毛地区消防組合、救護班等の車両のほか、必要に応じドクターヘリ、県消防・防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。

≪資料編　5-7 ヘリコプター発着予定地≫

イ　救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

⑶　傷病者多数発生時の活動

ア　災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

イ　救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送能力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

⑷　住民及び自主防災組織による救助、救急活動

住民及び自主防災組織は、自主的に被災者の救助、救急活動を行うとともに、救助、救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第３　救助、救急用装備、資機材の調達

⑴　初期における救助、救急用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。

⑵　救助、救急用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他の関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。

⑶　倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、その調達方法をあらかじめ定めておく。

⑷　搬送する重傷者が多数で、熊毛地区消防組合、救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

第４　災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて市は、県と連携して災害救助法を運用する。

１　災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、市はこれを補助する。

知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととすることができる。（災害救助法第30条、鹿児島県災害救助法施行細則）

２　災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

⑴　市の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準１号以上であること。

⑵　県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準

表の基準２号以上であること。

⑶　県内において 7,000 世帯以上の住家が滅した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

⑷　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

災害救助法適用基準表　　（平成 27 年 4 月 1 日現在）

	人口	基準	
		１号	２号
西之表市	16,591 人	50 世帯	25 世帯

（注）人口は、平成 22 年国勢調査による

３　被災世帯の算定基準

⑴　被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。

⑵　住家の滅失等の認定

ア　住家が全壊・全焼、流出したもの

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。

イ　住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損傷部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

ウ　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの、ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

⑶　世帯及び住家の単位

ア　世帯

生計を一つにしている実際の生活単位

イ　住家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

４　災害救助法の適用手続

災害に対し、市における災害が「２災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先:社会福祉課福祉企画係　ＮＴＴ回線　099－286－2824

第 14 節　交通確保・規制

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

第１　交通規制の実施

交通規制の実施責任

区　　分	実施責任者	範　　囲
道路管理者	国土交通省 （指定区間内の国道） 知事 （指定区間内を除く国道及び県道） 市長（市道）	（道路法第 46 条） ⑴　道路の損壊、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 ⑵　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	（災害対策基本法第 76 条） ⑴　災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認められるとき。 （道路交通法第４条～第６条） ⑵　道路における危険を防止し、又はその他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 ⑶　道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事	（港湾法第 12 条第１項第４号の２） 水域施設（航路、泊地及び船だまり）の使用に関し必要な規制
海上保安機関	海上保安本部長 海上保安部長 港長 海上保安官	（港則法第 37 条） ⑴　船舶交通の安全のため、必要があると認められるとき。 ⑵　海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認めるとき。 （海上保安庁法第 18 条） ⑶　海上における犯罪が正に行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき。

交通規制の実施体制の整備

区　　分	整備方針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために、以下の項目について整備に努める。 ⑴　交通規制計画の作成 災害発生時の交通安全や緊急通行車両の通行の確保を行うため、或いは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 ⑵　交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 ⑶　関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。 ⑷　警備業協会との交通誘導業務等の協定締結 規制要因は、制服警察官を中心に編成するべきであるが災害発生時において警察官は、被害者等の救出・救助に重点を指向した活動を行う必要性が高いために、緊急交通路確保に関し、警備業協会と締結した「交通誘導業務等に関する業務協定」により、出動を要請する。 ⑸　装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。
港湾管理者及び海上保安機関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

１　交通規制の実施方法

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。

２　道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

３　迂回路等の設定

道路管理者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に表示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

４　規制の標識等

道路管理者が規制を行った場合は、それぞれの法令に定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難若しくは不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。

なお、防災訓練のために交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。

５　規制の広報・周知

道路管理者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに防災行政無線等を通じて一般住民に周知徹底させる。

６　規制の解除

交通規制の解除は、道路管理者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、関係機関に通知及び一般住民に周知するものとする。

７　緊急通行車両の事前届出・確認

市長は、市の保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。

（事前届出は様式１）

様式１　緊急通行車両事前届出書及び届出済証

災害応急対策用

緊急通行車両事前届出書

平成　　年　　月　　日

鹿児島県公安委員会　殿

申請者住所
（電　話）
氏　名　　印

番号標に標示されている番号（登録番号）		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては，輸送人員又は品名）		
使用者	住　所	（　）　局　　番
	氏　名	
出　発　地		

（注）この事前届出書は２部作成して，当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上，車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。

第A一　　号

災害応急対策用

緊急通行車両事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたこと証する。

平成　　年　　月　　日
鹿児島県公安委員会　印

（注）１　警戒宣言発令時又は災害発生時には，この届出済証を最寄りの警察本部，警察署（幹部派出所を含む），交通検問所等に提出して，所要の手続を受けてください。
２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を忘失し，滅失し，汚損し，破損した場合には，公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。
３　次に該当するときは，本届出済証を返還してください。
１　緊急通行車両に該当しなくなったとき。
２　緊急通行車両が廃車となったとき。
３　その他，緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

第２　発見者等の通報と運転者のとるべき措置

１　発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとし、市長は、その路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

２　災害発生時における運転者のとるべき措置

⑴　土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア　走行中の場合は、次の要領により行動すること。

(ｱ)　できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

(ｲ)　停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ｳ)　車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せ停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ　避難のために車両を使用しないこと。

⑵　道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア　区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

イ　当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ　警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第 15 節　緊急医療

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動簡易な場所に現場救護所を設置する。

このため、救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

第１　緊急医療の実施

［健康保険課・福祉事務所］

１　ＤＭＡＴ

⑴　ＤＭＡＴの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場等で急性期（発災後、おおむね４８時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

⑵　ＤＭＡＴの出動

ア　知事による出動要請

知事は、ＤＭＡＴの派遣要請基準に照らし、ＤＭＡＴの派遣が必要と判断するときは、ＤＭＡＴ指定病院にＤＭＡＴの出動を要請する。

イ　出動要請の特例

ＤＭＡＴの派遣要請基準に該当する場合で、通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されている場合は、アの規定にかかわらず、次の(ア)、(イ)に掲げるとおりとし、知事が承認したＤＭＡＴの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。

⑺　消防機関の長又は市長による出動要請の特例

消防機関の長又は市長は、ＤＭＡＴの派遣要請基準に照らし、ＤＭＡＴの派遣が必要と判断するときは、ＤＭＡＴ指定病院にＤＭＡＴの出動を要請する。この場合において、当該消防機関の長又は市長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

⑴　ＤＭＡＴ指定病院の長の判断による出動の特例

ＤＭＡＴ指定病院の長は、緊急やむを得ない事象が生じた場合、自らの判断により、所属するＤＭＡＴを出動させることができる。この場合において、当該ＤＭＡＴ指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

⑶　ＤＭＡＴの構成と所在地

ア　ＤＭＡＴの構成

ＤＭＡＴは、おおむね１チームにつき医師１名、看護師３名及び業務調整員１名の隊員で構成する。

イ　ＤＭＡＴの所在地

ＤＭＡＴの所在地は、次のとおりとする。

（平成 29 年３月１日現在）

施　設　名	所　在　地	電話番号	チーム数
種子島医療センター	西之表市西之表７４６３	0997-22-0960	2

２　救護班の出動

⑴　市長による出動要請

市長は、地域防災計画に基づき救護活動を開始する。必要に応じて熊毛地区医師会及び市内医療機関、県に協力を求めるとともに、医療・助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、民生対策部救護班において調整するものとする。

⑵　知事による救護班の出動要請

災害が広域に及んだ場合は、知事は市長の派遣要請に基づき、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

⑶　地域別救護班の所在地

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	電話番号	班数
熊毛支庁	西之表保健所	熊毛地区医師会 熊毛郡歯科医師会	西之表市栄町２（産業会館内） 熊毛郡屋久島町宮之浦 197（あらき歯科医院内）	0997-23-2548 0997-42-2248	1 1

３　医療情報の収集・提供

災害医療情報システムを活用し、医療機関の被災状況や被災した医療機関に対する支援の可否等の情報の収集・提供を行う。

第２　後方搬送の実施

１　負傷者の収容施設の確保

救護のための収容を必要とする場合は、災害拠点病院を中心に概ね次の医療機関に収容し、当該機関が収容できない場合又は近くでない場合は、医師会の協力を求め、状況により航空機等による移送を行う。

施　設　名	所　在　地	電話番号
種子島医療センター（地域災害拠点病院）	西之表市西之表７４６３	0997-22-0960

２　負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の上記１ の施設等への後方搬送について、市及び関係機関は以下の情報を収集し連携をとり迅速に実施する。

⑴　収容施設の被災状況の有無、程度

⑵　収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

３　輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、消防組合に配備してある車両を使用し、船艇、航空機等については関係機関と協議して定めたものを使用する。

４　透析患者等への対応

⑴　透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは､1 人 1 回の透析に約 120ℓの水を使用する血液透析を週 2～3 回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を確保する。

このため、市は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や、近隣町等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

⑵　在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などで救護する。

このため、平常時からの保健所を通じて把握している患者を、市、医療機関及び近隣町等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

５　トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救護活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要があり、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動を実施する。

第 16 節　要配慮者対策

第１　要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。

今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。

このため、市では、「避難行動要支援者の避難行動に避難行動支援に関する取り組み指針」（内閣府）や「避難行動要支援者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考にして、市は、「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

１　要配慮者の実態把握

市長は、要配慮者について、「西之表市災害時要援護者支援制度実施要綱」に基づき、自主防災組織や町内会等の範囲ごとに掌握しておくものとする。

なお、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、プライバシーには十分留意するものとする。

≪資料編　9-1 西之表市災害時要援護者支援制度実施要綱≫

２　緊急連絡体制の整備

市長は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

３　防災設備・物資・資機材等の整備

市は、災害発生直後の食料・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

４　在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

市は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施するものとする。

また、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

第２　要配慮者への緊急支援

災害時には、「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

１　要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、市では以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

⑴　要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。

ア　地域住民等と協力して避難場所や避難所へ移送すること。

イ　社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

ウ　居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

⑵　要配慮者に対するホームヘルパー、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災１週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後 2～3 日目から、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

２　高齢者及び障がい者に係る対策

市は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

⑴　被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。

⑵　掲示板、広報紙、防災行政無線、パソコン、ＦＡＸ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

⑶　避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、オムツ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材派遣を迅速に行う。

⑷　避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

３　児童に係る対策

⑴　市は次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア　避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市町村に対し、通報がなされる措置を講ずる。

イ　住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ　避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

⑵　市は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワークサービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

４　社会福祉施設等に係る対策

災害時には、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。その際、市は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置するものとする。

⑴　市への応援要請

各社会福祉施設管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、市に対し、他の施設からの応援のあっせんを要請するものとする。

⑵　市の支援活動

ア　ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ申請する。

イ　ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。

ウ　ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保すること。

第 17 節　食料供給計画

［農林水産課・福祉事務所］

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第１　食糧の調達

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食料の調達供給は、市長が行うものとする。（災害救助法適用時における知事からの委任された場合を含む。）

食料の調達は、農林水産対策部農政班、配給は民生対策部救護班が行う。

１　乾パン・乾燥米飯の調達

⑴　市の乾パン・乾燥米飯の備蓄数量

品　　名	数　　量	備　蓄　場　所
乾パン	1、400 食	中央公民館（市民会館）
乾燥米飯	3、270 食	中央公民館（市民会館）

２　米穀の調達

特に災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する米穀販売事業者等の手持米、政府所有米穀を所定の手続により、災害用として転用充当する。

⑴　通常の場合の調達

ア　市長は、災害時に次の給食を実施しようとするときは、知事に対し、必要数量を報告して配給を受けるものとする。

(ｱ)　被災者に対し、炊き出しにより給食を行う必要がある場合

(ｲ)　被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合

(ｳ)　災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

イ　必要数量の報告に当たっては、これの基礎となる被災者数、災害応急対策員等所要事項を連絡するものとする。なお、必要数量の算定に当たっては、次の１人当たりの配給量を基礎とする。

(ｱ)　アの(ｱ)の場合　１食当たり精米 200 グラムの範囲内

(ｲ)　アの(ｲ)の場合　１食当たり精米 400 グラムの範囲内

(ｳ)　アの(ｳ)の場合　１食当たり精米 300 グラムの範囲内

ウ　受領の要領

(ｱ)　米穀販売事業者等の手持米を調達する場合

市長は、販売業者がその手持米の配給を受ける場合は、知事の指定する米穀販売業者等から現金で米穀を買い取り、調達する。

(ｲ)　政府所有米穀を調達する場合

災害救助法が適用され、前記(ｱ)の方法で調達不可能な場合は、知事と農林水産省政策統括官付貿易業務課との売却契約の締結に基づき、政府保管米の直接売却を受ける。

なお、市長は、通信、交通が断絶し、知事に食品の応急配給申請ができないときは、直接、農林水産省政策統括官付貿易業務課に対し、「災害救助米穀の引渡要請書」に基づく政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてファックス又はメールで連絡し、引渡しを受ける。

【政府所有米穀の調達系統】

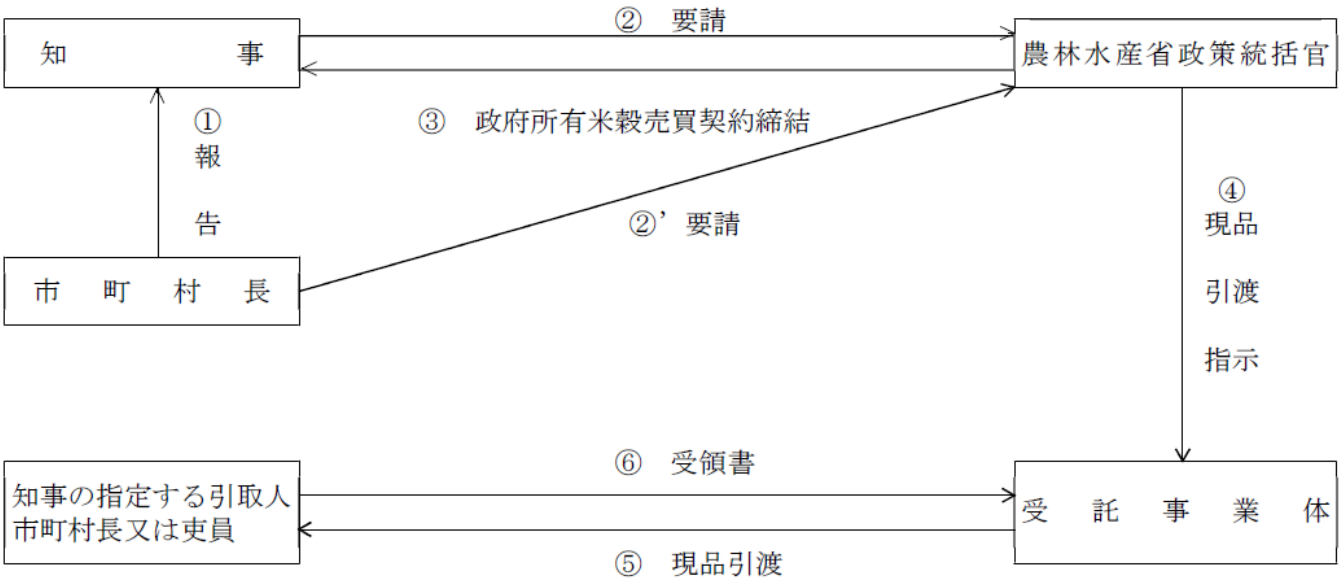

３　米穀の調達、連絡場所

(1)　知事及び九州農政局鹿児島農政事務所の連絡場所

連絡場所	所在地	電話
知　　事	鹿児島県庁	鹿児島局　286-2111
農林水産省政策統括官付貿易業務課	農林水産省	03-6744-0585

(2)　米穀の在庫場所

在庫場所	所在地	電話
たかさきストア	西之表市西町	種子島局　22-0029
国　生　商　店	西之表市東町	種子島局　22-0041
食　販　組　合	西之表市中目	種子島局　22-0070

４　他の主食（パン・その他）及び副食、調味料等の調達

市長は、被災等の給食のため米以外の主食及び副食調味料を次の販売業者及び製造業者より調達する。

(1)　副食及び調味料の調達先

市内全販売業者及び製造業者

商店名	所在地	電話
たかさきストア	西之表市西町	種子島局　22-0029
国　生　商　店	西之表市東町	種子島局　22-0041
濱　元　商　店	西之表市美浜町	種子島局　23-0874
サ　ン　ピ　ア	西之表市松畠	種子島局　23-3511
八 百 松 商 店	西之表市東町	種子島局　22-0128
サンシード食品部	西之表市天神町	種子島局　22-0118

⑵　パン・うどん等製造所等

製造所名	所在地	電話
大　丸　食　品	西之表市中野	種子島局　22-0655
古 市 製 麺 店	西之表市中野	種子島局　23-0462

第２　食料の供給

１　市及び県による食料の供給

市及び県による食料の供給は、下記のとおり実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

機関名	内　　容
市	(1)被災者及び災害救助従事者に対する炊き出しその他の方法による、給食又は食料の供給を行う。 (2)米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない住民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。 (3)米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。なお、乳児に対する供給は、原則として調製粉乳とする。 (4)炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。 (5)市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊き出し等について協力を要請する。 (6)炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告する。
県	市の報告に基づき、食料の配分及び供給状況を把握するとともに、関係機関と連携を図り、市へ支援を行う。

２　給食基準

１人当たりの配給量

品　目	基　　準
米　穀	被災者　　１食当たり精米 200 グラム以内 応急供給受給者　　１人１日当たり精米 400 グラム以内 災害救助従事者　　１食当たり精米 300 グラム以内
乾パン	１食当たり　　１包（100 グラム入り）
食パン	１食当たり　　185 グラム以内
調整粉乳	乳児１日当たり　　200 グラム以内

３　炊き出し及び食料の給与

⑴　炊き出し及び食料の給与対象者

炊き出し及び食料の給与対象者は、おおむね次のとおりとする。

ア　炊き出し対象者

(ｱ)　避難所に収容された者

⑷　住家の全半壊（焼）、流出、床上浸水等のため炊事のできないもの

⑺　旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客、旅客等でその必要のあるもの

イ　食料品給与の対象者

被害を受け一時縁故地へ避難する必要のある者

⑵　炊き出しの方法

ア　炊き出しは、民生対策部救護班において必要に応じ、女性団体連絡協議会等の協力を得て実施するものとする。

イ　炊き出し材料（米、副食等）の確保は、農林水産対策部農政班が３・４により行うものとする。

ウ　炊き出しに必要な炊き出し施設及び機材は、給食センター、公民館施設を利用するものとする。

４　炊き出し等の費用及び期間

炊き出し及び食料品給与のための費用及び期間は、災害救助法の基準に準じ災害の規模等を参考にその都度定めるものとする。

５　災害救助法による炊き出し等

災害救助法が適用された場合等の炊き出しは、県の災害救助法施行規則に定めるところによる。

６　食糧の輸送

⑴　市による輸送

市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食糧の移動は、市長が行う。

⑵　自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第 83 条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

⑶　輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

７　食料集積地の指定及び管理

⑴　災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。

⑵　市は、あらかじめ食料の集積地を定め、調達した食料の集配拠点とする。

⑶　食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期するものとする。

第 18 節　応急給水

［水道課・水道事業者］

災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

被災地に対する飲料水の給水計画及び実施は、市長が行うものとし、土木対策部給水班が担当する。

第１　応急給水の実施

１　被災者等への応急給水の実施

⑴　市は、次の情報を収集し、被災者に対する応急給水の必要性を判断する。

ア　被災者や避難所の状況

イ　医療機関、社会福祉施設等の状況

ウ　断水区域及び断水人口の状況

エ　原水、浄水等の水質状況

⑵　水道施設の被災状況を把握し、最も適切な給水方法を採用して給水活動を実施する。

⑶　給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。

⑷　医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

⑸　ＮＰＯ法人やボランティア団体等と連携し、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援する。

⑹　被災地における応急目標水量は、被災直後は生命維持のため、１人１日３リットル以上とする。

但し、被災状況や復旧状況により適宜増加する。

⑺　激甚災害等のため、市だけで応急給水が実施困難の場合には、県、隣接町や県及び関係機関へ応援を要請する。

２　給水対象者

飲料水等の給水対象者は、災害のため飲料水を得ることができない者に対し行うものとする。

３　給水方法

給水方法	内　　容
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し、応急給水に利用する。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1)　避難所等への応急給水は、原則として市が実施する。被災地に対する給水方法は、水道課の要請により西之表消防署、消防団において水槽付消防車により給水するものとするが、資機材や要員等が不足する場合は、応援要請により行う。

	(2)　医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮設配管、仮設給水栓等を設置しての仮設給水	(1)　配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等又は復旧済みの管路等に仮設給水栓等を接続して応急給水を行う。 (2)　復旧に長期間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮設配管及び仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ミネラルウォーター製造業者等との協力	水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には、ミネラルウォーターター製造業者等製造業者に協力依頼を行う。

４　補給用水源

飲料水の補給水源は、市内水道施設（上水道及び簡易水道）等の使用可能な施設を利用し行うものとする。

水源地の場所と給水計画人員

水源地	場所	給水計画人員
西之表市上水道	阿曽・西京	11、400 人
住吉簡易水道	里之町	800 人
国上簡易水道	河安山	4、050 人
安城簡易水道	上之町	348 人
現和簡易水道	トサコ	680 人
古田簡易水道	中之町	765 人
安納簡易水道	大平	1、230 人
牧之峯飲料水供給施設	牧之峯	70 人
岳之田簡易水道	岳之田	150 人
田之脇簡易水道	浅川	550 人
南部簡易水道	二本松	1、100 人

５　給水の費用及び期間

⑴　飲料水の供与を実施する費用は、その都度市長と協議し定めるものとする。

⑵　飲料水の供与を実施する期間は、災害発生の日から７日以内とするが、災害の程度等によりその都度定めるものとする。

第 19 節　衣料・生活必需品等物資供給計画

本計画は、被災者に対する衣料生活必需品等の物資を給与するための物資の調達並びに配給に関する計画である。

１　生活必需品の供給体制の整備

⑴　生活必需品の備蓄計画の策定

市は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

⑵　流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、市は、大手スーパー、生活共同組合、百貨店、コンビニエンスストアー等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし、関係業者等を把握するとともに協力依頼に努める。

備蓄の方針

⑴　備蓄場所

備蓄場所は交通の便、人口分布等を考慮し、原則として、公共的施設を活用し必要に応じて倉庫等を整備する。

⑵　備蓄品の種類

ア　食料は、保存期間が長くかつ調理不要の物とし、避難住民の多様なニーズに対応した物であることを考慮し、備蓄品目は、主食品（おこわ、乾パン、缶詰等）、乳児食（粉ミルク、離乳食等）、その他（保存水、レトルト食品、カップ麺等）とする。

イ　飲料水

ウ　生活必需品は、概ね日用品（食器、ほ乳瓶、トイレットペーパー、紙おむつ、石鹸、バケツ等）、衣料等（毛布、タオルケット、タオル、Ｔシャツ等）、その他（ポリ容器、救急箱等）とする。

２　実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は調達は、市長が行うものとする（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）。物資の調達及び給与は、民生対策部救助班が担当する。

３　物資調達連絡先

⑴　市長は、被災者に物資を給与するため、必要物資をおおむね次の関係業者より調達する。

なべ、釜、日用品類

調達先	所在地	電話
松 浦 金 物 店	西之表市西町	22-0677
うすもと金物店	西之表市鴨女町	22-0961
ま　つ　も　と	西之表市川迎	23-0451

⑵　災害救助法が適用された場合における災害救助法の基準による衣料寝具の調達は、知事からの給与による。

４　物資の給与

⑴　給与又は貸与の対象者

給与又は貸与の対象者は、住家の全半壊（焼）・流失・床上浸水により生活上必要な家財を喪失または毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

⑵　給与又は貸与の内容

災害救助法が摘要された場合における救助物資の給貸与は法の基準によるものとするが、その他の場合は必要に応じて給与するものとする。

⑶　給与又は貸与の方法

ア　民生対策部救助班において世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配分計画表を作成する。

イ　物資の給与は、民生対策部救助班において物資支給責任者を定めて、校区及び行政連絡員の協力を得て実施する。

５　義援物資

⑴　市に送付されてきた義援物資の保管は、民生対策部救助班において適宜保管場所を定めて保管する。

⑵　物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により、その都度配分計画を立て配分する。

６　災害救助法による物資の給与又は貸与

災害救助法が適用された場合の物資類の給与又は貸与は、県の災害救助法施行規則の定めるところによる。

７　ＬＰガス等の供給

避難所又は仮設住宅へのＬＰガス等の供給については、協定書によるものとする。

調達先	所在地
鹿児島県ＬＰガス協会熊毛支部	西之表市

≪資料編　8-6 災害時における応急生活物資（LP ガス等）の供給に関する協定書≫

第 20 節　医療及び助産計画

本計画は、災害の混乱時における被災者の応急的医療及び助産の円滑な実施を図るためのものである。

１　実施責任者

災害のため医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、関係機関の協力を得て市長が行う（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）。

医療及び助産については、民生対策部救護班が担当する。

２　医療及び助産の対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に行う。

３　医療及び助産の範囲

⑴　医療

ア　診療

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術その他の治療及び施術

エ　病院又は診療所への収容

オ　看護

⑵　助産

ア　分娩の介助

イ　分娩前、分娩後の処置

ウ　衛生材料の支給

４　医療及び助産の実施

⑴　医療及び助産の実施は、市内医療機関等の協力を得て、救護班を編成して行うものとする。

⑵　救護班の編成

市救護班は、民生対策部救護班及び関係医療機関により編成する。

⑶　県の救護班

市内における県の救護班は、次のとおりとする。

班名	施設名	所在地	電話
保健所救護班	西之表保健所	西之表 7590	22-0777

⑷　医療及び助産の実施に必要な医療品及び衛生材料等が不足する場合は、民生対策部救護班において調達する。市内における調達先はおおむね次のとおりとするが、調達不能の場合は、西之表保健所又は県薬務課に調達斡旋の要請を行うものとする。

調達先	所在地	電話
新星薬局松畠店	西之表市松畠	24-3235
のぞみ薬局	西之表市松畠	23-2861
ギンザ薬局	西之表市西町	22-0140

５　医療及び助産の期間等

医療及び助産の実施期間、費用等は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考にその都度定めるものとする。

６　医療機関及び助産所

≪資料編　2-2 医療機関等≫

７　医療活動状況の把握

市は、医療救護活動を迅速・的確に推進するため、次の情報を把握し、県（保健医療福祉課）及び保健所（災害対策支部衛生対策班）と共有する。

⑴　避難所での医療ニーズ

⑵　医療機関、薬局の状況

⑶　電気、水道の被害状況及び復旧状況

⑷　交通確保の状況

８　被災者の健康状態の把握とメンタルケア

⑴　被災者の健康状態の把握

市は、関係機関と協力して、被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理を行うこととし、次の措置を講じる。

ア　必要に応じて避難所に救護所を設ける。

イ　高齢者、障がい者等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。

ウ　保健師等による巡回相談を行う。

⑵　メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせるため、関係機関と連携して被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

９　災害救助法による医療及び助産の実施

災害救助法が適用された場合の医療及び助産は、県の災害救助法施行規則の定めるところによる。

第 21 節　防疫、清掃計画

本計画は、災害時における被災地の防疫及び清掃に関する計画である。

第１　防疫

１　感染症予防対策

⑴　感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

市は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

⑵　感染症予防の実施体制の整備

市は、感染症予防作業のために清掃班の編成計画を作成する。

清掃班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

２　食品衛生対策

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

３　生活衛生対策

⑴　営業施設での生活衛生対策

市は、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

⑵　業者団体との連携の強化

大災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

４　し尿処理対策

⑴　仮設トイレの備蓄計画の策定

市は、平成 24～25 年度における県地震被害予測調査結果等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について具体的な備蓄計画を策定する。

⑵　広域応援体制の整備

市は、日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

５　実施責任者

市長は、知事の指示に従って防疫上必要な措置を行うものとする。

防疫、清掃については、民生対策部防疫班が担当する。

６　防疫班の編成

防疫実施のための防疫班の編成は、市民生活課担当員により編成する。

なお、作業員が不足する場合は臨時に雇い上げるものとする。

班区分	班長	班員
第１班	市民生活課長	市民生活課員

７　防疫の実施

⑴　清潔方法

知事の指示に基づき被災地域及びその周辺の地域について臨時の清潔を実施する。方法は、道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に感染症予防のための衛生処理を実施する。なお、被災家屋及びその周辺の清潔方法は、各世帯主等において実施させる。実施要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防医療法」という。）及び同法施行規則に定めるところによる。

⑵　消毒方法

知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとし、実施要領は、感染症予防医療法及び同法施行規則に定めるところにより行う。

８　感染症患者及び保菌者の隔離収容

被災地で感染症患者又は病原体保有者を発見したときは、速やかに隔離施設に収容するものとする。

交通途絶のため隔離施設に収容できない場合は、近くの適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。

また、やむを得ない事情によって隔離施設の収容が困難な病原体所有者に対しては自宅隔離とするが、この場合、感染症予防医療法施行規則を厳守させ、特にし尿の衛生的処理について十分指導監督する。

９　生活用水の供給

知事の指示に基づき、生活用水の停止期間中継続して生活用水の供給を行うものとする。

生活用水の供給は「給水計画」に基づき土木対策部給水班が行うものとする。

10　避難所の防疫措置

避難所は、応急仮設的で、かつ、多数の避難者を収容するため不衛生になりがちであるので、西之表保健所の指導を得て防疫活動を実施する。この場合、施設の管理者を通じてできるだけ衛生に関する自治組織を編成して、その協力を得て防疫の完璧を期するようにする。

なお、防疫活動は、次の事項に重点をおいて行うものとする。

⑴　検疫検査

⑵　清潔方法・消毒方法の実施

⑶　集団給食の衛生管理

⑷　飲料水の管理

⑸　その他施設内の衛生管理

11　防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、民生対策部防疫衛生班においておおむね次の調達先より調達するが、調達不能の場合は、西之表保健所に調達斡旋の要請を行うものとする。

調達先	所在地	電話
新星薬局松畠店	西之表市松畠	24-3235
のぞみ薬局	西之表市松畠	23-2861
ギンザ薬局	西之表市西町	22-0140

第２　清掃

１　実施責任者

被災地における汚物の収集・処分等の清掃は、市長が行うものとし、民生対策部防疫衛生班が担当する。

２　清掃班の編成

清掃のためのゴミ処理班及びし尿処理班の編成は、民生対策部防疫衛生班員をもっておおむね次のとおり編成する。

なお、作業員が不足する場合は許可業者と委託契約を締結して、臨時に雇い上げるものとする。

班名	班長	班員	器具等
ゴミ処理班	環境安全係長	環境安全係員等	ゴミ運搬車
し尿処理班	西京苑管理係長	西京苑管理係員等	バキュームカー（民間）

３　清掃方法

⑴　ゴミ収集・処分

ゴミの収集及び処分は、ゴミ運搬車によりゴミ処理場において処理するものとする。

⑵　し尿の収集・処分

し尿の収集・処分は、許可業者と委託契約を締結してバキュームカーにより、し尿処理場において処理するものとする。また、避難施設及び仮設住宅で必要となる仮設用トイレについては、民生対策部防疫衛生班によって業者から借入れを行い、機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮するものとする。

４　死亡獣畜処理方法

⑴　処理方針

西之表保健所長の指示を受けて、適当な場所で処理するものとする。

⑵　処理方法

埋没

深さ 2.5 メートル以上の穴に埋却し、クレゾール水、ダイヤノジン乳剤及び石灰等を散布した後、1 メートル以上土砂で覆うこと。

第 22 節　動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

１　飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、市は、西之表保健所、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

２　避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。

また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

３　危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第 23 節　障害物除去計画

本計画は、災害地において、住家及びその周辺その場所に土石・竹木等の障害物が流入し、日常生活及び公益上著しい支障を及ぼしているときこれを除去し、住民の安定及び公益の増進を図るものとする。

１　実施責任者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去については、市長が行うものとし、民生対策部救護班及び土木対策部土木班が担当する。また、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

２　障害物の除去対象

⑴　自らの資力では障害物を除去することができない者

⑵　居室・炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運びこまれている場合又は敷地等に運びこまれているため、居住者の出入りが困難な状態にある場合

⑶　障害物の除去実施期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

３　除去の方法

民生対策部救護班の要請により消防団（各消防分団）が行い、市道の場合は土木対策部土木班が行う。

４　障害物の保管場所

⑴　物件の場合の保管場所は市役所

⑵　土石等の場合の除去場所は、その都度指示する。

５　放置車両等の移動

県公安委員会は、道路管理者に対し、放置車両や立ち往生車両等が有る場合は移動等について要請するものとし、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第 24 節　行方不明者の捜索及び死体の収容・処理・埋葬計画

本計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者のすべて）の捜索を、計画的・合理的に行う体制の確立と死体の収容処理・埋葬等の円滑な処理を図るための計画である。

１　実施責任者

災害時における行方不明者の捜索は、市長が県警察及び第十管区海上保安本部と協力して行う。死体の収容・処理・埋葬等の措置は市長が行うものとする。行方不明者の捜索は、消防対策部消防班を担当とし、死体の収容・処理等は民生対策部防疫班を担当とする（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）。

２　捜索隊の編成

市捜索隊の編成は、災害の規模・捜索対象者数・捜索範囲その他の事情に基づき市消防団及び民間協力者をもっておおむね次のとおり編成する。

⑴　第１捜索隊

当該地域の消防分団、自主防災組織及び地域協力者による編成

⑵　第２捜索隊

隣接消防分団、隣接自主防災組織及び地域協力者による編成

⑶　第３捜索隊

市消防団全員及び市全協力者による編成

３　関係機関への通報

市長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに種子島警察署に通報するものとする。この場合、行方不明者の捜索が海上に及ぶときは、第十管区海上保安本部にも連絡し、捜索を依頼するものとする。なお、通報に際しては、次の事項を併せて通報し、捜索を依頼するものとする。

⑴　行方不明者の人員数

⑵　性別、特徴、年令

⑶　行方不明となった年月日

⑷　行方不明となっていると思われる地域

⑸　その他の行方不明の状況

４　捜索の方法

行方不明者の捜索に当たっては、警察、海上保安部等の捜索隊と市捜索隊と任務分担を決める等できるだけ事前に打合せを行い捜索する。

⑴　捜索範囲が広い場合

ア　捜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。

イ　捜索隊にそれぞれの責任区域を持たせる。

ウ　各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。

⑵　捜索の範囲が比較的にせまい場合

ア　災害前における当該地域・場所・建物などの正確な位置を確認する。

イ　災害後における地形・建物など移動変更などの状況を検討する。

ウ　被災時刻などから捜索対象の所在を認定し、災害によりそれがどのように動いたかを検討し、捜索の重点を定め、効果的な捜索に努める。

⑶　捜索場所が河川・湖沼等の場合

ア　平素の水流、湖沼等の実情をよく調査する。

イ　災害時には、どのような状況を呈していたかよく確認する。

ウ　合理的・経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか移動経路をよく検討し、捜索を推進するものとする。

⑷　広報活動

捜索をより効果的に行うため、捜索地域内はもちろん広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行うこととする。

５　行方不明者発見後の処理・収容

⑴　負傷者の収容

市捜索隊が捜索の結果、負傷者・病人等救護を要する者を発見したとき、又は警察及び第十管区海上保安本部より救護を要する者の引渡しをうけたときは、速やかに医療機関に収容するものとする。

⑵　死体の収容

市捜索隊が捜索の結果、災害による死体を発見したとき、市長は、警察署長又は海上保安部署長に通報し、警察官又は海上保安官による死体調査及び検視を受け、その後、遺族等の引取人への引渡し又は収容器具により直ちに予定された寺院・公民館・学校等の死体収容所に収容するものとする。

⑶　医療機関との連携

捜索に関しては、負傷者の救護、死体の検索等が円滑に行われるように関係の医療機関と緊密な連絡を前もってとるようにする。

６　死体の処理

⑴　死体の状況が比較的正常であり、かつ、引取人である遺族等の申出があった場合は、直ちに遺族等に引渡すものとする。

⑵　死体の識別が困難なとき、感染症予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ死体の洗浄、縫合、消毒等の処置を実施するものとする。

７　死体の埋葬

⑴　身元の判明しない死体、又は死体の引取人である遺族等が判明していても災害時の混乱で死体を引取ることができないもの、並びに災害時の混乱の際死亡したもので、各種事情により埋葬できないものに

対して埋葬を行うものとする。

⑵　埋葬は、一時的混乱期であるので応急的仮葬とし、そのときの状況により火葬又は土葬等の方法によるものとする。

≪資料編　6-4 火葬場、6-5 埋葬予定地≫

８　災害救助法による救出死体の捜索及び収容、埋葬

災害救助法による救出死体の捜索及び収容、埋葬は、県の災害救助法施行細則の基準に準じ災害の規模等を参考にその都度定めるものとする。

第 25 節　応急仮設住宅の応急修理計画

本計画は、災害により住宅を失い、又は破損したため、自立で応急対策を実施できない者に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を実施する者の住宅応急対策計画である。

１　住宅の供給体制の整備

大規模な地震・津波災害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、市は県と連携し、住宅の供給体制の整備に努める。

⑴　市は、県と連携し、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、県営や市営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。

⑵　市は、県と連携し、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との協定に基づき、速やかに、組立式住宅等を確保する体制を整える。

⑶　市は、応急仮設住宅等への入居基準について、あらかじめ定めておく。

⑷　市は、県と連携し、国・県で確保している応急仮設住宅用資材を円滑に調達ができるように、入手手続等を整えておく。

２　実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理は、市長が行う（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）。

応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理の計画、入居等は民生対策部救助班で行い、建築・修理の実施は、土木対策部建築班で行う。

３　応急仮設住宅入居者

⑴　応急仮設住宅入居者

応急仮設住宅入居者に入居収容する被災者は、災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力で住宅を得ることができない者とする。

⑵　応急仮設住宅の建築方法

応急仮設住宅の建築は、民生対策部救助班の要請により、土木対策部建築班で行う。建築方法は外注とし、原則として競争入札とする。

資材は、原則として請負業者が負担することとするが、災害の状況により請負業者による調達が不可能な場合は、資材の支給又は資材のあっせん調達を行うものとする。

４　住宅の応急修理

⑴　応急修理の対象者

住宅の応急修理の対象者は、災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力で応急修理をすることができない者とする。

⑵　応急修理の方法

応急修理は、居室・炊事場・便所等日常生活に欠くことのできない部分を対象とし、応急仮設住宅の建築方法に準じて修理を行う。

５　建築用地の決定

応急仮設住宅の建築地は、旧被災住宅地とするが、被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は、適当な地を貸与するものとする。

≪資料編　5-9 応急仮設住宅候補地≫

６　建築資材の調達

応急仮設住宅の建築及び応急修理に必要な建築資材は、おおむね次の関係業者より調達する。

なお、関係業者からの調達が不能の場合は、知事（社会福祉課）に対し、調達あっせんを要請し、資材の確保を図る。

調達先	所在地	電話
ハマモト産業	西之表市城	22-0240
牛　嶋　産　業	西之表市洲之崎	22-0296

７　応急仮設住宅

市は、速やかに用地確保が出来るように、応急仮設住宅の建築予定候補地を把握しておくものとし、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

応急仮設住宅の建築及び応急修理の戸数・規模・費用の限度・着工期間・入居者の選考及び供与期間は、災害救助法の基準に準じ災害の規模等を参考にその都度定めるものとするが､候補地は次のとおりである。

≪資料編　5-9 応急仮設住宅候補地≫

８　災害救助法による応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建築、供与及び住宅の応急修理は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

９　被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

第 26 節　文教対策計画

本計画は、文教施設の被災及び小・中学校児童生徒の被災に対処して応急教育の確保を図るためのものである。

１　実施責任者

災害時における文教に関する実施責任は、おおむね次のとおりとする。

⑴　市立小・中学校その他市立文教施設の災害応急復旧は、市長が行う。

⑵　市立小・中学校児童、生徒に対する応急教育は、市教育委員会が行う。

⑶　災害発生時の学校内の応急措置は、各学校が行う。

２　応急教育対策

⑴　休校措置

ア　大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置を取るものとする。

イ　休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線その他の方法により児童生徒に周知させるものとする。

ウ　休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて地域担当教師が各地域の安全な場所まで誘導して帰宅させる。

⑵　学校施設の確保

ア　被害の程度により応急措置のできる範囲のときは、できるだけ速やかに修理し、施設の確保に努める。

イ　校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。

ウ　校舎の全部又は大部分が利用できない場合

公民館等の公共施設又は隣接学校の校舎等を利用する。

エ　応急仮設校舎の建設を検討する。

オ　市内全域が被害を受けるなど市内で施設の確保が困難なときは、県教育事務所を通じて、県教育委員会に施設の斡旋を要請する。

カ　学校別の応急教育の予定場所

≪資料編　5-8 学校別応急教育予定場所≫

⑶　教育職員の確保

市教育委員会は、教育職員の被災状況を把握し、教育職員が不足する場合は、次の方法により教育職員の確保を図るものとする。

ア　学校内操作

欠員が少数の場合は、学校内で操作する。

イ　市内操作

学校内操作が困難なときは、県教育事務所の指導の下、市内学校間において操作する。

ウ　市内操作が困難なときは、県教育事務所を通じ、県教育委員会に他市町村から操作を要請する。

⑷　応急教育の留意点

ア　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないよう留意する。

イ　教育場所が公民館等学校外施設によるときは、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。

ウ　通学道路その他の被害に応じ通学等に当たっての危険防止を指導する。

エ　学校が避難所に利用される場合には、収容者と児童、生徒がそれぞれに支障とならないよう指導する。

オ　授業が不可能な事態が予想されるときは、児童・生徒に対し、自習・勉学の方法・量等を周知徹底する。

３　教科書及び学用品の給与

⑴　給与の対象者

学用品の給与対象者は、住家が全・半壊（焼）又は床上浸水により喪失し、就学上支障のある小・中学校児童生徒とする。

⑵　調達及び給与の方法

市教育委員会は、学校長と緊密な連携を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査し、把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。なお、学用品の調達が困難な場合は、県教育委員会に調達斡旋を要請する。

⑶　給与品目及び費用等

教科書及び学用品の給与品目・費用及び期間は、災害救助法の基準に準じ災害の規模等を参考にその都度定めるものとする。

⑷　学用品の調達先は、次のとおりである。

調達先	所在地	電話	品名
和　田　書　店	西之表市東町	22-1325	学用品
一　　正　　堂	西之表市東町	22-0251	学用品
東　　京　　堂	西之表市中目	22-0387	学用品
逆 瀬 川 書 店	西之表市東町	22-1537	学用品
種子島総合事務機	西之表市松畠	23-2046	学用品

⑸　災害救助法による教科書及び学用品の給与

災害救助法による教科書及び学用品の給与は、県の災害救助法施行規則の定めるところによる。

４　文化財に関する事前措置

市は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を、次のとおり行う。

⑴　防火管理の体制を整備する。

ア　防火管理者のもと適切な火元責任者を定め、担当責任を明らかにする。

イ　防火委員会を設けて、計画的な防火管理を行う。

ウ　防火講習会、研究会に参加して防火意識の習得に努める。

エ　文化財防火デー（1 月 26 日）を設定し、防災訓練等を実施するなど防火意識の高揚を図る。

⑵　施設内の整理整頓を図る。

⑶　火気の使用を制限する。

ア　火気の使用は、一定の場所を定める。

イ　指定建造物の周囲では、喫煙、たき火等を絶対に禁止する。

⑷　火災危険の早期発見と警戒に努める。

ア　定期的に防火診断を受ける。

イ　防火管理者・火元責任者の自主検査を実施する。

⑸　火災の起こりやすい器具等に注意する。

たばこ、たき火、灯明、ローソク、線香、取り灰、火消しつぼ、火ばち、こたつ、こんろ、かまど、煙突、電気配線、電気器具、石油ストーブ、石油こんろ、プロパン器具

⑹　次の消防に関する計画を作成するとともに、自衛消防隊を組織し、訓練を行う。

ア　防火管理計画

イ　消火・通報・避難訓練計画

第 27 節　農林水産業災害の応急対策

地震・津波災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。このため、農林水産物等の被害の拡大防止対策を実施する。

１　農産物対策

市は、災害による農産物の被害拡大を防止するために、作物ごとに事前・事後措置について、被災農家に対して実施の指導にあたるものとする。

２　林水産物等対策

市は、災害による林水産物の被害拡大を防止するために、被災林業、漁家に対して実施の指導にあたるものとする。

第 28 節　上水道施設の応急対策

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋梁の流失等に伴う配水管の破壊等が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

１　応急対策要員の確保

水道事業者たる市は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

２　応急対策用資機材の確保

水道事業者たる市は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者等から緊急に調達する。

３　応急措置

⑴　災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。

⑵　施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。

⑶　配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。

⑷　施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄・消毒を行い、水の消毒を強化して給水する。

⑸　施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに、施設の応急的な復旧に努める。

⑹　施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他町からの給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について住民への周知を徹底する。

第 29 節　道路・河川等の公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施するうえで大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

１　道路・橋梁等の応急対策

⑴　災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

⑵　応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

≪資料編 5-10 緊急輸送道路≫

２　河川・砂防・港湾・漁港の応急対策

⑴　海岸保全施設

海岸保全施設が洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

⑵　河川管理施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

⑶　港湾漁港施設

洪水・高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

≪資料編　6-1 港湾の状況、6-2 漁港の状況≫

⑷　砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、崖崩れ等により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第４章　地震・津波災害復旧計画

第１節　公共土木施設等の災害復旧

１　災害復旧事業等の計画策定

本市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、早期復旧に努めるものとする。

２　災害復旧事業等の実施要領

⑴　災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県又は国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。

⑵　査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。

⑶　緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画をたてる。

また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

⑷　災害復旧に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲との関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧ができるよう提案する。

⑸　査定終了後は、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に終了するよう施行の促進を図る。

⑹　査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により事業推進を図っていく。

⑺　大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。

⑻　災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。

⑼　大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

３　激甚災害の指定

⑴　激甚災害に関する調査

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

⑵　特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部直に提出する。

第２節　被災者の災害復旧・復興支援

１　被災者の生活相談等

⑴　市

被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。

また、市は必要に応じて国の特別行政評価局・行政評価事務所に設置された特別行政相談窓口及び「特別行政相談所」と協力して被災者からの相談・問い合わせに対応する。

⑵　消防署

発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署等に、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談にあたる。

ア　被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底

イ　電気、ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底

ウ　危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化

エ　火災によるり災証明等各種手続きの迅速な実施

２　借地借家制度の特例の適用に関する事項

⑴　り災都市借地借家臨時措置法の適用手続

ア　り災都市借地借家臨時措置法第 25 条の２の災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し、所要の申請を行う。

イ　市長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あてに２部提出する。

(ｱ)　市の面積

(ｲ)　り災土地の面積

(ｳ)　市の建物戸数

(ｴ)　滅失戸数

(ｵ)　災害の状況

(ｶ)　その他（り災土地中、借地の比率及び滅失建物中、借家の比率等もできれば記載する。）

⑵　法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく、借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

３　支援金・見舞金等の支給

⑴　被災者生活再建支援金の支給（実施主体：県）

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活

の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

⑵　災害弔慰金の支給（実施主体：市）

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

⑶　災害障害見舞金の支給（実施主体：市）

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって負傷又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

⑷　県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

⑸　県単住家災害見舞金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

４　税の減免措置

⑴　税の徴収猶予

ア　市長は、地方税法第 15 条の規定に基づき、市税の納税者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めたときは、納税者の申請により１年以内の範囲で、市税の徴収猶予を行う。

イ　地方税法第 20 条の５の２の規定に基づく市の災害による市税の納入等の期限延長に関する関係条例により、市長は、災害による被災者のうち、市税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

⑵　税の減免

市長は、市税の減免に関する条例の規定により、災害による被災者のうち市税の減免を必要と認める者に対し、市税の減免を行う。

５　被災者への融資措置

⑴　生活福祉資金（災害援護資金）

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更正のために必要な資金の融資を行うものである。

⑵　災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

６　住宅資金の融資

⑴　災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために当該災害発生の日から２年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融公庫が融資するものである。

⑵　一般個人住宅の災害特別貸付

一般災害により住宅を失ったときで、自費で建設することができず住宅金融公庫から資金を借入れて住宅を建設しようとする者に対して、住宅金融公庫が資金を融資するものである。

⑶　地すべり関連住宅融資

地すべり防止法により、自ら居住し、又は他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し、又は建設しようとする者で、自費で建設等ができず住宅金融公庫から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものである。

７　り災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や、り災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

８　被災者台帳の作成防災基本計画の修正

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第３節　農林水産業応急融資計画

本計画は、災害復旧のための融資措置として、農林水産業者に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともにあらゆる融資制度を活用して積極的な資金の斡旋指導を行うものとする。

１　天災融資法による経営資金及び事業資金（被災農業漁業者に対する経営資金・被災農林漁業組合に対する事業資金）

「天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対する融資を行う。

２　農林漁業金融公庫資金による災害資金（農業経営維持安定資金）

農林漁業金融公庫法に基づき、農林漁業金融公庫が被害農林漁業者等に対し資金の貸付けを行う。

３　農業振興資金（経営安定資金）

経営再建費・収入減補填費・農業施設災害復旧費で他の制度資金の対象とならない経費を融資する。

４　災害復旧つなぎ資金

天災資金、農業経営維持安定資金が貸付けられるまでのつなぎに要する資金

第４節　商工業関係の融資

災害等により経営に影響を受けている中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し、当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

１　緊急経営・災害対策資金

県内で引続き１年以上事業を行う中小企業者及び組合で、下記の要件のいずれかに該当するもの

⑴　激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律第 12 条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）の特例が適用された県内の災害により被害を受けたもの

⑵　災害救助法第２条に規定する県内の災害により被害を受けたもの

⑶　知事が特に認める災害により被害を受けたもの

沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・

平成 20 年 5 月 30 日修正
平成 21 年 6 月 10 日修正
平成 22 年 5 月 27 日修正
平成 23 年 5 月 26 日修正
平成 24 年 5 月 25 日修正
平成 25 年 3 月 21 日修正
（一般災害対策編へ編名変更）
（資料編へ編名変更）
（地震・津波災害対策編策定）
平成 26 年 3 月 20 日修正
平成 28 年 1 月 26 日修正
平成 30 年 3 月 26 日修正

西之表市地域防災計画

《資　料　編》

西之表市防災会議

【　目　次　】

1　防災組織に関する資料
1-1　西之表市防災会議条例・・・ 1
1-2　西之表市防災会議委員・・・ 2
1-3　西之表市災害対策本部条例・・ 3
1-4　西之表市災害対策本部規程・・ 4
1-5　西之表市災害警戒本部設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

2　連絡体制
2-1　防災関係機関一覧・・・ 8
2-2　医療機関等・・ 9
2-3　各学校の電話番号・受領責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
2-4　無線通信施設・・ 11
2-5　衛星携帯電話の整備状況・・・ 12

3　危険箇所等
3-1　土石流危険渓流Ⅰ・・・ 13
3-2　土石流危険渓流Ⅱ・・・ 14
3-3　土石流危険渓流Ⅲ・・・ 14
3-4　急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ・・・ 15
3-5　急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ・・・ 17
3-6　急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ・・・ 19
3-7　「土砂災害防止法」の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域・・・ 20
3-8　土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域)指定一覧(箇所別)・・・・・・・・・ 20
3-9　山腹崩壊危険地区・・・ 30
3-10 山腹崩壊土砂流出危険地区・・ 32
3-11 火災危険地域・・ 33
3-12 落石危険箇所・・ 34
3-13 災害時の道路状況・・・ 35
3-14 高潮危険地域・・ 36

4　消防分団
4-1　消防分団・・・ 37

5　避難場所等
5-1　指定緊急避難施設一覧・・・ 38
5-2　指定避難施設一覧・・・ 39
5-3　福祉避難所施設一覧・・ 40
5-4　避難路一覧・・ 40
5-5　避難地一覧・・ 40
5-6　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書・・・・・・・・・・ 41
5-7　ヘリコプター発着予定地・・・ 46
5-8　学校別応急教育予定場所・・・ 47

5-9　応急仮設住宅候補地・・・ 48
5-10 緊急輸送道路・・ 49
5-11 受援先施設一覧・・ 49

6　施設等
6-1　港湾の状況・・ 50
6-2　漁港の状況・・ 50
6-3　ごみ処理・下水処理施設等・・ 51
6-4　火葬場・・・ 51
6-5　埋葬予定地・・ 51
6-6　埋立処分施設・・ 51
6-7　危険物の貯蔵箇所・・・ 52
6-8　消防施設の現状・・・ 54
6-9　救助用具の現状・・・ 55

7　広報に関する資料
7-1　住民向け広報案文・・・ 57
7-2　災害時における放送要請に関する協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

8　応援協定等
市と事業者等が締結している災害に関する協定等の状況 69
8-1　災害時における電力復旧等に関する協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
8-2　鹿児島県消防相互応援協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
8-3　西之表市と中種子町における非常備消防相互応援協定・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
8-4　災害時における無線による情報伝達に関する協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
8-5　鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
8-6　災害時における応急生活物資（ＬＰガス等）の供給に関する協定書・・・・ 96
8-7　種子島地区水道協議会災害時相互応援協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
8-8　大規模災害時における応急対策に関する細目協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
8-9　種子島における大規模な災害時の応援に関する協定書・・・・・・・・・・・・・・ 103
8-10 友好都市大規模災害時における相互応援に関する協定・・・・・・・・・・・・・・ 108
8-11 姉妹都市大規模災害時における相互応援に関する協定・・・・・・・・・・・・・・ 110
8-12 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
8-13 災害発生時における西之表市と西之表市内郵便局の協力に関する協定 120
8-14 津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定・・・・・・・・ 122
8-15 津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定・・・・・・・・ 124
8-16 津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定・・・・・・・・ 126
8-17 災害時における基幹業務処理の相互支援体制に関する協定書・・・・・・・・ 128

9　その他
9-1　西之表市災害時要援護者支援制度実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
9-2　孤立化集落対策マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132
9-3　防災行政無線・衛星携帯の使用方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
9-4　非常災害使用許可申請書・・・ 136
9-5　地区防災計画・・・ 138

1　防災組織に関する資料

1-1　西之表市防災会議条例

昭和38年４月１日条例第10号
〔注〕平成19年３月から改正経過を注記した。
改正
昭和63年４月１日条例第12号
平成12年３月31日条例第４号
平成19年３月30日条例第16号
平成24年９月28日条例第21号

西之表市防災会議条例

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、西之表市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　西之表市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

（２）　鹿児島県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

（３）　鹿児島県警察の警察官のうちから市長が任命する者

（４）　市長がその部内の職員のうちから指名する者

（５）　教育長

（６）　熊毛地区消防組合消防本部消防長及び消防団長

（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

（８）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

（９）　その他特に必要と認め、市長が任命する者

６　前項の委員の定数は、30人以内とする。

７　第５項第７号から第９号までに規定する委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、市の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和63年４月１日条例第12号）

この条例は、昭和63年４月１日から施行する。

附　則（平成12年３月31日条例第４号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年９月28日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-2　西之表市防災会議委員

	区　　分	機関における職名	連絡先
1	会　　長	西之表市長	０９９７－２２－１１１１
2	条例第３条第５項第１号	鹿児島地方気象台	０９９－２５０－９９１１
3	〃	種子島海上保安署長	０９９７－２２－０１１８
4	条例第３条第５項第２号	熊毛支庁長総務企画部長	０９９７－２２－０００１
5	〃	熊毛支庁建設部長	０９９７－２２－０８１０
6	〃	熊毛支庁保健福祉環境部長	０９９７－２２－１１３８
7	条例第３条第５項第３号	種子島警察署長	０９９７－２２－０１１０
8	条例第３条第５項第４号	西之表市副市長	０９９７－２２－１１１１
9	〃	西之表市総務課長	〃
10	〃	西之表市行政経営課長	〃
11	〃	西之表市経済観光課長	〃
12	〃	西之表市市民生活課長	〃
13	〃	西之表市税務課長	〃
14	〃	西之表市健康保険課長	〃
15	〃	西之表市農林水産課長	〃
16	〃	西之表市建設課長	〃
17	〃	西之表市福祉事務所長	〃
18	〃	西之表市水道課長	〃
19	〃	西之表市教委総務課長	〃
20	条例第３条第５項第５号	西之表市教育委員会教育長	〃
21	条例第３条第５項第６号	熊毛地区消防組合消防本部消防長	０９９７－２２－０１１９
22	〃	西之表市消防団長	
23	条例第３条第５項第７号	ＮＴＴ西日本鹿児島支店	０９９－２２７－７６８９
24	〃	九州電力熊毛配電事業所長	０９９７－２３－３５４１
25	〃	いわさきコーポレーション	０９９７－２２－０４５０
26	〃	熊毛地区医師会長	０９９７－２３－２５４８
27	条例第３条第５項第８号	市丸グループ	０９９７－２２－１０１１
28	〃	共同フェリー運輸	０９９７－２２－１２３４
29	〃	西之表市区長会代表	０９９７－２２－２３５６
30	〃	鹿児島県建設業協会種子島支部支部長	０９９７－２２－０９３５

（平成３０年３月２６日現在）

1-3　西之表市災害対策本部条例

西之表市災害対策本部条例

昭和38年４月１日条例第11号
〔注〕平成19年３月から改正経過を注記した。
改正
昭和38年４月１日条例第11号
平成24年９月28日条例第21号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、西之表市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。
一部改正（平成24年条例21号）
（組織）
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。
４　部長は、部の事務を掌理する。
（雑則）
第４条　前３条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成８年３月28日条例第11号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成24年９月28日条例第21号）
この条例は、公布の日から施行する。

1-4　西之表市災害対策本部規程

西之表市災害対策本部規程

平成15年３月31日訓令第８号
改正
平成16年４月１日条例第２号
平成17年６月30日条例第８号
平成19年３月30日条例第３号
平成20年３月31日条例第５号
平成21年５月15日条例第10号
平成22年３月30日条例第５号

（趣旨）
第１条　この訓令は、西之表市災害対策本部条例（昭和38年西之表市条例第11号）第４条の規定に基づき、西之表市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（副本部長及び本部員）
一部改正（平成19年訓令３号）
第２条　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。
２　災害対策本部員は、課等（西之表市部課設置条例（昭和34年西之表市条例第175号）第２条に規定する課、会計課、水道課、福祉事務所、教育委員会事務局に置く課及びこれらに相当する組織をいう。）の長、熊毛地区消防組合消防長その他災害対策本部長（以下「本部長」という。）が指名した者をもって充てる。
一部改正（平成17年訓令８号・19年３号）
（災害対策要員）
第３条　本部に災害対策要員を置く。
２　災害対策要員は、市の職員及び熊毛地区消防組合の職員をもって充てる。
３　災害対策要員は、上司の命を受け、災害対策事務に従事する。
（本部会議）
第４条　本部に本部会議を置く。
２　本部会議は、本部長、副本部長及び各対策部長（次条に規定する対策部の長をいう。）で構成する。
３　本部会議は、本部長が必要に応じ招集する。
（対策部）
第５条　本部に、対策部を置く。ただし、災害の種別等により本部長が別に指示したときは、この限りでない。
２　前項に定めるもののほか、本部長は必要があると認めるときは、臨時に対策部を置くことができる。
３　各対策部に部長を置く。
４　対策部に部長付を置くことができる。
（班）
第６条　各対策部に、その事務を分掌させるため、班を置く。
２　前項に定めるもののほか、本部長は必要があると認めるときは、臨時に班を置くことができる。
３　班に班長を置く。
４　班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理する。
（各対策部及び各班の組織）
第７条　各対策部及び班の組織は、前２条に定めるもののほか別に定める。
（本部会議の協議事項）
第８条　本部会議において協議する事項は、次のとおりとする。
⑴　災害予防及び災害応急対策の実施に関する重要な事項
⑵　その他本部長が必要と認める事項
（各対策部及び各班の所掌事務）
第９条　各対策部及び各班の所掌事務は、それぞれ別表に掲げるとおりとする。
（配備の指定）
第10条　本部長は、本部を設置したとき又は本部設置後状況の変化によって配備の規模を変更する必要が生じたときは、配備の規模を指定し、又は変更する。
（配備の規模）
第11条　配備は、次に掲げる第１配備から第３配備までとし、対策部の配備要員の数は、本部長が別に定めるものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、配備要員の数を変更することができる。
⑴　第１配備　比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生した場合又はその発生のおそれのある場合
⑵　第２配備　相当の災害が発生し、又はその発生のおそれのある場合

⑶　第３配備　全地域にわたり大きな災害が発生し、又はその発生のおそれのある場合
（配備要員）
第12条　各対策部長は、毎年度、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指定し、配備要員名簿を作成して総務対策部長に提出しなければならない。
（非常招集）
第13条　本部総務班長は、職員が勤務に服していない日又は時間に非常災害が発生し、又はそのおそれがあり、本部が設置された場合は、その旨及び第11条に規定する配備の規模を各対策部長に通知しなければならない。
２　前項の通知を受けた各対策部長は、部内の配備要員に対し、その内容を通知しなければならない。
３　前項の通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につかなければならない。
４　職員は、勤務に服していない日又は時間に非常災害が発生し、又はそのおそれがあり、本部の設置が予測される場合においては、前項の通知を受けるまでもなく自らが属する対策部の長等に配備につく必要があるか確認するよう努めなければならない。
５　各対策部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておかなければならない。
（災害報告）
第14条　災害が発生した場合（災害が発生するおそれのある状態を含む。）は、各対策部長は、それぞれの所管に係る災害状況を本部長に報告するとともに、総務対策部長を通じて鹿児島県出先機関その他応急対策実施機関に通報するものとする。
（災害報告の種類）
第15条　災害報告は、次に掲げる区分による。
⑴　災害速報　災害発生後、直ちになすべき報告及び更に災害が続けて発生し、又は災害調査の結果判明した新しい状況を速やかになすべき報告をいう。
⑵　確定報告　災害状況が確定したとき提出する文書による報告をいう。
（災害調査班）
第16条　本部長は、必要があると認めるときは、現地に災害調査班（以下「調査班」という。）を派遣するものとする。
２　調査班に班長を置き、本部長が指名する。
３　調査班長は、調査を終えたときは、速やかに調査内容を所管するそれぞれの対策部の長及び総務対策部長に報告しなければならない。
４　総務対策部長は、前項の調査報告を取りまとめ、本部長に報告しなければならない。
（災害調査員）
第17条　本部長は、災害の状況を調査する災害調査員をあらかじめ指定しておくものとする。
（雑則）
第18条　本部を設置するに至らない場合の災害対策については、それぞれ本部設置の場合に準じて所管事務を処理しなければならない。
（委任）
第19条　この訓令に定めるもののほか、各対策部の運営に必要な細目については、各対策部長が定めるものとする。

附　則
この訓令は、平成15年４月１日から施行する。
附　則（平成16年４月１日訓令第２号）
この訓令は、平成16年４月１日から施行する。
附　則（平成17年６月30日訓令第８号）
１　この訓令は、平成17年７月１日から施行する。
２　この訓令の施行の際、現に存するこの訓令による改正前の様式等については、残存するものに限り、必要な補正をして使用することができる。
附　則（平成19年３月30日訓令第３号）
この訓令は、平成19年４月１日から施行する。
附　則（平成20年３月31日訓令第５号）
この訓令は、平成20年４月１日から施行する。
附　則（平成21年５月15日訓令第10号）
この訓令は、平成21年５月15日から施行する。
附　則（平成22年３月30日訓令第５号）
この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

1-5　西之表市災害警戒本部設置要綱

西之表市災害警戒本部設置要綱

平成５年３月22日条例第10号
〔注〕平成18年３月から改正経過を注記した。
改正
平成15年３月31日条例第38号
平成18年３月31日条例第41号
平成19年３月30日条例第41号
平成22年３月30日条例第46号
平成23年３月31日条例第52号

（趣旨）
第１条　この要綱は、気象警報、洪水警報等が発表され、市内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき「西之表市災害対策本部」設置前の段階として設置する西之表市災害警戒本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
（本部の構成）
第２条　本部に本部長、副本部長及び本部員を置き、本部長は副市長、副本部長は総務課長、本部員は防災消防係長をもって充てる。
２　本部に災害警戒要員を置き、総務課の職員をもって充てる。
一部改正（平成18年告示41号・19年41号・22年46号・23年52号）
（本部の所掌事務）
第３条　本部の所掌事務は、次の各号に定めるとおりとする。
⑴　災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
⑵　防災関係機関等との連絡調整に関すること。
⑶　その他災害対策に必要なこと。
一部改正（平成18年告示41号）
（本部の警戒体制）
第４条　本部長は、本部を設置したときは、市長に報告し、課等の長に通知するとともに災害に対する警戒体制について指示又は要請するものとする。
２　前項の通知を受けた課等の長は、災害対策に必要な所要の措置を講ずるものとする。
（本部の解散）
第５条　本部長は、気象警報等が解除され、災害の危険が解消したと認めるときは本部を解散する。
２　災害対策本部が設置されたときは、本部は解散する。
（雑則）
第６条　この要綱に定めるもののほか、災害警戒本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則
この要綱は、平成５年４月１日から施行する。
附　則（平成15年３月31日告示第38号）
この要綱は、平成15年４月１日から施行する。
附　則（平成18年３月31日告示第41号）
この要綱は、平成18年４月１日から施行する。
附　則（平成19年３月30日告示第41号）
この要綱は、平成19年４月１日から施行する。
附　則（平成22年３月30日告示第46号）
この要綱は、平成22年４月１日から施行する。
附　則（平成23年３月31日告示第52号）
この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

災害警戒本部組織図

本部長	副市長
副本部長	総務課長
本部員	防災消防係長

警戒要員	防災消防担当職員　　無線管理者

2　連絡体制

2-1　防災関係機関一覧

分類	機関名	郵便番号	住所	電話番号
市	西之表市役所	891-3193	西之表市西之表７６１２	０９９７－２２－１１１１
消防	熊毛地区消防組合消防本部	891-3116	西之表市鴨女町２４８	０９９７－２３－０１１９
	西之表消防署	891-3116	西之表市鴨女町２４８	０９９７－２２－０１１９
県	危機管理防災課	890-8577	鹿児島市鴨池新町１０－１	０９９－２８６－２２５６
	熊毛支庁総務企画課	891-3192	西之表市西之表７５９０	０９９７－２２－０００１
	熊毛支庁建設部	891-3192	西之表市西之表７５９０	０９９７－２２－０８１０
	熊毛支庁保健福祉環境部	891-3192	西之表市西之表７５９０	０９９７－２２－１１３８
	熊毛支庁（夜間・休日）	891-3192	西之表市西之表７５９０	０９９７－２２－１１３１
県警	種子島警察署	891-3101	西之表市西之表１６３８１－９	０９９７－２２－０１１０
	西之表交番	891-3115	西之表市天神町５－１７	０９９７－２３－０４０９
	国上駐在所	891-3222	西之表市国上２２６１－１	０９９７－２８－０００４
	現和駐在所	891-3103	西之表市現和６２３２－６	０９９７－２５－０００４
	古田駐在所	891-3431	西之表市古田１１７３－２	０９９７－２３－８５７７
自衛隊	海上自衛隊第１航空群	893-0064	鹿屋市西原３－１１－２	０９９４－４３－３１１１
	陸上自衛隊第１２普通科連隊	899-4322	霧島市国分福島２－４－１４	０９９５－４６－０３５０
海上保安	鹿児島海上保安部	892-0822	鹿児島市泉町１８－２－５０	０９９－２２２－６６８０
	種子島海上保安署	891-3101	西之表市西之表１６３１４－６	０９９７－２２－０１１８
指定地方行政機関	鹿児島地方気象台	890-0068	鹿児島市東郡元町４－１	０９９－２５０－９９１１
指定地方公共機関	ＮＴＴ西日本鹿児島支店	892-0833	鹿児島市松原町４－２６	０９９－２２７－７６８９
	九州電力熊毛配電事業所	891-3116	西之表市鴨女町２１１－１	０９９７－２３－３５４１
	いわさきコーポレーション	891-3101	西之表市西之表６９７４	０９９７－２２－０４５０
	熊毛地区医師会	891-3112	西之表市栄町２	０９９７－２３－２５４８

2-2　医療機関等

【医科】

名称	所在地	電話	診療科目	病床数
種子島産婦人科医院	西之表 9952-1	22-0260	産婦人科	17
中目医院	西之表 7188	23-0350	内科、外科、眼科、泌尿器科、心臓	16
井元医院	東町 20	22-0075	内科、神経内科	19
松崎医院	西町 6976-2	23-2455	内科、胃腸科	19
せいざん病院	住吉 3363-2	28-3331	精神科、内科	130
田上病院	西之表 7463	22-0960	内科、外科、整外科、小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経科、眼科、循環器科、麻酔科、放射線科、心療内科、消化器内科、呼吸器科、リウマチ科、リハビリテーション科	204
西之表保健所	西之表 7590	22-0777	内科	
百合砂診療所	鴨女町 98	28-3901	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	

【歯科】

名称	所在地	電話
阿世知歯科医院	西之表 7162	22-0522
ヨシヲ歯科医院	西之表 9962	23-1895
池村歯科医院	東町 7060-5	22-0919
えのもと歯科医院	西町 7066	22-2525
なかむら歯科医院	鴨女町 217-6	22-2418
中目医院（歯科）	西之表 7188	23-0350
あこう歯科医院	西之表 8059-1	24-3255
ならはら歯科クリニック	西之表 10171-1	23-3118

【薬局】

名称	所在地	電話
ギンザ薬局	西町 7087	22-0140
のぞみ薬局	西之表 7465-10	23-2861
新星薬局松畠支店	西之表 7465-5	24-3235
わかば薬局	西之表 7186-1	23-1217
ミドリ薬品	鴨女町 209-9	23-5515
ドラッグストア マツモトキヨシ	西之表 10440-1	23-5557
ドラッグストア　モリ	西之表 16388-1	23-3266
新星薬局	東町 141	22-1261

2-3　各学校の電話番号・受領責任者

学校名		電話番号	受領責任者	備考
小学校	榕城小学校	０９９７－　　２２－００１０	校長	
	上西小学校	０９９７－　　２２－０５７４	〃	
	下西小学校	０９９７－　　２２－０３７９	〃	
	国上小学校	０９９７－　　２８－０００１	〃	
	伊関小学校	０９９７－　　２８－０２２６	〃	
	安納小学校	０９９７－　　２５－０６６３	〃	
	現和小学校	０９９７－　　２５－０００３	〃	
	安城小学校	０９９７－　　２３－７３７２	〃	
	立山小学校	０９９７－　　２２－１１１１	教育委員会総務課長	休校
	古田小学校	０９９７－　　２３－８９１０	校長	
	住吉小学校	０９９７－　　２３－８３０２	校長	
中学校	種子島中学校	０９９７－　　２３－５２００	校長	

2-4　無線通信施設

設置場所	所在地	電話番号	局種	周波数	通信相手
西之表市役所	中目	２２－１１１１	固定 移動	MHz 149.65 MHz	西京浄水場 公用車（水道課専用）
熊毛支庁	中目	２２－０００１	固定 移動	ー —	
種子島警察署	瀞泊	２２－０１１０	固定 移動	ー —	県内警察署
九州電力熊毛配電事業所	鴨女町	２３－３５４１	固定 移動	148.73 MHz 148.73 MHz	鹿児島支店
種子島漁協	西町	２２－０６２０	固定 移動	27.524 KHz 27.884 KHz	所属船舶
鹿児島銀行種子島支店	東町	２２－１２４１	固定 移動	1621.35 KHz 1626.5 KHz	鹿児島銀行本店
鹿商海運	西町	２２－１３５５	固定 移動	154.61 MHz 154.57 MHz	船舶固定局
消防署	鴨女町	２２－０１１９	固定 移動	— —	消防署
市丸タクシー	東町	２２－１０１０	固定 移動	MHz 450.89375 MHz	タクシー
はやしタクシー	西町	２２－１４１１	固定 移動	—	タクシー

2-5　衛星携帯電話の整備状況

番号	設置場所	所在地	電話番号	備考
1	西之表７６１２	市役所	０８０－８３６７－６０９５	総務課
2	西之表７６１２	市役所	０９０－３０２４－４６５８	農林水産課
3	鴨女町２４８	消防署	０９０－３０２４－４６２８	
4	国上１２９－９１	大久保	００１０１０－８８１６－２３４１－０７１９	充電用発電機有
5	国上３８３７－１３	上古田	００１０１０－８８１６－２３４１－０７３０	充電用発電機有
6	安城３４８６－３０８	千段峯	００１０１０－８８１６－２３４１－０７３２	充電用発電機有

番号３～６はイリジウム衛星携帯電話のため、固定・携帯から電話をかける場合の電話番号であり、他の通信機器で電話をかける場合は電話番号が異なる場合があります。

3　危険箇所等

3-1　土石流危険渓流Ⅰ

土石流危険区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する渓流

番号	渓流名	字	民家戸数	未重複民　家	公共施設	災弱施設	施設名称	避難場所
1	御牧の小川	御牧	3		1		公民館	立山小学校
2	安城の小川	上之町	8					安城小学校
3	平田の小川	平田	2			1	老人保健施設わらび苑	平田公民館
4	安納川第１	安納	4		2	1	安納小学校 西之表安納郵便局 双葉保育園	安納区長事務所
5	安納第１	安納			1		農水省九州農業試験所	軍場公民館
6	軍場第３	軍場	8	8				軍場公民館
7	軍場第１	軍場	8	8				軍場公民館
8	軍場第２川	軍場	9					軍場公民館
9	浜脇川	浜脇	6		1		民宿中畠	浜脇公民館
10	湊の小川	湊	26		1		湊公民館	久保田公民館
11	久保田川	久保田	8					久保田公民館
12	大崎の小川	大崎	7					花里崎公民館
13	大広野川	大広野	1		1		民宿居酒屋珊瑚礁	花里崎公民館
14	玉川	納曽	5			1	多愛病院	東町公民館
15	津久川	城	23					鴨女町公民館
16	城第２の小川	城	6					鴨女町公民館
17	能野第４の小川	下能野	18		1		下能野公民館	能野漁民研修施設

3-2　土石流危険渓流Ⅱ

土石流危険区域内に人家が 1～4 戸ある場合の当該区域に流入する渓流

番号	渓流名	字	民家戸数	未重複民　家	公共施設	災弱施設	施設名称	避難場所
1	安城第２	安城	1	1				安城小学校
2	安城第１	安城	1	1				安城小学校
3	平山の小川	平山	1					平山公民館
4	本立の小川	本立	1					桃園公民館
5	石堂第１	石堂	1					桃園公民館
6	安納第２	安納	1					軍場公民館
7	軍場第４	軍場	1					軍場公民館
8	伊関第１	伊関	1					伊関営農研修施設
9	大崎第１	大崎	3					花里崎公民館
10	大広野第１	大広野	1					花里崎公民館
11	岳之田第１	岳之田	1					岳之田公民館
12	岳之田第２	岳之田	1	1				岳之田公民館
13	岳之田第３	岳之田	3	1				岳之田公民館
14	岳之田第４	岳之田	2					岳之田公民館
15	小牧野第１	小牧野	1	1				小牧野公民館
16	小牧野第２	小牧野	1	1	0	0		小牧野公民館
17	能野第１小川	上能野	1	1	0	0		能野漁民研修施設
18	能野第２小川	上能野	1	1				能野漁民研修施設
19	能野第３小川	能野里	3	3				能野漁民研修施設
20	能野第５小川	能野里	3	3				能野漁民研修施設

3-3　土石流危険渓流Ⅲ

土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流

該当なし

3-4　急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

傾斜度３０度以上，高さ５ｍ以上の急傾斜地において、がけ崩れの発生する危険性があり、被害想定区域内に人家が５戸以上等（５戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある箇所

番号	危険地域					住家数（戸）	危険地域の指定年月日	危険度	避難場所
	箇所名	場所	傾斜度（度）	長さ（m）	高さ（m）				
1	浦田３	国上　浦田	55	240	30	10		Ｂ８	浦田漁民センター
2	浦田	国上　浦田	48	310	25	18	S54.11.28	Ａ１１	浦田漁民センター
3	浦田２	国上　浦田	50	320	40	28	S62.5.1	Ａ１１	浦田漁民センター
4	湊	国上　湊	50	210	30	12		Ａ９	湊公民館
5	美浜	西之表　美浜町	34	196	13	9	S47.3.29	Ｂ１１	美浜児童センター
6	洲之崎２	西之表　洲之崎	30	90	10	14		Ｂ８	洲之崎公民館
7	洲之崎	西之表　洲之崎	50	300	13	74	S51.1.30	Ａ１２	洲之崎公民館
8	西町	西之表　西町	45	90	15	17	S46.3.22	Ａ１２	西町公民館
9	西町２	西之表　西町	50	220	13	24	H9.12.26	Ａ１０	西町公民館
10	松畠	西之表　松畠	55	200	11	19	指 S51.1.30 廃 H16.8.6	Ａ１２	松畠公民館
11	中目	西之表　中目	69	138	16	16	S47.9.29	Ａ１２	中目公民館
12	中目２	西之表　中目	55	150	6	8		Ａ９	中目公民館
13	中目３	西之表　中目	60	150	10	25		Ｂ１０	中目公民館
14	東町	西之表　東町	51	140	11	27	S47.9.29	Ｂ１２	東町公民館
15	新城	西之表　中目	70	330	15	35		Ａ８	中目公民館
16	納曽２	西之表　納曽	50	220	12	18		Ａ９	納曽公民館
17	納曽	西之表　納曽	44	180	15	27	指 S55.3.21 廃 H18.9.15	Ａ１２	納曽公民館
18	中野２	西之表　中野	50	200	15	68	H13.3.23	Ａ１２	中野公民館
19	天神	西之表　天神町	50	150	8	8		Ｂ５	天神町公民館
20	津久山	西之表　津久山	45	150	16	15		Ａ１０	城公民館
21	城	西之表　城	60	130	10	14	S51.11.17	Ｂ８	城公民館
22	城２	西之表　城	60	180	20	13	H9.12.26	Ａ８	城公民館
23	庄司浦１	現和　庄司浦	53	200	19	20	S57.3.15	Ａ１１	庄司浦公民館
24	庄司浦２	現和　庄司浦	60	390	20	21	S58.3.30	Ａ１１	庄司浦公民館
25	西俣	現和　西俣	50	100	10	6		Ａ４	西俣公民館
26	田之脇	現和　田之脇	60	350	20	15		Ａ８	田之脇公民館
27	浅川１	現和　浅川	55	200	15	16	S51.1.30	Ｂ１１	浅川公民館
28	浅川２	現和　浅川	70	220	15	12	S54.11.28	Ｂ８	浅川公民館
29	上能野	住吉　上能野	40	160	6	12		Ａ４	漁民研修センター
30	下能野	住吉　下能野	50	200	8	7		Ｃ４	下能野公民館
31	住吉	住吉　中之町	50	260	13	12	H13.4.6	Ａ６	住吉中央公民館
32	大崎	上西　大崎	60	200	18	6		Ｂ８	大崎公民館

番号	危険地域					住家数（戸）	危険地域の指定年月日	危険度	避難場所
	箇所名	場所	傾斜度（度）	長さ（m）	高さ（m）				
33	上之町	安城　上之町	60	200	20	9		Ｂ８	上之町公民館
34	浜脇３	伊関　浜脇	40	80	25	3			
35	上之原２	西之表　上之原	45	170	25	7			
36	小牧野１	西之表　小牧野	50	180	30	9			
37	中目５	西之表　中目	50	430	40	29			中目公民館
38	浦田４	国上　浦田	60	80	18	5			浦田漁民センター
39	池野２	西之表　池野	50	160	10	6			池野公民館
40	武部２	現和　武部	45	90	20	16			武部公民館
41	湊４	国上　湊	45	150	20	6			湊公民館
42	湊２	国上　湊	45	170	18	6			湊公民館
43	中野４	西之表　中野	70	150	20	6			中野公民館
44	上之原１	西之表　上之原	45	170	20	6			
45	池野４	西之表　池野	30	130	15	5			池野公民館
46	柳原５	伊関　柳原	50	370	20	7			
47	平山	安城　平山	45	200	25	1			
48	美浜２	西之表　美浜町	40	250	20	15			美浜児童館
49	美浜３	西之表　美浜町	50	100	25	6			美浜児童館
50	美浜４	西之表　美浜町	40	220	20	10			美浜児童館
51	松畠３	西之表　松畠	60	160	15	7			松畠公民館
52	新城２	西之表　新城	60	300	15	6			
53	池野５	西之表　池野	42	100	15	6			池野公民館
54	美浜５	西之表　美浜町	42	130	15	10			美浜児童館
55	下石寺２	西之表　下石寺	40	140	17	7			
56	生姜山	中割　生姜山	40	80	15	3			
57	中目４	西之表　中目	40	110	20	14			中目公民館

3-5　急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

傾斜度３０度以上、高さ５m以上の急傾斜地において、がけ崩れの発生する危険性があり、被害想定区域内に人家が１～４戸ある箇所

番号	危険地域					住家数（戸）	危険地域の指定年月日	危険度	避難場所
	箇所名	場所	傾斜度（度）	長さ（m）	高さ（m）				
1	久保田１	国上　久保田	40	100	15	3			
2	大久保	国上　大久保	65	60	7	1			
3	湊３	国上　湊	45	40	20	1			
4	浜脇１	伊関　浜脇	30	60	45	1			
5	柳原２	伊関　柳原	45	50	15	1			
6	浜脇２	伊関　浜脇	32	90	60	2			
7	大崎２	西之表　大崎	35	70	40	2			
8	大崎３	西之表　大崎	35	120	60	3			
9	大崎５	西之表　大崎	35	40	55	2			
10	大崎６	西之表　大崎	35	60	60	2			
11	大崎４	西之表　大崎	35	70	60	1			
12	中野３	西之表　中野	45	45	15	1			
13	上之原３	西之表　上之原	40	150	45	3			
14	竹鶴	西之表　竹鶴	45	60	20	1			
15	下石寺	西之表　下石寺	59	90	25	2			
16	上之町２	古田　上之町	40	60	25	1			
17	中之町	住吉　中之町	66	65	19	4			
18	田之脇２	現和　田之脇	60	60	15	1			
19	川脇	安城　川脇	35	50	20	1			
20	武部	現和　武部	45	220	10	4			
21	柳原１	伊関　柳原	50	80	13	2			
22	柳原３	伊関　柳原	40	40	15	1			
23	池野３	西之表　池野	40	70	20	3			
24	立山	立山　立山	75	80	7	2			
25	久保田２	国上　久保田	56	60	5	4			
26	桜園１	国上　桜園	50	90	15	3			
27	白石	国上　白石	55	50	5	1			
28	平田	西之表　平田	50	50	8	1			
29	池野１	西之表　池野	45	50	20	2			
30	二本松	古田　二本松	50	40	5	1			
31	屋仁吾	現和　屋仁吾	60	50	13	1			
32	上之原４	西之表　上之原	45	70	9	2			
33	久保田３	国上　久保田	35	150	15	3			

番号	危険地域					住家数（戸）	危険地域の指定年月日	危険度	避難場所
	箇所名	場所	傾斜度（度）	長さ（m）	高さ（m）				
34	寺之門	国上　寺之門	45	40	30	1			
35	柳原４	伊関　柳原	50	70	17	2			
36	浜脇４	伊関　浜脇	50	130	15	2			
37	田之脇３	現和　田之脇	38	140	15	4			
38	上之町３	安城　上之町	50	150	15	2			
39	御牧	立山　御牧	40	50	15	1			
40	城３	西之表　城	40	100	30	1			
41	桜が丘	西之表　桜が丘	42	80	20	2			
42	松畠２	西之表　松畠	45	50	12	2			
43	中目６	西之表　中目	60	50	13	3			
44	小牧	西之表　小牧	50	70	8	3			
45	池野６	西之表　池野	48	40	15	2			
46	城４	西之表　城	50	30	10	1			
47	浦田５	国上　浦田	58	70	17	4			
48	桜園２	国上　桜園	55	40	7	2			
49	湊５	国上　湊	60	100	20	3			

3-6 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

様式1－1 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面（Ⅲ）調査表

鹿児島

23

箇所番号	箇所名	位置			準ずる斜面の延長	がけ崩れ災害の有無	危険箇所の緯度			危険箇所の経度			地形要因				環境要因					保全対象									他事業の区域指定	特殊立法関係等								都市計画区域内
		郡市	大字	小字									傾斜度	高さ	遷急線	遷急線の位置	地盤の状況	断層・破砕帯の有無	植生の種類	斜面上部の土地利用状況・尾根または台地		市町村人口	公共施設									豪雪地帯	地震防災対策強化地域	半島振興地区・離島振興地区	台風常襲地区	特殊土壌地帯	過疎地域	テクノポリス地域	リゾート地域	宅造規制区域	DID地区内	
																				尾根	台地		種類	数	種類	数	種類	数											
					m		度	分	秒	度	分	秒	度	m																									
Ⅲ 1 2043	大花里	西之表市	西之表	大花里	300	無	30	44	44	131	0	28	38	20	1	1	6	2	5		5	5	河川	270					保(一)			離	○	他	○		重			未
Ⅲ 1 2044	池之久保	西之表市	西之表	池之久保	200	無	30	44	37	131	0	45	33	10	2	1	2	2	5	6		5										離	○	他	○		重			未
Ⅲ 1 2045	美浜2	西之表市	西之表	美浜町	250	無	30	44	24	131	0	15	38	20	1	1	2	2	5		7	5	河川	250								離	○	他	○		重			未
Ⅲ 1 2046	美浜3	西之表市	西之表	美浜町	140	無	30	44	17	131	0	10	33	15	1	1	2	1	5		5	5										離	○	他	○		重			未
Ⅲ 1 2047	美浜4	西之表市	西之表	美浜町	220	無	30	44	19	131	0	12	30	20	1	1	2	1	5		7	5	河川	200								離	○	他	○		重			未
Ⅲ 1 2048	桜が丘2	西之表市	桜が丘		130	無	30	44	7	131	0	38	33	10	2	2	6	2	5		5	5	市道	50								離	○	他	○		重			未
Ⅲ 1 2049	中目6	西之表市	西之表	中目	180	無	30	43	53	131	0	33	33	20	3	4	6	1	5	6		5										離	○	他	○		重			未
Ⅲ 1 2050	中野5	西之表市	西之表	中野	150	無	30	43	18	131	0	9	30	10	1	2	6	2	5		5	5										離	○	他	○		重			未
Ⅲ 1 2051	中野6	西之表市	西之表	中野	160	無	30	43	13	131	0	12	33	10	1	2	6	2	5		7	5										離	○	他	○		重			未
Ⅲ 1 2052	城3	西之表市	西之表	城	130	無	30	43	5	131	0	19	30	40	1	2	6	2	5		1	5										離	○	他	○		重			未
Ⅲ 1 2053	城4	西之表市	西之表	城	170	無	30	42	57	131	0	16	40	50	2	2	6	2	5	1		5	河川	130	市道	300						離	○	他	○		重			未
Ⅲ 1 2054	川迎1	西之表市	西之表	川迎	470	無	30	42	50	130	59	43	33	10	1	1	6	2	4		5	5	河川	350								離	○	他	○		重			未
Ⅲ 1 2055	池野5	西之表市	西之表	池野	300	無	30	42	48	131	0	24	36	40	2	1	6	2	5	1		5	河川	100	市道	170						離	○	他	○		重			未
Ⅲ 1 2056	川迎2	西之表市	西之表	川迎	210	無	30	42	44	130	59	33	45	20	1	1	6	2	4		5	5										離	○	他	○		重			未
Ⅲ 1 2057	川迎3	西之表市	西之表	川迎	350	無	30	42	40	130	59	37	45	20	1	1	6	2	4		5	5										離	○	他	○		重			未
Ⅲ 1 2058	川迎4	西之表市	西之表	川迎	420	無	30	42	44	130	59	46	33	10	1	1	6	2	5		5	5	河川	420								離	○	他	○		重			未
Ⅲ 1 2059	池野6	西之表市	西之表	池野	380	無	30	42	31	130	59	55	38	30	1	2	6	2	5		5	5	河川	380								離	○	他	○		重			未
Ⅲ 1 2060	池野7	西之表市	西之表	池野	370	無	30	42	30	130	59	51	33	30	1	3	6	2	5		5	5	河川	250								離	○	他	○		重			未
Ⅲ 1 2061	池野8	西之表市	西之表	池野	210	無	30	42	40	131	0	4	33	10	2	1	6	2	2	1		5	市道	70								離	○	他	○		重			未
Ⅲ 1 2062	小野牧2	西之表市	西之表	小野牧	340	無	30	42	33	131	0	26	36	40	1	1	6	2	2		5	5	市道	340								離	○	他	○		重			未
Ⅲ 1 2063	小野牧3	西之表市	西之表	小野牧	330	無	30	42	37	131	0	33	33	40	1	1	6	2	5		1	5	県道	150								離	○	他	○		重			未
Ⅲ 2 72	桜が丘1	西之表市	桜が丘		150	無	30	44	7	131	0	35	30	10	3	4	6	2	2	6		5										離	○	他	○		重			未
Ⅲ 2 74	池野4	西之表市	西之表	池野	200	無	30	42	48	131	0	1	30	5	1	1	6	2	2		5	5	市道	50								離	○	他	○		重			未

3-7 「土砂災害防止法」の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

指定日	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数					
	急傾斜地の崩壊		土石流		計	
		うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別
平成 25 年 11 月 8 日	63	63	26	22	89	85
平成 23 年 12 月 20 日	85	85	28	19	113	104
合　計	148	148	54	41	202	189

3-8 土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域）指定一覧（箇所別）

土砂災害のおそれがある区域（建物等に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域）

【急傾斜地の崩壊　指定日：平成 25 年 11 月 8 日】

	自然現象の種類	大字	区域名	区域番号	区域概要					
					土砂災害警戒区域内保全人家戸数 (戸)	うち特別警戒区域内保全人家戸数 (戸)	土砂災害警戒区域面積 (㎡)	うち土砂災害特別警戒区域面積 (㎡)	傾斜度 (°)	がけの高さ (m)
1	急傾斜	国上	急・浦田７	kyu213-0004	42	21	62,605	22,588	52	43
2	急傾斜	伊関	急・浜走１	kyu213-0048	1	1	11,844	7,263	35	70
3	急傾斜	国上	急・平山之波瀬１	kyu213-0052-01	1	0	1,425	227	0	7
	急傾斜	国上	急・平山之波瀬１	kyu213-0052-02	1	0	3,082	630	67	17
4	急傾斜	伊関	急・宮ノ下１	kyu213-0078-01	0	0	6,328	3,580	31	65
	急傾斜	伊関	急・宮ノ下１	kyu213-0078-02	1	0	26,469	11,789	35	46
	急傾斜	伊関	急・宮ノ下１	kyu213-0078-03	0	0	15,008	8,745	32	52
5	急傾斜	西之表	急・河安余り１	kyu213-0080-01	0	0	3,871	1,909	39	48
	急傾斜	西之表	急・河安余り１	kyu213-0080-02	0	0	4,374	2,285	43	36
6	急傾斜	西之表	急・丸野１	kyu213-0097	0	0	8,342	3,004	46	16
7	急傾斜	西之表	急・馬遊１	kyu213-0162	1	1	1,195	272	36	8
8	急傾斜	現和	急・庄司浦１	kyu213-0170-01	26	4	22,705	4,334	56	19
	急傾斜	現和	急・庄司浦１	kyu213-0170-02	0	0	3,209	869	54	11
	急傾斜	現和	急・庄司浦１	kyu213-0170-03	0	0	804	242	47	12
	急傾斜	現和	急・庄司浦１	kyu213-0170-04	1	1	3,785	1,029	49	9
9	急傾斜	安納	急・花ノ木１	kyu213-0171	1	0	2,413	702	60	11
10	急傾斜	西之表	急・馬遊２	kyu213-0192	1	1	1,006	238	46	9
11	急傾斜	現和	急・南西現和ス１	kyu213-0193	3	1	19,866	7,394	44	24
12	急傾斜	現和	急・西俣１	kyu213-0194-01	2	0	8,721	3,045	64	19
	急傾斜	現和	急・西俣１	kyu213-0194-02	6	1	4,646	845	50	10
	急傾斜	現和	急・西俣１	kyu213-0194-03	1	1	2,994	962	59	13
	急傾斜	現和	急・西俣１	kyu213-0194-04	0	0	1,967	765	41	16
	急傾斜	現和	急・西俣１	kyu213-0194-05	1	0	2,278	628	49	12

	自然現象の種類	大字	区域名	区域番号	区域概要					
					土砂災害警戒区域内保全人家戸数 (戸)	うち特別警戒区域内保全人家戸数 (戸)	土砂災害警戒区域面積 (㎡)	うち土砂災害特別警戒区域面積 (㎡)	傾斜度 (°)	がけの高さ (m)
13	急傾斜	現和	急・屋仁吾２	kyu213-0197-01	0	0	19,249	6,926	46	25
	急傾斜	現和	急・屋仁吾２	kyu213-0197-02	1	0	2,387	829	44	19
	急傾斜	現和	急・屋仁吾２	kyu213-0197-03	2	0	2,763	606	59	11
	急傾斜	現和	急・屋仁吾２	kyu213-0197-04	1	1	14,003	5,867	39	27
14	急傾斜	現和	急・城ヶ崎１	kyu213-0207	1	0	3,014	961	42	18
15	急傾斜	現和	急・石原平１	kyu213-0209	0	0	7,982	2,991	37	19
16	急傾斜	現和	急・原野小田１	kyu213-0211	0	0	1,131	354	35	11
17	急傾斜	現和	急・田之脇１	kyu213-0213-01	8	5	10,099	3,225	64	16
	急傾斜	現和	急・田之脇１	kyu213-0213-02	2	2	1,221	225	81	6
18	急傾斜	現和	急・下仁田１	kyu213-0223-01	1	0	3,644	2,418	36	29
	急傾斜	現和	急・下仁田１	kyu213-0223-02	1	0	1,627	543	32	12
19	急傾斜	現和	急・浅川１	kyu213-0225-01	12	3	20,332	7,750	47	30
	急傾斜	現和	急・浅川１	kyu213-0225-02	0	0	142	52	32	12
	急傾斜	現和	急・浅川１	kyu213-0225-03	17	7	16,239	5,540	62	23
20	急傾斜	現和	急・田之脇５	kyu213-0254	0	0	416	54	64	5
21	急傾斜	国上	急・湊８	kyu213-0255	7	5	4,028	1,266	66	13
22	急傾斜	伊関	急・浜脇２	kyu213-0077-01	1	1	2,357	475	47	8
	急傾斜	伊関	急・浜脇２	kyu213-0077-02	1	0	21,198	9,186	37	46
	急傾斜	伊関	急・浜脇２	kyu213-0077-03	5	1	94,687	62,057	35	85
23	急傾斜	国上	急・軽ヶ小田１	kyu213-0256	2	1	1,599	250	62	7
24	急傾斜	伊関	急・浜脇７	kyu213-0257	7	4	11,103	3,349	53	14
25	急傾斜	西之表	急・中目１	kyu213-0105	2	0	5,216	885	76	14
26	急傾斜	西之表	急・小牧１	kyu213-0125-01	12	4	19,680	7,279	61	34
	急傾斜	西之表	急・小牧１	kyu213-0125-02	3	0	1,100	250	58	11
	急傾斜	西之表	急・小牧１	kyu213-0125-03	0	0	343	80	49	9
	急傾斜	西之表	急・小牧１	kyu213-0125-04	1	0	267	35	77	6
27	急傾斜	西之表	急・松畠１	kyu213-0127	2	0	4,859	1,599	45	24
28	急傾斜	西之表	急・松畠２	kyu213-0130	30	0	47,204	18,535	57	41
29	急傾斜	西之表	急・川迎１	kyu213-0136-01	1	1	471	63	57	5
	急傾斜	西之表	急・川迎１	kyu213-0136-02	1	0	6,966	1,769	46	12
	急傾斜	西之表	急・川迎１	kyu213-0136-03	0	0	3,631	965	45	11
30	急傾斜	西之表	急・下石寺１	kyu213-0173	2	1	3,145	653	49	16
31	急傾斜	西之表	急・上石寺１	kyu213-0178	1	1	7,546	2,580	36	22
32	急傾斜	住吉	急・上能野１	kyu213-0201	1	0	6,654	2,311	41	18
33	急傾斜	住吉	急・上能野２	kyu213-0202	2	2	2,835	528	68	12
34	急傾斜	住吉	急・上能野３	kyu213-0203	0	0	2,377	488	80	9

	自然現象の種類	大字	区域名	区域番号	区域概要					
					土砂災害警戒区域内保全人家戸数 (戸)	うち特別警戒区域内保全人家戸数 (戸)	土砂災害警戒区域面積 (㎡)	うち土砂災害特別警戒区域面積 (㎡)	傾斜度 (°)	がけの高さ (m)
35	急傾斜	住吉	急・上能野４	kyu213-0204-01	8	4	5,991	1,615	55	11
	急傾斜	住吉	急・上能野４	kyu213-0204-02	3	1	1,556	364	42	10
36	急傾斜	住吉	急・下能野１	kyu213-0219	1	0	9,416	2,533	57	13
37	急傾斜	住吉	急・下能野２	kyu213-0221	1	1	1,738	424	36	13
38	急傾斜	住吉	急・下能野３	kyu213-0222-01	5	3	13,398	3,135	61	14
	急傾斜	住吉	急・下能野３	kyu213-0222-02	5	4	2,262	566	54	12
39	急傾斜	西之表	急・東浜伏１	kyu213-0138-01	1	0	8,090	2,583	53	20
	急傾斜	西之表	急・東浜伏１	kyu213-0138-02	10	5	5,689	1,375	43	9
40	急傾斜	西之表	急・大園１	kyu213-0143-01	5	1	5,222	2,019	34	19
	急傾斜	西之表	急・大園１	kyu213-0143-02	4	1	4,590	1,130	55	15
	急傾斜	西之表	急・大園１	kyu213-0143-03	8	0	8,595	1,926	52	17
	急傾斜	西之表	急・大園１	kyu213-0143-04	3	2	9,170	2,736	48	25
	急傾斜	西之表	急・大園１	kyu213-0143-05	2	2	765	157	44	8
	急傾斜	西之表	急・大園１	kyu213-0143-06	26	0	6,055	2,124	33	18
41	急傾斜	西之表	急・赤坂２	kyu213-0148-01	7	0	11,265	3,082	63	23
	急傾斜	西之表	急・赤坂２	kyu213-0148-02	1	0	9,991	3,540	50	25
42	急傾斜	西之表	急・川迎２	kyu213-0180	4	0	14,668	4,208	61	15
43	急傾斜	西之表	急・川迎３	kyu213-0181	1	1	6,735	1,858	44	14
44	急傾斜	西之表	急・美浜町１	kyu213-0258-01	3	0	2,526	667	40	12
	急傾斜	西之表	急・美浜町１	kyu213-0258-02	1	0	2,949	954	36	15
45	急傾斜	西之表	急・美浜町２	kyu213-0259	2	0	15,181	5,314	51	21
46	急傾斜	西之表	急・松畠３	kyu213-0260-01	3	0	1,521	311	47	7
	急傾斜	西之表	急・松畠３	kyu213-0260-02	1	0	897	181	55	8
	急傾斜	西之表	急・松畠３	kyu213-0260-03	8	2	6,437	1,717	57	20
	急傾斜	西之表	急・松畠３	kyu213-0260-04	3	0	1,032	121	71	6
47	急傾斜	西之表	急・松畠４	kyu213-0261	1	0	16,453	6,790	42	38
48	急傾斜	国上	急・上崎１	kyu213-0012	2	0	1,018	162	56	6
49	急傾斜	安城	急・轟１	kyu213-0234	3	2	2,479	701	44	12
50	急傾斜	安城	急・上之園１	kyu213-0237-01	2	2	900	362	33	14
	急傾斜	安城	急・上之園１	kyu213-0237-02	9	5	14,954	6,164	44	20
51	急傾斜	古田	急・一位山１	kyu213-0241	1	1	761	213	51	7
52	急傾斜	安城	急・伊原１	kyu213-0242	1	0	4,413	1,301	32	10
53	急傾斜	安城	急・大野後平１	kyu213-0243	1	0	1,858	697	43	8
54	急傾斜	安城	急・大野原１	kyu213-0244-01	3	1	10,120	4,535	39	14
	急傾斜	安城	急・大野原１	kyu213-0244-02	2	0	12,357	5,123	38	15
55	急傾斜	安城	急・立山下ノ平１	kyu213-0245	2	1	6,289	1,750	43	9
56	急傾斜	西之表	急・松下１	kyu213-0114	1	0	3,334	1,076	45	15

	自然現象の種類	大字	区域名	区域番号	区域概要					
					土砂災害警戒区域内保全人家戸数 (戸)	うち特別警戒区域内保全人家戸数 (戸)	土砂災害警戒区域面積 (㎡)	うち土砂災害特別警戒区域面積 (㎡)	傾斜度 (°)	がけの高さ (m)
57	急傾斜	西之表	急・前松畠１	kyu213-0115-01	3	0	2,638	692	78	13
	急傾斜	西之表	急・前松畠１	kyu213-0115-02	0	0	239	7	61	6
58	急傾斜	西之表	急・渡瀬１	kyu213-0155-01	11	6	4,282	1,057	42	10
	急傾斜	西之表	急・渡瀬１	kyu213-0155-02	3	3	1,238	300	42	10
	急傾斜	西之表	急・渡瀬１	kyu213-0155-03	21	4	12,048	4,115	42	19
59	急傾斜	西之表	急・萩之中峯１	kyu213-0159-01	2	1	12,157	4,918	49	30
	急傾斜	西之表	急・萩之中峯１	kyu213-0159-02	0	0	7,267	2,378	43	26
	急傾斜	西之表	急・萩之中峯１	kyu213-0159-03	0	0	5,779	1,733	46	15
	急傾斜	西之表	急・萩之中峯１	kyu213-0159-04	1	0	8,004	2,476	53	25
	急傾斜	西之表	急・萩之中峯１	kyu213-0159-05	3	2	7,464	2,370	60	15
60	急傾斜	西之表	急・黒牛ヶ谷１	kyu213-0182-01	1	1	4,960	1,768	38	15
	急傾斜	西之表	急・黒牛ヶ谷１	kyu213-0182-02	1	0	7,755	1,989	53	11
	急傾斜	西之表	急・黒牛ヶ谷１	kyu213-0182-03	1	0	7,407	1,965	49	14
	急傾斜	西之表	急・黒牛ヶ谷１	kyu213-0182-04	2	0	13,006	7,048	54	34
61	急傾斜	西之表	急・大園２	kyu213-300	3	0	7,579	2,096	55	18
62	急傾斜	西之表	急・長迫１	kyu213-301	2	0	21,375	10,549	43	37
63	急傾斜	西之表	急・小比良嵐１	kyu213-302-01	17	4	8,334	1,768	62	12
	急傾斜	西之表	急・小比良嵐１	kyu213-302-02	2	1	6,194	1,757	53	12
※	急傾斜	安納	急・軍場１	kyu213-0098-03	0	0	1,660	578	32	12

※「kyu213-0098-03」は、指定日平成 23 年 12 月 20 日の No.31 の枝番となっている。

【土石流　指定日：平成 25 年 11 月 8 日】

	自然現象の種類	大字	区域名	区域番号	区域概要			
					土砂災害警戒区域内保全人家戸数 (戸)	うち特別警戒区域内保全人家戸数 (戸)	土砂災害警戒区域面積 (㎡)	うち土砂災害特別警戒区域面積 (㎡)
1	土石流	西之表	土・小広野２	dok213-0009	2	0	52,682	3,876
2	土石流	伊関	土・中之峯１	dok213-0011	2	0	30,706	2,459
3	土石流	西之表	土・野開１	dok213-0023	8	1	50,653	20,310
4	土石流	伊関	土・中之峯２	dok213-0072	3	1	51,981	5,985
5	土石流	西之表	土・城１	dok213-0035	67		137,808	52
6	土石流	西之表	土・岳之田１	dok213-0044	2		20,079	490
7	土石流	西之表	土・岳之田２	dok213-0045	2		18,361	160
8	土石流	西之表	土・岳之田３	dok213-0047	1		15,960	214
9	土石流	西之表	土・岳之田４	dok213-0049	2		6,672	95
10	土石流	西之表	土・岳之田５	dok213-0051	3		19,901	405
11	土石流	西之表	土・岳之田６	dok213-0052	2	1	8,838	1,587
12	土石流	西之表	土・岳之田７	dok213-0053	6	4	54,965	22,410
13	土石流	住吉	土・能野里１	dok213-0056	1	0	15,137	10,804
14	土石流	住吉	土・能野里２	dok213-0057	119		305,469	52
15	土石流	住吉	土・高峯１	dok213-0058	2	0	35,569	0
16	土石流	住吉	土・高峯２	dok213-0059	3	1	39,151	8,814
17	土石流	住吉	土・下能野１	dok213-0060	20		13,061	
18	土石流	安城	土・野木頭１	dok213-0062	6	0	42,840	1,187
19	土石流	安城	土・野木頭２	dok213-0063	18	1	80,689	0
20	土石流	古田	土・田平１	dok213-0064	13	0	58,289	2,218
21	土石流	古田	土・源四郎１	dok213-0065	4	0	25,783	5,575
22	土石流	安城	土・上之園１	dok213-0066	13	2	58,428	2,029
23	土石流	安城	土・上之園２	dok213-0067	7	0	29,301	2,540
24	土石流	安城	土・上之園３	dok213-0068	1	0	11,934	3,718
25	土石流	安城	土・尾呂ノ平１	dok213-0069	4	0	11,114	303
26	土石流	住吉	土・能野里３	dok213-0100	23	0	66,566	0

【急傾斜地　指定日：平成 23 年 12 月 20 日】

	自然現象の種類	大字	区域名	区域番号	区域概要					
					土砂災害警戒区域内保全人家戸数 (戸)	うち特別警戒区域内保全人家戸数 (戸)	土砂災害警戒区域面積 (㎡)	うち土砂災害特別警戒区域面積 (㎡)	傾斜度 (°)	がけの高さ (m)
1	急傾斜	国上	急・浦田 1	kyu213-0003-01	2	1	2,595	806	47	21
	急傾斜	国上	急・浦田 1	kyu213-0003-02	4	1	3,971	1,280	43	24
	急傾斜	国上	急・浦田 1	kyu213-0003-03	43	15	31,734	11,679	57	29
2	急傾斜	国上	急・浦田 3	kyu213-0007	6	4	8,060	2,982	49	42
3	急傾斜	国上	急・久保田 1	kyu213-0008	2	1	3,344	753	47	14
4	急傾斜	国上	急・久保田 2	kyu213-0009	4	2	5,293	1,729	45	16
5	急傾斜	国上	急・久保田 3	kyu213-0010	1	1	7,294	2,609	54	20
6	急傾斜	国上	急・久保田 4	kyu213-0011	2	0	3,545	1,240	40	21
7	急傾斜	国上	急・久保田 5	kyu213-0013	2	1	2,926	696	49	12
8	急傾斜	国上	急・大久保 1	kyu213-0014	2	1	8,765	3,396	40	27
9	急傾斜	国上	急・浦田 4	kyu213-0017-01	1	1	2,310	697	44	13
	急傾斜	国上	急・浦田 4	kyu213-0017-03	1	1	693	232	48	11
10	急傾斜	国上	急・湊 1	kyu213-0025-01	4	0	19,413	8,304	48	34
	急傾斜	国上	急・湊 1	kyu213-0025-02	18	8	37,012	14,522	41	15
11	急傾斜	国上	急・湊 2	kyu213-0026	2	0	12,505	4,724	48	26
12	急傾斜	国上	急・上古田 1	kyu213-0032	0	0	219	19	57	5
13	急傾斜	国上	急・寺之門 1	kyu213-0033	1	1	2,013	460	63	10
14	急傾斜	国上	急・湊 3	kyu213-0041	7	0	13,733	5,790	40	45
15	急傾斜	国上	急・湊 4	kyu213-0042-01	0	0	5,385	2,261	39	39
	急傾斜	国上	急・湊 4	kyu213-0042-02	3	0	18,120	8,388	51	40
16	急傾斜	国上	急・白石 1	kyu213-0051	1	1	3,691	1,064	42	14
17	急傾斜	国上	急・桜園 1	kyu213-0055	2	1	3,045	864	47	12
18	急傾斜	国上	急・桜園 2	kyu213-0056	5	3	11,001	3,887	44	33
19	急傾斜	伊関	急・浜脇 1	kyu213-0067	1	1	1,386	185	50	7
20	急傾斜	西之表	急・塩屋 1	kyu213-0069-01	0	0	1,365	336	51	7
	急傾斜	西之表	急・塩屋 1	kyu213-0069-02	2	1	3,189	828	73	9
21	急傾斜	西之表	急・塩屋 2	kyu213-0070	3	1	17,584	7,319	35	29
22	急傾斜	西之表	急・大広野 1	kyu213-0071-01	2	2	1,484	350	54	7
	急傾斜	西之表	急・大広野 1	kyu213-0071-02	0	0	4,520	1,607	38	19
	急傾斜	西之表	急・大広野 1	kyu213-0071-03	2	2	906	154	43	6
23	急傾斜	西之表	急・小広野 1	kyu213-0072-01	3	0	23,759	11,364	38	34
	急傾斜	西之表	急・小広野 1	kyu213-0072-02	2	1	21,504	12,209	35	62
	急傾斜	西之表	急・小広野 1	kyu213-0072-03	3	2	40,699	21,431	34	52
24	急傾斜	国上	急・桜園 3	kyu213-0073	1	1	2,286	567	38	10
25	急傾斜	伊関	急・柳原 2	kyu213-0075	1	1	4,012	1,125	45	13
26	急傾斜	伊関	急・柳原 3	kyu213-0076	3	3	2,666	853	50	17

	自然現象の種類	大字	区域名	区域番号	区域概要					
					土砂災害警戒区域内保全人家戸数 (戸)	うち特別警戒区域内保全人家戸数 (戸)	土砂災害警戒区域面積 (㎡)	うち土砂災害特別警戒区域面積 (㎡)	傾斜度 (°)	がけの高さ (m)
27	急傾斜	伊関	急・浜脇 4	kyu213-0079	2	1	14,909	4,745	52	21
28	急傾斜	西之表	急・下宮原 1	kyu213-0083	3	2	4,560	1,263	40	9
29	急傾斜	西之表	急・成水 1	kyu213-0095	4	1	6,332	2,023	45	14
30	急傾斜	西之表	急・蕨ノ平 1	kyu213-0096-01	2	1	1,547	475	40	15
	急傾斜	西之表	急・蕨ノ平 1	kyu213-0096-02	1	1	1,808	701	46	15
31	急傾斜	安納	急･軍場 1	kyu213-0098-01	1	0	52,119	35,200	41	117
	急傾斜	安納	急･軍場 1	kyu213-0098-02	2	2	2,512	339	55	22
32	急傾斜	安納	急･軍場 2	kyu213-0099-01	0	0	14,291	7,179	39	55
	急傾斜	安納	急･軍場 2	kyu213-0099-02	1	0	48,789	30,253	38	79
33	急傾斜	西之表	急・洲之崎 1	kyu213-0100-01	3	2	1,921	489	51	6
	急傾斜	西之表	急・洲之崎 1	kyu213-0100-02	7	4	2,959	889	41	8
	急傾斜	西之表	急・洲之崎 1	kyu213-0100-03	8	8	3,982	969	65	8
	急傾斜	西之表	急・洲之崎 1	kyu213-0100-04	11	9	10,157	3,121	54	10
	急傾斜	西之表	急・洲之崎 1	kyu213-0100-05	9	0	8,925	1,032	73	11
34	急傾斜	西之表	急・唐人ケ浦 1	kyu213-0101	5	4	5,904	1,626	43	9
35	急傾斜	西之表	急・北平 1	kyu213-0102	4	0	4,720	1,267	45	9
36	急傾斜	西之表	急・本城 1	kyu213-0103-01	1	0	2,644	644	52	8
	急傾斜	西之表	急・本城 1	kyu213-0103-02	7	1	5,711	1,196	61	8
	急傾斜	西之表	急・本城 1	kyu213-0103-03	2	1	1,084	306	39	8
	急傾斜	西之表	急・本城 1	kyu213-0103-04	8	5	9,153	2,633	62	11
37	急傾斜	西之表	急・本城 2	kyu213-0104-01	9	1	7,747	2,295	53	10
	急傾斜	西之表	急・本城 2	kyu213-0104-02	2	1	1,851	538	53	10
38	急傾斜	西之表	急・石ノ峯 1	kyu213-0106	8	2	4,271	826	76	10
39	急傾斜	西之表	急・石ノ峯 2	kyu213-0107	14	5	5,495	4,358	71	9
40	急傾斜	西之表	急・納曽 1	kyu213-0108	48	12	24,680	4,328	63	16
41	急傾斜	西之表	急・榕城 1	kyu213-0110	9	5	4,938	848	67	7
42	急傾斜	西之表	急・小田 1	kyu213-0111	3	2	3,114	761	47	7
43	急傾斜	西之表	急・田屋敷 1	kyu213-0112-01	6	0	2,663	0	74	8
	急傾斜	西之表	急・田屋敷 1	kyu213-0112-02	5	0	10,241	1,577	51	14
44	急傾斜	西之表	急・中野 1	kyu213-0113-01	5	0	16,359	3,277	53	23
	急傾斜	西之表	急・中野 1	kyu213-0113-02	1	1	5,011	1,754	48	16
	急傾斜	西之表	急・中野 1	kyu213-0113-03	3	2	3,484	809	53	16
45	急傾斜	西之表	急・嘉永山 1	kyu213-0120	11	4	9,455	3,161	45	16
46	急傾斜	西之表	急・豊山 1	kyu213-0122	10	0	9,553	2,636	55	17
47	急傾斜	西之表	急・豊山 2	kyu213-0123	2	0	2,230	612	46	10

	自然現象の種類	大字	区域名	区域番号	区域概要					
					土砂災害警戒区域内保全人家戸数 (戸)	うち特別警戒区域内保全人家戸数 (戸)	土砂災害警戒区域面積 (㎡)	うち土砂災害特別警戒区域面積 (㎡)	傾斜度 (°)	がけの高さ (m)
48	急傾斜	西之表	急・豊山３	kyu213-0124-01	19	9	22,398	7,705	51	16
	急傾斜	西之表	急・豊山３	kyu213-0124-02	2	0	12,067	4,814	51	15
	急傾斜	西之表	急・豊山３	kyu213-0124-03	12	2	18,338	7,311	46	20
	急傾斜	西之表	急・豊山３	kyu213-0124-04	18	10	19,406	8,372	44	22
49	急傾斜	西之表	急・西松ノ隅１	kyu213-0129	2	1	13,384	5,149	51	29
50	急傾斜	西之表	急・馬之助１	kyu213-0132	2	1	2,578	920	39	13
51	急傾斜	安納	急･軍場３	kyu213-0135-01	1	1	5,580	2,469	37	29
	急傾斜	安納	急･軍場３	kyu213-0135-02	1	1	8,896	3,781	41	32
52	急傾斜	西之表	急・雲ノ城１	kyu213-0137	16	12	10,178	2,796	79	16
53	急傾斜	西之表	急・雲ノ城２	kyu213-0139-01	6	1	3,345	97	60	13
	急傾斜	西之表	急・雲ノ城２	kyu213-0139-02	5	3	9,247	3,986	41	29
54	急傾斜	西之表	急・西ノ園１	kyu213-0140	7	0	9,754	3,618	42	26
55	急傾斜	西之表	急・摺木田１	kyu213-0141	18	10	10,444	1,822	54	14
56	急傾斜	西之表	急・摺木田２	kyu213-0142	6	2	6,958	1,931	54	16
57	急傾斜	西之表	急・赤坂１	kyu213-0147	11	8	11,401	3,242	64	17
58	急傾斜	西之表	急・屋久田上１	kyu213-0149	3	0	11,711	228	47	15
59	急傾斜	西之表	急・北ノ山１	kyu213-0152-01	3	0	2,298	640	66	14
	急傾斜	西之表	急・北ノ山１	kyu213-0152-02	3	1	2,462	625	56	10
	急傾斜	西之表	急・北ノ山１	kyu213-0152-03	3	1	7,398	2,674	43	31
60	急傾斜	西之表	急・田代１	kyu213-0153-01	1	1	3,503	1,206	33	11
	急傾斜	西之表	急・田代１	kyu213-0153-02	3	1	17,344	7,267	46	20
	急傾斜	西之表	急・田代１	kyu213-0153-03	1	1	2,041	606	42	10
61	急傾斜	西之表	急・塩入１	kyu213-0154-01	2	0	5,135	1,617	51	14
	急傾斜	西之表	急・塩入１	kyu213-0154-02	1	1	4,092	1,561	40	20
62	急傾斜	西之表	急・城内１	kyu213-0157	1	0	2,276	742	58	9
63	急傾斜	西之表	急・比良野１	kyu213-0158-01	1	0	8,565	4,163	33	31
	急傾斜	西之表	急・比良野１	kyu213-0158-02	1	1	804	166	56	6
64	急傾斜	現和	急･近政１	kyu213-0164	1	1	5,323	1,714	45	14
65	急傾斜	現和	急･庄司浦２	kyu213-0172	15	6	14,516	3,676	52	21
66	急傾斜	西之表	急・山之口１	kyu213-0183-01	1	0	24,308	11,197	45	41
	急傾斜	西之表	急・山之口１	kyu213-0183-02	1	0	11,137	4,951	36	30
67	急傾斜	西之表	急・山之口２	kyu213-0184-01	2	1	2,559	1,208	35	32
	急傾斜	西之表	急・山之口２	kyu213-0184-02	2	1	3,700	1,367	43	16
68	急傾斜	西之表	急・大坂野１	kyu213-0186	2	0	7,494	3,939	41	40
69	急傾斜	西之表	急・中平１	kyu213-0190	1	1	6,906	3,363	38	28
70	急傾斜	西之表	急・東ヨコウ松１	kyu213-0191	1	1	1,958	749	47	9
71	急傾斜	現和	急･西俣２	kyu213-0195	3	2	12,151	4,224	56	20

	自然現象の種類	大字	区域名	区域番号	区域概要					
					土砂災害警戒区域内保全人家戸数 (戸)	うち特別警戒区域内保全人家戸数 (戸)	土砂災害警戒区域面積 (㎡)	うち土砂災害特別警戒区域面積 (㎡)	傾斜度 (°)	がけの高さ (m)
72	急傾斜	現和	急･屋仁吾 1	kyu213-0196	0	0	6,758	2,156	59	16
73	急傾斜	現和	急･武部 2	kyu213-0208-01	1	1	2,737	751	49	11
	急傾斜	現和	急･武部 2	kyu213-0208-02	0	0	658	162	48	6
	急傾斜	現和	急･武部 2	kyu213-0208-03	0	0	1,588	449	68	10
74	急傾斜	現和	急･田之脇 2	kyu213-0214	2	2	9,574	3,058	63	18
75	急傾斜	現和	急･田之脇 3	kyu213-0215-01	13	3	27,675	10,416	44	26
	急傾斜	現和	急･田之脇 3	kyu213-0215-02	0	0	27,675	10,416	40	7
76	急傾斜	現和	急･田之脇 4	kyu213-0216	1	1	18,110	7,747	42	35
77	急傾斜	住吉	急・舞田 1	kyu213-0227	14	3	15,895	1,891	67	17
78	急傾斜	住吉	急・御山 1	kyu213-0230	1	0	5,462	1,965	44	14
79	急傾斜	国上	急・浦田 5	kyu213-0247	2	1	1,648	348	38	8
80	急傾斜	国上	急・浦田 6	kyu213-0248	1	0	1,288	400	37	14
81	急傾斜	国上	急・久保田 6	kyu213-0249	1	0	2,123	442	45	8
82	急傾斜	国上	急・湊 6	kyu213-0250	1	0	9,263	2,788	41	30
83	急傾斜	国上	急・湊 7	kyu213-0251	2	0	11,738	3,430	51	20
84	急傾斜	伊関	急・柳原 4	kyu213-0252	1	0	2,322	480	56	9
85	急傾斜	伊関	急・浜脇 6	kyu213-0253	0	0	2,902	933	38	20

【土石流　指定日：平成 23 年 12 月 20 日】

	自然現象の種類	大字	区域名	区域番号	区域概要			
					土砂災害警戒区域内保全人家戸数 (戸)	うち特別警戒区域内保全人家戸数 (戸)	土砂災害警戒区域面積 (㎡)	うち土砂災害特別警戒区域面積 (㎡)
1	土石流	国上	土・久保田 1	dok213-0001	5	3	8,315	6,115
2	土石流	国上	土・湊 1	dok213-0004	3	0	15,431	107
3	土石流	西之表	土・天水 1	dok213-0005	0	0	38,846	0
4	土石流	西之表	土・大崎 1	dok213-0006	4	1	35,731	4,213
5	土石流	西之表	土・大広野 1	dok213-0007	7	0	67,428	830
6	土石流	西之表	土・小広野 1	dok213-0008	2	0	26,724	0
7	土石流	伊関	土・浜脇 1	dok213-0010	7	0	43,164	0
8	土石流	西之表	土・長山平 1	dok213-0015	0	0	48,331	13,070
9	土石流	安納	土・軍場 1	dok213-0016	1	0	135,245	4,023
10	土石流	安納	土・軍場 2	dok213-0017	25	0	129,928	0
11	土石流	安納	土・軍場 3	dok213-0018	20	0	179,461	0
12	土石流	安納	土・軍場 4	dok213-0019	8	0	98,893	337
13	土石流	安納	土・軍場 5	dok213-0020	6	0	25,304	0
14	土石流	西之表	土・下樋ノ細り 1	dok213-0021	3	3	5,941	4,857
15	土石流	西之表	土・蕨ノ平 1	dok213-0022	3	0	45,673	22
16	土石流	西之表	土・小田 1	dok213-0027	2	0	13,699	948
17	土石流	西之表	土・本立 1	dok213-0028	6	4	30,051	8,216
18	土石流	安納	土・軍場 6	dok213-0032	5	0	179,025	0
19	土石流	西之表	土・西ノ園 1	dok213-0034	12	0	8,600	0
20	土石流	西之表	土・石堂 1	dok213-0036	0	0	12,935	2,238
21	土石流	現和	土・近政 1	dok213-0038	0	0	26,554	4,872
22	土石流	現和	土・近政 2	dok213-0039	0	0	34,691	208
23	土石流	現和	土・近政 3	dok213-0040	4	0	58,280	10,374
24	土石流	現和	土・近政 4	dok213-0041	0	0	35,202	3,061
25	土石流	西之表	土・横平 1	dok213-0050	4	1	16,590	3,347
26	土石流	西之表	土・上ノ丸 1	dok213-0054	2	0	20,747	11,970
27	土石流	国上	土・久保田 2	dok213-0070	1	0	5,436	0
28	土石流	現和	土・近政 5	dok213-0071	4	0	56,002	2,086

3-9　山腹崩壊危険地区

崩壊が発生し、又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区。流出する土石による危害が人家１戸以上又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区で緊急度によりＡ、Ｂ、Ｃに区分する。

番号	箇所	大字	字	危険度	公共施設	人家（戸）	道路	避難場所
1	国上	国上	倉掛	B		20	市道	久保田公民館
2	国上	国上	河角	C		3	市道	湊公民館
3	国上	国上	浦田	B		77	市道	浦田漁民センター
4	国上	国上	内之湊	B		43	市道	湊公民館
5	国上	国上	仙人塚	A		11	市道	国上小学校
6	国上	国上	中田之平	C		1	市道	野木平公民館
7	西之表	西之表	塩屋	B		18	市道	大崎公民館
8	西之表	西之表	天水	B		46	県道	大崎公民館
9	伊関	伊関	蕨ノ打跡	C		0	林道	柳原公民館
10	伊関	伊関	中之峰	B	公民館 郵便局	22	県道	伊関公民館
11	伊関	伊関	国ヶ田尾	B		32	県道	浜脇公民館
12	西之表	安納	林ノ山	B		48	県道	軍場公民館
13	西之表	安納	小田ノ立山	B	試験場	17	県道	安納小学校
14	西之表	安納	下田代	B		47	市道	下郷公民館
15	西之表	西之表	嘉永山	B		41	県道	松畠公民館
16	西之表	西之表	西松ノ角	C		3	県道	老人福祉センター
17	西之表	西之表	北ノ山	B	公民館	22	市道	城公民館
18	西之表	西之表	高野	B	公民館	37	市道	市民体育館
19	住吉	住吉	番屋平	B		53	市道	漁民研修センター
20	現和	現和	下喜加野	A		37	市道	西俣公民館
21	現和	現和	大正寺	C		7	市道	西俣公民館
22	古田	古田	中路	B	公民館	3	市道	古田中央公民館
23	安城	安城	猪野崎	B		27	市道	安城上之町公民館
24	現和	現和	上御山	A		42	県道	田之脇公民館
25	現和	現和	浅丸	A		45	県道	田之脇公民館
26	現和	現和	前浅川	B	公民館	36	市道	現和中学校
27	国上	国上	小島	B		6	市道	浦田漁民センター
28	西之表	西之表	天水	C		4	県道	大崎公民館
29	西之表	西之表	横平	C		2	県道	岳之田公民館
30	現和	現和	森田	B		8	市道	現和下之町公民館
31	現和	現和	下村	B		55	市道	武部公民館
32	国上	国上	保木	C		0	市道	国上小学校
33	伊関	伊関	長尾田	C		4	市道	柳原公民館
34	住吉	住吉	城之山	C		1	国道	住吉小学校
35	国上	国上	久保田	C		8	市道	久保田公民館
36	伊関	伊関	伊関	B		6	県道	伊関公民館
37	安城	安城	大野	C		0	市道	大野公民館
38	安城	安城	川俣	C		0	市道	鴻峯小学校
39	西之表	西之表	新城	B		20	市道	榕城小学校
40	現和	現和	笹林	C		0	市道	武部公民館
41	現和	現和	押方	C		0	農道	武部公民館
42	安城	安城	浦ノ田	C		0	町道	川脇公民館

番号	箇所	大字	字	危険度	公共施設	人家（戸）	道路	避難場所
43	古田	古田	鹿之峯	C		1		二本松公民館
44	伊関	伊関	石畠	B		7	市道	伊関公民館
45	国上	国上	河角	C		0	林道	湊公民館
46	国上	国上	河角	C		0	農道	湊公民館
47	西之表	西之表	石堂	C		6	市道	本立公民館
48	現和	現和	長久保	C		0	市道	西俣公民館
49	西之表	西之表	平渡瀬	B		2	農道	小牧野公民館
50	安納	安納	北山神	B		1	県道	安納小学校
51	西之表	西之表	猿師	B		0	農道	上西小学校
52	西之表	西之表	内ノ田	B		5	県道	岳之田公民館
53	西之表	西之表	岳の田	C		2	市道	岳之田公民館
54	国上	国上	湊	C		0	県道	湊公民館
55	古田	古田	大渡瀬	C		3	市道	古田上之町公民館
56	古田	古田	大渡瀬	B		23	市道	古田上之町公民館
57	住吉	住吉	郡川	C		0	農道	住吉小学校
58	安城	安城	弥太郎	C		1	県道	安城上之町公民館
59	国上	国上	浦田	C		0	市道	浦田漁民センター
60	西之表	西之表	無方ノ頭	C		0	市道	ふれあい館
61	安納	安納	小田ノ立山	C		0	林道	大平公民館
62	伊関	伊関	白崩	C		2	市道	浜脇公民館

3-10　山腹崩壊土砂流出危険地区

渓流において、山腹崩壊又は地すべりにより発生した土砂が土石流等となって流出するおそれがある地区。流出する土石による危害が人家１戸以上又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区で緊急度によりＡ、Ｂ、Ｃに区分する。

番号	箇所	大字	字	危険度	道路	公共施設	人家（戸）	渓流延長（m）	避難場所
1	国上	国上	桜ヶ谷	C	市道		0	400	国上小学校
2	国上	国上	犬山	C	市道		6	150	国上小学校
3	国上	国上	大牟礼	C	市道		0	400	国上小学校
4	伊関	伊関	小通り山	C	県道		0	500	浜脇公民館
5	伊関	伊関	小通り山	C	県道		6	350	浜脇公民館
6	安納	安納	大平	C	農道		0	1,000	軍場公民館
7	安納	安納	林ノ山	B	県道		60		軍場公民館
8	安納	安納	安納川	C	市道		0	2,000	安納小学校
9	現和	現和	鍋取巻	C	市道		0	700	武部公民館
10	下西	下西	大山崎	C	県道		1	1,700	鞍勇公民館
11	住吉	住吉	川頭	C	国道		0	400	漁民研修センター
12	住吉	住吉	冠野	C	国道		4	1,900	形之山公民館
13	住吉	住吉	桑園	C	国道		1	2,800	住吉中央公民館
14	住吉	住吉	二又松	C	国道		3	2,700	深川公民館
15	住吉	住吉	下角ノ本	C	国道		0	1,700	深川公民館
16	古田	古田	大五郎	B	県道	公民館 郵便局	33	800	中之町公民館
17	古田	古田	大五郎	B	県道		11	800	中之町公民館
18	古田	古田	登り掛	B	県道		13	1,000	番屋峰公民館
19	古田	古田	下り掛	C	市道		8	1,100	二本松公民館
20	安城	安城	後川	C	市道		0	600	平山公民館
21	国上	国上	仙人塚	B	市道		12	500	国上小学校
22	現和	現和	東平	C	市道		0	1,100	武部公民館
23	西之表	西之表	下瓜生迫	C	市道		2	500	牧之峯公民館
24	西之表	西之表	大流合	C	県道		0	800	下西小学校
25	現和	現和	知伊勢	C	市道		4	1,100	西俣公民館
26	住吉	住吉	志和野	C	市道		0	900	住吉中央公民館
27	安城	安城	植松	C	市道		0	200	御牧公民館
28	安城	安城	大野	C	市道		0	600	二本松公民館
29	西之表	西之表	大梗	C	市道		1	1,100	牧之峯公民館
30	安城	安城	石橋	B	市道		31	700	安城上之町公民館
31	西之表	西之表	小廣野	C	県道		1	400	

3-11　火災危険地域

危　険　地　域	状　　況	対象戸数
洲之崎	家屋密集地帯である。	約２００戸
西町	家屋密集地帯である。	約２４０戸
東町	家屋密集地帯である。	約２００戸
池田	家屋密集地帯である。	約　７０戸
鴨女町	家屋密集地帯である。	約４２０戸
中目新城	家屋密集地帯である。	約３８０戸
野首	家屋密集地帯である。	約３５０戸

3-12　落石危険箇所

番号	箇所	危険度	傾斜度	区間長（m）	高　さ（m）	公共施設及び道路	備　　考
1	榕城	C	76	50	5	市道　西町松下線	
2	榕城	B	74	100	5	市道　西町松下線	
3	安城	A	44	70	20	市道　安城平松線	
4	安城	C	64	100	10	市道　安城平松線	
5	安城	C	56	50	8	市道　安城平松線	
6	安城	C	60	30	8	市道　安城平松線	
7	国上	B	52	100	10	市道　国上西之表線	
8	上西	B	54	130	8	市道　国上西之表線	施設有（一部）
9	上西	B	72	30	12	市道　国上西之表線	
10	上西	A	66	100	11	市道　国上西之表線	
11	立山	C	69	80	5	市道　立山十六番線	
12	立山	B	72	100	5	市道　立山十六番線	
13	国上	A	66	50	10	市道　奥湊線	施設有
14	国上	B	60	100	12	市道　奥湊線	施設有（指定済、1）
15	国上	B	70	150	12	市道　奥湊線	施設有（指定済、2）
16	住吉	B	56	100	9	市道　古田能野線	
17	住吉	B	62	200	12	市道　古田能野線	
18	現和	B	48	80	12	市道　浅川城線	

3-13　災害時の道路状況

管理番号	道路の別				道路名	箇所	状況
	国道	県道	市道	農道			
LK058-1	○				国道５８号	西之表市能野（延長 100m）	飛砂堆積
LK058-2	○				国道５８号	西之表市美座（延長 50m）	冠水
LK058-3	○				国道５８号	西之表市坂井（延長 30m）	冠水
LK058-4	○				国道５８号	西之表市住吉地内（延長 67m）	崩土 落石
LK058-6	○				国道５８号	西之表市下石寺（延長 80m）	崩壊
L075-01		○			西之表南種子線	西之表市上之原（延長 50m）	冠水
L075-02		○			西之表南種子線	西之表市石堂（延長 42m）	崩壊
L075-03		○			西之表南種子線	西之表市安城（延長 14m）	崩壊
L075-04		○			西之表南種子線	西之表市野木～中種子犬城（延長 4,920m）	落石
L075-17		○			西之表南種子線	西之表市小牧（延長 80m）	崩壊
L076-02		○			野間十三番西之表線	西之表市十三番（延長 60m）	崩壊
L076-03		○			野間十三番西之表線	西之表市古田（延長 20m）	冠水
L076-04		○			野間十三番西之表線	西之表市岳之田（延長 170m）	落石
L076-05		○			野間十三番西之表線	西之表市岳之田（延長 300m）	落石
L581-01		○			伊関国上西之表港線	西之表市伊関～国上（延長 12,300m）	落石 崩土
L581-02		○			伊関国上西之表港線	西之表市花里崎（延長 100m）	飛砂堆積
L581-03		○			伊関国上西之表港線	西之表市美浜町（延長 128m）	崩土
L591-01		○			国上安納線	西之表市国上（延長 43m）	路肩決壊
		○			伊関国上西之表線	西之表市大崎（延長 65m）	崩壊
		○			県道西之表南種子線	農免道路交差点（西之表 3683－1）付近から安納方向へ 150m	道路冠水
		○			県道西之表南種子線	西之表 8673 付近	道路冠水
			○		市道国上西之表線	西之表 5660 付近の 3 文字	道路冠水
			○		市道石堂杓之峯線	西之表 2981 付近から横山地区方向へ 300m	道路冠水

（管理番号付きの 18 箇所は、平成 27 年度鹿児島県水防計画、ほかは過去の状況によるもの）

3-14　高潮危険地域

危険地域	一帯の沿岸	対象戸数
西之表海岸	美浜町海岸～鴨女町海岸に至る海岸線一帯	約２００戸
上能野・下能野海岸	能野浜入口海岸～下能野に至る海岸線一帯	約　３０戸
住吉港海岸	中之町海岸～浜之町キャンプ場に至る海岸線一帯	約　２０戸
国上久保田海岸	久保田港に面する一帯	約　２０戸
国上湊海岸	湊川河口～湊橋及び湊神社裏側の海岸一帯	約　５０戸
現和田之脇海岸	田之脇海岸に面する一帯	約　１０戸
現和庄司浦海岸	庄司浦部落一帯に面する海岸	約　６０戸

4　消防団

4-1　消防分団

消防団	分団名	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部		1	2						3
1	榕城			1	1	3	9	35	49
2	上西			1	1		2	19	23
3	国上			1	1	1	2	24	29
4	伊関			1	1		2	16	20
5	安納			1	1		2	16	20
6	現和			1	1	1	2	23	28
7	安城			1	1		2	10	14
8	立山			1	1		2	10	14
9	中割			1	1		2	12	16
10	古田			1	1		2	20	24
11	住吉			1	1	1	2	20	25
12	下西			1	1		3	25	30
13	女性			1	1			11	13
小計	13	1	2	13	13	6	32	241	308

（平成 27 年４月 1 日現在）

5　避難場所等

5-1　指定緊急避難施設一覧

番号	地区名	避難場所	所在地	電話番号	収容人員	海抜（m）	津波避難	特設公衆電話	備考
1	榕城	市民会館	西之表 7600（榕城中目）	22-1111	140	21	○	3	
2		市民体育館	鴨女町 242（鴨女町）	22-1911	1,000	3	×	2	
3		老人福祉センター	桜が丘 7779-94（松畠）	23-3306	100	53	○	1	
4		保健センターすこやか	西之表 7612（榕城中目）	24-3233	100	21	○	1	
5		榕城区民会館	西之表 7344（松畠）			31	○	1	
6	上西	上西区長事務所	西之表 879-1（大花里）	22-1377		29	○	1	
7	下西	下西校区公民館	西之表 15358（川迎）	23-0465	180	47	○	1	
8	国上	国上中央公民館	国上 2011-6（国上中目）	28-0716		81	○	1	
9	伊関	伊関本村公民館	伊関 1111-1（伊関）	28-1029		38	○	1	
10	安納	安納小学校体育館	安納 976（大平）	25-0663	155	47	○	1	
11	現和	現和区長事務所	現和 6232-7（現和上之町）	25-0327		38	○	1	
12	安城	安城下之町公民館	安城 1016-2（安城下之町）			53	○	1	
13	立山	立山公民館	安城 2947（立山）	23-7506		63	○	1	
14	古田	古田中央公民館	古田 1225（村之町）	23-8819		108	○	1	
15	中割	生姜山公民館	安城 3503（生姜山）	23-8004		238	○	1	
16	住吉	住吉中央公民館	住吉 3551（住吉中之町）			13	○	1	

5-2　指定避難施設一覧

番号	地区名	避難場所	所在地	電話番号	収容人員	施設種類等	設備の内容	海岸からの距離(m)	海抜（m）	世話人等担当者	津波避難	特設公衆電話	備考
1	榕城	市民会館	西之表 7600	22-1111	140	鉄筋	トイレ及び炊事施設	250	21	社会教育課長	○	3	
2		市民体育館	鴨女町 242	22-1911	1,000	体育館・鉄筋	トイレ	30	3	社会教育課長	×	2	
3		老人福祉センター	桜が丘 7779-94	23-3306	100	鉄筋	トイレ及び炊事施設	1,100	53	福祉事務所長	○	1	
4		保健センターすこやか	西之表 7612	24-3233	100	鉄筋	トイレ及び炊事施設 LP ガス低圧用発電機	250	21	健康保険課長	○	1	
5		かもめ児童館	西之表 14414-2	22-0016	70	鉄筋	トイレ	300	3	福祉事務所長	×	1	
6		美浜児童センター	西之表 6386-3	23-1488	70	鉄筋	トイレ	450	27	福祉事務所長	○	1	
7		榕城小学校	西之表 7545	22-0010	110	体育館・鉄筋	トイレ	500	38	校長	○	1	
8		種子島中学校	西之表 7376	23-5200	220	体育館・鉄筋	トイレ	400	33	校長	○	1	
9		(旧) 榕城中学校	西之表 7617-4	22-1111	280	体育館・鉄筋	トイレ	400	33	教育委員会総務課長	○	1	
10	上西	上西小学校	西之表 874	22-0574	90	体育館・鉄筋	トイレ	500	31	校長	○	1	
11	下西	勤労青少年ホーム	西之表 15128-1	22-1579	110	鉄筋	トイレ及び炊事施設	20	7	社会教育課長	×	1	
12		下西小学校	西之表 15358	22-0379	180	体育館・鉄筋	トイレ	500	22	校長	○	1	
13	国上	国上小学校	国上 2181	28-0001	165	体育館・鉄筋	トイレ	650	93	校長	○	1	
14	伊関	伊関小学校	伊関 461-1	28-0226	155	体育館・鉄筋	トイレ	250	24	校長	○	1	
15	安納	安納小学校	安納 976	25-0663	155	体育館・鉄筋	トイレ	1,150	47	校長	○	1	
16	現和	現和小学校	現和 6232	25-0003	165	体育館・鉄筋	トイレ	1,000	43	校長	○	1	
17	現和	(旧)現和中学校	現和 2922	22-1111	185	体育館・鉄筋	トイレ	350	32	教育委員会総務課長	○	－	
18	安城	安城小学校	安城 1006	23-7372	155	体育館・鉄筋	トイレ	600	66	校長	○	1	
19	立山	立山小学校（休校）	安城 2959	23-7119	160	体育館・鉄筋	トイレ	500	62	校長	○	－	
20	古田	古田小学校	古田 1225	23-8910	90	体育館・鉄筋	トイレ	9,000	111	校長	○	1	
21		(旧)古田中学校	古田 1225	22-1111	145	体育館・鉄筋	トイレ	9,000	118	教育委員会総務課長	○	—	
22	中割	(旧)鴻峰小学校	安城 3517	23-8916	85	体育館・鉄筋	トイレ	9,000	238	財務監理課長	○	－	
23	住吉	住吉小学校	住吉 3551	23-8302	200	体育館・鉄筋	トイレ	200	20	校長	○	1	

5-3　福祉避難所施設一覧

番号	法人名	事業所名	電話番号	住所	サービス種別	海抜（m）	津波避難
1	社会福祉法人ふよう会	わかさ園	22-1413	西之表 16347 番地	短期入所生活介護、介護老人福祉施設	16	○
2	社会福祉法人ふよう会	わかさ園デイサービスセンター	22-2360	西之表 16347 番地	通所介護	16	○
3	医療法人義順顕彰会	わらび苑	22-2600	西之表 2981 番地 1	通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設	53	○
4	社会福祉法人百合砂	特別養護老人ホーム百合砂苑	23-6161	西之表 6087 番地	短期入所生活介護、介護老人福祉施設	20	○
5	特定非営利活動法人こすも	デイサービスすばる	23-1918	西之表 9979 番地 1	通所介護	3	×
6	特定非営利活動法人なごみ	デイサービスなごみ苑	23-2513	西之表 6417 番地 3	通所介護	37	○
7	株式会社たねがしま平安閣	小規模多機能型居宅介護事業所いなほ	23-4137	西之表 14887 番地 2	小規模多機能型共同生活介護	55	○
8	社会福祉法人豊山会	たちばな園	25-1199	現和 8455 番地 5	知的障害者入所更生施設	44	○

5-4　避難路一覧

番号	路線番号	路線名	起点	終点	延長（ｋｍ）	行政区
1	286	上洲之崎線	西之表 6826 番地	西之表 6804 番地 2 地先	0.129	洲之崎
2	287	湯之川鉄砲場線	西之表 7130 番地先	西之表 6719 番地 2 地先	0.675	洲之崎

5-5　避難地一覧

番号	施設名	所在地	種別	面積（ｈａ）	津波避難
1	栄町公園	栄町 1 番地	街区公園（児童）	0.11	×
2	東町公園	東町 28、29 番地	街区公園（児童）	0.05	×
3	花里浜公園	西之表字宮原 6591-3 の一部、古園 6387-25	街区公園（児童）	0.25	×
4	新城公園	西之表小田 7660	街区公園（児童）	0.14	○
5	美浜公園	西之表 6386 乙 3、6386-1、6386-9	近隣公園	1.01	○
6	嘉永山公園	西之表字嘉永山および中谷の一部	近隣公園	4.50	○
7	わかさ公園	西之表 14414、14414-2、1415-2、1415-6、1415-12	総合公園	11.90	○
8	松原運動公園	西之表字松原	運動公園	14.00	○
9	中央墓園	西之表字北の山および字坂ノ下の各一部	墓地公園	3.90	○

5-6　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

西之表市（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、二次的な避難を行うための福祉避難所を設置し、要援護者等を当該避難所に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（設置運営）

第２条　福祉避難所の設置運営は、甲の責任において行うものとし、乙は福祉避難所開設の際に第４条第１項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

⑴　要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援

⑵　要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

⑶　福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第４条第１項第３号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第３条　この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りではない。

（費用等）

第４条　甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

⑴　介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

⑵　要援護者等に要する食費

⑶　その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

２　前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

（協力体制）

第５条　乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に可能な限り答えるものとする。また、甲の施設内に福祉避難所を設置した場合において、介助員が不足するときは、甲は乙に対し協力要請できるものとし、乙は当該協力要請に可能な限り答えるものとする。

（要援護者等の受入れ等）

第６条　甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等を紹介し、乙はこれを可能な限り受け入れるものとする。この場合において、甲は乙に次に掲げる事項を明らかにするものとする。また、要援護者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難する

ものとする。

⑴　要援護者等の住所、氏名、性別、生年月日、年齢、心身の状況、かかりつけ医、連絡先等

⑵　身元引受人の氏名、連絡先等

⑶　その他必要と認める事項

（個人情報の保護）

第７条　甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要援護者等又はその家族の固有の情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第８条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第９条　乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後５年間はこれを保管しなければならない。

（協定の解除）

第10条　甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

２　乙は、乙の事情によりこの協定を解除しようとするときは、解除を行う日から起算して30日前までに甲に申し出をしなければならない。

（協定締結期間）

第11条　この協定の締結期間は協定締結後１年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

（疑義の解決）

第12条　この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

（甲）所　在　地　　西之表市西之表７６１２番地
名　　称　　西之表市
代表者職氏名　　西之表市長　長野 力

（乙）所　在　地
名　　称
代表者職氏名

別記様式（第２条関係）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費
及び要援護者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。） ・ 日勤（日給・時間給）　＿＿＿＿＿＿円／（日・時間） ・ 夜勤（日給・時間給）　＿＿＿＿＿＿円／（日・時間） ・ 宿直　＿＿＿＿＿＿円／回	
(2) 要援護者等に要する食費 ・ 朝食　＿＿＿＿＿＿円／食 ・ 昼食　＿＿＿＿＿＿円／食 ・ 夕食　＿＿＿＿＿＿円／食 （計）　＿＿＿＿＿＿円／食	
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用 ・ 実費相当額	

（あて先）
西之表市長　殿

上記のとおり届け出ます。

平成　　年　　月　　日

所　在　地
名　　称
代表者職氏名

別記　個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の漏えい防止及び事故防止）

第２　乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（再委託の禁止）

第３　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第４　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第５　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時における報告義務）

第６　乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（立入検査等）

第７　甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

（提供資料の返還義務）

第８　乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第９　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従事者への周知）

第10　乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（契約の解除及び損害賠償）

第11　乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの契約を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

覚　　書

西之表市（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）との災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定に関し、次の事項を定めて覚書とする。

第１条　介助員等に要する人件費については、全法人等において統一した金額を定めることとし、福祉避難所開設の際に甲乙協議して定めるものとする。

第２条　介助員等に要する人件費を時間給で積算する場合において、１時間未満の端数が生じた場合は、その端数を60で除して得た数に、福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費及び要援護者等に要する食費に関する届出（別記様式）に掲げる時間給を乗じて得た金額とし、１円に満たない端数は、四捨五入するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

（甲）所　在　地　　西之表市西之表７６１２番地
名　　称　　西之表市
代表者職氏名　　西之表市長　長野　力

（乙）所　在　地
名　　称
代表者職氏名

5-7　ヘリコプター発着予定地

(1) 場外離着陸場

場外離着陸場の名称	住　所	緯度（N）	経度（E）	所有者又は管理者 （担当者又は連絡先）	電話番号 （FAX 番号）
西之表ヘリポート	西之表 2292-5	30° 45′ 09″	131° 01′ 37″	西之表市長 （総務課）	0997-22-1111 0997-22-0295
日ポみなと公園	西町 49-6	30° 43′ 51″	130° 59′ 18″	西之表市長 （建設課）	0997-22-1111 0997-22-0295

(2) ヘリコプター緊急時離着陸予定地（場外離着陸場を含む）

名称	所在地	設置（管理）者	連絡先	面積（㎡）
西之表市営グラウンド	西之表 14414-2	西之表市	0997-22-1111	19,000
西之表ヘリポート	西之表 2292-5	西之表市	0997-22-1111	4,900

(3) ドクターヘリ離着陸予定地（場外離着陸場を含む）

番号	小学校区	名称	所在地	緯度（N）	経度（E）
1	榕城	西之表市営グラウンド	西之表 14414-2	30° 43′ 1774	130° 59′ 3196
2		日ポみなと公園	西町 49-6	30° 43′ 51″	130° 59′ 18″
3		西之表ヘリポート	西之表 2292-5	30° 45′ 09	130° 01′ 37″
4		旧榕城中学校跡地	西之表 7617-4	30° 44′ 0066	130° 59′ 5575
5		あっぽ～らんど多目的広場	西之表 1859 番地 1	30° 45′ 3543	131° 02′ 1900
6	国上	旧国上中学校跡地	国上 3175	30° 47′ 4645	131° 02′ 1135
7		浦田漁港	国上 421-7	30° 49′ 2818	131° 02′ 3907
8		桜園集落グラウンド	国上 3643 番地 13	30° 47′ 0545	131° 02′ 0654
9	伊関	伊関小学校グラウンド	伊関 461-1	30° 46′ 1363	131° 04′ 1311
10		沖ヶ浜田グラウンド	安納 3793-10	30° 45′ 3395	131° 04′ 2340
11		伊関港	伊関	30° 46′ 2215	131° 04′ 2570
12	安納	安納野球場	安納 630	30° 43′ 2177	131° 04′ 2384
13		安納小学校グラウンド	安納 976	30° 43′ 4995	131° 03′ 3845
14	現和	現和校区グラウンド	現和 5944-21	30° 41′ 3730	131° 03′ 5070
15		田之脇港	現和地内	30° 41′ 3386	131° 04′ 1244
16	安城	旧安城中学校跡地	安城 1049	30° 39′ 0778	131° 02′ 3303
17	立山	立山港	安城 3009-5	30° 36′ 4060	131° 03′ 0632
18	古田	旧古田中学校跡地	古田 1225	30° 39′ 2381	131° 00′ 1349

5-8　学校別応急教育予定場所

平成２４年５月１日現在

学校名		生徒数	予定場所
小学校	榕城小学校	582	同校僻地集会室
	上西小学校	18	同校僻地集会室
	下西小学校	144	同校僻地集会室
	国上小学校	59	同校僻地集会室
	伊関小学校	11	同校僻地集会室
	安納小学校	16	同校僻地集会室
	現和小学校	71	同校僻地集会室
	安城小学校	18	同校僻地集会室
	立山小学校	休校中	同校僻地集会室
	古田小学校	26	同校僻地集会室
	(旧)鴻峰小学校	0	同校僻地集会室
	住吉小学校	34	同校僻地集会室
	小　計	979	
中学校	種子島中学校	463	同校僻地集会室
	(旧)榕城中学校	0	同校僻地集会室
	(旧)国上中学校	0	同校僻地集会室
	(旧)現和中学校	0	同校僻地集会室
	(旧)安城中学校	0	同校僻地集会室
	(旧)古田中学校	0	同校僻地集会室
	(旧)住吉中学校	0	同校僻地集会室
	小　計	463	
合　　計		1,442	

5-9　応急仮設住宅候補地

番号	地名地番	敷地の現状	敷地面積（㎡）		建設可能戸数
			全体敷地面積	建設可能敷地面積	
１	西之表７７５０－１	嘉永山公園	45,000	2,500	３２
２	西之表８７９	上西区長事務所広場	500	300	２
３	国上２０１４	国上中央公民館駐車場	800	450	８
４	伊関４６３－１	多目的ふれあい交流館	1,000	250	２
５	安納４１３－９	安納校区所有地	300	300	２
６	現和５９４４－２１	現和校区グラウンド駐車場	3,000	700	１２
７	安城７６０	安城上之町公民館	1,500	250	２
８	古田１２１４	古田校区所有地	600	400	２
９	安城２９４６－１	ゲートボール場	1,000	300	２
１０	安城３５１７－２３８	中割校区所有地	600	300	２
１１	住吉３５２６	市営住宅跡地	600	600	３
１２	西之表１５３２１－２	川迎公民館	900	500	３
１３	西之表６５９１－３	公営住宅跡地	4,600	2,400	３６
１４	桜が丘７７７９－９５	ゲートボール場	5,400	2,000	１６
		合　　計	65,800	11,250	１２４

（平成 28 年 12 月 5 日現在）

5-10　緊急輸送道路

No	機能区分	道路種別	路線名
1	第一次緊急輸送道路	県道	野間十三番西之表線
2	第二次緊急輸送道路	国道	５８号線
		県道	西之表南種子線
3	市が指定する緊急輸送道路	県道	伊関国上西之表港線の一部、国上安納線
		市道	古田下西線の一部、池野線、鴨女町西之表港線、鴨女通線、栄町東町線、中央線、東町榕城校線の一部、西町榕城校線の一部、西町上之原線の一部、国上西之表線、宮原美浜線、上西小学校線、横山線、横山沖ヶ浜田線、牧場線、牧場２号線、田之脇石堂線、現和線、二本松十三番線、十三番鞍勇線の一部、深川十三番線、立山十六番線の一部
		農道	大野１号線

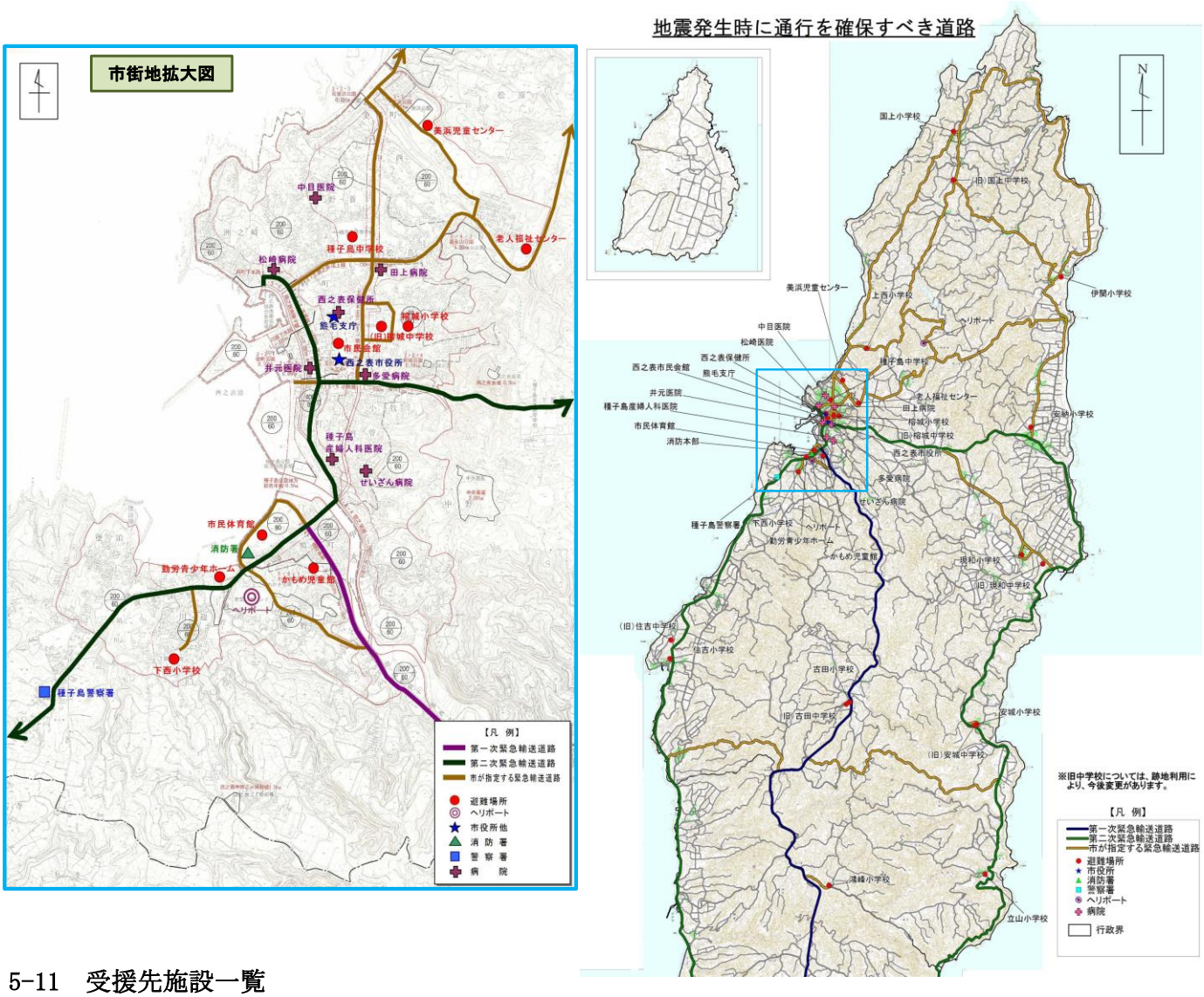

5-11　受援先施設一覧

名称	施設管理者	所在地	緯度（N）	経度（E）	敷地面積（㎡）
あっぽ～らんど多目的広場	西之表市	西之表 1910	30° 75′ 4273	131° 04′ 0605	21,000
旧古田中学校跡地	西之表市	古田 1225	30° 65′ 6195	131° 00′ 4384	1,500

6　施設等

6-1　港湾の状況

Ｎｏ	港　　名	所在地	管理	接岸能力	
1	西之表港	西之表	県	旅客船	30,000 ＧＴ
2	田之脇港	現　和	県	貨物船	2,000 ＤＷＴ
3	浅川港	現　和	市	漁船	10
4	伊関港	伊　関	市	漁船	10
5	大久保港	国　上	市	漁船	10
6	大崎港	上　西	市	漁船	10
7	上ノ古田港	国　上	市	漁船	10
8	立山港	立　山	市	漁船	10
9	椎ノ木港	馬毛島	市	漁船	1 未満
10	王籠港	馬毛島	市		－
11	馬毛島岬港	馬毛島	市		－

※ＧＴ（総トン数）：船舶の密閉区画の容積トン数
※ＤＷＴ（裁貨重量トン数）：積載し得る貨物の最大重量をトン単位で表した数

6-2　漁港の状況

Ｎｏ	港　　名	所在地	管理	接岸能力（ｔ）	
1	浦田漁港	国　上	県	漁船	50
2	庄司浦漁港	現　和	県	漁船	5
3	住吉漁港	住　吉	県	漁船	20
4	安城漁港	安　城	市	漁船	1
5	沖ヶ浜田漁港	伊　関	市	漁船	3
6	花里崎漁港	上　西	市	漁船	1
7	湊漁港	国　上	市	漁船	10
8	能野漁港	住　吉	市	漁船	10
9	葉山漁港	馬毛島	市	漁船	3
10	高坊漁港	馬毛島	市	漁船	1 未満
11	安納漁港	安　納	市	漁船	1

6-3　ごみ処理・下水処理施設等

施設名	郵便番号	住所	電話番号	規模
西京苑	891-3202	安納４１７１	０９９７－２８－０７９４	３０kl／日
種子島清掃センター	891-3101	西之表１７３８５－２	０９９７－２８－３３１０	２２ｔ／1日

6-4　火葬場

施設名	郵便番号	住所	電話番号	1回 処理能力	使用燃料
西之表斎苑	891-3101	西之表９６４５－１	０９９７－２３－２３９２	２体	灯油バーナー

6-5　埋葬予定地

施設名	郵便番号	住所	面積
市営墓地	891-3101	西之表６９４７	５５５㎡

6-6　埋立処分施設

郵便番号	住所	埋立面積	全体容量	能力
891-3101	西之表１７３８５－２	２，３７０㎡	２４，１６０㎥	８㎥／1日

6-7　危険物の貯蔵箇所

【屋内貯蔵所】

名称	設置場所
有馬石油	西之表市洲之崎
九州電力（株）第一発電所	西之表市西町
向江商店	西之表市安納

【屋外タンク貯蔵所】

名称	設置場所
九州電力（株）第一発電所	西之表市西町
出光興産株式会社	西之表市現和田之脇
有限会社三栄石油商会	西之表市洲之崎
宗教法人屋久島大社事業部種子島工場	西之表市岳之田
株式会社高崎酒造	西之表市安納
種子屋久農業協同組合石堂澱粉工場	西之表市本立
西之表市葉たばこモデル生産組合	西之表市川迎
西之表市第２葉たばこ生産組合	西之表市現和
北南コンクリート株式会社	西之表市栄町
種子島漁業協同組合本所	西之表市西町
種子島漁業協同組合浦田支所	西之表市国上浦田
種子島漁業協同組合住吉支所	西之表市住吉
有限会社松島建設	西之表市古田
藤田建設興業株式会社	西之表市安城
東建設工業株式会社	西之表市小牧野
種子島酒造株式会社	西之表市岳之田
有限会社西田農産	西之表市現和

【地下タンク貯蔵所】

名称	設置場所
ＮＴＴ西日本鹿児島支店大道無線中継所	西之表市十三番
ＮＴＴ西日本鹿児島支店現和交換局	西之表市現和
ＮＴＴ西日本鹿児島支店種子島営業所	西之表市西町
西之表市西京苑	西之表市安納
南日本酪農協同組合	西之表市住吉形ノ山
株式会社葵クラブホテルニュー種子島	西之表市東町
北南コンクリート株式会社	西之表市栄町
西之表市給食センター	西之表市本立
種子島茶生産組合	西之表市古田
（有）コスモエネルギーサプライ種子島油槽所	西之表市栄町
（有）コスモエネルギーサプライ（ロケット）	西之表市西町
ＪＡ種子屋久西之表製茶工場	西之表市安納

【移動タンク貯蔵所】

名称	設置場所
大種フェリー（株）	１台
大慶興業（株）	３台
共同フェリー運輸（有）	２台
（株）有馬石油	１台
（有）三栄石油	１台
種子島石油（株）	３台
有限会社種子島エネルギーシステム	４台
種子屋久農業協同組合西之表地区本部	３台
（有）和人組	２台

【屋外貯蔵所】

名称	設置場所
有限会社三栄石油商会	西之表市洲之崎
九州電力株式会社	西之表７５０４

【給油取扱所】

名称	設置場所
株式会社有馬石油店	西町６９９３
株式会社有馬石油店種子中上給油所	西之表７４３５－３
種子島石油株式会社鴨女町給油所	鴨女町２０８番地
種子島石油株式会社東町給油所	東町４９番地
中道石油	現和６２８２
一口石油店	安納４０６－１
瀬下石油店	住吉５４２－１
中村石油店	現和６２６６
有限会社三栄石油商会西之表給油所	西之表９９５７
有限会社三栄石油商会国上給油所	国上２１４１
長野石油店	安城１３０３
種子屋久農業協同組合川迎給油所	西之表１５２１６－１
種子屋久農業協同組合石堂給油所	西之表３６８３－１
種子屋久農業協同組合松畠給油所	西之表７３８２－２
岩崎産業株式会社船舶給油所（トッピー）	西町４９－１
種子島漁業協同組合浦田船舶給油所	国上浦田漁港地内
（有）コスモエネルギーサプライフェリー船舶給油所	西町４９－１
（有）コスモエネルギーサプライロケット船舶給油所	西町４９－１
内門石油店	安城３７５１
濱島商店	古田４６６－３
（有）和人組西之表給油所	西之表１６６１３－１他
（有）和人組西之表第２給油所	鴨女町２０９－１１

6-8　消防施設の現状

消防署及び分団名		救急車	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付水槽車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ及び水槽付積載車	小型動力ポンプ	小型動力ポンプ付軽消防自動車	防火水槽		無線機		消火栓	救助工作車
										40㎥級以上	40㎥級未満	車載用（分団は受信機のみ）	携帯用		
消防署		2		2	1							8	24		1
消防団	榕城分団		1	1				1	1	37	6	4		102	
	下西分団		1					1	1	12	1	2		26	
	上西分団		1					1		6	1	1		3	
	国上分団		1					5		11	1	1		20	
	伊関分団					1		2		6		1		6	
	安納分団		1					2		7		1		8	
	現和分団						1	2		17		1		17	
	安城分団					1		1		6		1		7	
	立山分団					1		1		3		1		3	
	中割分団					1		2		1	1	1		4	
	古田分団		1					1		3	1	1		10	
	住吉分団					1		1		10		1		6	
	女性分団							1				1			
合　計		2	6	3	1	5	1	21	2	117	11	25	24	212	1

6-9　救助用具の現状

種別	配置場所	西之表消防署
救助用具	空気呼吸器本体一式	10
	空気呼吸器予備ボンベ	21
	ペルツ救助資機材	1
	救命索発射銃	3
	マイティバック一式（7点）	1
	スプレッダー	1
	カッター	1
	油圧切断機	1
	ポートパワー	1
	エンジンカッター	1
	カッターエッジチェーンソー	1
	エアーソー	1
	空気工具200型	1
	鉄線カッター	3
	削岩機	1
	ショックバール	1
	弁慶	3
	トップマン	3
	チルホール	2
	ＮＧＫ軽量ウインチ	1
	サバイバースリング	1
	バスケットストレッチャー	1
	給排煙機	1
	スリング（3m）	1
	ブルースリング（5m）	1
	ブルースリング（6m）	1
	ワイヤー（12mm×2m）	1
	ワイヤー（12mm×5m）	5
	ワイヤー（12mm×15m）	2
	ダブル滑車	1
	重量物吊り上げ用三脚	1

種別	配置場所	西之表消防署
	軽量滑車（シングル）	11
	ワイドプーリー	1
	カラビナ０型	44
	カラビナ０型　中	9
	カラビナ０型　大	5
	安全縛帯	4
	安全帯	34
	安全マット	2
	ロープ登降機	1
	ロープ（12mm×20m）	6
	ロープ（12mm×30m）	14
	ロープ（12mm×40m）	7
	ロープ（12mm×50m）	4
	携帯用発電機（900W）	1
	携帯用発電機（500W）	2
	携帯用投光機（1KW）	2
	携帯用投光機（500W）	2
	携帯用投光機（300W）	2
	救命浮環	10
	救命胴衣	8
	潜水器具一式	10
	潜水用予備ボンベ	3
	水中スクーター	1
	水上バイク	1
	レスキューレッド	1
	耐熱服	2
	スタティックロープ（11mm×100m）	2
	スタティックロープ（11mm×55m）	2
	スタティックロープ（11mm×50m）	2
	スタティックロープ（11mm×40m）	2
	ダイナミックロープ（11mm×60m）	1
	ダイナミックロープ（12.5mm×100mm）	2
	ダイナミックロープ（11mm×200m）	1

6-9　救助用具の現状

種別	配置場所	西之表消防署	種別	配置場所	西之表消防署
消防・救助関係機材	断熱服	2	救急関係機材	デマンド付蘇生器	3
	空気呼吸器本体一式	15		携帯式電動吸引器	3
	ロープレスキュー資器材	2		エアーパンテージ	2
	救命索発射銃	3		レスバッグ	6
	マイティバック	7		心臓蘇生用背板	3
	スプレッダー	1		ユニット担架	4
	カッター	1		スクープストレッチャー	3
	油圧切断機	1		血圧計	6
	ポートパワー	1		ショックパンツ	2
	エンジンカッター	1		パルスオキシメーター	1
	カッターエッジチェーンソー	2		自動式心マッサージ器	2
	エアーソー	1		患者監視装置	2
	削岩機	1		半自動式徐細動器	2
	チルホール	2		ＡＥＤ	2
	要救助者用縛帯	2		輸液用資機材一式	1
	バスケットストレッチャー	1		バックボード	3
	救助用平型タンカ	2		携帯型ＣＯ２モニター	
	吸排煙機	1		二つ折り担架	15
	携帯用発電機（900W）	1	測定器具	可燃性ガス測定器	1
	携帯用発電機（500W）	2		酸素濃度測定器	1
	潜水器具一式	10		有毒ガス測定器	1
	水上バイク	1		空間放射線線量計	1
	レスキューレッド	1		表面汚染線量計	1
	エアーテント	1		個人線量計	5
	ゴムボート	1		ピトーゲージ	1
	チタン担架	1		スタンドゲージ	1

資料：H26 年度消防年報（熊毛地区消防組合）

7　広報に関する資料

7-1　住民向け広報案文

〔鹿児島地方気象台〕

6　広報に関する資料

6.1　住民向けの広報案文

(1)　地震・津波災害時の広報案文

〔案文１〕　住民，自主防災組織への活動喚起・指示〔地震直後〕

◎　ただいま，大きな地震がありました。○○の皆さん，あわてて外に飛び出さないで下さい。声をかけあって，まず，火の始末をしましょう。
（津波の危険が予想される場合は，津波関係広報案文も含めて伝達する）

◎　まわりの建物を見て下さい。建物が壊れていたら，中に人がいないか近所人と確かめてください。人がいるときは,近所の人と協力して,助け出して下さい。助け出すことが出来ないときは,自主防災組織の人,消防団の人に伝えてください。

〔案文２〕震度３以上の地震を感じた場合（津波予報入手前）

◎　地震情報をお知らせします。
先程，地震が発生しました。津波の情報，まだ入っていませんが，海岸にいる方は，高台へ避難する準備をしてください
準備は，あわてずに，まず海にいる方は陸に上がってください。
水着の方は，服を着て持ち物を整理してください。
お子さん連れの方は，家族いっしょに避難の準備をしてください。
また，今後の情報にご注意をお願いします。

〔案文３〕津波注意報入手後

◎　津波注意報について，お知らせします。
先程の地震により，ただいま津波注意報が発令され，海岸部に避難勧告がされました。
海岸にいる方は，すみやかに海岸から，避難してください。
お子さん連れの方は，家族いっしょに避難の準備をしてください。
また，今後の情報に十分ご注意をお願いします。

〔案文４〕津波（大津波）警報入手後 (1)

◎　ただいま，津波（大津波）警報が発表になりました。
大津波が予想されますから，津波危険地域のみなさんは，火の元を確認し，ガスの元栓をしめて，ただちに高台に避難してください。
なお，避難の際には，車を使用しないで下さい。

◎　消防団員に団長命令を伝達します。
沿岸部消防分団の消防団員は，直ちに津波危険地域住民に避難を勧告してください。

〔案文５〕　津波（大津波）警報入手後 (2)

◎　津波（大津波）警報発令による避難勧告をお知らせします。
　津波（大津波）警報発令による避難勧告をお知らせします。
　ただいま，津波（大津波）警報が発令され，避難勧告がされました。
　津波（大津波）が予想されますから，観光客の皆さんは，すみやかに高台へ避難してください。
　お子さん連れの方は，家族いっしょに高台へ避難してください。
　避難の際には，係員の指示に従い車は使用しないでください。
　また，今後の情報に十分ご注意をお願いします。

〔案文６〕　住民，自主防災組織への活動喚起・指示〔地震後間もなく〕

◎　先程の地震の震源地は○○で，震源の深さは○kmと推定されます。
　○○○の震度は○で，地震の規模は，マグニチュード○でした。
　今後も，テレビ，ラジオや市役所からの情報に注意し，落ち着いて行動して下さい。

◎　先程の地震に伴う余震が，今後予想されます。
　皆さん！　余震をおそれず，落ち着いて行動して下さい。
　崩れかかった物や落ちやすい物には，十分注意して下さい。

〔案文７〕　津波第１波観測後

◎　津波情報をお知らせします。
　ただいま，○○港で津波の第１波を観測しました。
　波の高さは，約○○メートルです
　津波は何回も押し寄せますから引き続き注意してください。

〔案文８〕　津波襲来 (1)

◎　大津波情報，大津波情報
　防波堤をこえる（こえそうな）大津波が押し寄せています。
　防波堤をこえる（こえそうな）大津波が押し寄せています。
　津波の第２波は，さらに大きくなりますので，引き続き，厳重に警戒してください。

〔案文９〕　津波の襲来 (2)

大津波情報をお知らせします
（大津波により，海岸の倉庫や漁船がたくさん流される被害が発生しています（また，防潮堤をこえた，大津波により，家屋の損壊，浸水などの被害が発生しています。）
津波は，何回も押し寄せますから引き続き，厳重な警戒をしてください。
また，今後の情報に十分注意してください。

〔案文 10〕　火災発生の状況

◎　○○○付近で火災が発生しています。○○戸が焼失し，現在も延焼中です。

◎　現在，○○地区の火災は，（○○方面へ）燃え広がっています。
　○○地域の住民の方は，直ちに○○へ（○○方面へ）避難して下さい。

〔案文 11〕　避難の準備の周知〔火災，土砂災害などによる二次災害危険に対し〕

◎　現在，△△地区は○○のため危険な状態になりつつあります。
　いつでも避難できるように準備をして下さい。避難する際の荷物は，２食分程度の水と食料，非常持ち出し品など最小限に止めましょう。

◎　○民の皆さん，避難の用意をして下さい。○○付近で発生した火災は，いぜん延焼中です。風下にあたる□□地域では，お年寄りや子供さんを安全な△△公園へ早めに避難させて下さい。また，元気な方は，消防団の消火活動に協力してください。

〔案文 12〕　避難の勧告・指示,避難誘導

◎　家が壊れた人，家が壊れそうな人は，避難所へ避難してください。避難するときは，火を始末し，電気のブレーカーを切り，落ち着いて，落下物に注意し避難して下さい。

◎　お知らせします。○○周辺は，○○のため避難勧告（指示）が出されました避難先は○○小学校です。戸締りをして家族揃って早く避難して下さい。

◎　○○の方は○○公園，○○小学校に避難して下さい。

◎　ただいま，○○一帯に避難勧告が出されました。風向きが悪いため，この付近も危険となりましたので，急いで○○公園に避難して下さい。

〔案文 13〕　避難所（避難収容所）の周知

◎　避難所のお知らせをいたします。
　避難所は，△△地区の避難所は○○と○○に設置されています。また，□□地区の避難所は◎◎に設置されています。

〔案文 14〕　重傷者受け入れ可能医療機関

◎　地震により重傷を負われた方の診療・受け入れは，○○医院，○○病院で行っております。
　しかしながら，重傷者の発生が多数のため，救急車の数が足りず，要請どおり対応できない状況にあります。そのため，ご家族，隣近所，消防団，自主防災組織などで，自主的に搬送いただけるようお願いいたします。
　なお，道路規制の状況については，ラジオ等の交通規制の情報にご注意ください。

〔案文15〕　被害の状況

◎　これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
　亡くなった方　○○人　，　行方のわからない方　○○人
　重傷者　　○○人　，　軽傷者　　○○人
　全壊家屋　　○○棟　，　半壊家屋　　○○棟

◎　現在，□□地区の電気，ガス，水道はすべて供給を停止しています。また，電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。
　テレビやラジオからの情報に注意し，デマにまどわされないように落ち着いて行動して下さい。

〔案文16〕　交通の状況

◎　現在，○○○線，○○○線はすべて運転を見合せています。各鉄道機関では線路などの点検を行っていますが，まだ運転再開の見通しは立っていません。
　今後の情報に注意して下さい。

◎　現在，町内のすべての道路（○○通り）が○○のため車輌の通行が禁止されています。町内の皆さん，自動車は使用しないで下さい。
　ドライバーの皆さんは，カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。

◎　現在，○○○線は，○○～○○間で運転が一部再開されました。
　その他の路線は，運行の見通しが立っていません。

(2)　風水害時の広報案文
〔共通事項〕
（放送文の前の放送）

◎　こちらは，ぼうさい○○○○です。

◎　ぼうさい○○○○から，お知らせします。

（以下放送文は，２回繰り返す）

〔案文１〕　気象情報の伝達

◎　台風○号は，本日○時，○分現在○○の○○にあって，毎時○○㎞の速さで○○に進んでいます。
　このため，ただ今，県下に○○警報（注意報）が発令されました。
　この情報によりますと，これから○○にかけて，暴風域に入り，風雨ともに強くなると思われます。
　今後の気象情報に十分注意し，厳重に警戒してください。

〔案文 2〕避難通報，避難時の注意事項

◎　台風○号による大雨のため，○○地区では浸水の恐れがでてきました。
　○○地区の皆さんは，全員○○学校，体育館に避難してください。
　なお,避難する時は，毛布その他のまわりの必要携帯品をもって，消防団員又は役場職員の指示に従って避難してください。

◎　台風○号の影響による，○○川の増水のため○○附近の堤防が決壊する恐れがでてきました。このため,○○地区の皆さんは，万一に備え全員○○学校，体育館に避難してください。
　なお，避難するときは，毛布その他のまわりの必要携帯品をもって，消防団員又は役場職員の指示に従って避難してください。

◎　皆さん，避難時には最小限の着替え，食糧，飲料水，懐中電灯，貴重品の携帯を忘れないで下さい。避難時は，関係者の誘導に従って行動して下さい。
　.また，導離先では，家族の安全確認を行い，責任者の方または町職員に報告してください。

〔案分 3〕避難準備情報（災害時要援護者避難情報）（洪水）

◎　ただ今，○時○分に○○地区に対して避難準備情報を出しました。
　○○川が○○の付近まで増水し，水位の上昇が続いています。今後○○川があふれるおそれがありますので，お年寄りの方など避難に時間がかかる方は，直ちに○○避難所へ避難して下さい。その他の方も避難の準備を開始して下さい。

〔案文 4〕避難の勧告・指示(がけ崩れ)

◎　町内○○地区で，がけ崩れが発生しました。○○地区の方は，至急避難して下さい。避難所は，○○学校，体育館です。
　最寄りの避難所へ，隣近所誘い合って避難して下ざい。
また，避難する場合は，川沿いやがけの周辺など危険な箇所を避け,あわてず落ち着いて行動して下さい。

〔案文 5〕避難の勧告・指示(洪水)

◎　○○地区で，○○川が氾濫しました。氾濫区域が広がる恐れがあります。○○地区の人.は，直ちに○○学校，体育館に避難して下さい。
　お互いに助け合って直ちに避難して下さい。
　(係員の指示に従って下さい。)

〔共通事項〕
(放送文中後に放送)

◎　こちらは，ぼうさい○○○○です。

7-2　災害時における放送要請に関する協定

災害時における放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、鹿児島県知事と放送協会鹿児島放送局長とは、災害時における放送要請に関する手続きについて、次のとおり協定する。

第１条　鹿児島県知事（以下「甲」という。）は、法第57条の規定に基づき、日本放送協会鹿児島放送局長（以下「乙」という。）に放送を要請するときは、この協定の定めるところによるものとする。
第２条　甲が乙に放送を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。
１　放送を要請する理由
２　放送事項
３　その他必要な事項
第３条　乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式・内容・時刻および放送系統をそのつど自主的に決定し放送するものとする。
第４条　第２条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実・円滑を図るため、連絡責任者を次のとおり定める。
鹿児島県総務部消防防災課長（※）
日本放送協会鹿児島放送局放送部長
第５条　この協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

附　則
この協定は、昭和56年４月１日から施行する。

この協定締結の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保持する。

昭和56年４月１日
甲　　鹿児島県知事　　鎌　田　　要　人
乙　　日本放送協会
　　鹿児島放送局長　　小　川　　修

（注）　鹿児島テレビ放送株式会社、株式会社南日本放送、株式会社鹿児島放送、株式会社エフエム鹿児島、株式会社鹿児島讀賣テレビの各社と、同一の内容の協定を締結している。
※　鹿児島県危機管理局危機管理防災課への読み替え

災害時における放送要請等について

1　「災害時における放送要請に関する」に基づ協定く要請

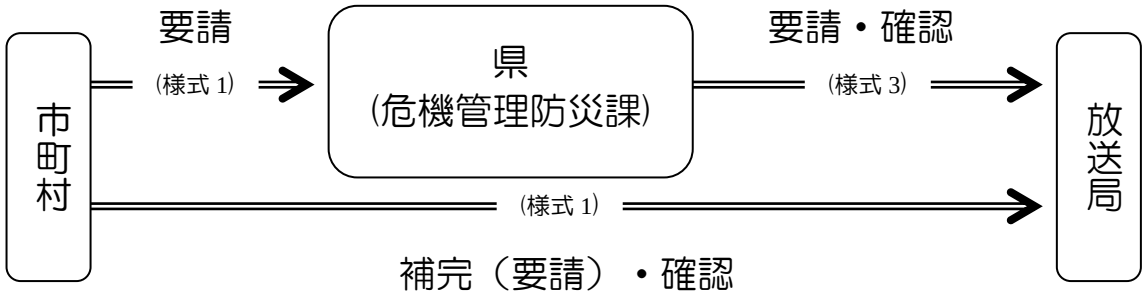

※　放送協定に基づく放送要請については、災害対策基本法第５７条の解釈により、「災害の発生が時間的に迫っていて、自治体が利用できる通信機能がすべてまひしたような場合」に行う（原則FAX）こととされている。これに該当しない場合の，放送機関への災害情報の提供の方法については、２を参考のこと。

2　災害情報の提供

(1)　避難勧告等で緊急性が高く住民への周知が必要な情報

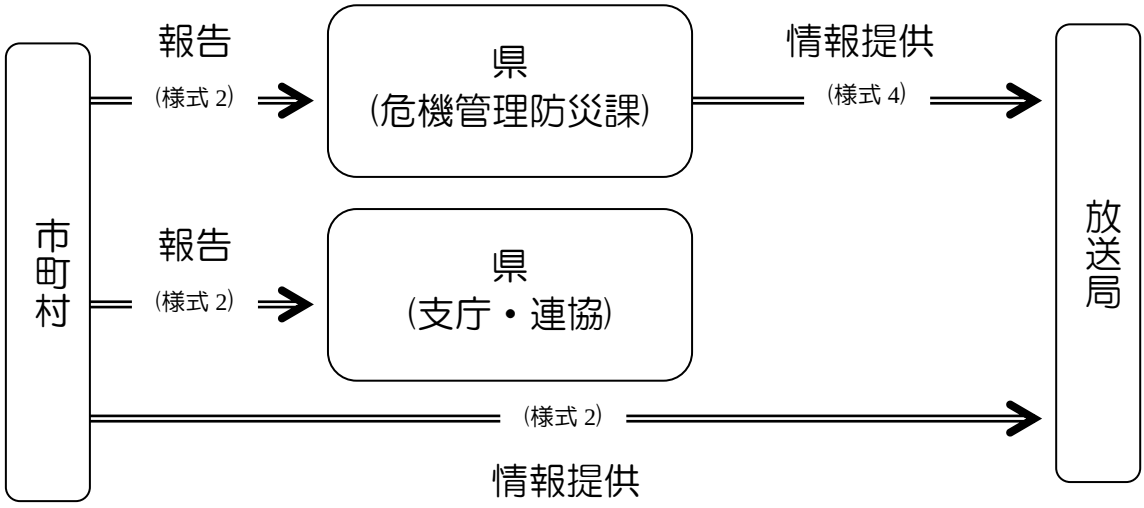

(2)　その他の災害情報

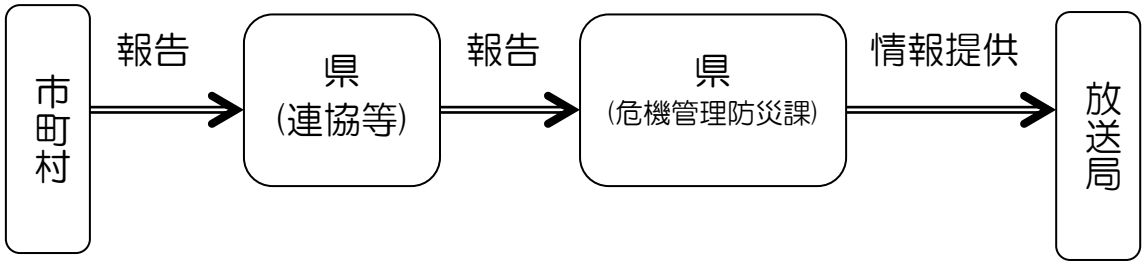

様式１（市町村→県・関係放送各社）

重　要　　災害時放送要請協定関係　　第　　報

要請理由

避難勧告発令情報

（市町村名）
送付日時：　　月　　日　　時　　分

１　避難情報の別
（　　）　避 難 指 示
（　　）　避 難 勧 告
（　　）　避難準備情報

２　発 令 時 刻　　時　　分

３　対象地域等　　地区　　世帯　　名

４　避難すべき理由

５　その他避難行動にかかる特記事項

□
□
□

発信者氏名
電　　話
Ｆ　Ａ　Ｘ
報道各社着信確認（※　行政側使用欄）

ＮＨＫ	ＭＢＣ	ＫＴＳ	ＫＫＢ	ＫＹＴ	FM 鹿児島

※放送各社の担当者名を記載

様式２（市町村→県・関係放送各社）

避難勧告発令情報　（第　　報）

（市町村名）

送付日時：　　月　　日　　時　　分

１　避難情報の別

（　　）　避 難 指 示

（　　）　避 難 勧 告

（　　）　避難準備情報

２　発 令 時 刻　　時　　分

３　対象地域等　　地区　　世帯　　名

４　避難すべき理由

５　その他避難行動にかかる特記事項

□

□

□

発信者氏名

電　　話

Ｆ　Ａ　Ｘ

様式３（県→関係放送各社）

重　要　　災害時放送要請協定関係　　第　　報

要請理由

避難勧告発令情報

（市町村名）
送付日時：　　月　　日　　時　　分

１　避難情報の別
（　　）　避 難 指 示
（　　）　避 難 勧 告
（　　）　避難準備情報

２　発 令 時 刻　　時　　分

３　対象地域等　　地区　　世帯　　名

４　避難すべき理由

５　その他避難行動にかかる特記事項

□
□
□

発信者氏名　　鹿児島県危機管理局危機管理防災課長
電　　話　　０９９－２８６－２２５６
Ｆ　Ａ　Ｘ　　０９９－２８６－５５１９
報道各社着信確認（※　行政側使用欄）

ＮＨＫ	ＭＢＣ	ＫＴＳ	ＫＫＢ	ＫＹＴ	FM 鹿児島

※放送各社の担当者名を記載

様式４（県→関係放送各社）

避難勧告発令情報　（第　　報）

（市町村名）

送付日時：　　月　　日　　時　　分

１　避難情報の別

（　　）　避 難 指 示

（　　）　避 難 勧 告

（　　）　避難準備情報

２　発 令 時 刻　　時　　分

３　対象地域等　　地区　　世帯　　名

４　避難すべき理由

５　その他避難行動にかかる特記事項

□

□

□

発信者氏名　　鹿児島県危機管理局危機管理防災課長

電　　話　　０９９－２８６－２２５６

Ｆ　Ａ　Ｘ　　０９９－２８６－５５１９

災害時における放送用連絡先

関係放送 機 関 名	FAX 番号	着信確認用 電話番号１	着信確認用 電話番号２
Ｎ Ｈ Ｋ	099-227-8114	099-259-4121	099-254-1503
Ｍ Ｂ Ｃ	099-259-0200	099-254-7117	099-255-1261
Ｋ Ｔ Ｓ	099-254-5602	099-253-6817	099-285-8804
Ｋ Ｋ Ｂ	099-257-5762	099-257-5786	099-257-5803
FM鹿児島	099-239-1120	099-227-0722	
Ｋ Ｙ Ｔ	099-285-5503	099-285-5513	099-285-5501

8　応援協定等

市と事業者等が締結している災害に関する協定等の状況

番号	協定等の名称	協定の相手方（事業者名）	締結 年月日	協定の概要	所管課
1	災害時における電力復旧等に関する協定書	九州電力株式会社 熊毛営業所長	協定 H8.6.7 改定 H27.3.31 H28.2.29	災害発生時の防災情報の収集、提供等情報連絡、電力施設の円滑な復旧を図る。	総務課
2	鹿児島県消防相互応援協定	17 市 28 町４村 10 消防組合１広域事務組合	H18.10.25	県内において大規模災害等が発生した場合の相互応援について（消防組織法第 39 条）	総務課
3	西之表市と中種子町における非常備消防相互応援協定	中種子町	H19.3.23	西之表市と中種子町が非常備消防の相互の応援について（消防組織法第 39 条）	総務課
4	災害時における無線による情報伝達に関する協定	株式会社時任建設 竹原建設工業有限会社 有限会社市丸タクシー 藤田建設興業株式会社 北南コンクリート株式会社 種子島屋久島交通株式会社 九州電力株式会社熊毛営業所	H19.5.15 H19.5.15 H19.5.23 H19.5.23 H19.5.31 H19.6.20 H19.7.10	行政区域及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、所有する無線局又はそれに所属する無線局が協力して、災害に関する情報の収集・伝達について	総務課
5	鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定	県知事 県市長会会長 県町村会会長	H19.6.27	被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援について（災害対策基本法第２条第１項、災害対策基本法第 67 条第１項及び第 68 条第１項）	総務課
6	災害時における応急生活物資（ＬＰガス等）の供給に関する協定書	鹿児島県ＬＰガス協会熊毛支部	H20.11.21	災害時に必要な応急生活物資（ＬＰガス等）の調達及び運搬について	総務課
7	種子島地区水道協議会災害時相互応援協定書	1 市 2 町	H21.4.1	応援職員の派遣、被災状況の情報収集、水道資機材、応援給水、給水に係る衛生措置等の指導、その他飲料水の提供について	水道課
8	大規模災害時における応急対策に関する細目協定書	社団法人鹿児島県建設業協会種子島支部	H24.3.9	公共土木施設における大規模災害時の応急対策に係る業務を迅速かつ的確に行う	建設課

番号	協定等の名称	協定の相手方（事業者名）	締結年月日	協定の概要	所管課
9	種子島における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局長	H24.7.24	国土交通省所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援や被害の拡大や二次災害の防止について	総務課
10	友好都市大規模災害時における相互応援にかんする協定	滋賀県長浜市長	H26.6.6	いずれかの市域において災害及び原子力災害が発生した場合において、被害を受けた市独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるときの相互の応援体制について	総務課
11	姉妹都市災害時における相互応援に関する協定	鹿児島県伊佐市長	H26.8.23	いずれかの市域において災害が発生した場合において、被害を受けた市独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるときの相互の応援体制について	総務課
12	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話株式会社 鹿児島支店　支店長	H28.5.13	災害の発生時において、特設公衆電話を設置し、被災者等の通信の確保を図る	総務課
13	災害発生時における市内郵便局の協力に関する協定	西之表市内郵便局 代表　日本郵便株式会社　古田郵便局長	H28.9.23	災害発生時において、郵便局ネットワークを活用した広報活動や災害救助法適用時の郵便業務等について相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行する	総務課
14	津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定	社会福祉法人 鹿児島県保育連合会会長	H29.7.14	市内に津波が発生し、又は発生する恐れがある場合において、近隣の住民等が避難する施設として使用することについて必要事項を定める	総務課
15	津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定	社会福祉法人 聖母会平和の園保育園　理事長	H29.7.14	市内に津波が発生し、又は発生する恐れがある場合において、近隣の住民等が避難する施設として使用することについて必要事項を定める	総務課
16	津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定	マリアの宣教者フランシスコ修道会 本部／瀬田修道院　管区長	H29.7.14	市内に津波が発生し、又は発生する恐れがある場合において、近隣の住民等が避難する施設として使用することについて必要事項を定める	総務課

17	災害時における基幹業務処理の相互支援体制に関する協定書	京都府自治体情報化推進協議会長 長崎県市町村行政振興協議会長 鹿児島県町村会長	H29.12.1	総合行政システムで運用している基幹業務について、会員市町村間で、地震等の災害により被災庁舎内での電算機の運用が不可能になった場合の相互支援体制を構築する	行政経営課

8-1　災害時における電力復旧等に関する協定書

1　目　的

この協定書は、西之表市（以下「甲」という。）と九州電力株式会社 熊毛配電事業所（以下「乙」という。）が、災害発生時に、防災情報の収集、提供等情報連絡を密にするとともに、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち電力施設の円滑な復旧を図ることを目的とする。

2　適用の範囲

この協定が適用される非常事態とは、次の事象に伴う大規模な停電及び停電が予想される場合とする。

（1）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火、竜巻、降灰などの自然現象

（2）火災、爆発、油流出などの事故（原因がテロ等による場合を含む）

3　組　織

災害時における乙の組織体制は次による。

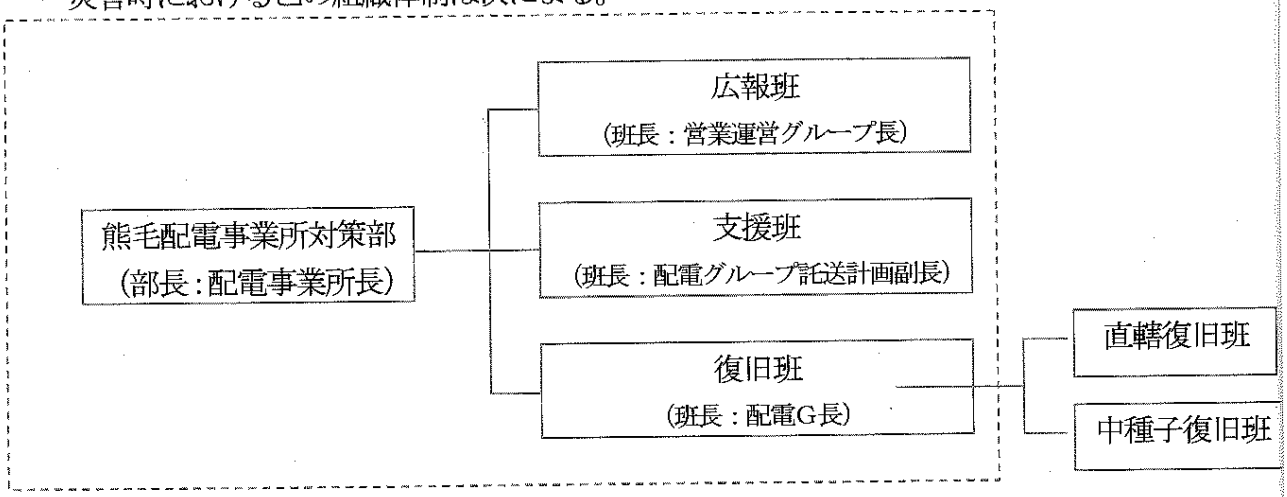

4　情報連絡体制

（1）情報連絡ルート

①対策部設置前

- 災害が予想される場合の情報連絡は次による。

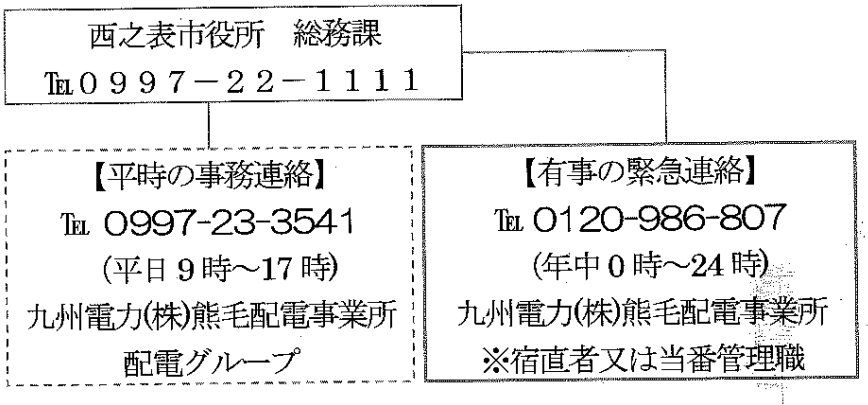

1　目　的

この協定書は、西之表市（以下「甲」という。）と九州電力株式会社 熊毛営業所（以下「乙」という。）が、災害発生時に、防災情報の収集、提供等情報連絡を密にするとともに、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち電力施設の円滑な復旧を図ることを目的とする。

2　適用の範囲

この協定が適用される非常事態とは、次の事象に伴う大規模な停電及び停電が予想される場合とする。

（1）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火、竜巻、降灰などの自然現象

（2）火災、爆発、油流出などの事故（原因がテロ等による場合を含む）

3　組　織

災害時における乙の組織体制は次による。

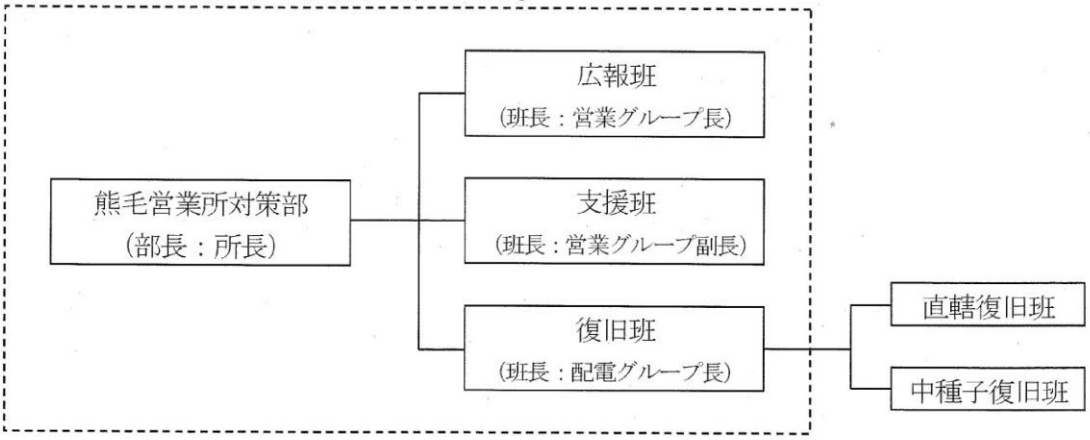

4　情報連絡体制

（1）情報連絡ルート

①対策部設置前

・ 災害が予想される場合の情報連絡は次による。

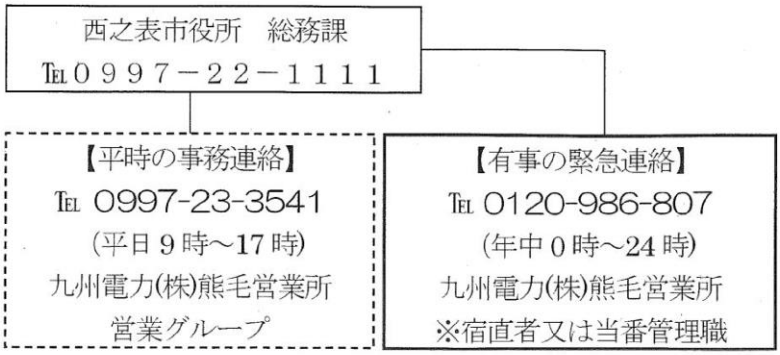

（2）情報内容

	西之表市　→　九州電力	九州電力　→　西之表市
台風襲来前	・道路状況（交通規制等）	・対策部設置状況
台風通過中	・道路状況（通行止め等）	・停電状況（概略）
台風通過後	・道路状況（崖崩れ通行止め等） ・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況（現場パトロール等で分かる範囲とする）	・停電状況 ・被害状況（初期概要） ・復旧体制
復　旧　時	・同　上	・停電状況（適宜） ・被害状況 ・復旧見込み

（注）情報連絡は電話、メール又はＦＡＸにより行い、発受信確認を確実に行う。

災害発生時の協力依頼事項

被害が大規模の場合は、被害規模に応じて、乙は甲に以下の事項について協力を依頼する。

（1）駐車場、宿泊箇所の手配

①応援者の駐車場、宿泊箇所は乙で確保するが、大規模災害で多くの車両、復旧員を動員した場合は甲に協力を依頼する。

②復旧工事車両や高圧（低圧）発電機車等の集結基地として「西之表市体育館」他公営施設などの駐車場、会議室等の借用を依頼する。

（2）食事の手配（炊き出しの手配）

原則として、乙で確保するが、乙で確保が困難な場合は、甲の施設の提供等、協力を依頼する。

（3）運送手段の確保

①航空機及び船舶などの公共交通機関が使用できない場合で、復旧要員、復旧工事車両や高圧（低圧）発電機車等の受入れが必要となった場合、乙は甲に対し以下の協力を依頼する。

・ヘリポートの使用

ヘリポート使用の必要が生じた場合は、所定の様式により事前申請する。
なお、緊急かつ止むを得ない場合は、電話による申請も可とする。

②電力設備復旧に支障のある道路障害については、乙は甲に対し優先復旧を依頼する。

6　災害発生時復旧要員の甲の受入れ施設

駐車場（主な施設）

施　設　名	所　在　地	電話番号
西之表市民体育館 駐車場	西之表市鴨女町２４２	０９９７－２２－１９１１

※その他、実情に応じ、乙は甲に対し使用可能な施設の利用を依頼する。

待機、宿泊場所（主な施設）

施　設　名	所　在　地	電話番号
西之表市民体育館	西之表市鴨女町２４２	０９９７－２２－１９１１

※その他、実情に応じ、乙は甲に対し使用可能な施設の利用を依頼する。

7　施設利用に関するその他の事項

（1）乙が甲の施設利用中、設備に損傷を与えた場合は、乙が補修する。

（2）乙が甲の施設利用に際し、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は、事前に甲に通知し協議するものとする。

8　復旧作業

（1）復旧にあたっての基本的な考え方

①行政、警察、上下水道等、住居生活に重大な影響を及ぼす施設への送電を優先する。
②道路遮断等で交通支障になる電柱及び電線の撤去を優先する。

（2）復旧作業の考え方

災害時の復旧作業は早期送電を図るため全て応急復旧工法とし、緊急の場合、市有地及び市道に電柱又は支線を設置することがある。

送電後は、可能な限り速やかに本復旧を行うとともに、電柱又は支線の設置について協議を行うものとする。

9　広報

（1）平常時の広報

災害による断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため、乙は甲に対し、災害シーズン前に甲の広報誌によるＰＲ文掲載を依頼する。

（2）災害が予想される場合の広報

台風が接近するなど、災害が予想される場合、乙は甲に対し、甲の広報手段（防災無線、町内放送等）による感電事故防止、電力設備被害の情報提供等の広報を依頼する。

（3）災害時の広報

災害発生時には、必要に応じて 乙は甲に対し、甲の広報手段（防災無線、町内放送等）による感電事故防止、電力設備被害、停電状況、復旧見込み等の広報を依頼する。

10　協力の範囲

各項に記された乙が甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲のものとする。

11　有効期間

この協定書の有効期間は、平成27年 4月 1日から平成28年 3月 31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙の一方から文書による意思表示がない限り、本協定の継続に異議がないものとし、更に1年間延長するものとし、以降においても同様とする。

12　その他

（1）この協定書に定める事項に疑義が生じた場合、又この協定書に定めのない事項に関しては、甲、乙協議の上、決定する。

（2）この協定の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

以　上

平成27年 3月31日

甲　西之表市西之表７６１２
西之表市
市長　長野　力

乙　西之表市鴨女町２１１－１
九州電力株式会社　熊毛営業所
所長　永山　二三

鹿児島県消防相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は，消防組織法（昭和２２年法律第２２６号。以下「法」という）第３９条の規定に基づき，鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し，協定することについて必要な事項を定め，県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い，もって被害を最小限に防止することを目的とする。

（地域の区分及び代表消防機関等）

第２条　この協定による相互応援を円滑に実施するため，協定を締結する市町村等の中から代表消防機関を選任するものとする。

２　県内を５地域に区分し，区分した地域ごとにそれぞれ地域代表消防機関を選任するものとする。

３　代表消防機関及び地域代表消防機関は，それぞれ代行消防機関を選任するものとする。

（対象とする災害）

第３条　この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは，次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊，資機材等の応援を必要とするものをいう。

(1)　高層建築物火災，林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの

(2)　大規模な地震，火災爆発又は風水害等の自然災害

(3)　石油コンビナート指定地域災害

(4)　航空機事故，列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの

(5)　その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

（応援隊の登録）

第４条　各市町村等は，応援が可能な消防隊，救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては２以上の市町村等が合同して１の応援隊を登録することができる。

（応援要請）

第５条　この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は，第３条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が，他の市町村等の長に対し，次に掲げるいずれかの事態が生じたときに行うものとする。

(1)　災害の発生地を管轄する市町村等の消防力では，災害の防ぎょが著しく困難であるとき。

(2)　災害を防ぎょするため，他の市町村等が保有する消防車両，資機材等を必要とするとき。

（応援要請の種別）

第６条　応援要請の種別は，災害の規模等により次のとおり区分する。

⑴　第１要請　隣接市町村等の間で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に，第２条第２項の規定により区分された地域内の市町村等に対して行う応援要請

⑵　第２要請　第１要請における消防力では災害防ぎょが困難な場合に，第1要請に加えて他の地域の市町村等に対して行う応援要請

（応援要請の方法）

第７条　応援要請は，原則として第１要請，第２要請の順に行うものとし，応援を要請する市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）が，第１要請については地域代表消防機関を通じて地域内の市町村等に対し，第２要請については地域代表消防機関を通じて代表消防機関に対し行うものとする。ただし，要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては，直ちに，第２要請を行うことができる。

２　第２要請を受けた代表消防機関は，地域代表消防機関を通じて応援要請を行うものとする。

３　応援要請を行うときは，次に揚げる事項を明確にしなければならない。

⑴　災害の種別，発生場所及び災害の状況

⑵　応援隊の人員，車両，資機材の数量等

⑶　応援隊の集結場所及び活動内容

⑷　災害現場の最高指揮者の職及び氏名

⑸　使用無線系統

⑹　その他必要な事項

４　要請側市町村等の長が応援要請を行ったときに，直ちに県及び代表消防機関に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

（応援隊の派遣）

第８条　応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

２　応援側市町村等の長は，応援隊の派遣を決定したとき，又はやむを得ない理由により要請に応ずることができないときは，その旨を速やかに第１要請の場合にあっては地域代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に，第２要請の場合にあっては地域代表消防機関及び代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。

３　応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

（応援の中断）

第９条　応援側市町村等の長は，応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては，要請側市町村等の長と協議の上応援を中断することができるものとする。

（応援隊の指揮）

第10条　応援隊は，法第４７条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第11条　応援に要した費用は，次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村等がそれぞれ負担するものとする。

(1)　応援側市町村等の負担する費用

ア　受援地において機械器具を破損した場合の修理費

イ　応援における隊員の諸手当及び被服等の損料

ウ　応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費

エ　消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用

(2)　要請側市町村等の負担する費用

ア　応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費

イ　応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用

ウ　応援隊が受援地において補給した消耗品の費用

(3)　応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用

ア　応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ，又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費

イ　応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ，又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費

ウ　協定に定めのない経費

２　応援した隊員が作業中に死亡し，負傷し，又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続きは，応援側市町村等において行うものとする。

（協定の効力）

第12条　この協定は，平成１８　年　１１　月　　１　日からその効力を生じる。

（改廃）

第13条　この協定の改廃は，この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。

（委任）

第14条　この協定の実施に関し必要な事項は，協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため，本協定書６０通を作成し，協定市町村等の長が記名押印のうえ各自１通を所持するものとする。

平成 １８ 年 １０ 月 ２５ 日

鹿 児 島 市 長　　森　　博 幸

鹿　屋　市　長　　山　下　　栄

枕　崎　市　長　　瀬 戸 口　嘉 昭

阿 久 根 市 長　　斉 藤　　洋 三

出　水　市　長　　渋 谷　　俊 彦

大口市長	隈元　新
指宿市長	田原迫　要
西之表市長	長野　力
垂水市長	水迫　順一
薩摩川内市長	森　卓朗
日置市長	宮路　高光
曽於市長	池田　孝

霧島市長	前田　終止
いちき串木野市長	田畑　誠一
南さつま市長	川野　信男
志布志市長	本田　修一
奄美市長	平田　隆義
三島村長	大山　辰夫
十島村長	敷根　忠昭

顕　姓　町　長	山　内　　廣　行
知　覧　町　長	霜　出　　勘　平
川　辺　町　長	東　　展　弘
さ　つ　ま　町　長	井　上　　章　三
長　島　町　長	川　添　　健
菱　刈　町　長	神　園　　勝　喜
加　治　木　町　長	川　野　　威　朗

姶良町長	城光寺　俊和
蒲生町長	厚地　和幸
湧水町長	米満　重満
大崎町長	東　靖弘
東串良町長	奥園　拓夫
錦江町長	野元　良一
南大隅町長	税所　篤朗

肝付町長	倉岡　哲哉
中種子町長	川下　三業
南種子町長	柳田　長谷男
上屋久町長	矢野　勝巳
屋久町長	日高　十七郎
大和村長	永田　武光
宇検村長	元山　三郎

瀬戸内町長	義永　秀親
龍郷町長	田畑　茂光
喜界町長	加藤　啓雄
徳之島町長	勝　重藏
天城町長	吉岡　光一
伊仙町長	大久保　明
和泊町長	伊地知　実利

知名町長	平安　正盛
与論町長	南　政吾
指宿地区消防組合管理者	田原追　要
姶良郡西部消防組合管理者	厚地　和幸
枕崎地区消防組合管理者	瀬戸口　嘉昭
阿久根地区消防組合管理者	斉藤　洋三
大口市外四町消防組合管理者	隈元　新

大隅曽於地区消防組合管理者	池　田　　孝
大隅肝属地区消防組合管理者	山　下　　栄
沖永良部与論地区広域事務組合管理者	平　安　　正　盛
徳之島地区消防組合管理者	大　久　保　　明
熊毛地区消防組合管理者	長　野　　力
大島地区消防組合管理者	平　田　　隆　義

8-3　西之表市と中種子町における非常備消防相互応援協定

西之表市と中種子町における非常備消防相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、西之表市と中種子町（以下「協定市町」という。）が非常備消防の相互の応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、協定市町による非常備消防の相互の応援体制を効果的に活用し、住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護し、その被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援対象の災害）

第２条　相互応援の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1)　大規模な火災、風水害、地震、土砂災害等の発生により応援を必要とするもの

(2)　協定市町相互間の隣接地域に発生した火災

（応援の要請）

第３条　前条の災害が発生した市町の長は、協定市町の長に対しその災害の概要を通報するとともに、必要とする消防隊、資機材等を明示して応援を要請するものとする。

２　協定市町が、前条第２号に規定する火災を覚知し、必要があると認めた場合は、要請を待たず応援することができる。この場合にあってもその応援は、前項の規定により要請があったものとみなす。

（応援隊の派遣）

第４条　応援要請を受けた協定市町の長は、応援隊を派遣するものとする。

２　応援要請を受けた協定市町の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに応援要請をした協定市町の長に通知するものとする。

（応援隊の指揮）

第５条　応援隊は、法第47条の規定に基づき応援要請をした協定市町の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費の負担は、鹿児島県消防相互応援協定第11条の規定を準用する。ただし、第２条第２号の規定に基づく災害の応援に要した消防団員の諸手当及び消火活動中に破損した機械器具の修理費は、応援を要請した協定市町の負担とする。

（協定の改廃）

第７条　この協定について改廃の必要が生じたときは、協定市町の長が協議して

これを定めるものとする。

（委任）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項は、熊毛地区消防組合の消防長及び協定市町の消防団長が協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第９条　この協定は、平成19年４月１日からその効力を生じる。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、協定市町の長が記名押印の上、各自１通を所持するものとする。

平成１９年　３　月　23　日

西之表市長　　長　野　　力

中種子町長　　川　下　三　業

8-4　災害時における無線による情報伝達に関する協定

災害時における無線による情報伝達に関する協定（見本）

西之表市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、甲の行政区域及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の所有する無線局又はそれに所属する無線局（以下「無線局」という。）が甲に協力して、災害に関する情報の収集・伝達を行うために必要な事項を定める。
（定義）
第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項第１号、及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第２条第４項に定めるものをいう。
（ボランティア活動）
第３条　この協定に基づき行う乙の活動は、自己の郷土愛に基づくボランティア活動とする。
（情報の提供）
第４条　乙は、災害の発生を覚知し、又は発生のおそれがあると判断した場合は、必要と思われる災害関係情報を甲に提供するものとする。
（費用）
第５条　乙の行う情報収集等に対して甲の支払う費用は無償とする。
（無線局数等の情報提供）
第６条　乙は、甲に対し、無線局数等の情報を提供するものとする。
（連絡体制）
第７条　連絡に使用する通信回線は原則として公衆通信回線とし、公衆通信回線が使用できない時、又はこれを使用することが著しく困難な場合においては、適宜迅速な方法をもって行う。
（その他）
第８条　この協定に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項は、甲と乙が協議の上決定するものとする。
（協定期間）
第９条　この協定は平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までとする。
２　前項の協定期間は、甲乙から何らの意思表示のないときは、更に１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名捺印の上それぞれの１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

鹿児島県西之表市西之表７６１２番地
甲
西之表市長　長野　力

乙

災害時における無線による情報伝達に関する協定事業所一覧

No	協定日	業者名	電話	ＦＡＸ
1	H19/05/15	株式会社時任建設	27-2267	27-3213
2	H19/05/15	竹原建設工業有限会社	23-4170	23-2635
3	H19/05/23	有限会社市丸タクシー	22-1010	22-1430
4	H19/05/23	藤田建設興業株式会社	22-0139	23-1218
5	H19/05/31	北南コンクリート株式会社	23-1878	22-1896
6	H19/06/20	種子島・屋久島交通株式会社	22-1255	22-0430
7	H19/07/10	九州電力株式会社熊毛営業所	0120-986-807	23-1407

鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

（趣旨）
第１条　この協定は，災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「災対法」という。）第２条第１号に規定する災害が県内で発生し，被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に，災対法第６７条第１項及び第６８条第１項の規定に基づき，県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため，必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）
第２条　応援の内容は次のとおりとする。
(1)　以下に掲げる物資等の提供及びあっせん
　ア　食料，飲料水，生活必需品，その他必要な資機材
　イ　被災者の救助，医療，防疫，施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
　ウ　救助活動に必要な車両，船艇等
(2)　救護及び応急措置に必要な医療職，技術職等職員の派遣
(3)　以下に掲げる施設等の提供
　ア　被災者の一時収容のための施設
　イ　ごみ・し尿等の処理のための施設・車両等
(4)　前３号に定めるもののほか，特に要請のあった事項

（応援要請の手続）
第３条　応援を受けようとする市町村は，次の各号に掲げる事項を明らかにして，防災行政無線，電話等により要請し，後に文書を速やかに送付するものとする。
(1)　被害の状況
(2)　応援項目の種類及び内容
　ア　第２条第１号に掲げる物資等の提供及びあっせん
　　物資等の品目・数量，搬入場所，搬入期間
　イ　第２条第２号に掲げる職員の派遣
　　職種，人員，派遣場所，活動内容，派遣期間
　ウ　第２条第３号アに掲げる施設等の提供
　　被災者数，移送方法，移送日時，収容期間
　エ　第２条第３号イに掲げる施設・車両等の提供
　　依頼する処理の内容，数量，車両の必要性の有無
(3)　前２号に掲げるもののほか，必要な事項

（応援要請の順序）
第４条　応援を受けようとする市町村は，次の順序により応援を要請するものとする。
(1)　隣接市町村に対し応援要請する。
(2)　発生した被害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられ，市町村を所管する県災害対策支部又は地域連絡協議会（以下「県支部等」という。）での対応が可能と考えられる場合は，被災市町村を所管する県支部等に対し応援要請する。
(3)　被災の状況によっては，県災害対策本部又は危機管理防災課（以下「県本部等」という。）に直接応援要請をすることができるものとする。

（県支部等の応援要請）
第５条　県支部等は，前条第２号の応援要請に基づき，自ら応援を行うとともに応援可能な管内市町村に対し応援要請を行う。
２　県支部等は，県支部等による応援では対応できないと考えられる場合，県本部等に対し応援要請を行い，県本部等は，自ら応援を行うとともに応援可能な県内市町村に対し応援要請を行う。

（自主応援）
第６条　被災市町村又は県支部等若しくは県本部等から応援要請がない場合においても，被害の状況に応じ，緊急の応援を行う必要を認めた市町村は，第３条による被災市町村からの応援要請を待たずに，自主的に応援を行うことができるものとする。
２　前項の場合において，応援を行う市町村は，応援内容をあらかじめ電話等により被災市町村に連絡するとともに，被災市町村を管轄する県支部等に対し，応援の内容を報告するものとする。

（経費の負担）
第７条　県又は市町村が第２条に基づく応援に要した経費は，原則として，応援を受けた市町村の負担とする。
２　応援を受けた市町村が，前項に定める経費を支弁できないやむを得ない事情があるときには，応援を行った県又は市町村は，当該費用を一時繰替支弁するものとする。
３　第６条の自主応援に関する経費については，応援を行った市町村と被災市町村が，その都度協議する。

（情報の交換等）
第８条　市町村は，この協定に基づく相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう，応援項目ごとの応援可能量など必要な情報等を相互に交換するよう努める。

（職員の公務災害補償）
第９条　応援職員が，応援業務により死亡し，負傷し，若しくは疾病にかかり，又は障害の状態になった場合における公務災害補償については，地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めによるものとする。

（補則）
第１０条　この協定に関し必要な事項については，県及び県内市町村が協議の上，別に定めるものとする。
２　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については，その都度協議して定めるものとする。

附　則
１　この協定は，平成１９年６月２７日から施行する。
２　この協定の締結を証するため，知事，各市町村長から委任を受けた鹿児島県市長会会長及び鹿児島県町村会会長が記名押印の上，各１通を保管し，各市町村長はその写を保管するものとする。

平成１９年６月２７日

鹿児島県知事　伊藤祐一郎

鹿児島県市長会会長　森　博幸

鹿児島県町村会会長　井上章三

8-6　災害時における応急生活物資（ＬＰガス等）の供給に関する協定書

災害時における応急生活物資（ＬＰガス等）の供給に関する協定書

西之表市（以下「甲」という。）と鹿児島県ＬＰガス協会熊毛支部（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な応急生活物資（ＬＰガス等）（以下「ＬＰガス等」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、次に掲げる場合において、ＬＰガス等を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能なＬＰガス等の供給を要請することができる。

⑴　西之表市内に災害が発生し、又は発生するおそれがありに難所又は仮設住宅の設置を決定した場合

（要請の方法）

第２条　第１条の要請は、災害時協力支援要請書（別紙１）をもっておこなうものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第３条　第１条の要請に基づき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙２）により甲に提出するものとする。

（ＬＰガス等の指定）

第４条　この協定の対象となるＬＰガス等は、ＬＰガス、容器（ＬＰガスを供給するための配管等を含む。）及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

（ＬＰガス等の運搬、引渡し）

第５条　ＬＰガス等の引渡し場所及び運搬については、甲乙協議のうえ決定する。甲は引き渡し場所に職員を派遣し、ＬＰガス等を確認のうえ引き取るものとする。

（費用負担）

第６条　乙が供給したＬＰガス等の費用負担は、以下のとおりとする。

⑴　臨時の避難所への供給に係る経費は、乙が負担する。

⑵　仮設住宅が建設され、入居が開始された後の経費は、入居者負担とする。

⑶　⑵に関わる設備費（工事費）に関しては、甲が負担する。

（担当者等の報告）

第７条　甲と乙は、担当者連絡先報告書（別紙３）により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第８条　甲は、乙がＬＰガス等を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項は又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

（効力）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して１年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２０年１１月２１日

甲
鹿児島県西之表市西之表７６１２
　西之表市長　　長野　力

乙
鹿児島県西之表市西之表９９５７
鹿児島県ＬＰガス協会熊毛支部
　支部長　　阿世知　亘富

別紙１

災害時協力支援要請書

平成　　年　　月　　日

鹿児島県ＬＰガス協会
熊毛支部　支部長　　様

西之表市長

災害時における協力要請について

災害時における応急物資の提供に関する協定第２条の規定に基づき、下記のとおり要請します。なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第３条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

１・要請内容

２・要請場所

３・要請に対する応急資機材

資材要請予定期間	資材名・要請数料等	搬入場所
年　　月　　日 から 年　　月　　日 まで	①　ＬＰガス容器 （　　） ②　調整器 （　　） ③　接続具一式 ④　ガスコンロ	

４・その他必要事項

注）資材要請数量は、避難所あたりの数量とする。

別紙２

措置状況報告書

平成　　年　　月　　日

西之表市長　　様

鹿児島県ＬＰガス協会
熊毛支部　支部長

災害時における応急物資の提供に関する協定第３条の規定に基づき、協会支部の措置状況を下記のとおり報告します。

記

１・措置状況内容

２・措置対応場所

３・応急物資使用資材状況

資材要請予定期間	資材名・要請数料等	搬入場所
年　　月　　日 から 年　　月　　日 まで	①　ＬＰガス容器 （　　） ②　調整器 （　　） ③　接続具一式 ④　ガスコンロ	

４・処置状況（必要に応じて図面又は写真を添付）

５・その他必要事項

別紙３

担当者連絡先報告書

年　　月　　日

様

災害時における応急対策業務の協力に関する協定書第７条の規定に基づき、緊急時の各支部連絡先及び担当者名を下記のとおり報告します。

記

注）担当業務については、該当する業務に○をすること。

担当業務	所属事業所名	担当者名	緊急連絡先・ＦＡＸ等
容器回収 点　　検 搬　　送			電話 FAX 携帯
容器回収 点　　検 搬　　送			電話 FAX 携帯
容器回収 点　　検 搬　　送			電話 FAX 携帯
容器回収 点　　検 搬　　送			電話 FAX 携帯

注）電話・FAX・携帯電話については緊急時に連絡するために使用します。

種子島地区水道協議会災害時相互応援協定書

（趣旨）

第１条 この協定は、種子島１市２町における災害時相互応援協定（以下「協定」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　被災地に対する応援の内容は、次のとおりとする。

（１）　応援職員の派遣

（２）　被災状況の情報収集

（３）　水道資機材

（４）　応援給水

（５）　給水にかかる衛生措置等の指導

（６）　その他飲料水の提供に関し必要な事項

（応援要請にかかる手続き等）

第３条　被災を受けた市町が応援を要請しようとするときは、要請の具体的事項を明らかにして要請を行うものとする。

２　第１項の要請を受けた市町は、応援可能な事項を明らかにして速やかに被災市町に報告するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条の規定に基づき応援を受けた市町が負担すべき経費の基準は、次の各号の定めるところによる。

（１）　職員の派遣にかかる次の経費

ア　応援をした市町が定める規定により算出した応援にかかる職員の旅費の額及び諸手当の額

イ　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合における賠償にかかる経費

ウ　その他応援を受けた市町と応援をした市町が協議して定めた経費

（２）　提供を受けた物資の購入にかかる経費

（３）　貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費、及び破損又は故障が生じた場合の修理費

（４）　前各号にかかる応援以外の応援を受けた場合にあっては当該応援に要した経費

２　第２条の規定に基づき応援をした市町が応援に要した経費を立替払いした場合は、前項の基準により算定した額を、応援を受けた市町に請求するものとする。

（協議）

第５条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、各市町協議のうえ定めるものとする。

附則　　この協定は、平成２１年 ４ 月 １ 日から施行する。

平成21年 4 月 1 日

西之表市長　長野　力

中種子町長　川下三業

南種子町長　名越　修

大規模災害時における応急対策に関する細目協定書

西之表市長（以下「甲」という。）と社団法人鹿児島県建設業協会種子島支部長（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合又はその恐れがある場合に、乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1)　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第１項及び同法第 42 条第１項の規定により作成された西之表市防災計画に基づき、西之表市災害対策本部が設置された場合

(2)　その他前号と同程度の災害で乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務の内容）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

(1)　公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告

(2)　公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧

(3)　その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

第４条　甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、文書により協力を要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は口頭で要請し、その後、速やかに文章で要請するものとする。

２　乙は、前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

第５条　乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、その支部ごとに協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

２　乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施するものとする。

（業務の報告）

第６条　乙は、応急業務対策を実施した場合には、速やかに甲に報告し、業務を終了した後に業務報告書を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第７条　第３条に規定する応急対策業務の実施に要した経費のうち、第２号及び第３号については、甲が負担するものとし、第１号については甲は負担しないものとする。

（協定の効力）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた時は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２４年３月９日

甲　　鹿児島県西之表市

市長　長野　力

乙　　社団法人鹿児島県建設業協会　種子島支部

支部長　藤田　護

8-9　種子島における大規模な災害時の応援に関する協定書

種子島における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と西之表市長・中種子町長・南種子町長（以下「市・町長」という。）は，災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 77 条に関して，国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風，豪雨，洪水，高潮，津波等による社会的な影響が大きい重大な自然災害を言う。以下同じ。）が発生し，または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め，もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として，次のとおり協定を締結する。

（応援内容）

第１条　応援内容は，次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

（１）所管施設の被害状況の把握

（２）情報連絡網の構築

（３）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣

（４）災害応急措置

（５）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第２条　種子島内の市・町（以下「市・町」という。）の所管施設に大規模な災害が発生し，または発生のおそれがある場合には，九州地方整備局と市・町は相互に連絡するものとする。なお，市・町長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は，局長は，現地情報連絡員を市・町に派遣し，情報交換を行うものとする。この場合において，市・町長は，現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第３条　局長は，市・町長からの応援要請に対して，必要性について判断の上，応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第４条　市・町長は，市・町内の所管施設に大規模な災害が発生し，または発生のおそれがある場合において，九州地方整備局の応援を必要とするときは，九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長に電話等により応援要請を伝え，応援内容を相互に確認した上で，別紙－１の文書にて応援要請を提出するものとする。

２　局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は，前項の応援要請を受け，応援を行うときは，市・町長（市・町長からの指示を受けた市・町の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え，速やかに別紙－２の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第５条　市・町内の所管施設に大規模な災害が発生し，被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において，特に緊急を要する場合，かつ，応援要請に時間を要するときは，局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において，局長は，あらかじめ別紙－３の文書により応援内容を市・町長に通知するものとする。ただし，連絡網が寸断されている等のため，連絡を取ることが困難である場合は，事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第６条　第１条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

（１）災害初動時に第１条第１号から第３号までに規定する応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお，災害初動時とは，原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

（2）第１条第４号及び第５号の応援を行う場合

原則として市・町の負担とするが，第１条第４号の応援を行う場合で，次の①から④の全てに該当するときは，原則として九州地方整備局の負担とする。

① 大規模な災害と認められる場合

② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し，又は非常体制を発令している場合

③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）

④ 広域災害等であって，本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合，又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で，応急措置又は災害復旧事業の主体，分担等が決定されるまでの間である場合

（平常時の連絡）

第７条 九州地方整備局企画部防災課と市・町総務課は，平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い，応援の円滑な実施を図るものとする。

（その他）

第８条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については，局長と市・町長が協議して定めるものとする。

２ この協定書に関する実務責任者は，九州地方整備局においては企画部防災課長，市・町においては総務担当課長とする。

（運用）

第９条 この協定書は，平成 24 年 7 月 24 日から適用する。

平成 24 年 7 月 24 日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 7 番
国土交通省九州地方整備局長
吉 崎 収

鹿児島県西之表市西之表 7612 番地
西之表市長
長 野 力

鹿児島県熊毛郡中種子町野間 5186 番地
中種子町長
川 下 三 業

鹿児島県熊毛郡南種子町中之上 2793-1
南種子町長
梶 原 弘 徳

別紙－１

文　書　番　号
平成　　年　月　日

国土交通省九州地方整備局長　殿

○○市・町長　○○　○○

大規模な災害時の応援について（要請）

「種子島内における大規模な災害時の応援に関する協定書」第４条に基づき，下記のとおり応援を要請します。

１　期間

２　場所

３　応援内容

４　その他

別紙－２

文　書　番　号
平成　年　月　日

○○市・町長　○○　○○　殿

国土交通省九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

○年○月○日付け○○第○号で要請のあった標記については，「種子島内における大規模な災害時の応援に関する協定書」第４条に基づき，下記のとおり応援する旨通知します。

１　期間

２　場所

３　応援内容

４　その他

別紙－３

文　書　番　号
平成　年　月　日

○○市・町長　○○　○○　殿

国土交通省九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

「種子島内における大規模な災害時の応援に関する協定書」第５条に基づき，下記のとおり応援する旨通知します。

１　期間

２　場所

３　応援内容

４　その他

8-10　友好都市大規模災害時における相互応援に関する協定

友好都市大規模災害時における相互応援に関する協定

鹿児島県西之表市と滋賀県長浜市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。）及び原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２条第１号に規定する原子力災害をいう。）が発生した場合において、被害を受けた市（以下「被災市」という。）独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、被災市の応援要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるように相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類及び内容）
第１条　応援の種類及び内容は、次に掲げるものとする。
（１）食糧、飲料水など応急対策及び復旧に必要な物資及び資機材の提供
（２）災害応急措置及び応急復旧活動に必要な職員等（以下「応援職員」という。）の派遣
（３）被災者の受入れ
（４）ボランティアの斡旋
（５）前各号に掲げるもののほか、特に要請のある事項

（応援要請の手続）
第２条　被災市は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
（１）被害の状況
（２）必要とする応援職員の職種、人数及び活動内容
（３）必要とする物資等の品目及び数量
（４）応援の場所及び当該場所への経路
（５）応援を必要とする期間
（６）前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項
２　前項に掲げる要請のほか、被災により避難が必要となった被災者の受入れを要請する場合には、次に掲げる事項を可能な限り明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
（１）被害の状況
（２）避難を必要とする人数
（３）避難を必要とする期間
（４）前各号に掲げるもののほか、特に希望する事項

（応援の実施）
第３条　応援の要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、誠意を持ってこれを実施するものとする。

（自主応援）
第４条　両市は、いずれかの市に甚大な被害が発生したと認められる場合において、通信途絶等により被災市から第２条の要請がない場合、応援市は、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。
２　前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市と連絡がとれないときは自主的に応援活動を実施するものとする。
３　応援市は、被災直後、自主的な応援活動のため職員を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費し、又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。
４　前項の規定により職員を派遣した場合は、友好都市協定の友愛精神のもとに行うものであり、被災市から第２条の要請があったものとみなす。

（応援のため派遣された職員の指揮）
第５条　応援のため派遣された職員は、被災市の市長のもとに活動するものとする。

（応援経費の負担）
第６条　応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除き原則として被災市が負担するものとする。ただし、応援職員の派遣に要する経費の負担については、次に定めるとおりとする。
（１）応援職員が、応援業務により負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合の必要な補償については、応援市が行う。
（２）応援職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、損害が応援業務の従事中において生じたものについては被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援市が、それぞれ賠償する。
（３）前２号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市及び応援市が協議して定める。
２　被災市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、立替支弁を要請した場合は、応援市は一時立替支弁するものとする。

（連絡窓口）
第７条　第２条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、相互応援のための窓口として連絡担当課を定め、連絡担当者を置くものとする。

（体制の整備）
第８条　この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

（情報交換）
第９条　この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策にかかる情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

（実施細目）
第 10 条　この協定の実施に関し必要な細目事項は、別に定める。

（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

上記のとおり協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両市長が署名捺印し、
各１通を保有するものとする。

平成２６年６月６日

鹿児島県西之表市長　長　野　　力

滋賀県長浜市長　藤　井　勇　治

8-11　姉妹都市大規模災害時における相互応援に関する協定

姉妹都市災害時における相互応援に関する協定

西之表市と伊佐市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被害を受けた市（以下「被災市」という。）独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、被災市の応援要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるように相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類及び内容）

第１条　応援の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

（１）食糧、飲料水など応急対策及び復旧に必要な物資及び資機材の提供

（２）災害応急措置及び応急復旧活動に必要な職員等（以下「応援職員」という。）の派遣

（３）被災者の受入れ

（４）ボランティアの斡旋

（５）前各号に掲げるもののほか、特に要請のある事項

（応援要請の手続）

第２条　被災市は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（１）被害の状況

（２）必要とする応援職員の職種、人数及び活動内容

（３）必要とする物資等の品目及び数量

（４）応援の場所及び当該場所への経路

（５）応援を必要とする期間

（６）前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

２　前項に掲げる要請のほか、被災により避難が必要となった被災者の受入れを要請する場合には、次に掲げる事項を可能な限り明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（１）被害の状況

（２）避難を必要とする人数

（３）避難を必要とする期間

（４）前各号に掲げるもののほか、特に希望する事項

（応援の実施）

第３条　応援の要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、誠意を持ってこれを実施するものとする。

（自主応援）

第４条　両市は、いずれかの市に甚大な被害が発生したと認められる場合において、通信途絶等により被災市から第２条の要請がない場合、応援市は、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

２　前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市と連絡がとれないときは自主的に応援活動を実施するものとする。

３　応援市は、被災直後、自主的な応援活動のため職員を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費し、又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

４　前項の規定により職員を派遣した場合は、姉妹都市協定の友愛精神のもとに行うものであり、被災市から第２条の要請があったものとみなす。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第５条　応援のため派遣された職員は、被災市の市長のもとに活動するものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除き原則として被災市が負担するものとする。ただし、応援職員の派遣に要する経費の負担については、次に定めるとおりとする。

（１）応援職員が、応援業務により負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合の必要な補償については、応援市が行う。

（２）応援職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、損害が応援業務の従事中において生じたものについては被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援市が、それぞれ賠償する。

（３）前２号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市及び応援市が協議して定める。

２　被災市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、立替支弁を要請した場合は、応援市は一時立替支弁するものとする。

（連絡窓口）

第７条　第２条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、相互応援のための窓口として連絡担当課を定め、連絡担当者を置くものとする。

（体制の整備）

第８条　この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

（情報交換）

第９条　この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策にかかる情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

（実施細目）

第 10 条　この協定の実施に関し必要な細目事項は、別に定める。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

上記のとおり協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両市長が署名捺印し、各１通を保有するものとする。

平成２６年８月２３日

鹿児島県西之表市長　　長　野　　力

鹿児島県伊佐市長　　隈　元　　新

別紙

友好都市大規模災害時相互応援協定に関する実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、友好都市大規模災害時における相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第１０条の規定に基づき、相互間の災害時等の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

（連絡窓口）

第２条　両市長は、協定第７条に規定する連絡窓口を別記様式第１号により、あらかじめ定めるものとする。

（応援要請）

第３条　協定第２条に規定する応援要請は、別記様式第２号によるものとする。

（応援通報）

第４条　応援要請された市長は、応援要請に応ずるときは、生活必需物資並びに資機材等の数量、派遣する人員、車両、出発時刻、到着時刻及び応援の責任者等を、また応援要請に応ずることができないときはその旨を、連絡窓口に電話等により通報するものとする。

（報告）

第５条　応援を行った市長は、応援活動終了後速やかに、応援を受けた市長（以下「被災市長」という。）に別記様式第３号により報告を行うものとする。

（経費の請求）

第６条　応援を行った市長は、協定第６条の規定に基づき、応援に要した経費を別記様式第４号により被災市長に請求するものとする。

付 則

この実施細目は、協定締結の日から施行する。

別記様式第１号（第２条関係）

連　絡　窓　口　届　出　書

		平成　　年　　月　　日　現在	
		協　定　市　名	
		所　　在　　地	
連　絡　体　制		昼　　間	夜　間・休　日
①　連　　絡　　担　　当　　課			
②　連絡担当者職・氏名	正		
	副		
③　連　絡　電　話　番　号			
④　電　話　ＦＡＸ　番　号			
⑤　衛　星　携　帯　電　話　番　号			
⑥　その他連絡に必要な事項			

備考　届出事項に変更がある場合は、その都度遅滞なく届け出ること。

別記様式第２号（第３条関係）

文　書　番　号
平成　年　月　日

応援市長　様

被災市長名　　印

応　援　要　請　書

友好都市大規模災害時における相互応援に関する協定第２条第１項により応援を次のとおり要請します。

記

① 災害の種別	
② 災害発生日時	
③ 災害発生場所	
④ 被害の状況	
⑤ 要請する生活必需物資、資機材、車両、人員、一時収容施設等の種別・数量	

⑥ 応援の主な活動	
⑦ 応援の到着希望日時	
⑧ 応援の実施場所	
⑨ 応援を要する期間	
⑩ その他必要な事項	

別記様式第３号（第５条関係）

応　援　活　動　結　果　報　告　書

市名

<table>
<tr><td>災　害　種　別</td><td colspan="2"></td><td>災害発生場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>災害の発生日時</td><td colspan="2">平成　　年　　日　　時　　分頃</td><td>応援要請受信時分</td><td colspan="2">月　　日　　時　　分受信</td><td>受　信　者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">応援活動の概要</td><td>覚知方法</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">応援出動状況</td><td>応　援　機　関</td><td>人　員</td><td>車　両</td><td>そ　の　他</td><td colspan="3" rowspan="4">特記事項</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">資機材等使用状況</td><td colspan="4" rowspan="2"></td><td rowspan="2">応援出動に起因する事故</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
</table>

別記様式第４号（第６条関係）

文　書　番　号
平成　年　月　日

被災市長　様

応援市長名　　印

応援に要した経費の請求について

このことについて、平成　年　月　日　時　分頃　　で発生した災害へ応援したので、友好都市大規模災害時における相互応援に関する協定第６条及び同実施細目第６条に基づき、下記の通り応援に要した経費を請求いたします。

記

請　求　金　額		金　　円	
請求金額の内訳	経　費　の　区　分	請求金額	摘　　要

8-12　特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

鹿児島県西之表市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社鹿児島支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　本協定書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、特設公衆電話を設置し、被災者等の通信の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）
第２条　本協定書に規定する「災害の発生」とは、災害発生時または、災害が発生するおそれがあり甲において避難所開設を行う必要がある場合、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。
２　本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）
第３条　甲は、本協定書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（通信設備の管理及び破損）
第４条　甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）や保安器、引込線とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。
２　乙が設置する屋内配線や保安器、引込線の設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（設置）
第５条　特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。
なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙１に定める様式をもって相互に通知することとする。

（移転、廃止等）
第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。
また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）
第７条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙２に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）
第８条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（開設）
第９条　特設公衆電話の開設が必要となった場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、特設公衆電話の撤去後乙へ設置期間の連絡を行うこととする。

（利用）
第 10 条　甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（利用の終了）
第 11 条　特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、乙に対し撤去した施設場所の連絡を行うこととする。

（目的外利用の禁止）
第 12 条　甲は、第７条に規定する定期試験及び第９条に規定する開設した場合を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。
２　乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
３　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。
４　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合の撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

（協議事項）
第 13 条　本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２８年５月１３日

甲　（住所）　鹿児島県西之表市西之表 7612 番地
西之表市長　長野　力

乙　（住所）　鹿児島県鹿児島市松原町 4 番 26 号
西日本電信電話株式会社鹿児島支店
支店長　末吉　政宏

8-13　災害発生時における西之表市と西之表市内郵便局の協力に関する協定

災害発生時における西之表市と西之表市内郵便局の協力に関する協定

鹿児島県西之表市(以下「甲」という。)と西之表市内郵便局(以下「乙」という。)は、西之表市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)
第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２条第１号に定める被害をいう。

(協力要請)
第２条　甲及び乙は、西之表市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。
（１）緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
（２）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
（３）郵便局ネットワークを活用した広報活動
（４）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
　ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
　イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除
　ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
　エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
（５）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
（６）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（注）
（７）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
（８）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）避難者情報確認シート（避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)
第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)
第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。
２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)
第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)
第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)
第７条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
　甲　西之表市　総務課長
　乙　日本郵便株式会社　種子島郵便局長

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、２０１６年１０月２０日から２０１７年３月３１日までとする。
ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年１０月２０日

西之表市長　　長野　　力

西之表市内郵便局（別表のとおり）
代表　日本郵便株式会社　古田郵便局長
濱添　浩信

8-14　津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定

津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定

津波発生時における緊急避難施設（以下「避難施設」という。）としての使用に際し、西之表市（以下「甲」という。）と社会福祉法人鹿児島県保育連合会若宮保育園（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、西之表市内に津波が発生し、又は発生する恐れがある場合における避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（使用目的）
第２条　近隣の住民等が津波発生時に避難する施設として使用する。

（一時避難施設の使用）
第３条　乙は、乙が所有する次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、避難施設として地域住民に使用させるものとする。

（１）所 在 地：鹿児島県西之表市西之表 16314 番地４
（２）所 有 者：社会福祉法人鹿児島県連合会　若宮保育園
（３）名　　称：若宮保育園
（４）構 造 等：鉄筋コンクリート造平屋建
（５）使用場所：園庭 1900.0 ㎡、リズム室 172.8 ㎡、合計 2072.8 ㎡

２　甲は、前項に規定する使用施設に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

（使用期間）
第４条　使用施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生する恐れがある時、及び西之表市災害対策本部から避難勧告・指示があった時から、西之表市災害対策本部が避難勧告・指示を解除し、乙及び地域住民等が避難施設としての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）
第５条　甲及び地域住民は、使用施設を避難以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）
第６条　使用施設の使用料は無料とする。
（原状回復義務）
第７条　甲は、使用期間を終えた時は、使用施設を原状に回復しなければならない。（ただし地震・津波等の災害により損傷した部分を除く。）この際、地域住民等が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな個所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲乙間で協議を行うものとする。

（使用者責任）
第８条　乙は、使用施設に地域住民が避難した際に、使用施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（避難施設の終了）
第９条　甲は、避難施設として使用施設の使用を終了した時は、その旨を文書で乙に提出するものとする。

（協議）
第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた時は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）
第11条　本協定の有効期間は、締結の日から３年間とする。
２　前項の期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれかから申し出がない場合は、本協定は期間満了の日の翌日から３年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として本書２通作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２９年７月１４日

甲　西之表市西之表７６１２番地

西之表市長　　八板　俊輔

乙　西之表市西之表１６３１４番地４
社会福祉法人鹿児島県保育連合会

会長　　岩下　修一

8-15　津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定

津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定

津波発生時における緊急避難施設（以下「避難施設」という。）としての使用に際し、西之表市（以下「甲」という。）と社会福祉法人聖母会平和の園保育園（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、西之表市内に津波が発生し、又は発生する恐れがある場合における避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（使用目的）
第２条　近隣の住民等が津波発生時に避難する施設として使用する。

（一時避難施設の使用）
第３条　乙は、乙が所有する次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、避難施設として地域住民に使用させるものとする。

（１）所 在 地：鹿児島県西之表市西之表６８７９番地
（２）所 有 者：社会福祉法人聖母会平和の園保育園
（３）名　　称：平和の園保育園
（４）使用場所：お遊戯室　７０．０２㎡

２　甲は、前項に規定する使用施設に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

（使用期間）
第４条　使用施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生する恐れがある時、及び西之表市災害対策本部から避難勧告・指示があった時から、西之表市災害対策本部が避難勧告・指示を解除し、乙及び地域住民等が避難施設としての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）
第５条　甲及び地域住民は、使用施設を避難以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）
第６条　使用施設の使用料は無料とする。
（原状回復義務）
第７条　甲は、使用期間を終えた時は、使用施設を原状に回復しなければならない。（ただし地震・津波等の災害により損傷した部分を除く。）この際、地域住民等が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな個所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲乙間で協議を行うものとする。

（使用者責任）
第８条　乙は、使用施設に地域住民が避難した際に、使用施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（避難施設の終了）
第９条　甲は、避難施設として使用施設の使用を終了した時は、その旨を文書で乙に提出するものとする。

（協議）
第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた時は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）
第11条　本協定の有効期間は、締結の日から３年間とする。
２　前項の期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれかから申し出がない場合は、本協定は期間満了の日の翌日から３年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として本書２通作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２９年７月１４日

甲　西之表市西之表７６１２番地

西之表市長　　八板　俊輔

乙　西之表市西之表６８７９番地
社会福祉法人聖母会平和の園保育園

理事長　　塩塚　俊子

8-16　津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定

津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定

津波発生時における緊急避難施設（以下「避難施設」という。）としての使用に際し、西之表市（以下「甲」という。）とマリアの宣教者フランシスコ修道会　本部／瀬田修道院（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、西之表市内に津波が発生し、又は発生する恐れがある場合における避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（使用目的）
第２条　近隣の住民等が津波発生時に避難する施設として使用する。

（一時避難施設の使用）
第３条　乙は、乙が所有する次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、避難施設として地域住民に使用させるものとする。

（１）所 在 地：鹿児島県西之表市西之表６８７９番地
（２）所 有 者：マリアの宣教者フランシスコ修道会　本部／瀬田修道院
（３）名　　称：運動場・駐車場（平和の園保育園）
（４）使用場所：運動場　９２５㎡、駐車場　４９０㎡

２　甲は、前項に規定する使用施設に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

（使用期間）
第４条　使用施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生する恐れがある時、及び西之表市災害対策本部から避難勧告・指示があった時から、西之表市災害対策本部が避難勧告・指示を解除し、乙及び地域住民等が避難施設としての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）
第５条　甲及び地域住民は、使用施設を避難以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）
第６条　使用施設の使用料は無料とする。
（原状回復義務）
第７条　甲は、使用期間を終えた時は、使用施設を原状に回復しなければならない。（ただし地震・津波等の災害により損傷した部分を除く。）この際、地域住民等が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな個所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲乙間で協議を行うものとする。

（使用者責任）
第８条　乙は、使用施設に地域住民が避難した際に、使用施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（避難施設の終了）
第９条　甲は、避難施設として使用施設の使用を終了した時は、その旨を文書で乙に提出するものとする。

（協議）
第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた時は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）
第11条　本協定の有効期間は、締結の日から３年間とする。
２　前項の期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれかから申し出がない場合は、本協定は期間満了の日の翌日から３年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として本書２通作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２９年７月１４日

甲　西之表市西之表７６１２番地

西之表市長　　八板　俊輔

乙　東京都世田谷区瀬田４－１６－２
マリアの宣教者フランシスコ修道会
本部／瀬田修道院　管区長
林　　節子

8-17　災害時における基幹業務処理の相互支援体制に関する協定書

災害時における基幹業務処理の相互支援体制に関する協定書

京都府自治体情報化推進協議会，長崎県市町村行政振興協議会及び鹿児島県町村会（以下「各協議会」という。）の会員市町村（別表のとおり）は，その区域において大規模な地震等の災害が発生した場合における基幹業務の相互支援体制に関し，次のとおり協定を締結する。

（目 的）
第１条 この協定は，共通の総合行政システム（NewTRY-X/Ⅱ）で運用している基幹業務について，会員市町村相互間で，地震等の災害により被災庁舎内での電算機の運用が不可能になった場合の相互支援体制を構築することを目的とする。
（
協定の締結）
第２条 この協定は，各協議会及び各協議会の会員市町村の合意により締結するものとし，会員市町村は各協議会宛てに本協定に参加する旨の同意書を提出するものとする。

（支援の要請）
第３条 被災により基幹業務の処理が不可能になった会員市町村（以下「被災市町村」という。）は，基幹業務の処理が可能な会員市町村（以下「支援市町村」という。）に対し，支援市町村が保有する電算機を利用した基幹業務処理について要請することができる。
２ 支援の要請は，被災市町村が支援市町村に対して行う。
３ 支援市町村は，要請の内容が自市町村の基幹業務の運用に著しい支障をきたさないと判断した場合には，要請に応じるものとする。

（支援業務の内容）
第４条 この協定に基づく支援業務の内容は，被災市町村から支援要請のあった業務のうち，支援市町村で実行可能な業務とする。

（支援業務の運用）
第５条 支援業務に係る基幹業務の処理については，支援市町村の電算業務に関する条例，規則等に抵触してはならない。

（経費の負担）
第６条 被災市町村への支援に要した経費は，各協議会の負担とする。

（磁気媒体等の輸送及び管理）
第７条 被災市町村は，自己の責任において運用に必要なデータなどを記録した磁気媒体等を，支援市町村の指定する場所まで輸送し，管理する。

（平常時の措置）
第８条 各会員市町村は，この協定が災害時において有効に機能するよう，平常時において，会員市町村相互の情報交換，共同訓練の実施及び災害時における対策に関する調査研究に努めるものとする。

（その他）
第９条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は，各協議会が協議して定める。

附則
この協定は平成２９年１２月１日から適用する。

この協定の締結を証するため，本協定書を３通作成し，各協議会は記名押印し，各１通を保有する。また，その写しを別表に定める各協議会の会員市町村が保有する。

平成２９年１２月１日

住 所 京都市上京区西洞院通り下立売上ル西大路町149 番地1
京都府自治会館内
氏 名 京都府自治体情報化推進協議会長
汐 見 明 男

住 所 長崎県長崎市栄町４番９号 長崎県市町村会館内

氏 名 長崎県市町村行政振興協議会長
一 瀬 政 太

住 所 鹿児島市鴨池新町７番４号 鹿児島県市町村自治会館内
氏 名 鹿児島県町村会長 川 添 健

９　その他

9-1　西之表市災害時要援護者支援制度実施要綱

西之表市災害時要援護者支援制度実施要綱

平成18年２月24日
告　示　第　２３号

（目的）

第１条　この要綱は、障害者やひとり暮らしの高齢者など災害時に自力では迅速な避難行動ができない者のために、地域における自助・共助を基本とした避難支援制度を整備し、これらの者が安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

（災害時要援護者）

第２条　この要綱において災害時要援護者（以下「要援護者」という。）とは、次に掲げる者のうち、災害時における地域での支援（以下「支援」という。）を希望する者であって、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意したものをいう。

⑴　身体障害者のうち、障害の程度が１級及び２級の者

⑵　介護保険法（平成９年法律第123号）に基づく要介護認定結果が要介護３、４又は５と判定された者

⑶　ひとり暮らしで70歳以上の者

⑷　前３号に掲げる者に準じる状態にある難病患者その他のもの

（要援護者の登録）

第３条　要援護者は、災害時要援護者登録申請書（別記第１号様式。以下「申請書」という。）に、その地域の名称及び民生委員の氏名並びに支援を受けるために必要な個人情報を記載して、市長に提出するものとする。この場合において、要援護者は、近隣者、町内会役員等の地域支援者（以下「地域支援者」という。）の記載に当たっては、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

２　市長は、前項に規定する申請を容易にするため、民生委員の協力を得て、要援護者の把握及び登録のために必要な調査を行うものとする。

３　要援護者は、前項の調査の際、第１項の手続をとることができる。

４　市長は、申請書を確認の上、災害時要援護者登録台帳（別記第２号様式。以下「登録台帳」という。）に要援護者の登録を行うものとする。

（登録台帳の保管）

第４条　登録台帳の原本は市長が保管し、副本は要援護者のほか、当該要援護者の登録台帳に記載された地域（自主防災組織を含む。）、消防署、消防団、民生委員及び地域支援者（以下「地域等」という。）がそれぞれ保管する。

２　市長は、毎年度一回、地域等に提供した登録台帳を回収し、保管状況及び異動に伴う登録台帳の保管者の変更の有無の確認を行うものとする。

（登録台帳の提供）

第５条　市長は、要援護者の生命及び財産を守る必要が生じた場合に限り、警察署又は社会福祉施設に登録台帳を提供することができるものとする。

（地域等の支援）

第６条　地域等は、要援護者に対し、登録台帳を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

⑴　災害時における避難誘導、救出活動、安否確認等

⑵　前号の活動を容易にするために日常生活において行う声掛け、相談等

（地域等の義務）

第７条　地域等は、前条各号に掲げる支援以外の目的で登録台帳を活用してはならない。

２　地域等は、登録台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。

３　地域等は、登録台帳を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

４　地域等は、登録台帳の保管者に変更が生じたとき、又は登録台帳を紛失したときは、速やかに、市長に報告しなければならない。

（登録事項の変更）

第８条　要援護者又は地域支援者は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員を通じて市長に報告するものとする。

２　市長は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたことを直接又は前項の報告により知ったときは、登録台帳の原本にその旨を記載するとともに、要援護者及び地域等に連絡するものとする。

（制度の周知）
第９条　市長は、広報紙等を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。
２　地域等は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

附　則
この要綱は、公布の日から施行する。

様式　略

孤立化集落対策マニュアル

1　目的

□　大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。

□　このため、県において、孤立化の未然防止と応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

2　孤立化集落対策

1　孤立化のおそれのある集落の把握

⑴　市町村

道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、土木事務所、ＮＴＴ等防災関係機関から意見を聴取する。

〔孤立化のおそれのある集落(例)〕

□　道路状況
- ○　集落につながる道路等において迂回路がない。
- ○　集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- ○　集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- ○　土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

□　通信手段
- ○　空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- ○　一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2　孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため、県、市町村及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

⑴　市町村

- ・　孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称)」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- ・　集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九電、ＮＴＴなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ・　アマチュア無線を、災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- ・　市町村が整備している防災行政無線移動局(携帯型)については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。

・孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

⑵　ＮＴＴ

・　孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話(現状：県下 40 箇所に配置）及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

⑶　道路管理者（県・市町村等）

・　孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

３　孤立化した場合の対応

⑴　市町村

・　孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
・　避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
・　その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

⑵　県

・　市町村からの孤立化情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
・　被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
・　放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

⑶　ＮＴＴ

・孤立化した集落との連絡手段を確保するため、備蓄している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。
・被災した通信中継局、通信回線等を応急復旧に努める。

⑷　道路管理者（県・市町村）

・建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

⑸　自衛隊

・大型ヘリ等による被災状況の把握、救出・救助、安否確認等を実施するとともに、避難所における炊飯支援や仮設トイレ、テント等の資機材を提供する。

⑹　警察

・安否確認、行方不明者の捜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

（参照）　第２部第１章第５節第５　３　災害対策用機器・資機材の整備
第２章第２節第３　１　関係機関の通信手段の充実
第４　１　通信施設の整備対策
第３部第１章第２節第１　３　有線通信途絶の場合の措置
第２　２　無線通信体制の整備
第２章第11節第５　１　観光客の安全確保
第３章第２節第３　３　輸送方法等（食料の輸送）
第４節第３　３　輸送方法等（生活必需品）
H26年度 鹿児島県地域防災計画

３　住民の救助、救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日頃から、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助、救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

9-3　防災行政無線・衛星携帯の使用方法

防災行政無線の使用方法等

1　防災行政無線の概要

今日の多様化した情報の収集・伝達体制に対応するため、災害発生の未然防止、被害の拡大防止を図るとともに行政事務の効率化を図る目的で平成２年度から平成４年度にかけて「新総合情報通信システム整備事業」により整備され、また、平成２４年度から平成２５年度にかけて、衛星映像系システム、衛星携帯電話システムが再整備された。

事業に伴う本市の負担は、以下のとおりで、地上系端末局、衛星映像系システム、衛星携帯電話システム及びファックスが整備され、情報の収集・伝達機能が飛躍的に向上することになった。

年　　度	負　担　額（千円）	財　　源	内　　訳
		起　　債	一　般　財　源
平 成 ３ 年 度	５，３１３	３，９００（５，３１３×７５%）	１，４１３
平 成 ４ 年 度	１１，３２７	８，４００（１１，３２７×７５%）	２，９２７
合　　計	１６，６４０	１２，３００	４，３４０
平 成 ２ ４ 年 度	１，０７０		
平 成 ２ ５ 年 度	１，２１１		
合　　計	２，２８１		

2　各設備の使用方法及び保守点検

⑴　防災行政無線電話

ア　内線電話から県庁への通話

	（補促番号）		（無線局番）		
（地 上 系）	５１	１	３１１	７	県庁内線番号
（地 上 系）	５１	１	３１１		８０３ 危機管理防災課無線専用回線
（衛星携帯）	５２	電話番号（市外局番から）			

※　特例　　総務課・宿直室設置の無線専用電話からの通話

（地 上 系）　１	３１１	７	県庁内線番号
（地 上 系）　１	３１１		８０３ 危機管理防災課無線専用回線
（衛星携帯） ※庁内交換機障害時交換機→宿直室切替	電話番号（市外局番から）※専用電話		

イ　内線電話から合（支）庁への通話

	（補促番号）			（無線局番）	
（地 上 系）	５１	１	３１２	（無線局番）	７　内線番号
（衛星携帯）	５２	電話番号（市外局番から）			

例　熊毛支庁にかける場合

（地 上 系）　５１－１－３３２－７－２０４
（衛星携帯）　５２－０９９７－２２－１１３１

※　各合（支）庁には衛星地球局が設置されていないので、衛星系通話の場合県庁衛星地球局を経由して通話する。

ウ　内線電話から他市町村への通話

	（補促番号）		（無線局番）	
（地 上 系）	５１	１	（無線局番）	８　（交換手がでます） １　（時間外：警備員がでます）
（衛星携帯）	５２	電話番号（市外局番から）		

例　中種子町にかける場合

（地 上 系）　５１－１－５８１－８
（衛星携帯）　５２－０９９７－２７－１１１１

⑵　ＦＡＸの送り方

ア　他市町村へのＦＡＸ

（地 上 系）１１　－　無線局番　－　７
（衛星携帯）電話番号（市外局番から）　※衛星携帯用ＦＡＸ（一般電話回線受信不可）

例　中種子町にＦＡＸする場合

（地 上 系）　５１－１－５８１－７
（衛星携帯）　５２－０９９７－２７－３５９１

イ　県危機管理防災課又は各合（支）庁へのＦＡＸ

（地 上 系）１１　－　無線局番　－　８４０
（衛星携帯）電話番号（市外局番から）　※衛星携帯用ＦＡＸ（一般電話回線受信不可）

9-4　非常災害使用許可申請書

支　用　第　　号
平成○○年○○月○○日

○　○市町村長　殿

起業者　鹿児島市与次郎２丁目6-16
九州電力株式会社鹿児島支社
執　行　役　員
鹿児島支社長

非常災害使用許可申請書（案）

九州電力株式会社○○支社○○事業は○○災害のため公共の安全を保持するために特に緊急に施工する必要があるので、土地収用法第 122 条第１項の規定によって土地の使用の許可を受けたいので申請します。

記

１．事業の種類　　○○災害復旧工事
２．事業計画の概要　別紙、事業計画の概要のとおり
３．使用しようとする土地の区域
　○○県△△市□□町１丁目地内
４．土地の所有者及び占有者の住所、氏名
　別添地権者一覧表のとおり
５．使用の方法　　○○災害復旧工事に伴う鉄柱建設のための土地の使用
６．使用の期間
　自　　平成□□年△△月○○日
　至　　平成□□年△△月○○日

〔添付資料〕
（１）　位置図（１／５０，０００）
（２）　実測平面図（１／２，０００）
（３）　字図
（４）　地権者一覧表

土地収用法第122条（抜粋）

（非常災害の際の土地の使用）

第百二十二条　非常災害に際し公共の安全を保持するために第三条各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。

2　前項の規定によって使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間は、公共の安全を保持するために必要且つやむを得ないと認められる範囲をこえてはならない。

3　市町村長は、第一項本文の規定による許可をしたとき、又は同項但書の規定による通知を受けたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を土地の所有者及び占有者に通知しなければならない。

4　第一項の規定による使用の期間は、許可があつた日（同項但書の場合にあっては、市町村長に通知をした日）から六月をこえることができない。

以　上

西之表市現和地区防災計画

平成 30 年 3 月

１　はじめに

種子島の北東部、太平洋に面した西之表市現和地区は、古くからの伝承や開拓団の入植、各福祉施設の存在に加え、豊富な自然の恵みを享受してきた温暖でのどかな地域である一方、断層の存在や度々襲来する台風など、様々な自然災害にさらされてきた歴史を持つ地域でもある。

昨今の公的情報で想定されている現和地区の自然災害としては､南海トラフ地震等の巨大地震やそれらに由来する津波､温暖化による極端な気象の変化による大規模な風水害や土砂災害が挙げられる。現和地区を取り巻く自然災害発生の可能性は、決して低いとは言えず、自然災害は必ず起こるもの考えねばならない。

よって、防災・減災活動の充実を期して、地区で起こりうる自然災害の被害を最小限に食い止めるため、西之表市地域防災計画の下位計画と位置付けられる「現和地区防災計画」を定め、地区内の防災意識の高揚と自然外力からの被害軽減を図り、同時に、防災・減災の視点から、地区の連携強化、活性化に繋げていくものである。

２　計画の目的

この計画は、現和地区防災計画と称し、現和地区の９自治会、又は自主防災組織（以下「自主防」という）を単位として、防災活動に関する計画を定め、自助・互助・共助によって、自然災害による、人的、物的被害の発生、および被害拡大の防止または低減を目的とする。

３　行動指針

避難行動、避難場所や避難所の自主運営、防災訓練を以下の行動指針に沿って、自治会又は自主防の活動として自助・互助・共助の精神に基づいて行う。

避難行動等

・市やその他公的機関の広報、テレビ、ラジオ等の情報に留意し、早期避難を心掛ける
・避難行動要支援者は、公的避難所の開設をもって避難開始（避難準備情報）とする
　※この項は事前避難を妨げるものではない
・避難場所、避難所、避難経路の把握に努める

避難場所、避難所の自主運営等

・自助、互助、共助の精神に則り、施設管理者と自主防等が協働して整備、運営する
・地区内の事業所等との連携に努め，防災計画等未策定の事業所には策定を促す
・避難経路となる道路の保守整備に協力する

防災訓練等

・少なくとも年に１回以上、防災訓練を行うよう努める
・地区行事や自治会行事などを機会として防災意識の啓発に努める

４　計画事項

この計画に定める事項は次の通りとする。

（１）防災組織の編成及び役割分担に関すること
（２）防災知識の普及、訓練に関すること
（３）情報収集、伝達に関すること
（４）出火防止、初期消火など被害軽減に関すること
（５）救護、要援護者に関すること
（６）給食・給水、備蓄に関すること

５　組織の編成と役割分担

普段から、または災害発生時の応急活動を効果的に行うために，前項（２）～（６）に対応した組織を編成する。

※人口分布によっては班編成を簡易とすることも考慮する

－１　情報・生活班

	役　　割
日　　常	・連絡網の整備、防災意識の啓発活動 ・補給・施設班と共に避難場所等の整備に協力
災害発生時	・災害弱者に関する情報・避難情報・生活支援情報・安否確認情報などの情報収集及び広報 ・避難所等での生活全般事項（給食・給水・清掃など）の掌握

－２　避難誘導・救護班（消防団員を含む）

	役　　割
日　　常	・避難場所、避難所、及びその経路の把握（情報・生活班、補給・施設班と協力） ・要配慮者の把握、衛生物資の備蓄
災害発生時	・避難時の誘導、避難行動要支援者の支援 ・傷病者の応急手当と搬送、衛生管理、要配慮者の生活支援

－３　補給・施設班

	役　　割
日　　常	・備蓄品の補充、出納管理、避難場所等や避難路の点検整備
災害発生時	・初期消火、避難場所の保守管理、災害時の応急的な補修、備蓄品の管理全般を掌握

６　避難計画

・地区住民は、普段から避難経路の把握に努め、準備している非常持出し品袋を持参して避難できるようにしておく

・避難誘導班員は、情報班員と協力して避難時に配慮を必要とする人を把握しておき、避難時には声掛け、誘導等の支援を行う

・避難に時間がかかる人や支援が必要となる人（要配慮者等）は、台風や豪雨などで水害、土砂災害が予見される場合には、避難所が開設され次第、早めに（土砂災害警戒情報発令の際は直ちに）事前に定めた場所、最寄りの場所へ自主的に避難する。必要があれば，避難情報発令前の避難（事前避難）も考慮する

※　自主避難体制については，自治会又は自主防災組織と行政等が普段から協議しておく

※　要配慮者等と支援者の名簿は、情報保護に留意して別途定める

・避難するときは、なるべく複数で避難するように努める

・いったん避難したら、地区全体の安全が確認されるか、警報・注意報が解除されるまで、または避難した場所が危険な状況にならない限り、もしくは行政機関等から移動の指示が無い限り、その場所から移動しないことが望まれる

・津波が予見される場合や土砂災害等で避難所までの安全な避難ができない場合は、直ちに直近の高所や緊急一時避難場所へ避難する。各区域の緊急一時避難場所（地区住民が指定）は以下の通り。記載のない場合は市が指定する避難所とする

庄司浦緊急一時避難場所：中央墓地（津波等）、自治公民館（台風・土砂等）
田之脇　〃　：中学校跡地（津波等）、区長事務所（台風・土砂等）
上之町　〃　：区長事務所、中学校跡地（台風・土砂等）
下之町　〃　：区長事務所（津波・台風・土砂等）
浅　川　〃　：上村広場（津波、土砂等）、自治公民館（台風等）
武　部　〃　：自治公民館（すべての災害）
西　俣　〃　：ゲートボール場（津波）、自治公民館（台風・土砂等）
近　政　〃　：自治公民館（すべての災害）
川　氏　〃　：自治公民館（すべての災害）

・西之表市が指定する公的避難場所、主要な緊急時避難経路、一時避難場所、公的施設は末尾の資料に記す

・避難することで更なる危険が予見される場合は、その場で命を守る最善の方法を取る

７　訓練計画

・行政と連携し、年度毎に避難訓練を行う。また、地区や自治会行事の際に、避難訓練や炊き出し、消火訓練、避難路整備等を組込んで、防災・減災意識の啓発を行うことが望ましい

例：校区運動会でバケツリレーを取り入れた競技を行う

・訓練を行う際は、第４項で示した内容に即し、連携した訓練や点検を行う

例：補給班は備蓄品の点検を行い、賞味期限の来る食料等を取り替えるなど

・地区住民は、避難訓練を行う際に非常持ち出し品の点検を行う

・情報班は、１年に１回、情報収集伝達訓練を行うよう努める（避難訓練時等も可）

・救護班は、２年に１回、応急手当訓練（消防の講習等）を行うことが望ましい

・施設班は、可能な限り１年に１回、避難場所、避難経路等の点検整備を行う

例：集落全体の清掃作業などと同時に行い避難経路を住民全員で確認し合う

８　備蓄計画

・地区住民は、平素よりリュックサックのように背負える非常持出し品袋（水、食料、タオルや着替えなどが入ったもの）を準備し、自宅出入口等に配置しておく
・隣近所でお互いに融通できる物資は、互助、共助の精神で共同備蓄管理できる
・緊急一時避難場所も含めて、必要な備蓄品のリストを作成し順次整備していく。整備方法は寄付、購入、持寄りなどとし、シートや毛布など必要性の高い物から整備する
・市が指定する避難所の備蓄については、事前協議によって備蓄場所を決定する

９　付記

・この計画は年度毎に要配慮者や避難経路、備蓄品、各班構成の見直しを行う
・この計画の内容は、地区の自主防災組織代表者会において、参加者の過半数をもって変更できる。変更した際は、速やかに西之表市へ届出るものとする
・資料として以下の物を収載する
　地区防災マップ、要配慮者・支援者名簿、組織表様式
・この計画は平成 30 年４月１日より施行する。

■資料

地区防災マップ

※地区住民の情報を基に作成した図であり、市の公式防災マップとは異なる

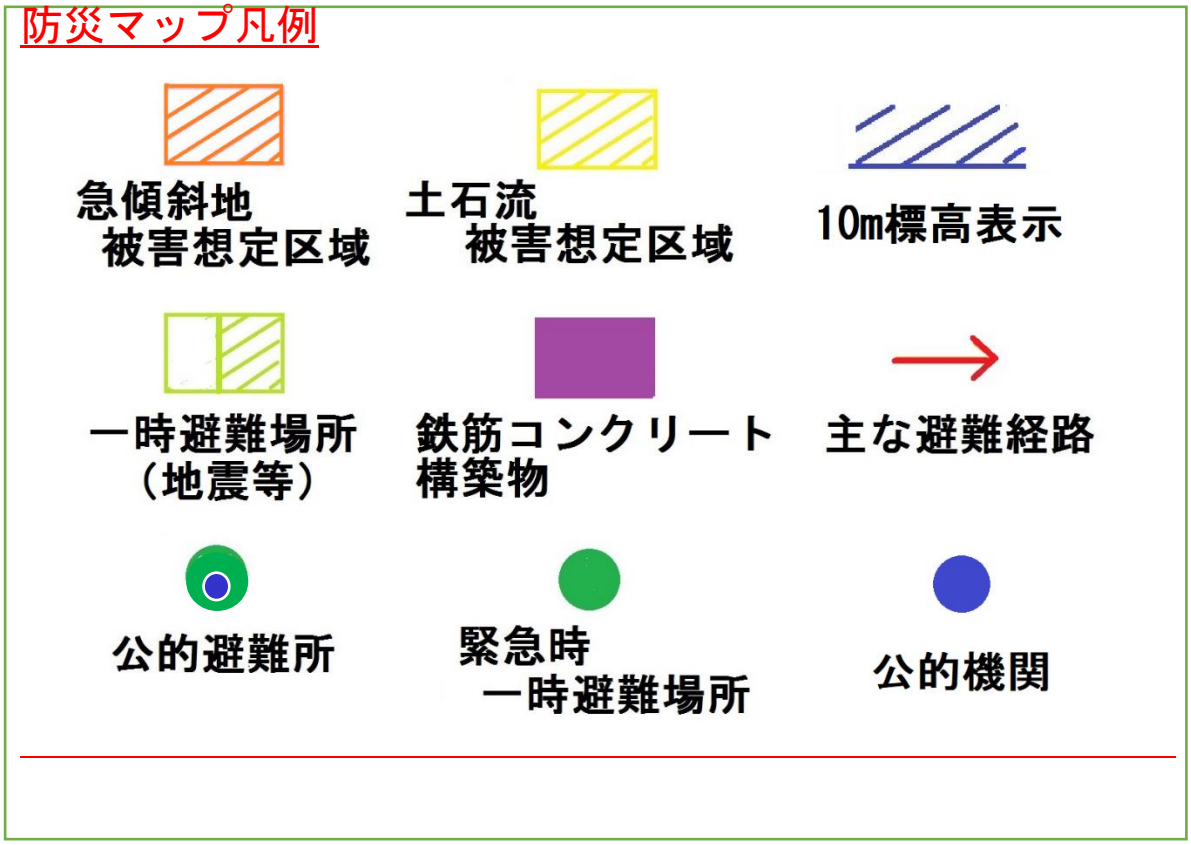

庄司浦

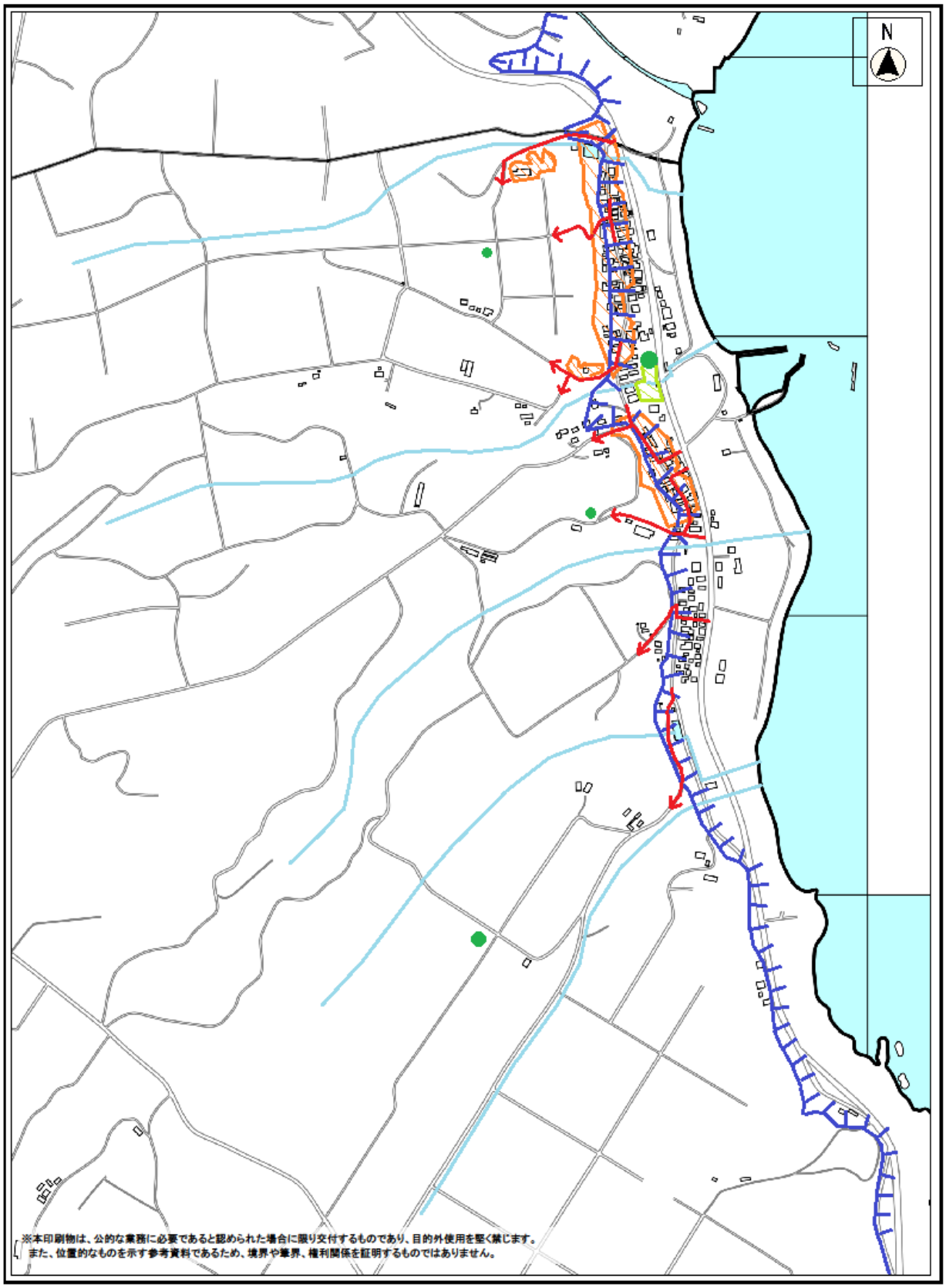
N
※本印刷物は、公的な業務に必要であると認められた場合に限り交付するものであり、目的外使用を堅く禁じます。
また、位置的なものを示す参考資料であるため、境界や筆界、権利関係を証明するものではありません。

田之脇

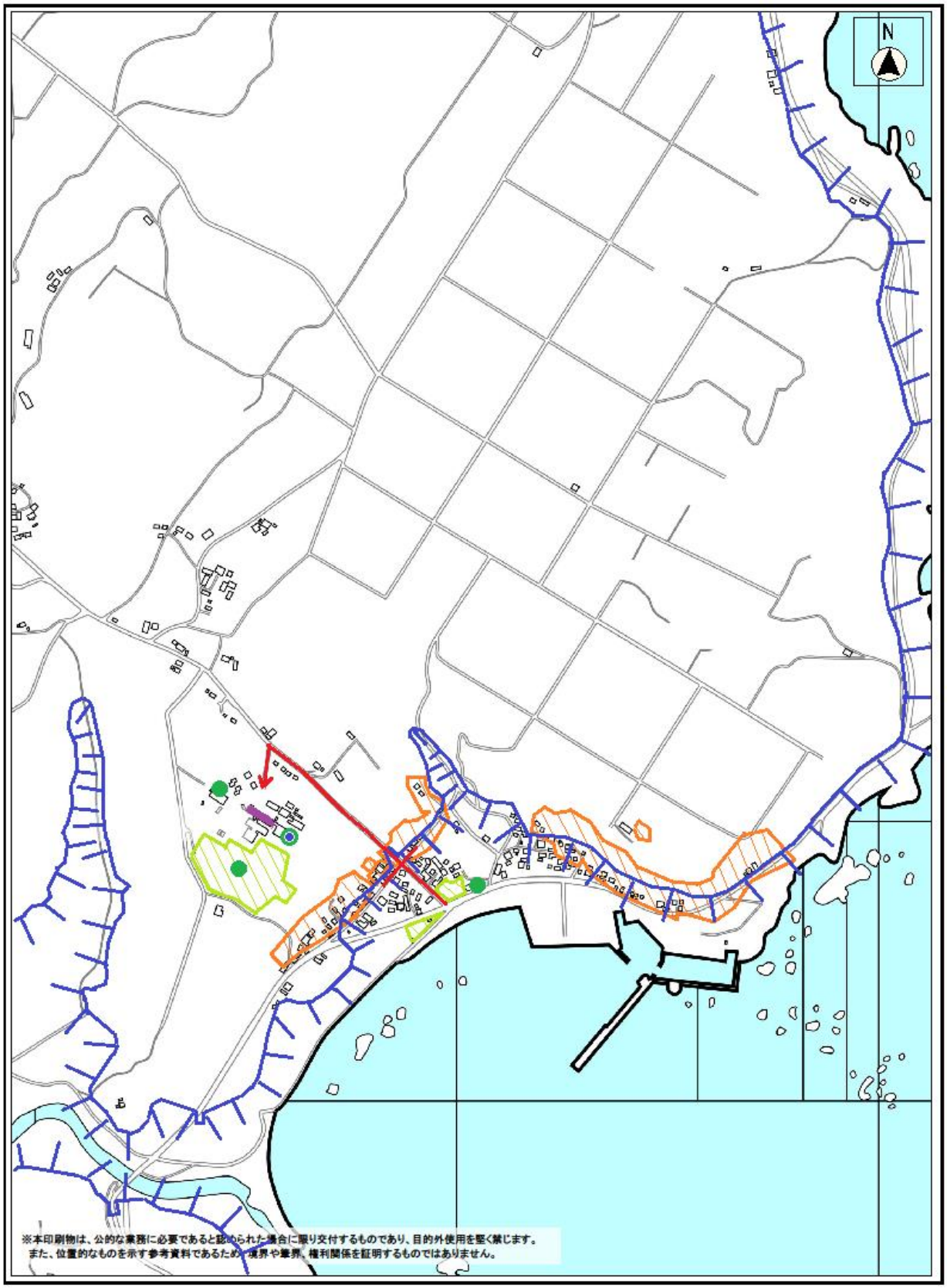
N
※本印刷物は、公的な業務に必要であると認められた場合に限り交付するものであり、目的外使用を堅く禁じます。
また、位置的なものを示す参考資料であるため、境界や境界、権利関係を証明するものではありません。

上之町・下之町

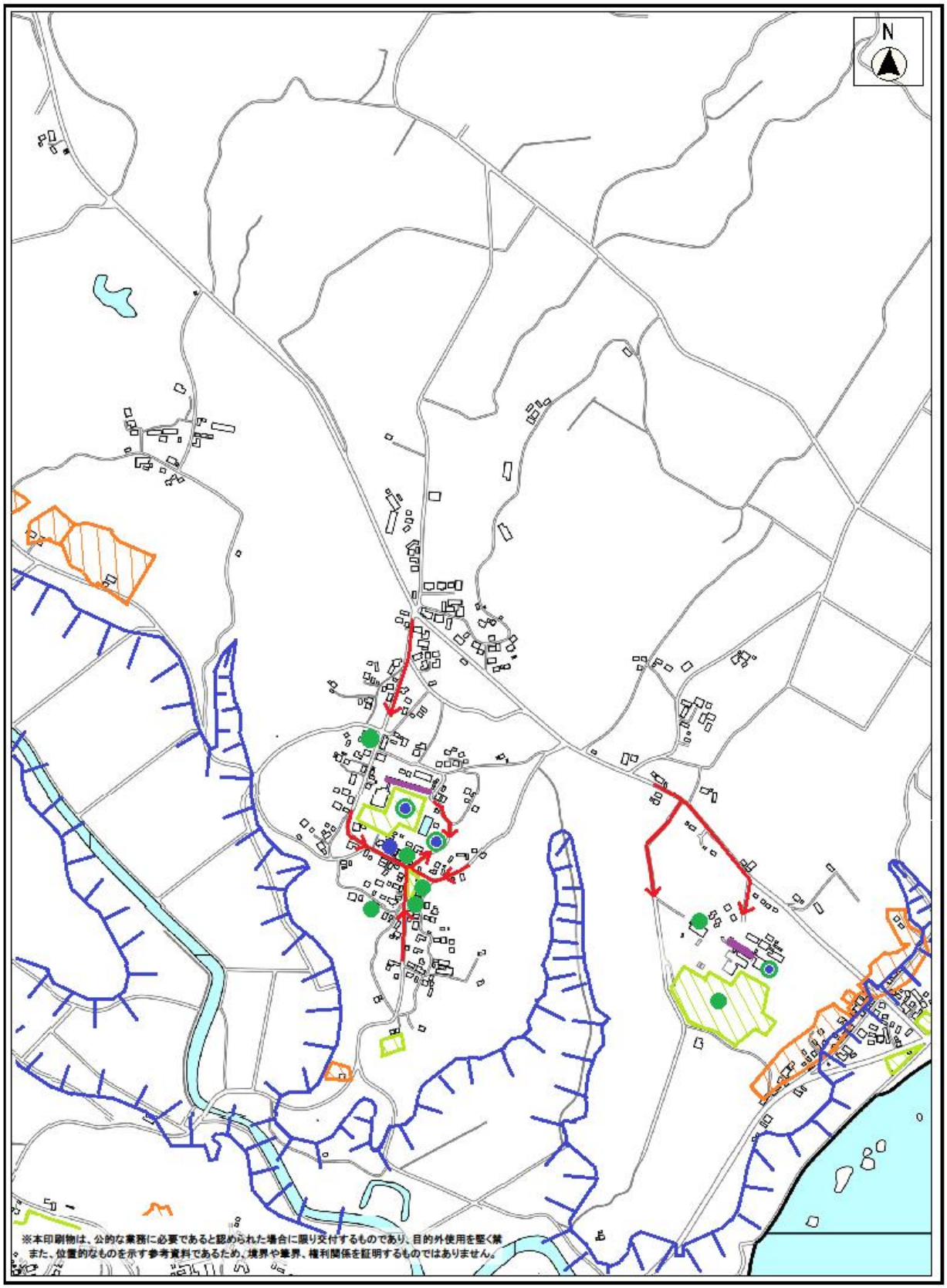
N
※本印刷物は、公的な業務に必要であると認められた場合に限り交付するものであり、目的外使用を堅く禁
また、位置的なものを示す参考資料であるため、境界や筆界、権利関係を証明するものではありません。

浅　川

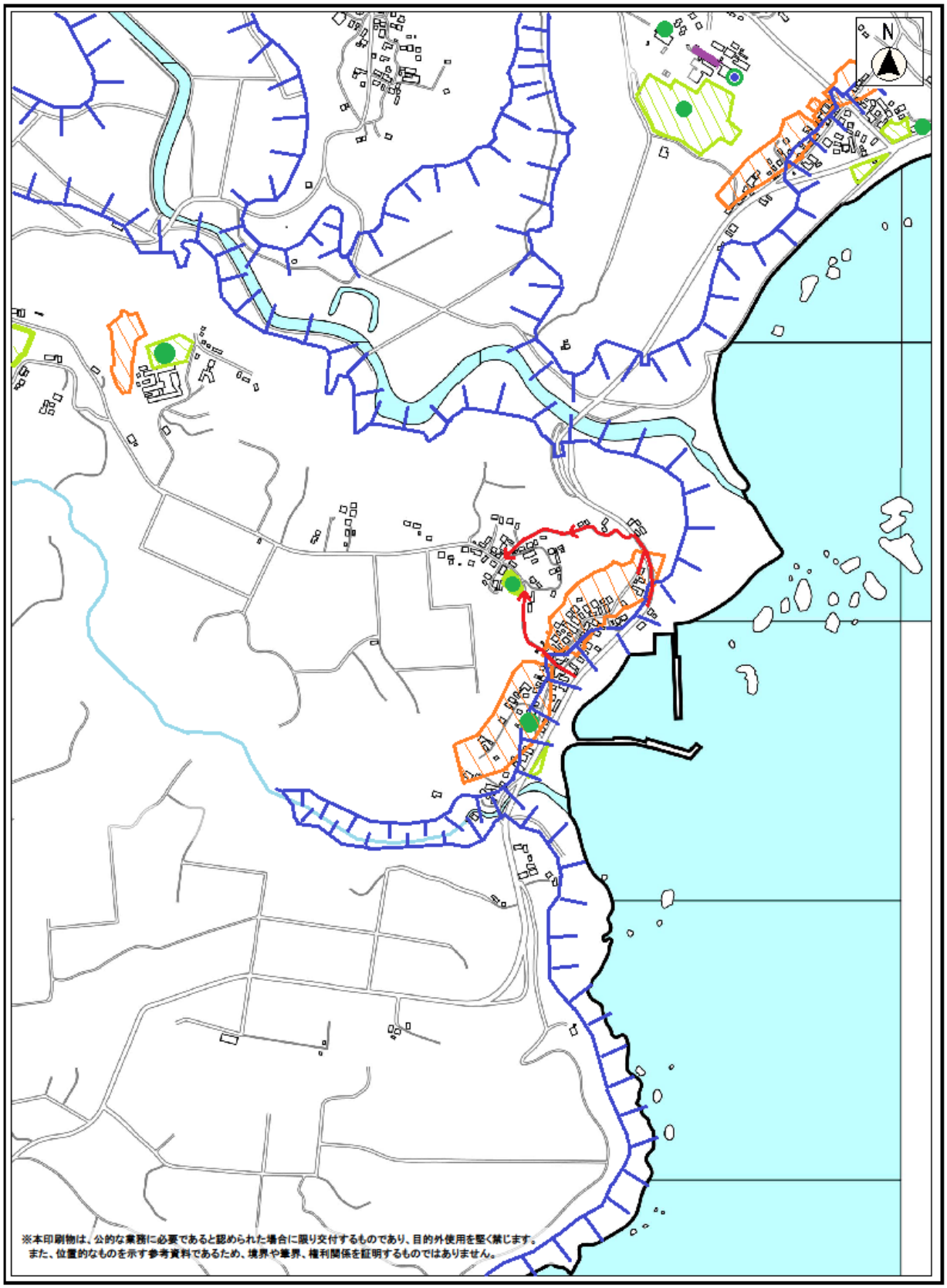
N
※本印刷物は、公的な業務に必要であると認められた場合に限り交付するものであり、目的外使用を堅く禁じます。
また、位置的なものを示す参考資料であるため、境界や筆界、権利関係を証明するものではありません。

武部

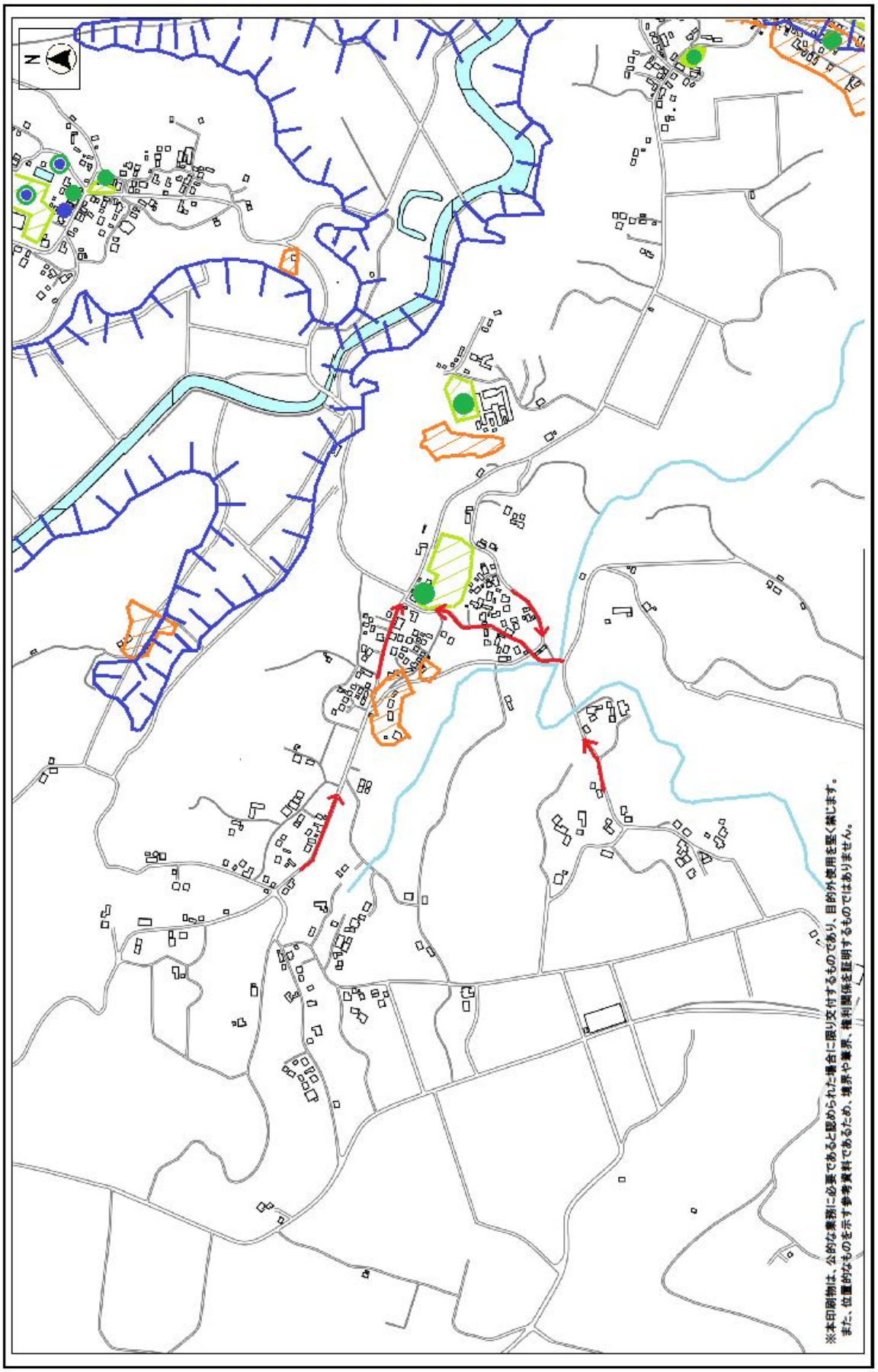
N
※本印刷物は、公的な業務に必要であると認められた場合に限り交付するものであり、目的外使用を堅く禁じます。
また、位置的なものを示す参考資料であるため、境界や権界、権利関係を証明するものではありません。

西俣

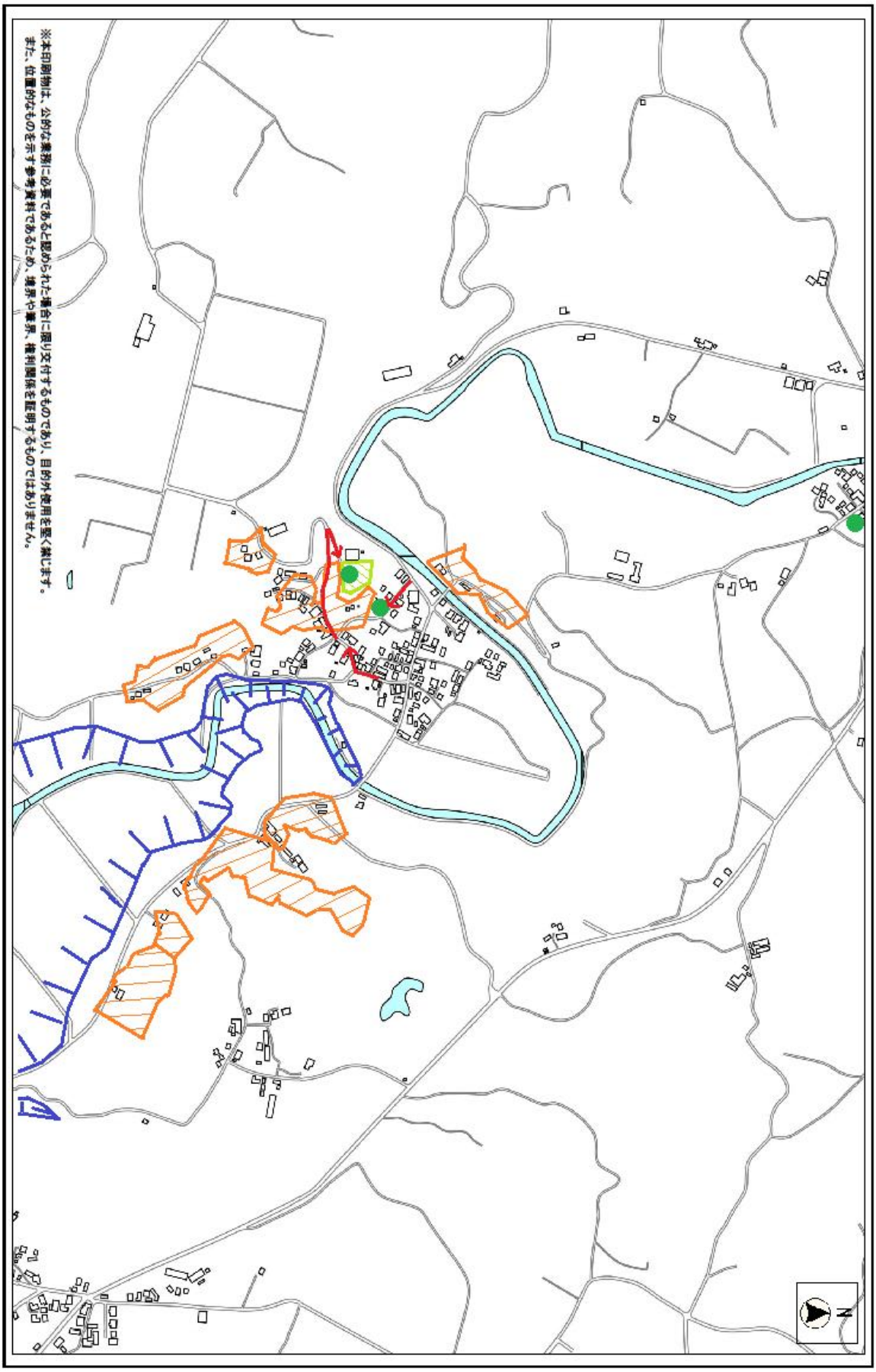
※本印刷物は、公的な業務に必要であると認められた場合に限り交付するものであり、目的外使用を固く禁じます。
また、位置的なものを示す参考資料であるため、境界や筆界、権利関係を証明するものではありません。
N

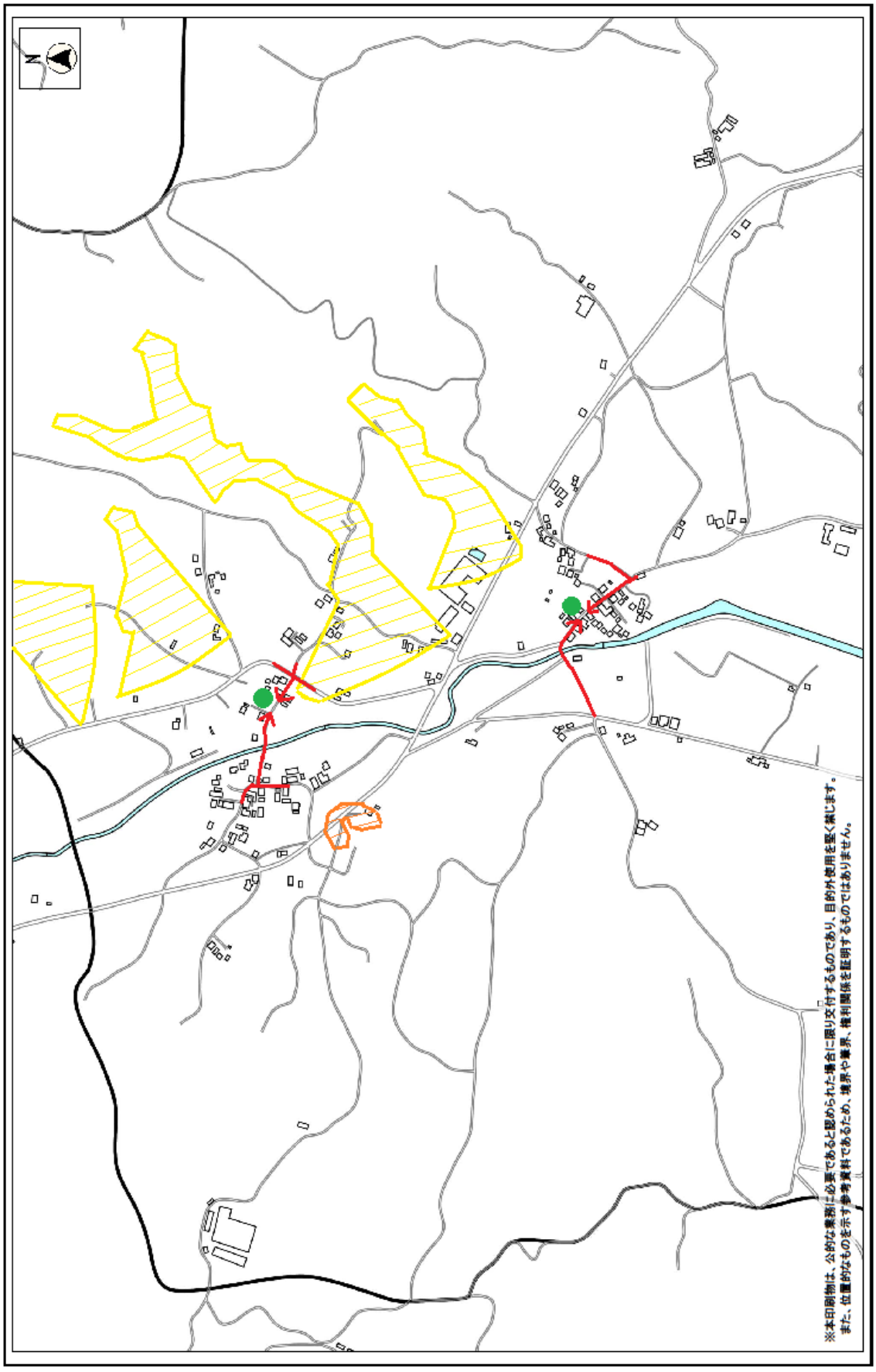
近 政 ・ 川 氏
N
※本印刷物は、公的な業務に必要であると認められた場合に限り交付するものであり、目的外使用を堅く禁じます。
また、位置的なものを示す参考資料であるため、境界や筆界、権利関係を証明するものではありません。

現和地区自主防災組織・地区防災計画組織表

自治会・会長名	情報・生活班	避難誘導・救護班	補給・施設班
庄司浦			
田之脇			
上之町			
下之町			
浅　川			
武　部			
西　俣			
近　政			
川　氏			